

諸外国における外国人との共生に係る制度等 の調査報告書

株式会社 SELC

令和4年2月

目次

ドイツ 諸外国における外国人との共生に係る制度等	1
1 章. 当該国における外国人の国籍, 性別, 年齢等の各種統計	1
2 章. 共生社会を推進するに当たっての政府の基本的な考え方 (理念・ビジョン) 概要	4
2.-1. 外国人の受入に係る政府の基本方針 (理念・ビジョン) 概要	4
2.-1-1. 法律や行動計画等を策定している場合は, その策定に至るプロセス及びその内容	6
2.-1-2. 当該基本方針の実施状況を検証するための K P I の設定の有無や評価手法	11
2.-2. 外国人との共生に係る政府の基本方針 (理念・ビジョン) 概要	11
2.-2-1. 法律や行動計画等を策定している場合は, その策定に至るプロセス及びその内容	15
2.-2-2. 当該基本方針の実施状況を検証するための K P I の設定の有無や評価手法	16
2.-3. 共生に係る政府の基本方針の対象者 (外国人のみを対象としているのか, 外国にルーツを持つ者まで含むのか等) 概要	17
2.-4. 共生社会を推進するための基本方針等に規定されている国の機関概要	18
2.-4-1. 国の機関, 州が果たすべき役割	20
2.-4-2. 自治体機関が果たすべき役割	23
2.-4-3. 企業等が果たすべき役割	24
2.-4-4. 支援団体等が果たすべき役割	24
3 章. 外国人に対する当該国の言語を教育する制度 概要	26
3.-1. 外国人が言語教育を受けるに当たっての公的制度の有無	26
3.-2. 外国人への言語教育制度を実施するための法的根拠の有無	29
3.-3. 外国人への言語教育制度の経費負担者及び利用者負担の有無	31
3.-4. 言語学習における言語能力の到達目標の設定の有無	33
3.-5. 入国・在留 (入国前, 在留の更新, 永住許可, 市民権取得時のいずれの時点か) の要件としての言語学習の義務付けの有無	35
3.-6. 言語教育の講師になるための認定制度 (資格制度, 公的機関による認定制度, 大	

学等における専門課程等)	35
4章. 外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育（以下、「生活オリエンテーション」という。） 概要	38
4.-1. 外国人が生活オリエンテーションを受講するに当たっての公的制度の有無	38
4.-2. 生活オリエンテーションを実施するための法的根拠の有無	41
4.-3. 制度の経費負担者及び利用者負担の有無	41
4.-4. 運営主体及び運営主体に指定されるための認定制度の有無	41
5章. 外国人に対する情報発信 概要	43
5.-1. 行政機関（国，州，自治体。以下同じ。）による多言語での行政情報発信の有無	43
5.-2. 行政機関における主な情報発信の媒体・方法（その媒体・方法を採用している理由を含む。）また，行政機関が発信する情報を一元的に取りまとめ，発信している媒体の有無	44
5.-3. 国及び州が策定する外国人に対する情報発信のためのガイドラインの有無	46
5.-4. 国及び州による自治体等への情報発信に関する体制整備のための支援の有無	47
5.-5. 外国人が正しい情報を直接受け取ることができる仕組み	47
6章. 外国人に対する相談体制 概要	48
6.-1. 行政機関が運営（委託等含む。以下同じ。）する外国人向け相談窓口の設置の有無	48
6.-2. 行政機関における主な相談対応の手段とその理由	52
6.-3. 行政機関が運営する外国人向け相談窓口における対応言語数，翻訳・通訳体制	52
6.-4. 翻訳人・通訳人を育成する公的制度の有無	53
6.-5. 国及び州による自治体等への相談体制整備に関する支援の有無	54
6.-6. 相談者の困り事を解決するための外国人相談窓口と他機関（国の機関，州，自治体，企業，支援団体等）との連携状況	54
7章. 外国人を支援する専門人材等 概要	56
7.-1. 外国人の困り事を解決するための支援をする専門人材（以下，「専門人材」という。）の有無	56
7.-2. 専門人材の業務内容	56
7.-3. 専門人材の活動場所	57

7.-4. 専門人材の育成制度（資格制度，公的機関による認定制度，大学等における専門課程等）	57
参考資料一覧	58
フランス 諸外国における外国人との共生に係る制度等	60
1 章. 当該国における外国人の国籍，性別，年齢等の各種統計	60
2 章. 共生社会を推進するに当たっての政府の基本的な考え方（理念・ビジョン）概要	67
2.-1. 外国人の受入れに係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要	68
2.-1-1. 法律や行動計画等を策定している場合は，その策定に至るプロセス及びその内容	71
2.-1-2. 当該基本方針の実施状況を検証するためのK P I の設定の有無や評価手法	74
2.-2. 外国人との共生に係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要	75
2.-2-1. 法律や行動計画等を策定している場合は，その策定に至るプロセス及びその内容	81
2.-2-2. 当該基本方針の実施状況を検証するためのK P I の設定の有無や評価手法	83
2.-3. 共生に係る政府の基本方針の対象者（外国人のみを対象としているのか，外国にルーツを持つ者まで含むのか等）概要	84
2.-4. 共生社会を推進するための基本方針等に規定されている国の機関概要	85
2.-4-1. 国の機関，県が果たすべき役割	86
2.-4-2. 自治体機関が果たすべき役割	87
2.-4-3. 企業等が果たすべき役割	87
2.-4-4. 支援団体等が果たすべき役割	88
3 章. 外国人に対する当該国の言語を教育する制度 概要	89
3.-1. 外国人が言語教育を受けるに当たっての公的制度の有無	89
3.-2. 外国人への言語教育制度を実施するための法的根拠の有無	92
3.-3. 外国人への言語教育制度の経費負担者及び利用者負担の有無	93
3.-4. 言語学習における言語能力の到達目標の設定の有無	94
3.-5. 入国・在留（入国前，在留の更新，永住許可，市民権取得時のいずれの時点か）の要件としての言語学習の義務付けの有無	96

3.-6. 言語教育の講師になるための認定制度（資格制度，公的機関による認定制度，大学等における専門課程等）	96
4章. 外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育（以下，「生活オリエンテーション」という。） 概要	97
4.-1. 外国人が生活オリエンテーションを受講するに当たっての公的制度の有無	97
4.-2. 生活オリエンテーションを実施するための法的根拠の有無	99
4.-3. 制度の経費負担者及び利用者負担の有無	100
4.-4. 運営主体及び運営主体に指定されるための認定制度の有無	100
5章. 外国人に対する情報発信 概要	101
5.-1. 行政機関（国，州，自治体。以下同じ。）による多言語での行政情報発信の有無	101
5.-2. 行政機関における主な情報発信の媒体・方法（その媒体・方法を採用している理由を含む。）また，行政機関が発信する情報を一元的に取りまとめ，発信している媒体の有無	103
5.-3. 国及び州が策定する外国人に対する情報発信のためのガイドラインの有無	105
5.-4. 国及び州による自治体等への情報発信に関する体制整備のための支援の有無	106
5.-5. 外国人が正しい情報を直接受け取ることができる仕組み	106
6章. 外国人に対する相談体制 概要	107
6.-1. 行政機関が運営（委託等含む。以下同じ。）する外国人向け相談窓口の設置の有無	107
6.-2. 行政機関における主な相談対応の手段とその理由	108
6.-3. 行政機関が運営する外国人向け相談窓口における対応言語数，翻訳・通訳体制	108
6.-4. 翻訳人・通訳人を育成する公的制度の有無	108
6.-5. 国及び州による自治体等への相談体制整備に関する支援の有無	109
6.-6. 相談者の困り事を解決するための外国人相談窓口と他機関（国の機関，州，自治体，企業，支援団体等）との連携状況	109
7章. 外国人を支援する専門人材等 概要	110
7.-1. 外国人の困り事を解決するための支援をする専門人材（以下，「専門人材」という。）の有無	110
7.-2. 専門人材の業務内容	113

7.-3. 専門人材の活動場所	113
7.-4. 専門人材の育成制度（資格制度，公的機関による認定制度，大学等における専門課程等）	113
参考資料一覧	114
カナダ 諸外国における外国人との共生に係る制度等	123
1章. 当該国における外国人の国籍，性別，年齢等の各種統計	123
2章. 共生社会を推進するに当たっての政府の基本的な考え方（理念・ビジョン）概要	130
2.-1. 外国人の受入に係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要	130
2.-1-1. 法律や行動計画等を策定している場合は，その策定に至るプロセス及びその内容	132
2.-1-2. 当該基本方針の実施状況を検証するためのK P Iの設定の有無や評価手法	134
2.-2. 外国人との共生に係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要	134
2.-2-1. 法律や行動計画等を策定している場合は，その策定に至るプロセス及びその内容	136
2.-2-2. 当該基本方針の実施状況を検証するためのK P Iの設定の有無や評価手法	136
2.-3. 共生に係る政府の基本方針の対象者（外国人のみを対象としているのか，外国にルーツを持つ者まで含むのか等）概要	138
2.-4. 共生社会を推進するための基本方針等に規定されている国の機関概要	138
2.-4-1. 国の機関，州が果たすべき役割	139
2.-4-2. 自治体機関が果たすべき役割	140
2.-4-3. 企業等が果たすべき役割	141
2.-4-4. 支援団体等が果たすべき役割	142
3章. 外国人に対する当該国の言語を教育する制度 概要	144
3.-1. 外国人が言語教育を受けるに当たっての公的制度の有無	144
3.-2. 外国人への言語教育制度を実施するための法的根拠の有無	145
3.-3. 外国人への言語教育制度の経費負担者及び利用者負担の有無	145
3.-4. 言語学習における言語能力の到達目標の設定の有無	145
3.-5. 入国・在留（入国前，在留の更新，永住許可，市民権取得時のいずれの時点か）	

の要件としての言語学習の義務付けの有無.....	146
3.-6. 言語教育の講師になるための認定制度（資格制度，公的機関による認定制度，大学等における専門課程等）	146
4 章. 外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育（以下，「生活オリエンテーション」という。） 概要	147
4.-1. 外国人が生活オリエンテーションを受講するに当たっての公的制度の有無	147
4.-2. 生活オリエンテーションを実施するための法的根拠の有無	149
4.-3. 制度の経費負担者及び利用者負担の有無.....	149
4.-4. 運営主体及び運営主体に指定されるための認定制度の有無	149
5 章. 外国人に対する情報発信 概要	151
5.-1. 行政機関（国，州，自治体。以下同じ。）による多言語での行政情報発信の有無	151
5.-2. 行政機関における主な情報発信の媒体・方法（その媒体・方法を採用している理由を含む。）また，行政機関が発信する情報を一元的に取りまとめ，発信している媒体の有無	151
5.-3. 国及び州が策定する外国人に対する情報発信のためのガイドラインの有無	152
5.-4. 国及び州による自治体等への情報発信に関する体制整備のための支援の有無	153
5.-5. 外国人が正しい情報を直接受け取ることができる仕組み	153
6 章. 外国人に対する相談体制 概要	153
6.-1. 行政機関が運営（委託等含む。以下同じ。）する外国人向け相談窓口の設置の有無	153
6.-2. 行政機関における主な相談対応の手段とその理由.....	154
6.-3. 行政機関が運営する外国人向け相談窓口における対応言語数，翻訳・通訳体制	154
6.-4. 翻訳人・通訳人を育成する公的制度の有無	155
6.-5. 国及び州による自治体等への相談体制整備に関する支援の有無	155
6.-6. 相談者の困り事を解決するための外国人相談窓口と他機関（国の機関，州，自治体，企業，支援団体等）との連携状況.....	155
7 章. 外国人を支援する専門人材等 概要	156
7.-1. 外国人の困り事を解決するための支援をする専門人材（以下，「専門人材」という。）の有無.....	156

7.-2. 専門人材の業務内容	157
7.-3. 専門人材の活動場所	157
7.-4. 専門人材の育成制度（資格制度、公的機関による認定制度、大学等における専門課程等）	158
参考資料一覧	159
オーストラリア 諸外国における外国人との共生に係る制度等	162
1 章. 当該国における外国人の国籍, 性別, 年齢等の各種統計	162
2 章. 共生社会を推進するに当たっての政府の基本的な考え方（理念・ビジョン）概要	165
2.-1. 外国人の受入れに係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要	165
2.-1-1. 法律や行動計画等を策定している場合は, その策定に至るプロセス及びその内容	167
2.-1-2. 当該基本方針の実施状況を検証するためのK P I の設定の有無や評価手法	167
2.-2. 外国人との共生に係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要	167
2.-2-1. 法律や行動計画等を策定している場合は, その策定に至るプロセス及びその内容	168
2.-2-2. 当該基本方針の実施状況を検証するためのK P I の設定の有無や評価手法	170
2.-3. 共生に係る政府の基本方針の対象者（外国人のみを対象としているのか, 外国にルーツを持つ者まで含むのか等）概要	170
2.-4. 共生社会を推進するための基本方針等に規定されている国の機関概要	171
2.-4-1. 国の機関, 州が果たすべき役割	171
2.-4-2. 各国の自治体機関が果たすべき役割	172
2.-4-3. 各国の企業等が果たすべき役割	173
2.-4-4. 各国の支援団体等が果たすべき役割	173
3 章. 外国人に対する当該国の言語を教育する制度 概要	174
3.-1. 外国人が言語教育を受けるに当たっての公的制度の有無	174
3.-2. 外国人への言語教育制度を実施するための法的根拠の有無	175
3.-3. 外国人への言語教育制度の経費負担者及び利用者負担の有無	175
3.-4. 言語学習における言語能力の到達目標の設定の有無	176
3.-5. 入国・在留（入国前, 在留の更新, 永住許可, 市民権取得時のいずれの時点か）	

の要件としての言語学習の義務付けの有無.....	177
3.-6. 言語教育の講師になるための認定制度（資格制度, 公的機関による認定制度, 大学等における専門課程等）	178
4 章. 外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育（以下, 「生活オリエンテーション」という。） 概要	180
4.-1. 外国人が生活オリエンテーションを受講するに当たっての公的制度の有無	180
4.-2. 生活オリエンテーションを実施するための法的根拠の有無	182
4.-3. 制度の経費負担者及び利用者負担の有無.....	182
4.-4. 運営主体及び運営主体に指定されるための認定制度の有無	182
5 章. 外国人に対する情報発信 概要	183
5.-1. 行政機関（国, 州, 自治体。以下同じ。）による多言語での行政情報発信の有無	183
5.-2. 行政機関における主な情報発信の媒体・方法（その媒体・方法を採用している理由を含む。）また, 行政機関が発信する情報を一元的に取りまとめ, 発信している媒体の有無.....	184
5.-3. 国及び州が策定する外国人に対する情報発信のためのガイドラインの有無	184
5.-4. 国及び州による自治体等への情報発信に関する体制整備のための支援の有無	186
5.-5. 外国人が正しい情報を直接受け取ることができる仕組み	187
6 章. 外国人に対する相談体制 概要	188
6.-1. 行政機関が運営（委託等含む。以下同じ。）する外国人向け相談窓口の設置の有無	188
6.-2. 行政機関における主な相談対応の手段とその理由.....	189
6.-3. 行政機関が運営する外国人向け相談窓口における対応言語数, 翻訳・通訳体制	190
6.-4. 翻訳人・通訳人を育成する公的制度の有無	190
6.-5. 国及び州による自治体等への相談体制整備に関する支援の有無	191
6.-6. 相談者の困り事を解決するための外国人相談窓口と他機関（国の機関, 州, 自治体, 企業, 支援団体等）との連携状況.....	191
7 章. 外国人を支援する専門人材等 概要	193
7.-1. 外国人の困り事を解決するための支援をする専門人材（以下, 「専門人材」とい	

う。)の有無.....	193
7.-2. 専門人材の業務内容	193
7.-3. 専門人材の活動場所	194
7.-4. 専門人材の育成制度（資格制度, 公的機関による認定制度, 大学等における専門課程等）	194
参考資料一覧.....	195
韓国 諸外国における外国人との共生に係る制度等	199
1 章. 当該国における外国人の国籍, 性別, 年齢等の各種統計	199
2 章. 共生社会を推進するに当たっての政府の基本的な考え方（理念・ビジョン）概要	201
2.-1. 外国人の受入に係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要	201
2.-1-1. 法律や行動計画等を策定している場合は, その策定に至るプロセス及びその内容	202
2.-1-2. 当該基本方針の実施状況を検証するためのK P I の設定の有無や評価手法	202
2.-2. 外国人との共生に係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要	202
2.-2-1. 法律や行動計画等を策定している場合は, その策定に至るプロセス及びその内容	203
2.-2-2. 当該基本方針の実施状況を検証するためのK P I の設定の有無や評価手法	204
2.-3. 共生に係る政府の基本方針の対象者（外国人のみを対象としているのか, 外国にルーツを持つ者まで含むのか等）概要.....	205
2.-4. 共生社会を推進するための基本方針等に規定されている国の機関概要	206
2.-4-1. 国の機関が果たすべき役割.....	207
2.-4-2. 各国の自治体機関が果たすべき役割.....	207
2.-4-3. 韓国の企業等が果たすべき役割.....	208
2.-4-4. 韓国の支援団体等が果たすべき役割.....	208
3 章. 外国人に対する当該国の言語を教育する制度 概要	209
3.-1. 外国人が言語教育を受けるに当たっての公的制度の有無	209
3.-2. 外国人への言語教育制度を実施するための法的根拠の有無	210
3.-3. 外国人への言語教育制度の経費負担者及び利用者負担の有無	211

3.-4. 言語学習における言語能力の到達目標の設定の有無	211
3.-5. 入国・在留（入国前，在留の更新，永住許可，市民権取得時のいずれの時点か） の要件としての言語学習の義務付けの有無	211
3.-6. 言語教育の講師になるための認定制度（資格制度，公的機関による認定制度，大 学等における専門課程等）	212
4章. 外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育（以下，「生活オリエンテーシ ョン」という。） 概要	214
4.-1. 外国人が生活オリエンテーションを受講するに当たっての公的制度の有無	214
4.-2. 生活オリエンテーションを実施するための法的根拠の有無	214
4.-3. 制度の経費負担者及び利用者負担の有無	215
4.-4. 運営主体及び運営主体に指定されるための認定制度の有無	215
5章. 外国人に対する情報発信 概要	216
5.-1. 行政機関（国，州，自治体。以下同じ。）による多言語での行政情報発信の有無	216
5.-2. 行政機関における主な情報発信の媒体・方法（その媒体・方法を採用している理 由を含む。）また，行政機関が発信する情報を一元的に取りまとめ，発信している媒体 の有無	216
5.-3. 国及び州が策定する外国人に対する情報発信のためのガイドラインの有無	216
5.-4. 国及び州による自治体等への情報発信に関する体制整備のための支援の有無	217
5.-5. 外国人が正しい情報を直接受け取ることができる仕組み	217
6章. 外国人に対する相談体制 概要	218
6.-1. 行政機関が運営（委託等含む。以下同じ。）する外国人向け相談窓口の設置の有 無	218
6.-2. 行政機関における主な相談対応の手段とその理由	218
6.-3. 行政機関が運営する外国人向け相談窓口における対応言語数，翻訳・通訳体制	220
6.-4. 翻訳人・通訳人を育成する公的制度の有無	220
6.-5. 国及び州による自治体等への相談体制整備に関する支援の有無	220
6.-6. 相談者の困り事を解決するための外国人相談窓口と他機関（国の機関，州，自治 体，企業，支援団体等）との連携状況	221
7章. 外国人を支援する専門人材等 概要	222

7.-1. 外国人の困り事を解決するための支援をする専門人材（以下、「専門人材」という。）の有無.....	222
7.-2. 専門人材の業務内容	222
7.-3. 専門人材の活動場所	222
7.-4. 専門人材の育成制度（資格制度、公的機関による認定制度、大学等における専門課程等）	223
参考資料一覧.....	224

ドイツ 諸外国における外国人との共生に係る制度等

1章. 当該国における外国人の国籍、性別、年齢等の各種統計

(表1) 連邦統計局による 2020 年 12 月 31 日時点での外国人在留状況 (国は抜粋)¹

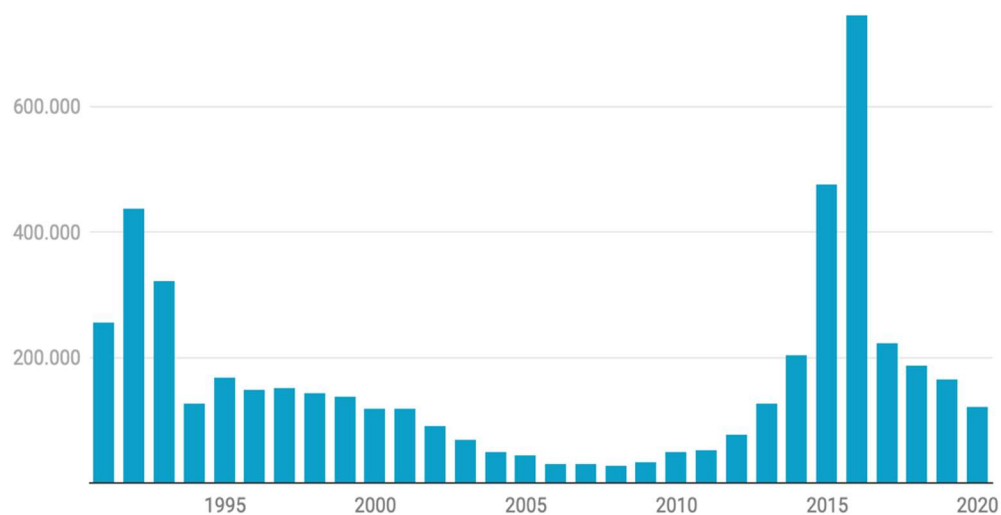
国籍	合計	外国人割合 合計	男性	外国人男 性割合 合計	女性	外国人女 性割合 合計
	数	%	数	%	数	%
合計	11 432 460	100, 0	6 102 625	100, 0	5 329 835	100, 0
欧州	7 928 675	69. 4	4 170 550	68. 3	3 758 125	70. 5
EU	4 895 905	42. 8	2 656 720	43. 5	2 239 185	42. 0
ポーランド	866 690	7. 6	464 295	7. 6	402 395	7. 5
ルーマニア	799 180	7. 0	455 625	7. 5	343 555	6. 4
イタリア	648 360	5. 7	375 415	6. 2	272 940	5. 1
クロアチア	42 845	3. 7	227 665	3. 7	199 180	3. 7
ブルガリア	388 700	3. 4	208 715	3. 4	179 980	3. 4
ギリシア	364 285	3. 2	196 715	3. 2	167 570	3. 1
ハンガリー	211 460	1. 8	119 710	2. 0	91 750	1. 7
オーストリア	186 910	1. 6	95 630	1. 6	91 280	1. 7
スペイン	181 645	1. 6	94 405	1. 5	87 240	1. 6
オランダ	150 530	1. 3	84 540	1. 4	65 990	1. 2
フランス	140 590	1. 2	68 545	1. 1	72 045	1. 2
ポルトガル	138 555	1. 2	76 300	1. 3	62 255	1. 2
EU 候補国	1 973 195	17. 3	1 022 455	16. 8	950 740	17. 8
トルコ	1 461	12. 8	754 085	12. 4	707 825	13. 3

¹ 出典: 連邦統計局 <https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Bevoelkerung/Migration-Integration/Tabellen/auslaendische-bevoelkerung-geschlecht.html>

	910					
セルビア	242 520	2.1	122 740	2.0	119 880	2.2
EWB 諸国, スイス	49 595	0.4	22 435	0.4	27 155	0.5
その他欧州	1 000 985	8.8	468 945	7.7	541 040	10.2
ロシア	263 300	2.3	97 865	1.6	165 435	3.1
コソボ	242 855	2.1	130 270	2.1	112 585	2.1
ボスニア・ ヘルツェゴ ビナ	211 335	1.8	111 145	1.8	100 190	1.9
ウクライナ	145 515	1.3	52 420	0.9	93 095	1.7
Uk	91 375	0.8	57 630	0.9	33 745	0.6
アフリカ	615 830	5.4	365 180	6.0	250 650	4.7
アメリカ	294 280	2.6	138 725	2.3	155 555	2.9
USA	117 450	1.0	65 375	1.1	52 075	1.0
アジア	2 457 535	21.5	1 349 065	22.1	1 108 470	20.8
シリア	818 460	7.2	480 045	7.9	338 415	6.3
アフガニス タン	271 805	2.4	173 400	2.8	98 405	1.8
イラク	259 500	2.3	149 320	2.4	110 180	2.1
インド	150 840	1.3	92 735	1.5	58 105	1.1
中国	145 610	1.3	67 560	1.1	78 050	1.5
オーストラ リアとオセ アニア	17 425	0.2	9 905	0.2	7 520	0.1
無国籍，記 載無しなど	118 710	1.0	69 195	1.1	49 515	0.9

出典：外国人中央登録所

Asylantragszahlen 1991-2020



【ドイツ難民申請数 1991 年-2020 年】²

² 出典: Medien Dienste 「難民申請数」 <https://mediendienst-integration.de/migration/flucht-asyl/zahl-der-fluechtlinge.html>

2 章. 共生社会を推進するに当たっての政府の基本的な考え方（理念・ビジョン）概要

2.-1. 外国人の受入れに係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要³

外国人の受入れについてはその形態（専門的職能を持つ移民⁴、難民、亡命）により、方針が異なる。難民（Flüchtlinge）とは 1951 年の「難民の地位に関する条約」では、「人種、宗教、国籍、政治的意見や又は特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるか、あるいは迫害を受けるおそれがあるために他国に逃れた」人々と定義されている。その多くは自身の生命を守るため、陸路、海路、河路、空路のいずれかで国外に脱出し、他国の庇護と援助を求めている。⁵ 政府は難民に対して以下の基本姿勢を定めている。

- ・連邦政府は基本法の庇護の基本的権利と、ジュネーブ難民条約の難民保護を支持する。
- ・また、連邦政府は EU を含む国際社会とともに、難民に立ち向かうのではなく、難民を生み出す原因と戦う。
- ・欧州への違法な移民を引き続き抑え、代わりに安全で秩序ある、管理された規模の合法的な移民を強化する。

³ 出典：連邦政府「移民とインテグレーション」<https://www.bundesregierung.de/breg-de/suche/migration-und-integration-1657562>

⁴ 本稿では使用した資料文献での原文に忠実に「Einwanderer」、「Zuwanderer」、「Migranten」を「移民」とし、「外国人」を「Ausländer」と訳している。連邦移民難民庁は「移民」を「その主たる生活の地を国際的に変えた者」と定義している。「外国人」とは基本法第 1 条 116 項に基づき、ドイツ国籍を持たずドイツに居住する者と定義される。しかし、ドイツでは外国人であることとインテグレーションの対象者が一致しないケースが多くある。例えば、第 2 次世界大戦後に旧ドイツ領（東欧諸国、ロシア）に残り、のちにドイツに移民した「後期引き上げ者（Spätsiedler）」は 2 世であっても 1992 年以前に生まれていればドイツ国籍を与えられる。逆のケースもある。連邦統計局によれば 2021 年現在、ドイツには 1140 万人の外国人がいるが、そのうちの 20%までがドイツで誕生しており、彼らは外国人だが、ドイツの学校教育を受けるので、インテグレーションの対象ではない。インテグレーション政策の対象者は移民であり、このためインテグレーションに係る資料文献では移民の用語が使用されている。出典：政治教育のための連邦センター「移民の定義と移民の対象グループ」

<https://www.bpb.de/gesellschaft/migration/kurzdossiers/57302/definition-von-migration>

⁵ 難民受入に責任のある連邦移民難民庁では「難民（Flüchtling）」という言葉で、既に難民手続きを経てドイツでの庇護が認められた者を指す。これに対して、庇護を求める者（Asylesuchende）や庇護申請中の者（Asylebewerber）はまだ難民と認められていない状態にあるものを指す。本項ではこれらに厳密な区別を設けず、難民、あるいは特に難民認定の審議中であることを明確にする際に「難民申請者」のように呼称する。

- ・難民の出身国や通過国との協力関係を継続し、更に拡大していく。
- ・連邦政府は危機に強く、連帯感のある EU 共通の亡命制度を提唱する。これには、効率的な亡命手続、保護を必要としない人々の迅速な送還、また、危機の際には保護を必要とする人々を公平に分配する措置が含まれる。

以下 2-2 で詳述するように、2015 年以降難民受入に係る幾度かの法改正により、難民に対する在留条件は段階的に厳しくなっている。具体的には「安全な出身国」⁶の範囲を拡大し、出身国の政治事情を超える特別な理由が求められるようになっている。また在留審査のプロセスを迅速化し、国外退去が決定した難民については一定期間内に難民の宿舎を離れ、送還の途に着く流れが、厳格化されている（「亡命手続迅速化法」）。

2017 年からは国外退去が決定した難民に対する出国までの監視を強め、拘束や逮捕の可能性も認める法改正も新たに導入している（「出国義務の履行の改善に係る法」）。

一方、在留の見込みがある難民については、より早くインテグレートプロセスにアクセスできるなどの法が整備されている。特にドイツでは、適性と資格を有す専門人材を必要としており、積極的に受け入れている。2020 年には「技能者に関する移民法（Fachkräfteeinwanderungsgesetz）」を発効し、専門人材、つまり大学卒業者や職業訓練を受けた資格を持つ移民、そして彼らの雇用主の労働市場へのアクセスを、より透明、簡単かつ迅速に進めるとしている。

難民ではない通常の居留手続は各州政府が管轄する。その根拠は基本法第 83 条にある。外国人局は、在留法にある各居住目的（例えば就学、就労、その配偶者など）に応じた在

⁶ ドイツでは民主主義制度と一般的な政治状況に基づいて、一般的に国家による迫害の恐れがなく、各国家が非国家的迫害から原則として保護できると仮定できる国を「安全な出身国」と定義している。国家的な迫害からの保護とは、例えば、国民を保護するための法的・行政的規制が存在し、適用されていることを意味する。その場合、いわゆる「迫害のおそれがない」という推定が成立する。安全な出身国からの亡命申請の手続きも他の国からの亡命申請同様に行われる。ただし、申請が受け入れられるためには通常の推定から逸脱して、出身国での迫害の危険があることを証明する事実または証拠を提示する必要がある。証拠が推定を覆すのに十分でない場合、難民申請は「明白な根拠なし」として却下され、不服申し立て期間が短縮されるため、結果として手続きの迅速化につながる。ドイツでは「亡命手続法」第 29 条附録 II にて、現在以下の国を安全な出身国に指定している：EU 加盟国、アルバニア、ボスニアヘルツェゴビナ、ガーナ、コソボ、マケドニア、モンテネグロ、セネガル、セルビア 出典：連邦移民難民庁

<https://www.bamf.de/DE/Themen/AsylFluechtlingschutz/Sonderverfahren/SichereHerkunftsstaaten/sichereherkunftsstaaten-node.html>

留許可証の発給・拒否，定住許可証の発給の決定，追放・退去の決定及び必要に応じてその実行を行う。また，亡命手続を終えた在留者へのビザ発行も行う。州政府の役割のページで詳述する。

2.-1-1. 法律や行動計画等を策定している場合は，その策定に至るプロセス及びその内容

移民法 (Zuwanderungsgetz)

移民法⁷（移民の管理と制限，及び EU 市民と外国人の在留とインテグレーションを規制する法律）は 2005 年 1 月 1 日に施行された。この改正により，連邦政府と連邦議会は，従来の外国人に係る諸法律を近代化し，EU 市民の権利を第三国の外国人のものと区別して標準化した。

移民法は変更法の形をとり，既存の法律の法改正を定めている。二部構成で，その第一部は在留法（Aufenthaltsgesetz），第二部が EU 市民の一般的な移動の自由に関する法律（Freizügigkeitsgesetz/EU）に係る改正である。その他に亡命手続法（Asylverfahrensgesetz）（2015 年以降は亡命法（Asylgesetz）），国籍法（Staatsangehörigkeitsgesetz:StAG），避難民・難民問題に関する法律（Gesetz über angelegenheiten der Vertriebenen und Flüchtlinge:BVFG），亡命者給付法（Asylbewerberleistungsgesetz: AsylbLG）も移民法により改正された。

移民法の制定に先立ちドイツにおける移民の実態をどのように法律化するかについて，数年にわたり活発な議論が行われた。2000 年に設置された諮問委員会「移民に関する独立委員会」は 2001 年に最終報告書を政府に提出している。この提言の中心にあったのは，連邦レベルで移民の存在を認めるというパラダイムシフトを具現化することにあった。2002 年には，政府による移民法の第一次法案が連邦議会で可決されていたが，連邦参議院（各州政府による立法に関する決議機関）による必要な決議の形式に誤りがあったため，連邦憲法裁判所によって無効とされた。その後，法律の再議論がおこり，最終的な法律案では，移民の制限が元のバージョンよりもはるかに強く強調された。難民・移民の受入れについて慎重なドイツの社会的論調が大きく変わらざるを得なくなったのは 2015 年に起こったドイツをはじめとする欧州の難民危機である。

⁷ 条文：「技能者に係る移民法」 <https://www.buzer.de/gesetz/6/index.htm>

亡命手続迅速化法 (Asylverfahrensbeschleunigungsgesetz) ⁸

2015 年からの欧州に押し寄せた難民の波に対処するため、2015 年 10 月ドイツでは亡命に関する諸法を改定する「亡命手続迅速化法」が施行された。この変更法は「難民パッケージ I」と呼ばれている。

本法が目的とするのは以下の 4 点である。

- 1) これまで難民を収容する宿泊施設や防寒施設を迅速に建設することを妨げてきた規制を廃止する。
- 2) ドイツの在留見込者⁹に対するインテグレーションを強化し、在留初期から言語とインテグレーションコースを受けさせる。在留許可が降りたら、できるだけ早い段階で仕事に就くことを求める。この「要求と支援 (Forderung und Förderung)」を常に明確に打ち出す。
- 3) 在留許可者はインテグレーションに移行し、在留拒否者は速やかに国を離れる流れを明確にし、その手続は迅速化される。手続に時間がかかりすぎた在留拒否者の出国が遅れる状況を改善する。
- 4) 誤解を招く助成を廃止し、在留見込みのない外国人に期待を抱かせず、出国がスムーズに進むようにする。政治的迫害や内戦のない「安全な出身国」から亡命しようとする外国人に、無駄な出国をさせないよう明確なシグナルを送る。

この 4 つの目標の下、亡命手続迅速化法により変更された諸法律の内容を以下に整理する。亡命手続迅速化法は以下の諸法を改定する。

- ・ 亡命手続法 (Asylverfahrensgesetz) 2015 年以降は亡命法 (Asylgesetz)
- ・ 亡命申請者給付法 (Asylbewerberleistungsgesetz)
- ・ 在留法 (Aufenthaltsgesetz)
- ・ 建築法典 (Baugesetzbuch)

⁸ 出典: 連邦内務省「連邦議会亡命手続迅速法を可決」

<https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/kurzmeldungen/DE/2015/09/kabinett-beschliesst-asylverfahrensbeschleunigungsgesetz.html>

⁹ 「(長期的、積極的、良好な) 在留見込 (gute Bleibeperspektive)」とは難民が合法的にドイツに永住することが期待できることを指し、この亡命手続迅速化法で初めて使用された概念である。在留見込みがある申請者とは、ある一定期間の難民申請者のうち、在留を認められたケースが 50%を超える出身国からの申請者を指す。常に更新されており、2021 年 3 月 1 日以降はエリトリア、シリア、ソマリア出身者となっている。在留見込がある者は在留を見越して、例えば早期にインテグレーションコースなどを受けることができる。出典: 連邦移民難民庁「良好な在留見込とは」

<https://www.bamf.de/SharedDocs/FAQ/DE/IntegrationskurseAsylbewerber/001-bleibeperspektive.html?nn=282388>

・連邦政府は難民の受入れ数に応じて発生する国のコストに構造的、恒久的、動的に参画する。財政平準化法（Finanzausgleichsgesetz）により、売上税の各州配分を変更することにより、連邦は難民申請者、同伴者のいない未成年の難民、及び幼児保育にかかる費用の州の負担を軽減する。また、社会住宅建設について連邦政府から州への給付は補償金の枠組みの中で増額する（以下に詳述するように、連邦は州に社会住宅に関する政策と建設を委託しており、その実施について連邦から補償金が支払われる。）。

・アルバニア、コソボ、モンテネグロ¹⁰について、これらの国からの亡命手続を更に加速させるため、基本法第 16 条 a 項（3）の意味における「安全な出身国」に指定する。

・手続を迅速に進めるため、難民申請者は手続が完了するまで、安全な出身国の外国人で最長 6 か月間、初期の受入れセンターに留まることが義務付けられる。州政府は帰国義務者の人道的な理由による送還を最大 3 か月間まで認めることができる。

・難民の住居を確保するため、建築計画標準からの逸脱が認められる。これにより、難民の建物について、再生可能エネルギー利用や省エネ要件の実施が簡単になる。

・不正な亡命を誘発する助成は撤廃される。例えば、

－ これまで現金支給で行っていた必要品の購入は、管理可能な限り、初期の施設内では現物給付（現金代わりのクーポン券）で行う。他の集団宿泊施設でも同様。

－ 現金給付は最大で 1 か月前に行う。

－ 既に出国義務のある外国人については、いかなる状況であれ在留権が考慮されることはない。出国期限日、あるいは出国旅程日までしか給付金の支給は行われない。出国義務のある者が出国しなかった場合、その後は、暖房を含む食費や宿泊費、身体的・健康的なケアをカバーする最低限の給付金しか受け取れない。

・2015 年 9 月 1 日以降に難民申請した安全な出身国の難民については、雇用の禁止が導入される。これは手続中、難民申請が却下された場合にも適用される。

・電子健康保険カード（日本の健康保険証にあたる）配布は各州にて行う。そのために必要となる法整備は連邦政府が行う。法定の健康保険基金は国から費用の払い戻しを受ける前提で、難民申請者の医療費を一時的に負担しなければならない。電子健康カードの発行も亡命者給付法の枠内で国が費用を負担する。

・難民への予防接種の義務化。¹¹

¹⁰ 2015 年のドイツへの難民の大量流入により、連邦政府は安全な出身国リストの見直しに迫られた。亡命手続の審査は非常に長くなるため、連邦移民難民庁の人員、収容する宿泊所のキャパが脅かされることになったためである。その結果、アルバニア、コソボ、モンテネグロが候補として上がった。このうちコソボ、モンテネグロについてはそれぞれの首相から、国民の海外流出を防ぐために安全な出身国のリストに入れて欲しいとの要望があった。この措置により、当該の難民は迅速に確実に出身国に送還される。出典：Die Zeit Online 版。2015 年 8 月 3 日 <http://www.zeit.de/politik/ausland/2015-08/fluechtlinge-balkan-kosovo-montenegro-sichere-herkunftslander>

¹¹ 管轄の地方当局は難民申請者に早い段階で必要な予防接種を受けさせるよう義務付けられ、また、連邦の予防接種ガイドラインに基づき予防接種の提供基準が全国一律となった。これにより、亡命申請者が速やかにドイツ国民と同等の予防接種を受けることができるようになった。出典：連邦保健省「亡命申請者に対する予防接種と予防措置」

・医療行為の訓練を受けた難民申請者が、初期受入れ施設、宿泊所で他の難民申請者の初期医療に携わることができるようにする。

・連邦政府は、在留見込みのある外国人を対象としたインテグレーションコースの予算を増額する。また、連邦雇用庁の関与を強め、インテグレーションコースと職業関連の語学コースがより密接に連携するようにする。短期的には雇用促進法の枠組みの中で、ドイツ語の初期知識を学ぶ機会を与える。

・在留見込みのある外国人が労働市場への統合に必要な就職支援サービスを早い段階で受けられるようにする。

・密入国者の刑事責任が強化される。最低でも3か月の懲役刑が科せられる。

・自治体が費用を負担する場合は、州が連邦から受け取った資金を配布する。また、連邦政府は、州と自治体による住宅建設、社会住宅の増設を助成する。

これらの措置は2016年3月のいわゆる「難民パッケージ II」によって、再び強化されることになった。「安全な出身国」からの申請者や身元を偽った人に対する亡命手続は、略式手続で在留を決定できることになった。また、手続の大部分は、いわゆる到着センターで処理されることになった。

難民申請者は収容されている外国人当局の地区を離れることは許されない。また「生命を脅かす深刻な病気」の場合のみ、強制送還を延期することができ、医師の診断書も必要となった。これまで在留延長の理由として認められていた、心的外傷後ストレス障害などの精神疾患は、強制退去の障害と見なされなくなった。

また2015年12月31日にケルン市の年越しで1,000人以上の移民、難民申請者らが女性を襲撃する事件¹²が起こったことを踏まえ、国外追放に関する法律が強化された。つまり難民申請者が暴力犯罪や性的自己決定に対する犯罪で1年以上の実刑判決を受けた場合、国外追放が可能になった。

「出国義務の履行の改善に係る法 (Gesetz zur besseren Durchsetzung der Ausreisepflicht)」¹³

2017年7月に施行された「出国義務の履行の改善に係る法」により、難民申請の結果、国外退去が決定した者に対する厳格なルールが導入された。

国外退去を申し渡された結果「第三者の生命・身体に対する危険」をもたらす可能性が

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/themen/praevention/impfungen/gesundheitsversorgung-bei-asylsuchenden.html>

¹² 「ケルン、大晦日の女性襲撃事件まとめ被害届 516 件に」 出典：ドイツニュースダイジェスト 2016 年 1 月 11 日 <http://www.newsdigest.de/newsde/news/news/7528-2016-01-11/>

¹³ 出典：連邦内務省「出国義務の履行の改善に係る法」

<https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/gesetzgebungsverfahren/DE/gesetz-zur-besseren-durchsetzung-der-ausreisepflicht.html>

ある者は、強制送還までの間、身柄を拘束することができるようになった。さらに、足首の電子ブレスレットなど、より詳細な監視も可能とした。

州はこれまで「残留の見込みのない」難民を最初の受入センターに最長 2 年間収容できるとしていたが、これを最大 6 か月間に短縮する。

連邦移民・難民局は、難民の身元や出身地に関する情報を得るために、携帯電話やその他のデータキャリアをチェックすることを許可される。

2019 年から政府は本法の改正法で、難民申請の結果、国外退去が決定した者に対する管理をより一層厳格化している。¹⁴

- ・外国人当局は、裁判所の命令なしに国外退去が決定した者を逮捕する可能性を持つ。例えば、地下に潜伏する計画の疑いがある場合など。

- ・国外退去が決定した者が、身分証明のために大使館のアポに応じない場合、14 日間拘留されることがある。

- ・国外退去が決定した者は、逃亡の危険性の有無にかかわらず、最大 10 日間拘束される可能性がある。

- ・いわゆる危険人物は、国外退去が差し迫っていない場合でも、予防拘禁に付すことができる。

- ・国外退去の計画に関する情報を漏洩した当局の職員は、起訴される可能性がある。

技能労働者に関する移民法 (Fachkräfteeinwanderungsgesetz)

2020 年 3 月 1 日に施行された「技能労働者に関する移民法」で、再びドイツの移民法は大きな転換期を迎えた。本法では熟練労働者の不足を効果的に改善するため、利得のある雇用を目的とした移民の積極的な受入れが認められた。本法の目的は経済的な需要に合わせて、第三国から資格のある技能労働者のリクルートを簡単にするることである。この目的のため、在留法の在留許可証の発行条件が緩和された。

職業訓練や高等教育機関の学歴を持つ技能労働者は、この改正によって、資格に関係するより幅広い職種に就けるようになった（在留法第 18 条-第 18 条 b）。更に、高等教育機関での教育を受けた技能労働者が、特に大卒である必要のない資格職にも就くことができるようになった。

また、移民を受け入れる職種の限定も撤廃された。連邦雇用庁は、これまでのドイツ国籍人、EU 市民、第三国からの外国人という雇用に関する優先順位を取り外すことを承認した（在留法第 39 条）。

これまでの大卒者だけでなく、職業訓練を受けた技能労働者もドイツに入国して仕事を探すことができる。資格の認定だけではなく、求められる仕事に対応したドイツ語能力についても法制化された。原則として、ヨーロッパ言語共通参照枠の B1 レベル以上のドイ

¹⁴ 出典：連邦内務省「出国義務の履行の改善に係る法 II」

ツ語能力が必要となる。加えて、生活の基盤が確保されていること、適性のある仕事を探すために、週に10時間までのトライアル雇用も認められた（在留法第20条（1））。

また、出国時点で資格がなくとも、資格を必要とする職業訓練を受ける目的での滞在も許可される。また、在留を前提としたドイツ語コースにも参加できる（在留法第16a条）。研修先を探すための一時的な滞在も可能となった（在留法第17条）。

2.-1-2. 当該基本方針の実施状況を検証するためのK P I の設定の有無や評価手法

受入れ、居留、送還などの統計は連邦移民難民庁で統計を取っているが、目標値や評価する KPI の有無については不明。¹⁵

2.-2. 外国人との共生に係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要

連邦政府の外国人インテグレーションに係る基本方針¹⁶

ドイツでは2015年の難民危機をきっかけに、受入れ体制だけではなく、彼らをドイツに根付かせるための方針も打ち出した。連邦政府が2016年4月に打ち出した基本方針は以下の4つの分野にわたる28項目となる。

4つの分野

- A. 社会的インテグレーション、権利と義務、献身
- B. 職業訓練と労働市場
- C. 教育、学校、高等教育機関
- D. 住宅と近隣環境

基本方針

- A. 社会的インテグレーション、権利と義務、献身
 - 1) 到着パッケージとデジタルサービスを提供し、早期段階で彼らの権利、義務、習慣について啓蒙する。
 - 2) 語学コース、インテグレーションコース、難民アドバイスの機会を拡大する。
 - 3) 能力や資格をできるだけ早い段階でヒアリングし、適切な職業訓練、高等教育機関で

¹⁵ 出典：連邦移民難民庁統計ページ「難民の数」

<https://www.bamf.de/DE/Themen/Statistik/Asylzahlen/asylzahlen-node.html>

¹⁶ 出典：連邦政府「連邦と州による難民のインテグレーションを成功させるための共通コンセプト」

<https://www.bundesregierung.de/breg-de/suche/gemeinsames-konzept-von-bund-und-laendern-fuer-die-erfolgreiche-integration-von-fluechtlingen-463902>

の教育など、労働市場へのキャリアパスを計画する。

- 4) インテグレーション法の制定。インテグレーションのハードルを撤廃し、社会と労働市場へのインテグレーションを促進する。
- 5) 在留許可とそれに係る権利と支援を受けることができるよう関連法を整備する。
- 6) インテグレーション相談所の必要十分な設置。難民だけでなく、雇用主もインテグレーション初期に起こりやすい問題について相談できるようにする。
- 7) 住所の確保。現地でのインテグレーションを成功させ、自治体の計画を確実に進めるため。
- 8) 協会、市民運動、ボランティア活動、難民支援組織に対する支援プログラムを用意する。
- 9) 定期的に難民らの健康状態をデータ保護の下記録する。公共の健康を守り、国民の健康保護体制を強化する。

B. 職業訓練と労働市場

- 10) 社会法典 II 及び III を改定する（社会法典 II は労働支援について、社会法典 III は給付金と労働支援のための法）。
- 11) 難民給付法による給付金対象者が労働機会を与えられるようにする。就労中心の 1 日を送り、自己意識と責任感を強化し、場合によっては帰国後に母国で役立つスキルを身につけることを意図する。ただし、安全な出身国からの難民申請者や、出国義務のある者には適用されない。
- 12) 移民が母国で取得した職業資格のドイツ資格としての認定。ドイツ人に不公平にならないよう支援する。各州は資格認定所（裁判所、商工会議所）を今後の申請数増加を見据えて強化する。民間の資格認定所も設置する。
- 13) インテグレーションコース、職業ドイツ語、労働市場政策、キャリアパス支援策、職業訓練、企業内での雇用改善などの対応。
- 14) 難民の青少年が学校を卒業し、企業に就職する際の橋渡し支援を強化する。
- 15) 就職時の余計なハードルを撤廃する。入国してからの 3 年間については就職時の優先順位、つまりドイツ人→EU 市民→外国人を撤廃する。
- 16) 職場内研修の支援。
- 17) 在留見込みのある難民が、出身国でとった資格が認知されないため、単純労働をさせられることがないように、就労しながらの資格取得プログラムを強化する。

C. 幼児教育、学校、高等教育機関

- 18) 託児所のキャパシティを増やし、子どもが早期に日常生活の中でドイツ語を学べる機会を作る。
- 19) 就学児について州は教員数、相談員（ソーシャルワーカー）、学校セラピストの人

員を補強する。放課後学校による全日預かりシステムを可能にする。更に、難民背景のある児童に語学教育を必要に応じて実施する。

- 20) 他宗教の理解と許容のためイスラム教についての授業を学校以外でも取り扱う。
- 21) 高等教育機関への入学時に難民が不利益を被らないようにする。就学パスを必要に応じて拡張する。しかし大学就学の質的レベルは落とさない。
- 22) 大学でのイスラム学の研究と授業の設置。

補足説明：ここでイスラム圏の移民と移民の背景を持つ者に特に注意が払われている。一つにはドイツにおいてイスラム教信者の移民グループ（以下、ムスリム）が比較的大きなグループを形成するためである。ドイツには 2021 年現在、約 380 万から 430 万人のムスリムが居住しており、ドイツ全国民 8,200 万に対して 4.6%から 5.2%を占める。¹⁷特に都市部では特定の居住区などに集中してコミュニティを形成する傾向があり、イスラム文化、価値観を維持しながら生活している。もう一つには、その宗教観からインテグレーションが進みにくく、ドイツ人の偏見につながる傾向があることである。例えば、連邦庁の調査結果では、ムスリムの教育水準は全体的に比較的低いことが示されている。これは特に移民第一世代の女子に顕著である。女子については体育や水泳の授業に出られない、ヒシャブをかぶる習慣などから、学校内でも集団行動が難しい部分がある。男子では退学や職業訓練からのドロップアウトなどが目立ち、これは家庭で経験するイスラム的父系制度とドイツの学校の男女平等、民主的な考えが合わないことに起因しているとの報告がある。¹⁸学校側にはムスリムの子女への対応だけでなく、全体として異文化相互理解が求められる。教育の場で早い段階からムスリムへの知識、異文化理解を深めることにより、社会的偏見をなくし、ムスリムのインテグレーションに役立つと考えられている。

D. 住宅と近隣環境

- 23) 簡単に廉価に住宅を建設するための政策を検討する。
- 24) 計画的な設計の可能性を広げ、コンパクトで多用途を可能にする新しいタイプの住宅地を生み出す。
- 25) 建設用地の獲得を最適化する。州と自治体とで、どの程度の用地が確保できるかを確認する。住居密度を上げることができるかを検証する。例えば建物の増築が可能かどうか。
- 26) 連邦政府は、社会住宅建設のために、自治体や自治体企業に対して、不動産や物件

¹⁷ 出典：連邦移民難民庁『ムスリムのドイツにおける生活』
https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Forschung/Forschungsberichte/fb06-muslimisches-leben.pdf?__blob=publicationFile&v=11

¹⁸ 出典：SRW Online. 2021 年 4 月 10 日「学校の敗者 ムスリムの少年。教育の問題か」
<https://www.swr.de/swr2/wissen/bildungsverlierer-muslimische-jungs-eine-frage-der-erziehung-swr2-wissen-2021-04-10-100.html>

を迅速かつ低価格で提供する。連邦政府は、住宅用地の指定について、さらなる便宜を図る。

- 27) 社会住宅への補助を行う。2016 年から 2019 年まで社会住宅促進のための連邦補償予算（連邦から州に対して支払われる予算）をこれまでの 2 倍の合計 40 億ユーロ以上とする。2015 年 9 月 24 日に行われた連邦首相と各州政府首脳との会談で合意されたように、州は社会的住宅に充当されたこの追加補償資金を使用し、住宅建設について定期的に報告する。これに追加して連邦政府は住宅建設のために年間 5 億ユーロを提供する。
- 28) 住宅建設と修繕の初期段階から都市開発とインテグレーション政策を実施する。地域の都市開発政策を、住宅、労働市場、家族、教育、健康の政策とリンクし、将来を見据えた計画を立て、問題地域の発生を防ぐ。都市計画は住環境の安全性向上にも貢献するべきものとする。

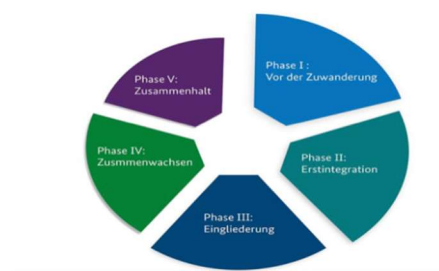
『インテグレーション国家行動計画 (Nationale Aktionsplan Integration) 』

上記の基本方針から連邦政府は『インテグレーション国家行動計画』を採択している¹⁹。この行動計画には 100 以上の具体的な政策が含まれており、300 を超える州、自治体、民間からの団体が参加する。このうち 75 団体は移民に特化した支援団体である。連邦政府直下に置かれた担当弁務官が行動計画を調整する役割を果たす。

行動計画は社会の結束を促し、ドイツを機会均等な近代的移民国家として確立するため、具体的で実践的な役割を果たす。その目標は EU や第三国からの専門的職能を有する人材、難民、ゲストワーカー世代の子や孫、あるいは更に昔からの居住者も、誰もが自分の能力を発揮できるようにすることである。国家行動計画は社会のあらゆる分野で戦略的な取組を行う。保育園から学校、職業訓練などの教育システム、労働市場、あるいは近隣住民の協力体制など。

行動計画は移民がドイツに到着してからインテグレートされるまでを 5 つのフェーズ（移民前、初期インテグレーション期、配置期、共成長期、共生期）に分け、それぞれのフェーズに適した施策を実施する。

（図 1）移民がドイツ到着からインテグレートされるまでの 5 フェーズ



¹⁹ 連邦政府『インテグレーション国家行動計画』<https://www.nationaler-aktionsplan-integration.de/napi-de/aktionsplan>

2. -2-1. 法律や行動計画等を策定している場合は、その策定に至るプロセス及びその内容

インテグレーション法 (Integrationsgesetz) ²⁰

ドイツ政府も最初から外国人のインテグレーション問題に積極的に取り組んでいたわけではない。70年代は多くのゲストワーカーがドイツで就労を始めた一方、彼らのインテグレーションについてはNPOの活動とみなされていた。

外国人のインテグレーションが国家の課題として認識されたのは2005年の移民法施行以降である。この施行により、外国人難民認定庁 (Bundesamt für die Anerkennung ausländischer Flüchtlinge: BAFI) が連邦移民難民庁 (Bundesamt für Migration und Flüchtlinge: BAMF) となり、インテグレーション政策を実施する官庁とされた。

2015年の難民の大量流入を受け、ドイツでは難民とを対象とした2016年8月にインテグレーション法を施行している。本法をもってドイツで初めて外国人のインテグレーションが法的根拠を持つことになった。在留見込みのある者は、このインテグレーション法により、早い段階から国のサービスを受けることができる。しかし、彼らはこうしたサービスを享受するだけでなく、インテグレーションの独自の努力をする義務がある。もし彼らがその措置や協力の義務を拒否した場合には給付金も減らされる。インテグレーションの根幹にあるのは「援助と要求 (Fördern und Fordern)」である。

・本法によってインテグレーションコースの受講が義務化された。在留見込みのある者が受講する。最低600時間の語学コースと100時間のオリエンテーションコースから構成されており、ドイツ語、ドイツの法律、歴史、文化を学ぶ。

・暫定で居留を認められた外国人 (Geduldete) は職業訓練とその後の雇用の全期間にわたって滞在する権利が与えられる。これにより、企業側は採用について法的な確実性を得ることができる (例えば、研修中に外国人が在留許可の問題から出身国に送還されてしまう恐れがない)。

・多くの難民が都市部に移住すると、インテグレーションが進まなくなる可能性がある。このため連邦政府は最初の3年間、彼らに居住地を指定し分散させることができる。難民は亡命手続の間も自らの宿泊施設で食事提供の仕事をしたり、施設の緑地の管理を行う。また、連邦雇用庁は、特定の地域において優先順位制度を在留から3年間は廃止し、難民が仕事を取りやすい環境とした。

²⁰ 条文: 「インテグレーション法 (Integrationsgesetz)」

https://www.bgb1.de/xaver/bgb1/start.xav?startbk=Bundesanzeiger_BGB1&start=//%255B@attr_id=%2527bgb1116s1939.pdf%2527%255D#__bgb1__%2F%2F%5B%40attr_id%3D%27bgb1116s1939.pdf%27%5D__164147494621

2. -2-2. 当該基本方針の実施状況を検証するためのK P I の設定の有無や評価手法

『州インテグレーションモニタリング』 (Integrationsmonitoring der Länder) ²¹

州は様々な統計情報を参照しつつ、指定の指標にしたがって、3年ごとに「州インテグレーションモニタリング」を発行する。社会科学的手法を用いて、インテグレーションの事象（インテグレーション過程やインテグレーション結果）を長期的な視点で観察している。インテグレーションプロセスの理解が深まり、統合政策の効果に関する洞察が得られることが期待される。結果をフィードバックすることにより、合理的な統合政策が可能となる。最新版は2021年に発行されており、2017年から2019年までの調査年を含む。

インテグレーションモニタリングでは、基本的に、移民の背景を持つ人と持たない人²²の間の違いを観察する。インテグレーションモニタリングは、インテグレーションに関する実用的な理解と、生活環境に関する社会科学のアプローチに従う。インテグレーション政策は「移民の背景を持つ人の社会生活への参加を改善し、長期的に先住民と移民の良好な共存を可能にする」ことを目的としており、基本的な理解としては、インテグレーションとは社会のあらゆる分野に平等に参加し、平等な機会を得ることである。したがって、インテグレーションの進展は、移民の背景を持つ人と持たない人との生活条件が収束してくることで測られる。このような収束プロセスを示す指標として、例えば、移民の背景を持つ人と持たない人における教育、職業的地位の格差、住宅の質の分布の比較などが挙げられる。

- ・ 構造的統合（教育、労働市場、政治などの社会的機能システムへの参加）
- ・ 文化的統合（言語、規範的方向性）
- ・ 社会的統合（グループへの所属）
- ・ 同一視的（感情的）インテグレーション（ホスト社会への同一化）

指標は、独立し成功した人生を送る機会に大きく関わるものを対象とする（法的地位、ドイツ語の習得、幼児教育、教育達成度、トレーニング、雇用システム／労働市場での地位、社会的移転への（非）依存）。更に、住宅事情、健康状態、（異民族間の）社会関係、

²¹ 出典：『州インテグレーションモニタリング 2021 報告年 2017 年から 2019 年および州インテグレーション パロメーター』 インテグレーション管轄省大臣会議。https://www.integrationsmonitoring-laender.de/sites/default/files/integrationsbericht_laender_2021_bf_neu.pdf

²² 「移民の背景がある (Migrationshintergrund)」とは、自分自身やその祖先が他の国から移住してきた人あるいは祖先が外国の国籍を持っている人を表し、多様な社会・人口統計学的特性のことである。主にドイツ語圏で使われる概念である。その定義は、通常、国籍や出生地と関連し、本人または父か母がドイツ国籍をもって生まれていない人を指す。従って、国籍がドイツであってもこの概念に該当するものもある。2005 年以降の連邦統計局マイクロセンサス（日本でいう国勢調査に相当）で移住の背景があるかどうかを確認したのが始まりである。移民の背景を持つ国民はドイツに 2021 年現在 2,190 万人いるとされている。出典：連邦統計局「移民とインテグレーション」https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Bevoelkerung/Migration-Integration/_inhalt.html

社会参加などがある。一方、関連する専門家の議論では、移民の背景を持たない市民のオープン性の度合いや、社会資源へのアクセス機会などを測る指標が必須であることが認識されている。帰化率、様々な機関の異文化開放などは、そのための重要な指標となる。

公式統計や関連研究機関から得られるデータに加え、移民の背景を持つ人と持たない人の意見を示す代表的な調査として、専門家会議（Sachverständigenrat: SVR）の「インテグレーションバロメーター」の測定結果を採用している。

『インテグレーションバロメーター』²³

連邦政府は2020年12月2日、インテグレーションと移民に関する専門家会議（SVR）の設置を決定した。前身は2008年に民間財団のコンソーシアムによって設立された「インテグレーションと移民に関するドイツ財団の専門家会議」の活動である。この専門家会議は、政府が委託する学術的な方面から、政策提言を行う独立機関となっており、専門家による報告書を基に、インテグレーションや移民政策に責任のある機関や一般市民の意見形成に貢献する。

インテグレーションバロメーターは、ドイツ国内で移民の背景を持つ人と持たない人を対象とした代表的なインタビュー調査である。移民社会におけるインテグレーションの環境を測り、インテグレーションと移民、及び移民政策に関する国民の評価と期待を集計する。今回の2020年版は、初めて連邦内務省と各州が共同で出版し、連邦レベル、全州レベルでの評価が可能になった。ドイツ国内の移民を対象とした最大規模の代表的な調査の一つであり、前回調査の2018年版では9,000人以上、2020年版では15,000人が調査に参加している。調査手法として、2年に1度、科学的な手順で無作為に選ばれた人々に電話でインタビューを行う。

このバロメーターの特徴は、移民社会での両サイドの意見や評価を記録していることにある。特に強みとして、移民の背景を持つ回答者が多いことが挙げられる。

大規模なサンプルにより、移民の背景を持つ人口の中で、出身グループや社会的地位別などの詳細な分析が可能である。インテグレーションバロメーターは上記のインテグレーションモニタリングの中で、重要資料として参照されている。次回バロメーターは2022年に発表される見込み。

2.-3. 共生に係る政府の基本方針の対象者（外国人のみを対象としているのか、外国にルーツを持つ者まで含むのか等）概要

²³ 出典：インテグレーションと移民に関するドイツ財団の専門家会議『インテグレーションバロメーター』
<https://www.svr-migration.de/en/barometer/>

これまでインテグレーション措置は既に在留権を持つ移民にのみ限定されていた。この状況は 2015 年秋からの難民受入れに関する諸法の改正と、2016 年に成立・施行されたインテグレーション法によって一変し、政策の対象が拡張された。具体的には、在留が認められた難民だけでなく、難民申請中にある者や、在留容認者 (Geduldete) などにもインテグレーション措置の適用が拡張された。亡命手続中だが、確率的に在留が認められる可能性が高い、いわゆる「在留見込者」は、統合講座への参加が認められた。歴史的に強制送還ができず在留許可証がないが、在留を容認されている者は、社会保険料負担のある長期雇用を証明できるなど、インテグレーションの実績を証明することで居住権を獲得することもできるようになった。こうした人々へのインテグレーション措置が拡大した背景には、滞在権を持たないにもかかわらず、出身国への強制送還が原則禁止されていたり、必要な渡航書類がなかったりするなど、様々な理由で強制送還ができないためにドイツに永住する結果となった人々が多く、この容認者グループを、社会的に中途半端な状態に置かないということがある。さらに、速やかにインテグレーション措置を開始することで、経済的、社会的、政治的コストを削減することができる背景もある。

2016 年以降の統合政策の方向転換は、近年、保護希望者が（潜在的な）労働者としての意義を見出されていることと関係する。難民申請をする人々は、経済的パフォーマンスというレンズを通して見られるようになり、例えば永住権の付与は、これまでのキャリアの証明、社会保険料や税金の支払い証明と結びついており、これを通して関係者は、ドイツに永住する「価値がある」(deserving) ことを証明することになっている。この展開は、そもそもの人道的難民措置の経済的な利用（人材活用）として説明することができる。この方向転換に端を発し、更に労働リソースとしての移民受入れを拡大したものが 2020 年の「技能者に関する移民法 (Fachkräfteeinwanderungsgesetz)」の導入につながっている。

24

2.-4. 共生社会を推進するための基本方針等に規定されている国の機関概要

連邦内務、建設、郷土省 (Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat: BMI) ²⁵

所在地ベルリン（第一所在地）とボン。省内には約 1,500 名が勤務している。EU 出向者などを合わせると所轄官庁まで合わせると約 6 万人が内務省下で仕事をしていることになる。うち 4 万人が連邦警察。内務全般を担当し、省下には 20 の官庁を抱

²⁴ 出典：政治教育のための連邦センター「インテグレーションとインテグレーション政策」

<https://www.bpb.de/gesellschaft/migration/laenderprofile/deutschland/344036/integration-und-integrationspolitik>

²⁵ 出典：連邦内務省 <https://www.bmi.bund.de/DE/themen/heimat-integration/heimat-integration-node.html>

える。例えば、連邦警察庁、連邦統計庁、連邦犯罪庁、連邦情報技術安全超、連邦機会平等庁、連邦憲法保護庁など。外国人の受入れについては連邦移民難民庁が担当する。

連邦移民難民庁 (Bundesamt für Migration und Flüchtlinge: BAMF) ²⁶

連邦移民難民庁は連邦内務省下にある官庁のうちの1つであり、ドイツでの亡命手続難民保護を認める役割を担う。年間の予算規模 8.82 億ユーロ。大きな特徴はその非中枢性にある。63 箇所に広がる所在地は更に 8,141 箇所の施設を持ち、到着した移民・難民が直接各地に所在する派出所、到着・決定センターにて難民手続（受入れか送還かの決定まで）を受けられるようにしている。また、連邦庁が管理する亡命難民情報センター（Informationszentrum Asyl und Migration: IZAM）では、難民らの出身国、ルート、出国理由などの統計を取り、評価を行なっている。また、難民手続の質を確保するため人材養成、教育、研修も行う。受入れ後のインテグレーション支援を調整し、移民・難民に関する研究も行う。

連邦教育研究省 (Bundesministerium für Bildung und Forschung: BMBF) ²⁷

職業教育、高等教育機関、研究分野を所轄する省庁でありボンを本拠地とする。BMBF 予算は約 140 億ユーロであり連邦省では4番目に大きい予算規模である。初等中等教育、専門大学（Hochschule）については各州に付属する。

連邦経済気候保護省（旧経済連邦エネルギー省）(Bundesministerium für Wirtschaft und Klimaschutz: BMWi) ²⁸

連邦経済気候保護省の政策の中心はドイツの市場経済の中では活性化と持続可能な発展を確保することである。主な施策分野はデジタル変革についての規制枠組みの整備、官民投資強化、労働参加率を強化するための施策、エネルギー変革と気候保護の促進、欧州外の市場開拓の促進などが挙げられる。このうち労働参加率を強化する施策の一環として、移民・難民、その背景を持つ国民の労働市場を高めるプログラムを多数実施する。後述する「ウェルカムガイド」では商工会議所と共に、主に中小企業に対して難民・移民の労働者受入れを促進するための人材斡旋を実施する。年間予算額は国家予算の約 12%を占める

²⁶ 出典：連邦移民難民庁 <https://www.bamf.de/DE/Behoerde/Aufgaben/aufgaben-node.html>

²⁷ 出典：連邦教育研究省 https://www.bmbf.de/bmbf/de/home/home_node.html

²⁸ 連邦経済気候保護省：<https://www.bmwi.de/Navigation/DE/Home/home.html>

10.2 億ユーロである。

連邦家族、高齢者、女性、青少年省 (Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugendlichen: BMFSFJ) ²⁹

家族、高齢者、女性平等、青少年、福祉関連の政策、ボランティア活動などの政策に責任がある。移民の背景を持つ未成年の市民、またその親のインテグレーションに係る取組として、相談窓口「青少年移民サービス (Jugendmigrationsdienste: JMD)」を運営している。また連邦政府のプログラム「難民家庭の親支援のための強力なネットワーク」などの実施主体でもある (いずれも 6 章にて記述)。2021 年の予算規模は約 131 億ユーロである。

連邦政府移民難民インテグレーション弁務官 (Die Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlingen und Integration) ³⁰

連邦政府直下に首相から任命された「連邦政府移民難民とインテグレーション弁務官」が置かれている。現在の弁務官は Annette Widmann-Mauz (CDU 党) である。

在留法第 92 条から第 94 条に弁務官の法的地位と義務を規定する。連邦政府によって任命され、4 年の立法期間を任期とする。弁務官には必要な人材と資材が付けられる。その任務は、連邦政府のインテグレーション政策の支援、ドイツに住む外国人への利益配慮、外国人排斥や不当な不平等待遇への対策、帰化の機会に関する情報提供、EU 市民の移動の自由に関する権利の尊重、弁務官の一般市民への認知である。弁務官はその業務に関わる、連邦政府や連邦省庁の立法プロジェクトに早い段階から参画する。また、連邦機関が外国人に不当な取り扱いをしている場合は、訴訟を起こしたり、陳述書を要求することができる。

2.-4-1. 国の機関、州が果たすべき役割

国の機関が果たす役割

1) EU 各国との連携と情報共有

欧州委員会はインテグレーション政策について立法できないことになっている。従ってインテグレーション政策は各加盟国の責任に任されている。欧州委員会は「欧州インテグレーションネットワーク (EIN)」の中で、情報交換のレベルで加盟国と連携している。ま

²⁹ 連邦家族省 <https://www.bmfsfj.de>

³⁰ 連邦政府移民難民インテグレーション弁務官 <https://www.integrationsbeauftragte.de/ib-de>

た、欧州委員会は「欧州インテグレーション行動計画」を發布し、これに基づいて、インテグレーションファンド³¹から加盟国への財政支援を行う。連邦内務省はインテグレーションに係る欧州委員会の窓口としての役割を担う。

2) インテグレーションに係る施策と立法

インテグレーションに係る施策と関連法の整備を行う。インテグレーション法など。

3) インテグレーションコースの委託と実施

インテグレーションコースは州、地方自治体が運営する市民学校 (Volkshochschule) や民間のインテグレーション学校で実施される。インテグレーションコースを実施する施設は連邦移民難民庁からの実施認可と助成を受けている。

4) 出身国で取得された資格のドイツでの評価と認定、さらなる職業訓練に関する施策

連邦教育省は移民・難民・インテグレーション弁務官による調整を受けながらインテグレーション国家行動計画を策定した。特に同省は国家行動計画で以下の2つのテーマについて責任を果たす。

- ・労働市場への入口として出身国で取得した職業・教育資格認定
- ・インテグレーションと社会参加を成功させるための教育と職業研修

この2つは行動計画の5段階フェーズのうち、最も初期に行われるものである。「資格認定」では、外国の専門資格を持つ技能労働者を支援する必要性と企業内での職業研修の視点に焦点を当てている。また、認定手順実施の標準化に取り組む。一方「教育と職業訓練」のテーマでは、教育段階の継続的な進展のためにどのような構造や活動が必要となるかを検討している。連邦教育研究省はあらゆる職種と、出身国での学歴・職歴、出身国、居住区を入力することで資格認定の必要性の有無や、資格評価と認定機関（あるいは相談機関）が分かるポータルサイト「ドイツにおける資格認定 (Anerkennung in Deutschland)」を運営している。

州の機関が果たす役割

一部の分野の施策については州政府が権限を持つ。特に初等・中等教育、社会住宅に関する施策と立法、外国人局での在留法の実施などについては州に責任がある。各州にインテグレーションを所轄する省があり、州政府が委託するインテグレーション弁務官を置いている州もある（例えばバイエルン州など）。また、地方に根ざした商工会議所、経済クラスターと連携した活動を行う。

³¹ 亡命・移民・インテグレーション基金 (AMIF) はこれまでの欧州難民基金、インテグレーション基金、欧州帰還基金を統合し 2014 年に初めて設置され、2014 年から 2020 年まで実施された。同名の後継プログラムでは 2021 年から 2027 年まで、総額 99 億ユーロがデンマークを除く EU 加盟国より拠出されている。移民の流れの効率的な管理と、ヨーロッパにおける亡命および移民への共通のアプローチの実施、強化、および開発を促進する。出典：欧州委員会「亡命・移民・インテグレーション基金」

https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/find-funding/eu-funding-programmes/asylum-migration-and-integration-fund_en

1) 在留法の実施

各州は在留法を実行する機関である（基本法第 83 条）。基本法第 84 条第 2 項により、連邦レベルで統一的な実施を確保するため、在留法に関する一般行政規則が州側に対して発布されている。外国人局の根拠は、在留法そのものに規定されている。在留法第 71 条第 1 項により、外国人局は在留法の各居住目的に応じた在留許可証の発給・拒否、定住許可証の発給の決定、追放・退去の決定及び必要に応じてその実行を行う。また、在留資格に加えて、パスポートの代替書類も発行する。在留許可の期限設定、在留却下、外国人が出国を余儀なくされた場合の在留法に基づく出国命令の発行、外国人の身元を明らかにし、必要に応じて身分証明書を取得するなどの業務を遂行する。更に、難民の在留許可証の発行についても外国人局が決定する。ただし、亡命手続そのものは連邦移民難民庁が独占的に担当する。家族呼び寄せの法的要件を満たしているかどうかの判断も行われる。ビザの発行に外国人当局が関わる。

2) 教育の実施

「教育は州事案 (Bildung ist Ländersache)」との言葉があるとおおり、小学校、中等教育機関、総合大学 (Universität) を除く高等教育機関についてその教育方針 (カリキュラム、休みの期間なども) を州が決定する。インテグレーションについても州独自に移民系の子どもに対するドイツ語授業カリキュラムや異文化理解の授業を実施する。また、教員、学校相談員など教育に係る職業の認定については州が中心になって行う。

3) 統計

州は様々な統計情報を参照しつつ、指定の指標にしたがって、3 年毎に『州インテグレーションモニタリング』を発行している。

4) 社会住宅の整備³²

2006 年の連邦制度改革 I の枠組みの中で、社会住宅促進に関する法整備とそのための資金拠出の責任が連邦政府から各州に移管された。

改革前までは社会住宅の資金は連邦が各州に配分していたが、2006 年の移管により打ち切られたため、連邦は 2007 年初頭から 2019 年までの間、補償金を各州に提供することとなった。その予算規模は年額 5 億 1,820 万ユーロに達した。

2015 年「亡命手続迅速化法 (Asylverfahrensbeschleunigungsgesetz)」が施行され、2016 年から 2019 年までの期間、従来の補償金に加え、毎年 5 億ユーロの増額が行われる

³² 連邦内務省「社会住宅の助成」<https://www.bmi.bund.de/DE/themen/bauen-wohnen/stadt-wohnen/wohnraumfoerderung/soziale-wohnraumfoerderung/soziale-wohnraumfoerderung-node.html>

ことになった。2017年と2018年については「インテグレーションに関するコストへの連邦の参加と、州と自治体の負担軽減に関する法（Gesetz zur Beteiligung des Bundes an den Kosten der Integration und zur weiteren Entlastung von Ländern und Kommunen）」により、更に毎年5億ユーロずつの増額が行われ、社会住宅に関する連邦から州への総支給額は15億1,820万ユーロとなった。また、補償金支払いの最後の年である2019年には、更に5億ユーロの増額が行われた（根拠法：「インテグレーションに関するコストへの連邦の参加、及び「ドイツ統一」基金廃止による結果を規制する法律（Gesetz zur fortgesetzten Beteiligung des Bundes an den Integrationskosten der Länder und Kommunen und zur Regelung der Folgen der Abfinanzierung des Fonds "Deutsche Einheit"）」³³。2019年4月4日に発効した2019年3月28日の基本法の改正法により、連邦政府は2020年から社会住宅建設のための資金援助を各州に供与できるようになった。2020年から2024年の間、連邦政府は社会住宅助成のために毎年10億ユーロを拠出する。

5) インテグレーションセンター（Kommunales Integrationszentrum: KI）の設置と調整
各自治体にインテグレーションセンターを設置し、州は各センターの取りまとめ、情報共有、会計事務、州政府への提言活動などを行っている。インテグレーションセンターの設置については州法にその根拠がある。例えばノルトライン・ヴェストファーレン州では「参加とインテグレーション法（Teilhabe- und Integrationsgesetz）」がそれである。インテグレーションセンターについては次の自治体の項で詳述する。

2.-4-2. 自治体機関が果たすべき役割

自治体はインテグレーションが実際に起こる場所であり、地域側の受入れと移民側の適応がうまく進んで行かなければならない。各自治体には州が統括するインテグレーションセンターが設置されている。自治体インテグレーションセンターの存在と役割は州法に規定されている。ノルトライン・ヴェストファーレン州では、州内54箇所はこのセンターが設置され、自治体の中に運営を担当する課がある。自治体インテグレーションセンター（KI）の活動の目的は、移民の社会参加を促すことである。移民に対しては地域の相談所の役割を果たし、インテグレーション、及び語学コースが具体的に受けられる場所、申し込みの仕方、職業資格の認定や追加職業訓練についてなどワンストップで必要な情報が得られる。住民側の関心と理解を深める活動、異文化交流の機会提供も含まれる。

³³ 出典：連邦財務省「インテグレーションに関するコストへの連邦の参加、及び『ドイツ統一』基金廃止による結果を規制する法律」

地域住民には協会やワーキンググループに所属し活動するボランティアも多い。彼らは言語学習や子どもの宿題を見る支援、通訳サービス、バザー開催など、様々な支援を通じて移民との交流を図っている。

連邦では自治体での優れた取組を表彰するコンペ「手を取り合って共に生きる-コミュニティの形成 (Zusammenleben Hand in Hand - Kommunen gestalten)」を行っている。行政が市民や協会などと密接に協力することで、インテグレーションが成功することの好例を示している。

2.-4-3. 企業等が果たすべき役割

ドイツでは製造業の特に技能職における人手不足が深刻であり、この分野だけでも 25 万人の人材が不足していると言われており、全企業の 6 社に 1 社で移民、難民を受け入れているとの統計がある。³⁴企業は移民・難民の就労先として巨大な受け皿の役割を果たすが、決して人道的な理由や行政側の押し付けで外国人を受け入れているわけではない。企業側（特にドイツ企業の 95%以上を占める中小企業）にとっても人材確保、ひいては企業活動の継続のために不可欠なものと認識されている。

政府側も、企業の移民、難民採用についての不安要素を排除し、企業内でのインテグレーションを促進するため施策を提供している。

企業側では、連邦レベル、州レベルの経団連、各種産業分野の事業者団体、商工会がインテグレーション問題について取り組む。連邦経済省と商工会議所が連帯した移民・難民の雇用後の中心的な相談施設として、2016 年春から「ウェルカムパイロット (Willkommenslotsen)」がサポートを行っている。2020 年時点で、全国で約 100 箇所のウェルカムパイロットのセンターが運営されている。センターは商工会議所、各種事業者団体の中に設置されており地域的にアクセスしやすいのが特徴である。企業側が採用するにあたり重要な情報、例えばインテグレーション・言語コース、在留資格、資格取得の必要性、補助金の機会に関するアドバイスを行う。出国前からマッチングを行い、実際に雇用に至った後も引き続き相談窓口になる。

2.-4-4. 支援団体等が果たすべき役割

支援団体のほとんどは、地域に根ざしたボランティア組織である。また、各事業者団体でもインテグレーションに取り組んでいる。彼らは政治、行政の手が十分に届かないインテグレーション現場の最前線におり、今日こうした NPO 組織を抜きにしてインテグレーション

³⁴ 出典：ドイツ手工業者中央連合会「技能者の移民」<https://www.zdh.de/ueber-uns/fachbereich-arbeitsmarkt/tarifpolitik/fachkraefteeinwanderung/><https://www.zdh.de/ueber-uns/fachbereich-arbeitsmarkt/tarifpolitik/fachkraefteeinwanderung/>

ョンを進めることは難しい。NPO 組織によるインテグレーションの対象分野は多岐にわたる。例えば、レジャー・スポーツ関係、文化系、宗教関係、労働者、政治系、学生、ビジネス活動、子育てに関する協会がある。また、特定の出身国からの移民を対象とする協会もある。

連邦移民協会連合会 (Bundesarbeitsgemeinschaft der immigrationverbände: BAGIV) はドイツで唯一の移民による 13 の自助団体が加盟する連合会である。³⁵連合会は移民の関心を代表しており、以下のような活動をしている。

1. 居住国における移民の法的、社会的、政治的状況の改善を目的とした活動を通じた法的、社会的、政治的擁護活動を行う。
2. 移民、特に若者が出身地の文化やアイデンティティを維持・発展させることを目的とした、文化的、社会的、教育的なプロジェクトや活動を行う。
3. ドイツ人と移民、又は移民同士の出会いや偏見の壁を取り除き、相互承認とインテグレーションを目指す。
4. 今後の問題に対処するためのプロジェクト開発。例えば、高齢者の住居や生活環境の形成。
5. 意思決定プロセスのあらゆるレベルで移民の政治参加を促進する。連邦議会を代表する民主主義政党との協力関係を強化する。
- 6 更に、移民系の若者の雇用促進についてコンセプトを開発することを働きかける。

³⁵ 出典: 連邦移民協会連合会 <https://bagiv.de>

3 章. 外国人に対する当該国の言語を教育する制度 概要

3.-1. 外国人が言語教育を受けるに当たっての公的制度の有無

インテグレーションコースの一部として入国初期に実施される語学コースと、広く移民の背景を持つ者を対象とし、労働市場での就労機会を増やすために設置された職業語学コースとがある。それぞれ法的根拠も異なる制度であるため、以下では区別して説明する。

A. インテグレーションコース内の語学コース³⁶

インテグレーションコースは語学コースとドイツの生活、法律、歴史などを学習するオリエンテーションコースから構成される。語学コースは 600 授業時間、オリエンテーションコースは 100 授業時間である。1 授業時間は 45 分とされている。語学コース、オリエンテーションコースともに受講後に試験を受け（詳細は 3-4, 4-1 を参照）合格する必要がある。

インテグレーションコースの受講については、受講義務がある者、受講資格がある者、資格がない者に区別される。また、受講義務及び資格については、2005 年 1 月 1 日以前に在留を許可されていたか否かで取扱が異なる。これは同日に移民法改正案が施行され、受講義務を規定した在留法第 44a 条、受講資格を規定した第 44 条が新たに規定されたためである。

受講義務がある者

<<2005 年 1 月 1 日以降に在留許可を得た者>>

- ・新規に入国した外国人が簡単で十分なドイツ語でのコミュニケーションができない場合、インテグレーションコースに参加することが義務付けられる。
- ・失業給付 II³⁷を受けており、語学コースの受講が就職活動契約（Eingliederungs-

³⁶ 出典：連邦移民難民庁「インテグレーションコース」

<https://www.bamf.de/DE/Themen/Integration/ZugewanderteTeilnehmende/Integrationskurse/integrationskurse-node.html;jsessionid=F56B93AF281E6C7DD86FE9AC8616BE9A.intranet382>

³⁷ 失業申請後に開始される給付制度を「失業給付 I」と呼ぶのに対し、その後の最低限の生活を保障する給付金との意味で「失業給付 II」と呼ばれている。失業給付 I が手取り所得の 60% から 67% を 12 か月から最大で 24 か月間支払うのに対し、失業給付 II は固定金額の支払いとなる。2021 年現在の給付金は 1 人世帯で 446,00 ユーロであり、受給者が 2 人の世帯では 1 人当たり 401,00 ユーロが給付される。この他に社会住宅への入居資格や連邦雇用庁が負担する健康保険料の免除などがある。

vereinbarung)³⁸にうたわれている場合。

以下の理由から義務が免除される場合がある。

- ・ドイツで研修を受けている，又はそれに相応する教育を受けている。
- ・個人的理由からインテグレーションコースへの参加が困難である。例えば家族の介護をしている等。
- ・就労しておりインテグレーションコースへの参加が部分的でも困難である。

<<2005 年 1 月 1 日以前に在留許可を得た者>>

- ・失業給付 II³⁹を受けており，語学コース受講が就職活動契約 (Eingliederungsvereinbarung)⁴⁰にうたわれている場合。
- ・外国人局が特にインテグレーションコースが必要であるとみなした場合。

受講資格がある者

<<2005 年 1 月 1 日以降に在留許可を得た者>>

- ・1年以上の在留許可証を受けた，もしくは 18 か月より前から在留許可証を持っている者。
- ・就労目的での在留許可を取った者，その呼び寄せられた家族，人道的理由あるいは在留法第 38a 条⁴¹により長期滞在権利があるとみなされる者。
- ・在留法第 23 条 2 項⁴²による定住許可をもつ者。

<<2005 年 1 月 1 日以前に在留許可を得た者>>

- ・連邦移民難民庁がインテグレーションの必要性があると判断すれば，コースに十分な空席があることを条件に受講が認められることがある。

³⁸ 連邦雇用庁と失業者が就職活動に関する取り決めを行う。例えば連邦雇用庁が就活に伴う諸経費の負担を助成することを約束する一方，失業者側は月に取り決めた求人応募数をクリアする必要がある。

³⁹ 失業申請後に開始される給付制度を「失業給付 I」と呼ぶのに対し，その後の最低限の生活を保障する給付金との意味で「失業給付 II」と呼ばれている。失業給付 I が手取り所得の 60%から 67%を 12 か月から最大で 24 か月間支払うのに対し，失業給付 II は固定金額の支払いとなる。2021 年現在の給付金は 1 人世帯で 446,00 ユーロであり，受給者が 2 人の世帯では 1 人当たり 401,00 ユーロが給付される。この他に社会住宅への入居資格や連邦雇用庁が負担する健康保険料の免除などがある。

⁴⁰ 連邦雇用庁と失業者が就職活動に関する取り決めを行う。例えば連邦雇用庁が就活に伴う諸経費の負担を助成することを約束する一方，失業者側は月に取り決めた求人応募数をクリアする必要がある。

⁴¹ EU のドイツ以外の加盟国で長期滞在資格を有する外国人で，ドイツに 90 日以上滞在する予定がある場合，ドイツの在留許可証が与えられる（在留法第 38a 条）。

⁴² 連邦内務省がドイツの特別な政治的利益を守るため，連邦移民難民庁に対して入国を許可した外国人，あるいは外国人のグループ。これらの外国人には在留許可証，もしくは定住許可証が与えられる（在留法第 23 条 2 項）。

受講資格がない者

＜＜2005 年 1 月 1 日以前，以降に在留許可を得た者共通＞＞

- ・子ども，青年，成人した若者で学校での研修を受けている，もしくはドイツの学校教育制度で学校教育を受けている。
- ・インテグレーションの必要性がほとんどない。
- ・当該の外国人が既に十分な語学力を備えている（この場合オリエンテーションコースについては受講資格がある。）。
- ・EU 市民は法的にインテグレーションコースの受講資格がない。しかし連邦移民難民庁がまだドイツ語能力が不十分であり，インテグレーションの必要性があると判断すれば，コースに十分な空席があることを条件に受講が認められることがある。

B. 職業語学コース

職業語学コースは 400 授業時間，又は 500 授業時間から構成されており，移民の背景を持つドイツ居住者に広く開講されている。「移民のためのドイツ語テスト（Deutsch-Test für Zuwanderer: DTZ）」で B1 レベル以上であることを証明し，引き続きドイツ語を学習するケースが想定されている。特に労働市場，職業訓練市場で機会を増やすためのドイツ語力向上を目的とする。

職業語学コースの受講義務，受講資格については在留法第 45a 条 2 項にある。

受講義務がある者

失業給付 II を受けており，語学コース受講が就職活動契約にうたわれている場合は受講義務がある。受講資格は連邦雇用庁が発行する。

受講資格がある者

合法的かつ永久的に居住することが期待される

2019 年 8 月 1 日以前に入国しドイツ国内に 3 か月以上の滞在歴があり，なおかつその出身国が亡命法第 29a 条に基づく安全な出身国ではない者のうち，以下に該当する者全て

- ・職業訓練希望者として登録されている。
- ・求職者として登録されている。
- ・失業者として登録されている。
- ・連邦雇用庁が実施する職業訓練や進学対応のコースを受講している。

連邦雇用庁に上記の登録をされていない場合、なおかつ以下に該当する者は全て、連邦移民難民庁に受講資格を申請できる。

- ・現在職業訓練中である。
- ・母国の職業資格をドイツにて認定中である。
- ・必須の職業訓練を成功させるために語学コースに通う必要がある。
- ・ある職業の許認可を受けるために一定の言語レベルに達している必要がある。

なお、特定の職業、グループを対象とする語学コースもこの枠組みで開設されている。

- ・母国で医療関係者（ここでは医者など高等教育機関を経てのキャリアを想定）がドイツで職業認可を受けるための医療語学コース。
- ・商業・小売業の分野における語学コース。
- ・インテグレーションコースからの受講者で B1 レベル未満の者。

インテグレーションコースに参加する資格、又は義務がある場合は、外国人局、失業給付 II を担当する連邦雇用庁、すなわち地域の職業安定所から「受講資格証明書（Berechtigungsschein）」を受け取る。同時に居住地の近くでインテグレーションコースを実施しているコース提供者のリストも受け取ることができる。市民学校、語学学校などのコース提供者に受講資格証明書を提示し、申し込みを行う（コース提供者については 4-4 を参照）。受講資格証明書には期限があり、遅くともこの日付までに申し込みする必要がある。対象者が速やかに受講できるよう、連邦移民難民庁が特定のコース提供者を指定することもある。コース提供者は、コースの開始予定日を受講者に知らせる。コースは申し込みから遅くとも 6 週間以内に開始しなければならない。6 週間以内に開始できない場合、コース提供者は受講者にその旨を通知する。受講者の都合により一年以内にコースが開始されない場合、あるいはコース受講が一年以上中断された場合は、受講資格が失効する。また、受講義務があるにもかかわらず出席率が悪い場合、1,000 ユーロまでの罰金を課されることがある。失業給付 II を受けている受講義務者については給付金を減額される可能性がある。

3.-2. 外国人への言語教育制度を実施するための法的根拠の有無

A. インテグレーションコース内の語学コース

インテグレーションコースの法的根拠は在留法第 43 条にある。⁴³その 1 項では「連邦領域内に合法的に長期に居住する外国人の連邦共和国への経済的，文化的，社会的生活へのインテグレーションを援助し，それを要求する」とあり，インテグレーションが法的に正当化されている。また，ここでインテグレーションの基本原則である「援助と要求（gefördert und gefordert）」が謳われている。2 項では「外国人のインテグレーションへの努力はインテグレーションのための基本提供物（インテグレーションコース）により支援される」とあり，インテグレーションの方策としてインテグレーションコースを実施することが明記されている。続けて「インテグレーションコースの目的は，外国人にドイツの言語，法制度，文化，歴史を効果的に教授することである」とその目的が述べられている。更には「外国人は第三者の助けや仲介を受けずとも日常生活の全てについて自立して行動できる程度に連邦内の生活環境について知るべき」とし，自立した生活レベルの確立が明確にされている。3 項にてこのインテグレーションコースが語学コースとオリエンテーションコースの 2 本立てで行われること，インテグレーションコースの主管が連邦移民難民庁であり，委託機関で実施されることが明記されている。4 項では「連邦政府はインテグレーション講座の詳細，特に講座の基本構造，期間，学習内容及び実施方法，講座提供者の選定及び承認に関する要件，ならびに費用負担を含む法的に妥当し成功裡と見做される参加，及びその証明のための前提条件及び一般条件，ならびに第 88a 条 1 項及び 1 a 項に基づくデータ処理について，連邦参議院の同意を得ることなく，法定の命令によって規制する権限を有する」としており，インテグレーションコースを実施するための要件をまとめた法令の制定を認めている。

上記の 4 項に基づきインテグレーションコースの詳細を法制化したのが「外国人とドイツ系引き揚げ移民のためのインテグレーションコース実施令（Verordnung über die Durchführung von Integrationskursen für Ausländer und Spätaussiedler）」（以下「インテグレーションコース実施令」）である。⁴⁴

インテグレーションコース実施令は連邦内務省が原案を作成した。2004 年 6 月に連邦内務省が招致した各省庁，学術組織，州・自治体内の連盟組織らによる専門委員会が設置され，コース設置に関する議論を行った。2004 年 12 月 1 日，連邦内閣は連邦内務大臣が提出した同法令を採択し，移民法と同じく 2005 年 1 月 1 日に発効した。法令は 5 部 23 条か

⁴³ 条文：在留法第 43 条 https://www.gesetze-im-internet.de/aufenthg_2004/__43.html

⁴⁴ 条文：「インテグレーションコース実施令」 <https://www.gesetze-im-internet.de/intv/>

ら成り立っている。第一部は一般規定、第二部は参加資格、データ取扱い、費用負担について、第三部はコースの構造、期間、内容について、第四部はコース実施者、試験所、評価委員会について、第五部は移行規定となっている。

B. 職業語学コース

職業語学コースの法的根拠は在留法第 45a 条にある。1 項には「労働市場へのインテグレーションは、仕事に関連したドイツ語力向上のための施策により支援される。この施策は原則としてインテグレーションコースの一般的な言語能力育成をその基盤としている」とあり、この職業語学コースが労働市場へのインテグレーションを目的としたもので、インテグレーションコースの延長として捉えられていることがわかる。2 項では職業語学コースがインテグレーションコースと同じく、連邦移民難民庁によって調整、実施されることが明記されている。また、3 項では「連邦労働社会省は、連邦内務省の理解の上、講座の詳細、特に講座の基本構造、期間、学習内容及び実施方法、講座提供者の選定及び承認に関する要件、ならびに費用負担を含む法的に妥当し成功裡と見做される参加、及びその証明のための前提条件及び一般条件、ならびに第 88a 条 1 項及び 1 a 項に基づくデータ処理について、連邦参議院の同意を得ることなく、法定の命令によって規制する権限を有する」とあり、職業語学コースについては連邦内務省に加えて、連邦社会省によりコース実施のための法令が定められることが謳われている。

上記の 2 項を法制化したのが「職業に関連するドイツ語推進に関する令 (Verordnung über die berufsbezogene Deutschsprachförderung)」である。同法は連邦社会省、連邦内務省が原案を作成し、2016 年 7 月 1 日に発効した（以下「職業ドイツ語推進令」）。⁴⁵ 法令は 7 部 28 条から成り立っている。第一部は一般規定、第二部は参加資格、第三部はコースの構造、期間、内容について、第四部はコース実施者、委託、試験所について、第五部は専門家委員会とコスト返還、第六部はデータ編集とモニタリング、第七部は移行規定となっている。

3.-3. 外国人への言語教育制度の経費負担者及び利用者負担の有無

⁴⁵ 条文：「職業ドイツ語推進令」https://www.gesetze-im-internet.de/deuf_v/BJNR612500016.html

A. インテグレーションコース内の語学コース⁴⁶

連邦移民難民庁とコース受講者が 50.0%ずつ折半して負担する。コース 1 時間当たり、連邦移民難民庁が 2.20 ユーロを、受講者が 2.20 ユーロを負担する。

コース提供者は連邦移民難民庁から受講者一人当たり 4.40 ユーロ計算で運営料を受領する。このコース提供者への払い戻し額は最大 20 人まで適用され、1 コースの受講者が 20 名を超えると 21 名目以降の受講者からは一人当たり 2.30 ユーロに減額される。コース提供者へ払い戻し金額に関係なく、受講者の自己負担額は常に 4.40 ユーロの 50.0%，すなわち 2.20 ユーロである。テストは一回限り無料で受けることができる。

失業給付 II 及び社会扶助の受給者は、インテグレーションコース実施令第 9 条 2 項に基づく申請により、連邦移民難民庁により費用負担が免除される。支払いを義務付けられている受講者の場合でも、費用負担が特に困難である理由があれば、申請により費用負担が免除される。移民難民庁は費用免除の審査を行う。失業給付 II を受給しており、就職活動契約にてインテグレーションコースへの参加が義務付けられている、あるいは移民難民庁から費用負担が免除されている受講者は、交通費の補助を申請することができる。交通費支給の前提として、自宅からコース実施場所までの歩行距離が 3 km 以上であることが必要である。

B. 職業語学コース⁴⁷

受講は基本的に無料である。ただし受講者が就労しており課税対象となる年収が 20,000 ユーロを超える場合、あるいは世帯収入で 40,000 ユーロを超える場合は 1 授業単位あたり 2.32 ユーロの費用負担（コスト全体の 50.0%に相当する）が発生する。費用は雇用者が負担することもできる。コース提供者は連邦移民難民庁から受講者一人当たり 4.64 ユーロの払い戻しを受ける。B2 以上の試験に合格した場合、受講者は連邦移民難民庁に対して費用負担分の 50.0%返金を申請することができる。失業給付 II を受給している、職業訓練補助を受けている、職業訓練に向けての教育を受けている受講者にはインテグレーションコース同様の交通費支給もある。

⁴⁶ 出典：連邦移民難民庁「インテグレーションコースのコストは？」
<https://www.bamf.de/SharedDocs/FAQ/DE/Integrationskurse/006-was-kostet-ein-integrationskurs.html?nn=282388>

⁴⁷ 出典：連邦移民難民庁「職業のためのドイツ語」
<https://www.bamf.de/DE/Themen/Integration/ZugewanderteTeilnehmende/DeutschBeruf/deutsch-beruf.html?nn=282656>

3.-4. 言語学習における言語能力の到達目標の設定の有無

A. インテグレーションコース内の語学コース⁴⁸

インテグレーションコースを修了するには語学試験「移民のためのドイツ語テスト」

B1 レベルを達成したことを証明する必要がある。試験内容は TELC⁴⁹と Goethe Institut⁵⁰が監修し、インテグレーションコースの内容に準拠して開発されている。試験結果は B1 レベル適合（合格）、A2 レベル、それ未満の3段階で評価される。テスト受験は無料である。語学試験での B1 レベル適合と、後述するオリエンテーションコースの最終試験「ドイツの生活（Leben in Deutschland）」に合格して初めてインテグレーションコースを修了できる。修了者には「インテグレーションコース修了証明書（Zertifikat Integrationskurs）」が発行される。

A2、B1、B2などの語学レベルは欧州共通の言語評価ガイドラインである「ヨーロッパ言語共通参照枠（Common European Framework of Reference for Languages（CEFR））」⁵¹に基づいている。ヨーロッパ言語共通参照枠は、欧州域内の言語に共通して適応され A1、A2、B1、B2、C1、C2 の6段階から構成されている。Aは基礎的な言語使用、Bは自立した言語使用、Cは言語能力のある言語使用が可能なレベルとされている。以下に各レベルの定義を記述する。

A1: 初級者

⁴⁸ 出典：連邦移民難民庁「認可付き最終試験」

<https://www.bamf.de/DE/Themen/Integration/ZugewanderteTeilnehmende/Integrationskurse/Abschlusspruefung/abschlusspruefung-node.html>

⁴⁹ Telc gmbH はドイツのフランクフルト・アム・マインに本社を置く言語テストの開発、提供を行う非営利団体である。公益法人の形をとっており、ドイツ市民学校連盟の子会社となっている。Telc は The European Language Certificates の略であり、欧州言語参照枠のレベルに基づき、各レベルについてリスニング、リーディング、スピーキング、ライティングの4分野でテストを実施、認定書を出す。Telc の言語テストは現在 10 か国語、つまり英語、ドイツ語、トルコ語、スペイン語、フランス語、イタリア語、ロシア語、ポルトガル語、ポーランド語、アラビア語で提供されている。Telc は欧州言語テスト実施者協会（Association of Language Testers in Europe（ALTE））に加盟している。出典：Telc gmbH <https://www.telc.net/ueber-telc/wer-wir-sind.html>

⁵⁰ Goethe Institut e.V. はドイツ政府が設立した公的な国際文化交流機関で、外国人にドイツ語教育を推進し、国際的な文化交流を行う非営利団体である。本部はミュンヘン。世界 98 カ国、158 か所に広がる事務局にて開講されている語学コースには年間 234,000 人が参加している。出典：Goethe Institut e.V. <https://www.goethe.de/de/index.html>

⁵¹ 出典：ヨーロッパ言語共通参照枠 <https://www.europaeischer-referenzrahmen.de>

日常的によく使われる表現や、具体的なニーズを満たすためのごく簡単なフレーズを理解し、使うことができる。自分紹介や他の人を紹介でき、例えば、どこに住んでいるか、どのような人を知っているか、どのような物を持っているかなどを質問することができ、その質問に答えることができる。簡単な方法でコミュニケーションをとることができ、相手がゆっくり、はっきりと話してくれるなら相手を助けることができる。

A2: 基礎的知識

身近なことに関連する文章や頻繁に使われる表現を理解できる（例えば、個人や家族の情報、買い物、仕事、地域の情報など）。身近で通常の事柄についての直接的な情報交換が行われる、簡単にルーチンの状況であれば意思疎通を図ることができる。自分の出身や、経歴、身の回りの環境や身近なニーズに関連することを簡単な言葉で説明できる。

B1: 進歩した言語使用

明確な標準語で仕事、学校、余暇などの身近な事柄についてその要点を理解できる。その言語圏を旅行する際に遭遇するほとんどの状況に対処できる。身近な話題や個人的に関心のある分野について簡潔なまとまった文章を作成できる。経験や出来事、夢、希望、目標などを説明でき、計画や意見に対して簡単な理由や説明をすることができる。

B2: 自立した言語使用

自分の専門分野の技術的な議論を含め、具体的・抽象的な話題に関する複雑なテキストの主旨を理解できる。ネイティブスピーカーとの通常の会話が、お互いに大きな努力なしに可能なほど、自発的で流暢なコミュニケーションができる。幅広いテーマについて、明確かつ詳細に自分の意見を述べることができ、話題性のある問題について自分の見解を説明し、様々な選択肢の利点と欠点を述べることができる。

C1: 専門的な言語知識

含意を含めて、幅広い高い要求の長い文章を理解できる。はっきりと識別できる言葉を探さなくても、流暢かつ自発的に自分を表現できる。社会生活や職業生活、あるいは職業訓練や勉強において、効果的かつ柔軟に言語を使用することができる。明確、構造的、かつ詳細に複雑なテーマについて表現でき、その際、文章をつなぐ様々な手段を適切に利用できる。

C2: 母語話者に相応する言語知識

読んだり聞いたりするものはほとんど全て苦労せず理解できる。様々な文章や音声資料から得た情報を要約し、理由や説明を加えて、一貫性のあるプレゼンテーションを行うことができる。自発的に、非常に流暢かつ正確に自分を表現することができ、より複雑な状

況でも意味の細かいニュアンスを明確にすることができる。

B. 職業語学コース

職業語学コースは TELC などが実施する認定試験で完了する。上記のヨーロッパ言語共通参照枠で B2 以上のレベルを目指す。最終試験で十分なドイツ語能力を発揮できず、コースを繰り返さなければ合格が見込めない場合にのみ、語学コースを 1 回限り繰り返すことができる。この場合、連邦雇用庁、又は連邦移民難民庁から新たに受講資格を得る必要がある。認定試験に合格しなかった場合、1 回だけ試験も繰り返すことができる。認定試験（1 回限りの再試験も含む）への参加は無料である。

3.-5. 入国・在留（入国前、在留の更新、永住許可、市民権取得時のいずれの時点か）の要件としての言語学習の義務付けの有無

A. インテグレーションコース内の語学コース

在留要件の 1 つとして言語学習、つまりインテグレーションコース受講の義務付けがある。簡単で十分なコミュニケーションが取れない場合、外国人局は 1 年間の在留許可とともにインテグレーションコースの「受講資格証明書」を発行し、受講を義務付ける。あるいは失業給付 II を受けており、語学コース受講が就職活動契約（Eingliederungsvereinbarung）に謳われている場合は受講義務がある。この場合、連邦雇用庁が受講資格証明書を発行する（本稿 3-1 も参照）。受講者は次の在留許可証を取得するために「移民のためのドイツ語試験」を受け B1 レベルを証明する必要がある。

B. 職業語学コース

失業給付 II を受けており、語学コース受講が就職活動契約に謳われている場合は受講義務がある（本稿 3-1 を参照）。受講資格は連邦雇用庁が発行する。在留資格には必ずしも直結しないが、受講しなければ就職活動契約の違反に相当するため、失業給付の減額に関わる。

3.-6. 言語教育の講師になるための認定制度（資格制度、公的機関による認定制度、大学

等における専門課程等)

A. インテグレーションコース内の語学コース⁵²

インテグレーションコース実施令第 15 条の中で言語講師の資格が示されている。この資格は 2021 年現在、職業語学コースにも適応されているが、2022 年より新たに職業語学コース独自の認定資格を準備中であり、これについては後述する。

・インテグレーションコースでドイツ語を教える講師は高等教育機関にて「外国語としてのドイツ語」又は「第二言語としてのドイツ語」の学位を取得している必要がある。

・これらの資格がない場合は、連邦移民難民庁が指定する補足資格を取得する場合にのみ、講師に就くことができる。

詳細な認可基準については以下のマトリクスを参照のこと。

	A 直接認可（追加資格が必要ない）第 15 条 1 項	B 補足資格を必要とする（140 授業時間）第 15 条 1 項
語学講師としての経験無しもしくは少ない	・外国語としてのドイツ語, 第二外国語としてのドイツ語をドイツの高等教育機関にて修了している（補足履修, 第二履修でも良い。）。 ・高等教育機関と高等教育機関と同等とみなされる外国語としてのドイツ語, 第二外国語としてのドイツ語の資格を取得している。 ・第 1, 第 2 国家試験に合格している, もしくはドイツ語, 現代外国語の教授が可能な能力がある。	・高等教育機関でドイツ学を修めているか, もしくはその他の文献学領域を卒業している。 ・高等教育機関で翻訳学を修めている。 ・高等教育機関で教育学・社会教育学・特殊教育学, 成人教育, 教育学, 心理学を卒業している。 ・高等教育機関でその他の外国語としてのドイツ語, 第二外国語としてのドイツ語の資格を取得している（最低でも 100 授業時間の経験がある。）。

⁵² 出典：連邦移民難民庁「インテグレーションコース講師の許認可」

<https://www.bamf.de/DE/Themen/Integration/TraegerLehrFachkraefte/LehrFachkraefte/ZulassungIntegrationskurse/zulassung-integrationskurse-node.html>

500 授業時間以上の語学講師の経験有り	・高等教育機関でドイツ学を修めているか、もしくはその他の文献学領域を卒業しかつ外国語としてのドイツ語、第二外国語としてのドイツ語の資格を取得している(最低でも 100 授業時間の経験がある。) ・高等教育機関で翻訳学を修め、その他の外国語としてのドイツ語、第二外国語としてのドイツ語の資格を取得している。	・高等教育機関でドイツ学を修めている。 ・高等教育機関を正式に卒業していないが、言語関連の職業教育を修了している。例えば外国語補助、通訳人、翻訳人としての国家資格などを持つ。
----------------------	---	--

B. 職業語学コース⁵³

2022 年 6 月以降、職業語学コースの講師はこれまでのインテグレーションコース教授資格に追加して、職業ドイツ語の教授に関する研修を修了しなければならない（職業ドイツ語推進令第 18 条 5 項）。研修のプログラムは連邦移民難民庁から委託を受け TELC が独自に開発したものであり、同庁より委託を受けた機関が研修を実施する。コースは 80 時間の講座と自主学習時間とレポート作成のための 80 時間から構成されている。受講者は既にインテグレーションコース教授資格を有しており、300 時間以上の教授経験がある者である。レポート提出により評価がなされ、連邦移民難民庁からの修了証書が授与される。コースは連邦移民難民庁から助成されている。

⁵³ 出典：連邦移民難民庁「追加資格」

<https://www.bamf.de/DE/Themen/Integration/TraegerLehrFachkraefte/LehrFachkraefte/AdditiveZusatzqualifizierung/additive-zusatzqualifizierung-node.html>

4 章. 外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育（以下、「生活オリエンテーション」という。） 概要

4.-1. 外国人が生活オリエンテーションを受講するに当たっての公的制度の有無

インテグレーションコース実施令に基づく、インテグレーションコースの中で語学コースと並び、ドイツの歴史、文化、生活について学習するオリエンテーションコースが提供されている。オリエンテーションコースは 100 授業時間とされている。受講対象者、受講義務の有無、実施方法などはインテグレーションコース内の語学コースと同じであるため本稿 3-1 を参照されたい。受講者の語学レベルとして A2 相当が期待されている。受講者がまだこのレベルに達していない、語学コースをまだ開始していない場合、オリエンテーションコースの学習内容について既に既習内容があるかどうかについて確認が必要となる。

近年の社会情勢の変化やコースの実践経験を踏まえ、連邦移民難民庁は導入時 2005 年の 30 時間から 100 時間にまでオリエンテーションコースの受講時間を拡大している。これにより各テーマをより深く取り扱うことができるようになった一方、明確に授業内容を規定する必要が出てきた。そこで連邦移民難民庁は 2017 年にオリエンテーションコースのカリキュラムを見直し、同じく同庁が認証した教科書、メディア教材を使用することにした。⁵⁴オリエンテーションコースの目的はインテグレーションコース実施令第 3 条にて規定されており「日常的な知識、ドイツの法制度、文化、歴史に関する知識、特にドイツ連邦共和国の民主的な国家システムの価値観、法の支配、平等な権利、寛容、宗教の自由の原則を教授すること」である。この目標を 100 時間の受講時間に具体化した内容が以下である。

導入（3 時間）

- ・いくつかのモジュールから成るオリエンテーションコースの構造について知る。
- ・オリエンテーションコースがインテグレーションコースの中で占める位置付けについて理解する。この中でオリエンテーションコースの最終試験である「ドイツでの生活」について案内を受ける。

⁵⁴ 出典：連邦移民難民庁『オリエンテーションコースカリキュラム 2017 年改訂版』
https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Integrationskurse/Kurstraeger/KonzepteLeitfaeden/curriculum-orientierungskurs-pdf.pdf?__blob=publicationFile

モジュール I: 民主主義における政治 (35 時間)

- ・自由で自己決定権のある生活と社会での建設的な共存のために、憲法の原則と基本的権利の重要性を認識する。
- ・最も重要な基本的権利の本質を説明し、可能な行動方針への基準とする。
- ・政治的意思決定における憲法機関の重要な任務を挙げ、社会的多元性と多様性の表れとして民主的政党の重要性を認識する。
- ・国の仕事と市民の義務の相互関係を理解する。
- ・例示的に政治分野や政治問題について自分の見解を述べ、自治体、州、連邦レベルでの社会参加や政治参加の可能性を学ぶ。

学習項目

基本法における基本的権利、憲法原則と国の象徴、国の仕事と市民の義務、憲法組織と政党、社会参加や政治参加

モジュール II: 歴史と責任 (20 時間)

- ・ドイツの歴史の側面や局面について既成概念や予備知識を整理し、分類できる。
- ・国家社会主義者（ナチスドイツ）のイデオロギーの主な特徴と、国家社会主義者の支配がドイツと欧州市民にもたらした結果と影響について記述できる。
- ・国家社会主義のイデオロギーが、ドイツの歴史の基本原則と相容れないことを認識する。
- ・国家社会主義者のイデオロギーは、基本法、その基本的権利、及び今日のドイツの民主的国家秩序とは相容れないものであることを認識する。
- ・ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国（東ドイツ）の歴史上の重要な段階を分類し、異なる政治的枠組みの条件が両ドイツ国家の基本的人権に与えた影響を理解する。
- ・欧州統合の意義を認識し、その日常生活への影響を示す。

学習項目

ナチスドイツとその罪、ドイツの分断と再統一、欧州統合

モジュール III: 人間と社会 (38 時間)

- ・自由、自己決定、寛容の原則は、ドイツにおける平和的共存と建設的交流のための重要

な基盤であることを知る。

- ・重要な異文化間の相違点や類似点を説明し，日常的な状況や紛糾した状況で，行動の選択肢を適切に検討することができる。

- ・インテグレーションを成功させるための重要な前提条件を整理し，移住者と受入れ社会の相互責任を認識する。

- ・ドイツにおける宗教，宗派，信仰，信念の多様性を説明し，それを基本法における信仰の自由にまで遡る。

- ・相互寛容の特徴を説明し，異なる宗教的信念や信条を持つ人々が尊重され平和的に共存するための意義を学ぶ。

学習項目

家族と共存の形式，男女の役割理解と平等，教育，寛容と共存，宗教の多様性

エクスカーション（10 時間まで）

学習内容の理解を深めるため，少なくとも 1 回のエクスカーションが推奨されるが 10 時間を超えてはならない。参加者の関心を尊重する。ワークショップ形式でも良い。

コースまとめ（4 時間まで）

2 時間分は試験対策の時間とし，残り 2 時間は質疑応答，授業へのフィードバックの時間とする。

オリエンテーションコースの講師は，インテグレーションコース実施令第 15 条 3 項に従って十分な専門的資格と適性があることを証明しなければならない。特にオリエンテーションコースは政治に関する内容を多く含むため，講師には語学教授とは異なる能力が求められる。このため 2009 年から語学講師に対して 30 時間のオリエンテーションコース追加資格を提供している。ただし，この資格取得は任意である。

受講者はオリエンテーションコースの最後に試験「ドイツでの生活（Leben in Deutschland）」を受ける。33 設問中 15 問以上に正答すると合格できる。この試験はインテグレーションコース合格のための条件の 1 つであると同時に，ドイツ国籍取得の条件でもある。つまり帰化手続の際にこの試験に合格している必要がある。

4.-2. 生活オリエンテーションを実施するための法的根拠の有無

インテグレーションコースの法的根拠は在留法第 43 条にある。特に 3 項にてインテグレーションコースが語学コースとオリエンテーションコースの 2 本立てで実施されることが明記されている。インテグレーションコース実施令第 3 条はコースの目標を「日常的な知識，ドイツの法制度，文化，歴史に関する知識，特にドイツ連邦共和国の民主的国家システムの価値観，法の支配，平等な権利，寛容，宗教の自由の原則を教授すること」としている。

4.-3. 制度の経費負担者及び利用者負担の有無

インテグレーションコースの枠組みで実施されるため，費用負担については 3-3 を参照のこと。

4.-4. 運営主体及び運営主体に指定されるための認定制度の有無

インテグレーションコースは連邦移民難民庁が審査し委託された市民学校 (Volkshochschule) や民間の語学学校などで実施される。市民学校とは成人に対する生涯教育を請け負う公益団体であり，州や自治体からの補助金，利用者の受講料，政府からの助成金で運営されている。市民学校ではインテグレーションコースのみならず，各種語学コース，文化・スポーツ教室なども開講されている。市民学校の講師はそのほとんどが外部委託講師であるため，学校側は講師の社会保険料を支払う必要がなく，また，非営利団体であるため，どのコースも比較的低価格で提供されている。語学試験の提供者である TELC は市民学校の連盟「ドイツ市民学校連盟協会 (Deutscher Hochschul-Verband e.V.)」が運営する子会社となっている。

コース提供を希望する組織は連邦移民難民庁の管轄区事務所にて申請を行い，インテグレーションコース実施令第 19 条にまとめられた評価項目で一定以上のレベルを満たす必要がある。初回の認可で与えられる運営期間は最長 3 年である。

コース提供者の評価には初回申請用の評価項目インデックスが用いられ、100 点満点中 75 点以上でなければならない。以下に初回申請の評価項目を以下に挙げる。⁵⁵

- ・語学授業の実施年数
- ・講師の組織化（従業員としての講師数、生徒からの苦情窓口の設置状況、受講者による授業評価の実施有無、講師同士での専門的な学びの場の提供など）
- ・教室数（広さ、収容数、LAN などのデジタル設備の導入状況）
- ・連邦移民難民庁の教育指導要領の遵守とそれに伴う設備の導入
- ・管理部門の組織化
- ・生徒受入れ時のレベル分けテストで経験豊富な資格ある講師が実施しているか
- ・オリエンテーションコースの講師研修の機会の有無
- ・講師に対する報酬。外部講師への委託報酬は授業時間あたり 41, 00 ユーロ以上とすること。遵守されない場合、認可期間は 1 年で終了となる
- ・特に情報が届きにくい女性らに受講を呼びかける活動の有無
- ・地域的需要に合わせた取組の有無
- ・地域の連邦雇用庁やインテグレーション支援団体との連帯の有無
- ・他のインテグレーションコース提供者との連帯の有無
- ・授業その他の品質保証や品質改善に用いられる評価制度の導入有無

継続申請の場合、継続申請用の評価項目インデックスによる点数（満点 12 点）のうち何ポイントを満たしているかに応じて、延長年数が変わる。12 点のうち 9 点、10 点の場合は 3 年、11 点の場合は 4 年、更に過去に優秀な取組がある場合（別途ボーナス査定で評価）、最長で 5 年までの延長が認められる。

コース提供者となるための申請は、通常、管理部署、特に経理部を内部に持つ組織が行う。仮に管理部署を持たない組織が申請をする場合には、コース実施場所に関する申込書が別途必要になる。インテグレーションコース実施令第 17 条第 1 項に基づく「移民のためのドイツ語試験」及び「ドイツでの生活」の試験を実施する試験会場に関しても別途申請が必要である。申請書は、コース運営の申請と同様、連邦移民難民庁の各管轄事務所に提出する。

⁵⁵ 出典：連邦移民難民庁「インテグレーションコース運営者」

https://www.bamf.de/DE/Themen/Integration/TraegerLehrFachkraefte/TraegerIntegrationskurse/traegerintegrationskurse_node.html

5 章. 外国人に対する情報発信 概要

5.-1. 行政機関（国，州，自治体。以下同じ。）による多言語での行政情報発信の有無 また，当該国の公用語における「やさしい日本語」に該当する概念の有無

行政機関による多言語での行政情報発信は行われている。しかし，言語数，言語の種類については一貫性がない。例えば，連邦教育研究省のホームページではドイツ語と英語が提供されているが，英語版の情報は限定的である。連邦エネルギー経済省の場合も独，英，仏の3か国語で情報を提供しているものの英語，フランス語の内容はドイツ語よりも限られている。この背景には連邦レベルの行政手続法(Verwaltungsverfahrensgesetz)第23条1項により，ドイツの行政での公用語がドイツ語とされていることがある。州，自治体についても同様に行政手続法の公用語はドイツ語である。このように外国人向けに言語サービスを提供する法的な要請がないため，これ以上のガイドラインなどはない。⁵⁶無論，このことから生じる現場の問題はあり，メディアなどでも取り上げられている。⁵⁷例えば，ベルリン州はスタートアップ都市として知られており，起業者の約半分は外国人という状況がある。しかし，役所での対応は全てドイツ語であり，しばしば現場での手続に混乱をきたす。ベルリン州の場合，スタートアップ相談については特別に州の経済省が専用のホットラインを開設し，英語での電話，メール相談を可能にしているが，こうした行政の対応は義務ではない。

ドイツにも日本における「やさしい日本語」のような概念があり，「やさしい言葉(Leichte Sprache)」と呼ばれている。やさしい言葉は「障害者平等法(Behindertengleichstellungsgesetz)」の第11条1項にて公的機関での使用が義務付けられており，「公的機関は知的障害者及び精神障害者と，簡単に理解しやすい言葉でコミュニケーションをとらなければならない。要請があれば，特に通知，一般命令，公法上の契約，書式などについて，簡単に理解しやすい言葉で説明しなければならない」とされている。したがって，ドイツにおけるやさしい言葉は，特に外国人に向けられたものではなくバリアフリー施策の一部である。本法に基づく「バリアフリー情報技術令(Beaufreie-Informationstechnik-Verordnung)」はウェブサイト，モバイルアプリケーション，電子的な管理プロセスを対象に，バリアフリー設計に適用すべき要件を規定する。同令の第4条は，公的機関のウェブサイトのホームページで，どのような内容をやさしい言葉で説明す

⁵⁶ 条文：「連邦行政手続法」第23条「公用語(Amtssprache)」<https://www.gesetze-im-internet.de/vwvfg/BJNR012530976.html>

⁵⁷ 出典：ドイツ文化放送局オンライン版 2018年11月7日「なんでもできます。英語以外なら。」
<https://www.deutschlandfunkkultur.de/berliner-verwaltung-tut-sich-mit-fremdsprachen-schwer-wir-100.html>

べきかを定義しており，これによれば，ホームページの本質的な内容，ホームページのナビゲーションに関する情報，バリアフリーについての説明などをやさしい言葉とする必要がある。

さらに，同令の附録2では「やさしい言葉」のルールが規定されており，以下のような点に気を付けなければならない。

1. 省略，行末に語を分けること，否定，接続法（仮定法），受動法，属格を使った表現などは避ける。
2. 読者には，内容的に意味がある限りにおいて，個人的に訴えかける。
3. 用語は統一的に同じように使用する。
4. 短く一般的な用語フレーズを使う。抽象的な用語や外国語は避け，具体的な例を挙げて説明すること。複合名詞はハイフンで区切る。
5. 明確な文構造を持つ短文を形成すること。
6. 特殊文字や括弧内への挿入は避ける。
7. コンテンツは，段落や見出しを使って論理的に構成する。3 つ以上のポイントがある列挙は，リスト化する。
8. 重要な内容はより前に配置する。
9. コントラストのはっきりしたフォントを使用し，フォントサイズは1.2cm 以上とする。重要な情報や見出しを強調する。フォントは最大2種類まで使用できる。
10. テキストは左揃えとする。各文は新しい行で始まる。背景は明るく，一色づかいとする。
11. 意味のあるシンボルやイメージを使用すること。
12. 住所などの情報は，連続したテキストの中で書かない。
13. 表はわかりやすくレイアウトされていること。

5.-2. 行政機関における主な情報発信の媒体・方法（その媒体・方法を採用している理由を含む。）また，行政機関が発信する情報を一元的に取りまとめ，発信している媒体の有無

移民を対象とした制度全般を取り扱っているという意味では連邦移民難民庁のホームページがある。移民・難民向けの情報だけではなく，インテグレーションコース提供者，プロジェクト提供者向けの情報も掲載されている。同局のホームページの情報はドイツ語，英語，トルコ語，ロシア語，フランス語，アラビア語に対応している。

他にも連邦政府，関連官庁がそれぞれ外国人向けの情報ポータルサイトを設けており，一つに絞り込むことはできない。各所掌により重点は異なるものの，提供される情報は重

複していることもある。以下に連邦レベルで設置されている情報ポータルサイトを挙げる。

連邦政府による「Make it in Germany」⁵⁸

2012 年から特に外国人の技能労働者を対象とした総合ポータルサイト「Make it in Germany」が提供されている。ドイツの深刻な人材不足を背景に海外の技能労働者をドイツに呼び込む政策の一つとして、移住に関する包括的な情報とアドバイスを 4 か国語で提供する。また、このポータルサイトを補完する電話ホットライン「ドイツでの仕事と生活 (Arbeit und Leben in Deutschland)」を 2014 年から設置している。ドイツ語と英語で対応し、就職活動、仕事、キャリア、外国の職業資格の認定、入国・在留、ドイツ語学習などの相談に応じる。

連邦雇用庁のポータルサイト

連邦雇用庁が外国人向けのホームページを設けており、遭遇するシチュエーションごとに情報提供する。⁵⁹例えば「コロナ情報」、「ドイツ語を学ぶ」、「仕事と研修先を探す」、「出身国で取得した資格をドイツの資格として認知させる」、「経済支援」、「ドイツの社会保障」などの内容が見られ、主に就労生活に重きを置いた内容となっている。ドイツ語、英語、アラビア語に対応する。

連邦教育研究省

連邦教育研究省には母国で取得した免許、資格をドイツで認知させるために必要な手続きや、手続きできる機関をナビゲートするポータルサイト「ドイツでの資格認知 (Anerkennung in Deutschland)」を運営する。⁶⁰

その他

全州ではないが、移民難民向けの特設ページが設けられているケースがある。例えば、ベルリン州ではテーマ別に市民登録、在留、住居、教育、仕事、インテグレーションなどの情報が提供されている。ただし、この情報はドイツ語のみで情報提供されている。

民間の NPO が連邦移民難民庁から助成を受けて運営するドイツ生活についてのポータルサイトも存在する。例えば、移民の背景を持つジャーナリストを中心とした協会「新しいドイツのメディアメーカー」⁶¹が同庁の助成、ドイツテレコム の賛助を得て運営する「Handbook Germany」⁶²などがある。

⁵⁸ 出典：連邦政府ポータルサイト「Make it in Germany」<https://www.make-it-in-germany.com/de/>

⁵⁹ 出典：連邦雇用庁 <https://www.arbeitsagentur.de/fuer-menschen-aus-dem-ausland>

⁶⁰ 出典：連邦教育研究省「ドイツでの資格認知」<https://www.anerkennung-in-deutschland.de/html/de/index.php>

⁶¹ 出典：新しいドイツのメディアメーカー「Handbook Germany」<https://handbookgermany.de/en.html>

⁶² <https://handbookgermany.de/en.html>

携帯アプリでのサービス

・携帯アプリ「Ankommen」⁶³

Ankommen（ドイツ語で「到着」の意）は連邦移民難民庁が運営する移民難民向けの携帯アプリである。同庁と共に、連邦雇用庁、ゲーテ・インスティトゥート、バイエルン放送局が共同で開発した。2016年1月に導入されてから一年で23万回ダウンロードされ、一日の閲覧者数は2,000人以上に上る。このアプリでは「亡命、職業訓練、就労」、「ドイツでの生活」、「ドイツ語を学ぶ」のテーマで情報が提供されている。「亡命、職業訓練、就労」のテーマでは、入国直後の身柄保護、登録、聴取などの手続から、どこでどのような職業訓練が受けられるか、就労するには何をすべきかなどが説明されている。「ドイツでの生活」では、ドイツの教育制度、医者への通院、道路交通などの日常的な話題を取り上げる。また、ドイツの政治・法制度、信教の自由、男女同権などをテーマにしたテキストも取り上げられている。コロナ禍において必要な情報も随時、提供される。「ドイツ語を学ぶ」では、無料のマルチメディア語学講座がアプリに組み込まれており、これを使ってドイツ語学習を始めることができる。アラビア語、英語、ペルシャ語、フランス語、ドイツ語に対応し、ダウンロード後はオフライン上でも使用できる。

・携帯アプリ「mbeon」と www.mbeon.de

6-1 に記述する連邦移民難民庁の移民相談制度「成人のための移民カウンセリングサービス（MBE）」に紐づいたウェブサイトとアプリで、移民難民者向けコンテンツと、相談員とのチャットによる無料相談が提供されている。チャットはドイツ語、英語、アラビア語、ロシア語の4か国語で対応し、匿名にてサービスを受けられる。常時350人のチャット相談員が対応する。

5.-3. 国及び州が策定する外国人に対する情報発信のためのガイドラインの有無

外国人に対する情報発信のためのガイドラインは該当するものがない。言語の種類、数なども統一的ではない。「やさしい言葉」の利用や要件を定めた、上記の「バリアフリー情報技術令」は、特に外国人のみを想定したものではなく、バリアフリー社会の要請によるものである。

⁶³ <https://ankommenapp.de/APP/DE/Startseite/startseite-node.html>

5.-4. 国及び州による自治体等への情報発信に関する体制整備のための支援の有無

外国人への情報発信に関する体制整備の名目での連邦予算は組まれていない。2020 年より自治体のインテグレーションに係る費用負担の軽減のため、連邦より各州に対して一般予算が組まれている。これによれば 2020 年は 39 億ユーロ、2021 年は 32 億ユーロをそれぞれ配分している。移民向け相談 MBE のオンライン版である mbeon の構築プロジェクトについて、連邦政府は 2019 年連邦予算の中で 600 万ユーロを計上している。

5.-5. 外国人が正しい情報を直接受け取ることができる仕組み

民間レベルだが、各移民コミュニティによるマスメディアの存在がある。例えば、ドイツの移民の中でも最大勢力とも言えるトルコ移民の場合、在独トルコ系放送局が複数ある。その中でも TGRU EU (Türkiye Gazetesi Radyo Televizyonu EU) は、トルコ語での放送を行った最初のドイツ放送局であり、ドイツ語とトルコ語の 2 か国語放送のテレビ・ラジオチャンネルである (在フランクフルト・アム・マイン)。つまり、全ての放送でドイツ語、もしくはトルコ語の字幕が添えられる。ドイツの放送免許を持つ TGRT EU は特にヨーロッパのトルコ人のドイツへのインテグレーションに積極的な役割を果たすことを目標としている。よって、他のトルコのチャンネルの国際的な流れとは一線を画し、欧州的な視点で放送される。両言語の映画や娯楽番組とともにドイツ語とトルコ語でのニュースを流す。テレビなどのマスメディアが母語でドイツに関する情報を発信することで情報の高い浸透が期待できる。

6 章. 外国人に対する相談体制 概要

6.-1. 行政機関が運営（委託等含む。以下同じ。）する外国人向け相談窓口の設置の有無

各連邦省庁がそれぞれの所轄内容に基づき、移民への相談機会を設けている。この中で法的根拠があり政府のインテグレーション施策の一環として行われているのは連邦内務省による相談所（MBE と JMD）である。これらはインテグレーションコースを補完するものと位置づけられている。この他、法的な根拠はないが、各省庁が施策の一環として様々な相談機会を設けている。

連邦内務省による「成人向け移民相談（Migrationsberatung für erwachsene Zuwanderer: MBE）」と連邦家族省による「青少年移民サービス（Jugendmigrationsdienste: JMD）」

入国から 3 年未満で 27 歳以上の成人移民者を対象とした相談サービス「成人向け移民相談」を 2005 年から提供している。移民相談の法的根拠は、在留法（第 45 条）にある。同法の定めるところ「インテグレーションコースは連邦、各州によるインテグレーションサービス、特に社会教育と移民に特化した相談サービスにより補完されなければならない。連邦内務省、又は同省の指定機関は全国的な統合プログラムを策定しなければならない」としており、全国規模での相談窓口の設置を法制化している。連邦移民難民庁が施策と実施の監視を担当し、同庁が委託する 6 つの連邦任意社会福祉連合が実施する。連邦任意社会福祉連合とはカトリック協会カリタス連盟(DCV)，労働者福祉事業団(AWO)，ドイツ赤十字(DRK)，ドイツユダヤ人福祉事業団(ZWST)，ドイツ諸宗派福祉事業連盟(Parität)，プロテスタント教会ディアコニー連盟(Diakonie)であり、いずれも全国に拠点・事務所を持つ。MBE の実施箇所は全 565 箇所あり、2019 年にはのべ 56 万人のカウンセリングが実施された（2011 年：144,000 人 2016 年：402,000 人）。「MBE の実施に係る助成ガイドライン」が連邦内務省より発行されており、実施主体には連邦内務省から助成が行われる。⁶⁴

⁶⁴ 出典：連邦移民難民庁『MBE の実施に係る助成ガイドライン 2020』
https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Migrationsberatung/mbe-foeri_pdf.pdf;jsessionid=64C4382E9BF79095EBAAF6C59D3846D9.intranet232?__blob=publicationFile&v=5

MBE はインテグレーションコースを補完し、早く日常生活のあらゆる場面で自立して行動できるようになることを目的とする。相談内容の重点は広く日常生活に関わることであり、ドイツ語コース、労働、住居、健康、子どもの保育・就学などである。漫然と相談に応じるだけではなく、ケースマネジメントと呼ばれる個人に合わせたカウンセリングが行われ、書面による支援計画と相談者の間で目標合意、いわゆる「インテグレーション合意」を行い、各個人のインテグレーションプロセスを伴走する。カウンセリングは通常、カウンセラーと当事者の対面で実施される。入国初期の移民については多くの関心事が共通するので、グループカウンセリング方式も導入されている。カウンセラーの仕事は現場に関わる全ての機関（インテグレーションコース提供者、外国人局、連邦雇用庁など）と緊密に連携しながら進められる。2016 年からは更に移民相談への制度支援が拡充され、通訳人についても補助対象となっている。

6-1 に記述した「mbeon」は、この移民相談のアプリであり、常駐する相談員とのオンラインチャット、電話による相談窓口を提供する。対面でのカウンセリングが難しい場合、対面のセッションで質問できなかったことを補足する場合、また、相談時に匿名性を維持したい場合などに、当事者は気軽に相談することができる。チャット、電話はドイツ語、英語、アラビア語、ロシア語で対応している。

同じく、在留法第 45 条に基づく移民に特化した相談サービスとして、12 歳から 27 歳までの移民に対しては相談窓口「青少年移民サービス（JMD）」が設けられている。⁶⁵ MBE 同様 2005 年に導入された。連邦家族、高齢者、女性、青少年省（以下では「連邦家族省」）が施策、実施の監視を担当し、上述の MBE 同様、6 つの連邦任意社会福祉連合内に設置されている。全国で現在 492 箇所の JMD が設けられている。青少年移民サービスは、移民の背景を持つ全ての若者に対して、在留法に基づくインテグレーションコースの期間中とその前後にサポートを提供する。ケースマネジメントを通して、個別に支援プランを策定する。JMD の大きな特徴は、様々なグループワークを伴う点であり、屋外活動、IT コース提供、異文化トレーニング、語学補足授業、スポーツ機会の提供などがある。さらに、地域社会とのネットワーキング、公共・民間機関の異文化開放のための勉強会なども提供する。JMD のポータルサイトにはオンライン相談（チャット機能）も設けられており、匿名でカウンセラーに相談できる。

MBE と JMD はインテグレーションコースに紐づいた法的根拠のある、移民相談であるが、他にも以下のような相談機会が各省庁から提供されている。

⁶⁵ 出典：青少年移民サービス <https://www.jugendmigrationsdienste.de>

連邦労働社会省「フェアモビリティ」と「フェアインテグレーション」

2020 年、ドイツには約 2,190 万人の移民の背景を持つ人々が在住する。これは、ドイツの総人口の 26.7%に相当する。さらに近年、ドイツでは移民が増加しており、特に EU 諸国や世界の危機的な地域からの移民が増加している。彼らの多くは母国で職業訓練資格やその他の貴重な資格を取っている。一方、ドイツでは熟練労働者の不足が深刻である。さらに、移住歴のある人は、移住歴がない人に比べて約 2 倍も失業する可能性が高いという事実がある。

「フェアモビリティ」⁶⁶は 2011 年から連邦労働社会省の資金援助を受けているカウンセリング・情報提供プロジェクトであり、ドイツ国内に 9 か所の相談所を運営している。主に中東欧からの（長期）出稼ぎ労働者に対して、自国語で雇用関係に直接関連する労働法及び社会法の問題を解決する。特徴は各地域の相談所が、その地域の基幹産業、地場産業の専門性を持っている点である。例えば、ニュルンベルク：自動車部品産業、オルデンプルク：食肉産業、キール：造船業といった具合である。つまり、出稼ぎ労働者が働く現場に精通した相談提供が可能となっている。

「フェアインテグレーション」は特に難民、第三国からの移民者を対象とした相談所で、雇用関係に直接関連する労働法及び社会法の問題を対象としており、全国 26 箇所の相談所に設置されている。具体的には賃金、労働時間、休暇、解雇、健康保険など、労働者の権利を取り扱い、雇用者とのトラブル解決やトラブル抑止の役割を果たす。⁶⁷フェアインテグレーションは、連邦労働社会省による助成プログラム「資格を通じての統合 (IQ)」の枠組みで実施されている。⁶⁸

連邦雇用庁「中央外国人専門家斡旋サービス(die zentrale Auslands- und Fachvermittlung: ZAV)」⁶⁹

連邦雇用庁内に設置されているサービス部門で、特殊な職業斡旋を行い、国内 18 か所に常設されている。主に海外からの熟練労働者の移住と特殊な職種の斡旋を担当する。さ

⁶⁶ 出典：フェアモビリティ <https://www.faire-mobilitaet.de/en>

⁶⁷ 出典：フェアインテグレーション <https://www.faire-integration.de>

⁶⁸ 出典：IQ 助成プログラム <https://www.netzwerk-iq.de/foerderprogramm-iq/programmuebersicht>

IQ は連邦労働社会省と欧州社会基金が助成し、さらに、連邦教育研究省と連邦雇用庁がパートナーとなっている。多様な社会にとって、移民の可能性に対する認識を高め、差別を減らし、さらに移民の背景を持つ人々が労働市場にうまく溶け込めるよう労働市場の関係者の間で異文化理解を構築し、定着させることが、IQ の資金提供プログラムの中心的な関心事である。

⁶⁹ 出典：中央外国人専門家斡旋サービス (die zentrale Auslands- und Fachvermittlung: ZAV) <https://www.arbeitsagentur.de/vor-ort/zav/startseite>

らに、舞台芸術のアーティストや重度障害を持つ研究者の斡旋も対象としている。人材の背景は様々だが、共通するのは、特定の職業上の転換期にある人々に対して情報を提供し、アドバイスし、斡旋することである。欧州のみならず、全世界の人材を対象とし、ドイツ政府、EURES⁷⁰、ドイツ国際協力公社⁷¹、ゲーテ・インスティトゥート、国連、海外の提携行政機関や省庁など、国内外の多くのパートナーと連携をとっている。

連邦家族省「移民家庭の親を支援する強化ネットワーク」、プログラム「職場に強い。移民を背景とする母親の労働市場参入」⁷²

連邦家族省によるイニシアチブ「移民家庭の親を支援する強化ネットワーク」は2017年5月から2020年12月まで実施され、全国で合計47のネットワークが子育てや教育問題で移民の背景を持つ家庭を支援した。全国に約13,000人いるペアレントガイド資格者を活用し、子どもの保育園入園、ドイツ語の習得、学校制度に関する情報提供、当局や教育機関への同行など、難民や新規移住者の家族を具体的に支援した。

移民の背景を持つ母親の46%が無職であるが、このうちの80%までが働きたいと考えているという。さらに移民の背景を持つ母親の37%までが、アビトゥーア（高校修了、大学入学資格）を持っており、59%までがなんらかの職業資格を有している。連邦家族省のプログラム「職場に強い。移民を背景とする母親の労働市場参入」は、このターゲットグループが労働力として参入しやすくすることを目標としている。プログラムでは、全国に90のコンタクトポイントを設置し、個別支援や講座を通じて、母親が有給で働くことを奨励し、労働市場に斡旋を行なっている。参加者は労働市場に関連するあらゆる質問、家庭と仕事の両立に関するカウンセリングと情報提供を受け、職業オリエンテーションからインターンシップやトレーニングの開始、雇用の第一段階まで、労働市場への再参入へのサポートを受けている。新しく移住してきた難民の母親だけでなく、既にドイツに長く在住している母親も対象としている。

⁷⁰ 1994年の設立以来、EURESは欧州域内の労働者の自由な移動を促進する雇用機関の欧州協力ネットワークとして活動している。EURESネットワークは、言葉の壁、文化の違い、官僚主義的な障壁、労働法の違い、教育資格の欧州全域での認可ができないにもかかわらず、欧州市民が同じ利益を享受できるように尽力している。https://ec.europa.eu/eures/public/index_de

⁷¹ 出典：ドイツ国際協力公社（Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit: GIZ）ボンとエッシュボルンに本社を置くドイツの開発機関であり、国際開発協力と国際教育業務の分野でサービスを提供する。<https://www.giz.de/de/html/index.html>

⁷² 出典：連邦家族省 <https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/chancen-und-teilhabe-fuer-familien/familien-mit-migrationshintergrund/familien-mit-migrationshintergrund-73588>

6.-2. 行政機関における主な相談対応の手段とその理由

在留法第 45 条にあるように相談対応の位置付けはインテグレーションコースを補完し、各人のインテグレーションプロセスを確認しながら、自立した生活、就学、キャリアパスに繋げるものである。その場限りのトラブルシューティングではなく、各人の積み上げを重視することから、対面方式での相談が重視されている。「mbeon」(5.-2. 参照) というオンライン相談の手段も開発されているが、これは対面方式のセッションを補完し、対面での相談に誘導する位置付けである。

6.-3. 行政機関が運営する外国人向け相談窓口における対応言語数、翻訳・通訳体制

通訳（口語によるコミュニケーション）

連邦レベルの行政手続法 (Verwaltungsverfahrensgesetz) 第 23 条 1 項により、ドイツにおいて行政で使用する言語はドイツ語とされている。ドイツ語を話せない人に対する当局の対応について一般的な規定はなく、したがって、行政負担による通訳サービスは一般的に規則化されていない。⁷³

ドイツでは、無料で口頭通訳を受ける権利は、亡命手続においてのみ存在する。亡命法第 17 条によると、申請者がドイツ語の知識を十分に持っていない場合は、職権で通訳人を呼ぶ必要があり、通訳費用は連邦移民難民庁が支払う。職権により、通訳人が投入されるのはもっぱら難民の受入れ時に事情聴取を行う際であり、この聴取内容に基づき、受入れ、送還などが決定される。

それ以外の行政手続では、通訳人の関与が必要かどうかをケースバイケースで判断する。当局側の判断で通訳人が投入される場合、その行政手続が行政側の利益になるかどうかは焦点となる。言葉を話せない人が、自分の利益のために行政判断を申請する場合、原則として自費で通訳人を呼ばなければならない。一方、当局がその言語を話さない人の権利を妨害しうる場合は、一般的に通訳人を呼ばなければならないとされている。また、当局が通訳人の介在なくては法に従った公正な行政手続を行うことができないと判断した場合、あるいは憲法上（後述する裁判通訳）や国際法上の理由から必要とされる場合には、常に通訳人を呼ぶことになっている。

上述の要件に従い、通訳人の費用負担についても決定される。通訳人が主に申請者側の関心に基づいて投入される場合は、原則として、その関係者が発生した費用を負担する。一方で、その手続が公共の利益のためであれば、当局側が費用を負担する。しかしながら、

⁷³ 条文：「連邦行政手続法」第 23 条「役所言語 (Amtssprache)」<https://www.gesetze-im-internet.de/vwvfg/BJNR012530976.html>

憲法や国際法の理由から通訳人の費用負担については、個々のケースでの判断が必要となる。

聴取時の通訳人は、連邦移民難民庁が、通訳（派遣）会社、あるいはフリーランスの通訳人を登録し、必要に応じて委託する形を取っている。通訳費用、交通費などの諸経費は同庁が負担する。遠隔でのウェブ通訳の形式も導入されている。通訳人としての応募、登録時に審査があり、一定の質を証明する必要がある。連邦移民難民庁では「よい通訳導入のためのヒント」⁷⁴という聴取に立ち会う通訳人向けのガイドを発行している。

通訳人が行政の要請から投入されるもう一つのケースは裁判に係るものである。この法的根拠は裁判法第 185 条にあり、ドイツ語を話さない者が参加して裁判を行う場合には、通訳人を呼ばなければならない。また裁判所は裁判審議の場だけでなく、そのほかの場所で行われる聴聞又は尋問にも、通訳人を他の場所に立ち合わせることができる。裁判時における通訳は裁判所による認定を受け登録された公認通訳人である必要がある。この公認通訳人には後述する一定の資格が求められる。

相談窓口の MBE については行政手続ではないため、行政手続法の適用を受けていないが、MBE 内で生じた通訳人の費用については「MBE の実施に係る助成ガイドライン」の中で助成対象とされている。

翻訳（文書）

文書の翻訳については、行政手続法第 23 条 2 項により一部規定されている。これによると、申請書や提出物、領収書、証書などを外国語で提出する申請者は、当局の要請に応じて翻訳文を提出しなければならない。申請者がこの要求に応じない場合、当局は独自の翻訳を作成させることができる。発生した費用は、申請者関係者が負担する。役所に提出する公文書の翻訳は原則的に公文書として取り扱われるため、この場合の翻訳は地方裁判所により認可を受けた公証翻訳人のみが文書を翻訳することができ、役所が翻訳文書の公正化を行う。ただし、憲法や国際法上必要な場合は、この基本ルールに例外を設けており、この場合について当局は自ら翻訳を入手し、必要な費用を負担する義務がある。

6.-4. 翻訳人・通訳人を育成する公的制度の有無

翻訳人・通訳人の育成機関は、まず高等教育機関がその役割を果たす。総合大学、専科大学内に設けられた通訳・翻訳学科を修了していることが前提となる。

さらに、公認翻訳人・通訳人になる前提として国家試験が年に一度、実施され、合格す

⁷⁴ 連邦移民難民庁『よい通訳導入のためのヒント』
https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Karriere/broschuere-dolmetscheinsatz.pdf?__blob=publicationFile&v=9

ると国家認定翻訳・通訳人と名乗ることができる。州により提供されている言語，専門分野（経済，文学，技術，社会の分野があり，試験の出題内容に反映される。）が異なるため，必ずしも居住地の州で該当する試験を受けられるとは限らず，他州で受験するということもありうる。試験は翻訳人と通訳人に分かれ，適性検査として書類選考，第1次試験として翻訳試験（テキストを自宅で辞書などを使って翻訳し提出），第2次試験として筆記，口頭試験（試験会場での試験）を経て合否が決定される。その後，各州の地方裁判所において公認翻訳人・通訳人の宣誓を行う。裁判法第189条により，この宣誓は全ての連邦裁判所及び州裁判所に対して有効である。

こうした公的資格がなくとも通訳，翻訳の仕事をすることはできるが，個人によりレベルの差が大きいのも実情である。そこで通訳，翻訳の質を保ち，業界の権利を守るため「連邦通訳・翻訳人協会（Bundesverband der Dolmetscher und Übersetzer）」⁷⁵がある。この協会に登録するには，国家試験による資格を持っていなくても，公認翻訳人・通訳人に匹敵する学歴，実務経験が求められ，登録には厳正な審査が行われている。

6.-5. 国及び州による自治体等への相談体制整備に関する支援の有無

連邦から移民相談 MBE の実施主体に支払われる運営コストは以下のとおり（2018 年までは実際の拠出額，2019 年以降は予算額）（単位 1,000EUR）⁷⁶

2016	2017	2018	2019	2020
44,430	49,669	51,910	70,758	70,983

6.-6. 相談者の困り事を解決するための外国人相談窓口と他機関（国の機関，州，自治体，企業，支援団体等）との連携状況

MBE のカウンセリングは，個人に合わせたケースマネジメントの形で進められる。このため，カウンセラーの仕事は現場に関わる全ての機関（インテグレーションコース提供者，外国人局，連邦雇用庁など）と関連を持つ。実際の移民者が自分にあった社会サービスを全て自分で調査し，動くことは無理であり，移民相談の仕事は個人にあった情報提供にとどまらず，必要に応じて，相談者とともに各機関に足を運び，当事者の立場から状

⁷⁵ 出典： 連邦通訳・翻訳人協会 <https://bdue.de/der-bdue>

⁷⁶ 出典： 連邦予算計画-個別計画 06 2018 年度，2019 年度，2020 年度
https://www.bundeshaushalt.de/fileadmin/de.bundeshaushalt/content_de/dokumente/2020/soll/ep106.pdf

況を説明する、相手方と交渉するといったことも射程に入る。さらに、移民をめぐる関連機関の環境改善、異文化への理解について働きかけを行うことも移民相談の仕事となっている。このように、MBE はまず個人のニーズから出発し、関連機関への関係を図る特徴がある。

MBE の実施機関である 6 団体である、カトリック協会カリタス連盟(DCV) , 労働者福祉事業団(AWO), ドイツ赤十字 (DRK) , ドイツユダヤ人福祉事業団(ZWST), ドイツ諸宗派福祉事業連盟(Parität), プロテスタント教会ディアコニー連盟(Diakonie)は、移民相談についての情報交換を行うための協会「移民難民情報連盟」を組織する。この中で政治的な重要な決定や、現場での相談について情報交換を行っている。また、実践の場から、移民難民に関する政治的施策に対して提言も行う。

移民相談 MBE (27 歳以上を対象) 及び JMD (27 歳未満を対象) の連帯状況について JMD を管轄する連邦家族省と MBE/JMD の実施主体である連邦任意社会福祉連合が、MBE と JMD 連帯に関する指針とグッドプラクティス事例を 2018 年に発行している。⁷⁷MBE は連邦内務省(移民難民庁), JMD は連邦家族省と別々の省庁が所轄するため、二つの制度は実際のニーズから見てうまく調整されておらず、改善すべき点も多いとされている。指針のまとめで指摘されたのは、移民個人でなく、その家族を一つの単位としてアドバイスする視点の強化である。例えば、MBE と JMD の合同保護者会を定期的に行っている事例、MBE と JMD を同じ事務所に設置し双方のアドバイザー同士が情報交換を定期的に行う事例が紹介されている。これは、移民の就職活動で本人が 27 歳未満であるために JMD に相談し、親は子どもということで MBE に相談し、相談内容が同じであるにもかかわらず、別々な動きが生じるなどの非合理を防ぐためである。

⁷⁷ 出典: 連邦家族省 連邦任意社会福祉連合『移民相談行動指針 2018』
https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Migrationsberatung/handlungsempfehlungen-mbe-jmd-familien.pdf;jsessionid=80D144D3300B0A3C098EC6FF06204F79.intranet231?__blob=publicationFile&v=4

7 章. 外国人を支援する専門人材等 概要

7.-1. 外国人の困り事を解決するための支援をする専門人材（以下、「専門人材」という。）の有無

連邦移民難民庁が認定する専門人材はいない。MBE 実施に係るガイドラインによれば、専門人材については「業務を的確かつ効率的に遂行するために、高い専門性と人格を備えた専任のカウンセラーを雇用することが不可欠である」（ガイドライン第 2.5 条）とあるが、具体的な資格については定めていない。実施主体の一つであるドイツ諸宗派福祉事業連盟（Parität）は連邦難民移民局と協議しつつ、独自に MBE 相談員に求められる資格などを決めている。それによれば、社会教育学、社会福祉士の知識、技能があること（例えば方法論的能力、法的知識など）、異文化対応能力、移民に特別な知識を持つこと、定期的に関連する職業訓練や研修を受けていること、カウンセリングの（少なくとも同僚による）立ち合いを受けていること、カウンセリングに関連する外国語を少なくとも 1 か国語習得していること、さらには PC スキルがあることが挙げられている。

民間のセミナーとして移民に対応するためのコミュニケーション研修などが行われている。これらは仕事の現場で移民と接する機会の多い職員、従業員などが、主に異文化コミュニケーションを学ぶ機会であり、困りごと解決の専門人材の育成ではなく、本業にプラスアルファしての知見を得る位置付けである。

7.-2. 専門人材の業務内容

相談対応には MBE あるいは JMD の相談員が対応する。MBE/ JMD 相談員は連邦任意社会福祉連合の職員、嘱託職員である。インテグレーションコースを受講する移民一人ひとりに対して、ケースマネジメント（個人の支援プラン）を作成し、その到達度をチェックしつつ、問題の解決を同時に行う。

連邦移民局は、非集権的に組織されており、一つの地域を、受入れからインテグレーションまでが起こる一つのエコロジーとして考えている。管轄地域における、連邦移民難民庁と関係機関との連絡調整は同庁の職員である「地域コーディネーター」が行っている。

特に管轄地域の外国人局，雇用庁と連絡をとり，インテグレーションコースの需要を把握し，インテグレーションコース実施主体に対し，コースの開講計画と要請を行う。また，インテグレーションコース実施主体の個別の問題にも対応する。例えば，受講者とコース実施主体とのトラブルに対処する，精算に関する問い合わせに答える。またインテグレーションコースや試験について，当局の実施要綱が守られているかどうかをモニターし，全国で一定の施策の品質が保たれているかを保証する。他には当局が助成するインテグレーションプロジェクトやMBE実施主体をサポートする役割も担う。⁷⁸

7.-3. 専門人材の活動場所

先述のようにMBEは連邦移民難民庁が委託する6つの連邦任意社会福祉連合が実施する。MBE相談員は連邦任意社会福祉連合とはカトリック協会カリタス連盟(DCV)，労働者福祉事業団(AWO)，ドイツ赤十字(DRK)，ドイツユダヤ人福祉事業団(ZWST)，ドイツ諸宗派福祉事業連盟(Parität)，プロテスタント教会ディアコニー連盟(Diakonie)内で活躍する。

一方，民間の研修資格によるアドバイザーは日頃の業務で移民，移民の背景を持つ者と接する機会の多い職場に従事する。具体的には雇用庁管轄のジョブセンター職員，インテグレーションコースのドイツ語講師，外国人局などの職員，移民の資格認定に係る商工会議所の職員，学校のソーシャルワーカーなどである。

7.-4. 専門人材の育成制度（資格制度，公的機関による認定制度，大学等における専門課程等）

相談員に対する公的機関による資格制度はない。民間のコーチングの学校などで，難民に対するアドバイザー研修が提供されている。カリキュラムは研修主催者に任されており，インテグレーションに関わる法的な基礎知識，異文化に関する貴重な情報や知識，インテグレーションカウンセリング時の実践的な活動や社会的な問題など，インテグレーションについての幅広い情報が提供されている。

⁷⁸ 出典：連邦移民難民庁 2018 年 8 月 8 日インタビュー記事「理論と実践の狭間で」

参考資料一覧

インテグレーション管轄省大臣会議『州インテグレーションモニタリング 2021。報告年 2017 年から 2019 年及び州インテグレーションバロメーター2020』

https://www.integrationsmonitoring-laender.de/sites/default/files/integrationsbericht_laender_2021_bf_neu.pdf

インテグレーションと移民に関するドイツ財団の専門家会議『インテグレーションバロメーター』 <https://www.svr-migration.de/en/barometer/>

連邦移民難民庁『オリエンテーションコースカリキュラム 2017 年改訂版』
https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Integrationskurse/Kurstraecker/KonzepteLeitfaeden/curriculum-orientierungskurs-pdf.pdf?__blob=publicationFile

連邦移民難民庁『よい通訳導入のためのヒント』
https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Karriere/broschuere-dolmetscheinsatz.pdf?__blob=publicationFile&v=9

連邦家族省 連邦任意社会福祉連合『移民相談行動指針 2018』
https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Migrationsberatung/handlungsempfehlungen-mbe-jmd-familien.pdf;jsessionid=80D144D3300B0A3C098EC6FF06204F79.intranet231?__blob=publicationFile&v=4

連邦移民難民庁『MBE の実施に係る助成ガイドライン 2020』
https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Migrationsberatung/mbe-foeri_pdf.pdf;jsessionid=64C4382E9BF79095EBAAF6C59D3846D9.intranet232?__blob=publicationFile&v=5

機関一覧

連邦移民難民庁 (BAMF) Frankenstraße 210 90461 Nürnberg Tel: +49 911 943-0	連邦内務省 (BMI) Alt-Moabit 140 10557 Berlin Tel: +49- (0) 30 18 681-0
---	--

E-Mail: service@bamf.bund.de	E-Mail: internetredaktion@bmi.bund.de
連邦家族省 (BMFSFJ) Glinkastraße 24 10117 Berlin Tel: 03018/ 555 - 0 E-Mail: poststelle@bmfsfj.bund.de	連邦労働社会省 (BMAS) Wilhelmstraße 49 10117 Berlin E-Mail: info@bmas.bund.de
連邦雇用庁 (BA) Regensburger Straße 104 90478 Nürnberg Tel: 0911/179-0 E-Mail: Zentrale@arbeitsagentur.de	連邦経済省 (BMWi) Scharnhorststr. 34-37 10115 Berlin Tel: 030-18 615-0 E-Mail: info@bmwi.bund.de

フランス 諸外国における外国人との共生に係る制度等

1 章. 当該国における外国人の国籍、性別、年齢等の各種統計

本章では、フランスにおける外国人及び移民に関する統計データを概観する。

以下で紹介する統計データは、公的統計及び分析を担う機関であるフランス国立統計経済研究所 (Institut national de la statistique et des études économiques, I N S E E) の近年の発表データによっている。

なお、本調査が対象にする「外国人の受入れ及び外国人との共生」についてのフランスにおける議論では、「外国人」 (étranger) とならんで「移民」 (immigré, migrant) という概念が用いられる。これは、後述するとおり、歴史的に多くの外国人を受け入れてきたフランスでは、特に世代を追うごとにこれら外国出身者やその子孫のフランス国籍取得が進んできた⁷⁹という経緯があり、外国に出自を持つ居住者の相当数が、国籍をベースとした概念である「外国人」というカテゴリーには当てはまらないという事情に由来している。以下で紹介する I N S E E による統計においても、「外国人」と「移民」を以下のように分けて定義している。

- 外国人：フランス居住者⁸⁰のうち、フランス国籍を持たない者。具体的には、外国籍のみの保有者と無国籍者とが含まれる。⁸¹
- 移民：外国において外国人として生まれ、フランスに居住している者。この定義は、

⁷⁹ フランスにおける国籍法及びその移民政策との関連については後に紹介する。

⁸⁰ I N S E E の定義によれば、自然人であるフランス居住者 (résident) とは、以下の者である。1) 国籍を問わず、フランスに主たる住居 (résidence principale) を構える者。ただし、フランスで勤務する外国籍の公務員及び軍人は、その任期にかかわらず、非居住者となる。2) 外国で勤務するフランス国籍の公務員及び軍人。3) 国際機関又はその他の非居住者雇用者に派遣されたフランス国籍の公務員。フランスでの居住についてであるが、フランスには日本で展開されているような住民登録 (住民票) の制度は存在しない。そのため、各種手続等の際、フランスでの居住の証明が必要な場合は、フランス国籍であれ、外国籍であれ、証明したいフランス国内の住所宛に発行された所得税納税通知書、電気・ガス・電話料金領収書、家賃支払い領収書等の書類を提出することで証明を行う。なお、下記で紹介しているデータを含め、I N S E E が発表している統計データの元となる国勢調査 (recensement de la population) においては、フランスの全居住者を対象とすることから、正規滞在許可を有していない非正規滞在外国人に対しても調査が実施されている。すなわち、ここで掲げた外国人、移民の定義においても、滞在許可の有無は要件として考慮されていないとすることができる。INSEE. “Résidents”. INSEE. 2016-10-13. <https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c2042> (2022 年 1 月 7 日アクセス) ; Legislation.cnnav.fr. 《Condition de résidence》. CNAV. https://www.legislation.cnnav.fr/Pages/expose.aspx?Nom=asi_condition_residence_ex (2022 年 1 月 7 日アクセス) ;

INSEE. “L’essentiel sur... les immigrés et les étrangers”. INSEE. 2021-07-01. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/3633212#consulter>. (2022 年 1 月 7 日アクセス)

⁸¹ INSEE. “Etranger”. INSEE. 2020-12-07. <https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c1198>. (2021 年 10 月 12 日アクセス)

出生地及び出生時の国籍によるため、現在の国籍は外国籍である場合も、フランス国籍である場合もある。⁸²

この2つのカテゴリーは、重なりあっているものの、互いに重複しない部分を含んでいる。外国において外国人として生まれ、現在フランスに居住している人のうち、フランス国籍を取得した人は移民ではあるが外国人ではない。また、フランス国籍を持たない居住者のうち、フランス国内で出生した人（未成年者等）は、外国人ではあるが移民ではない。また、このように定義した場合、両親が移民であり、外国にルーツを有していても、本人はフランスで出生し、生まれながらにフランス国籍を保有している人々⁸³などはこの移民のカテゴリーには含まれない点にも注意が必要である。

また、フランスにおける外国人・移民関連統計の特徴としては、民族（エスニシティ）的出自や人種に関するデータの収集の忌避と制限の傾向が挙げられる。これは、後述のように、平等で出自等の差異による区別のない個人からなる市民共同体を志向する共和主義の理念が強いフランスでは、公的統計に民族や人種といった項目を盛り込むことは、市民共同体内に異なるサブグループを生み出し、分断と平等原則の毀損につながるとの懸念が強いためである。エスニック・グループ等、出自に関する統計データの不在⁸⁴はここに由来している。⁸⁵

（1）フランスにおける移民・外国人人口（2020年）

2020年現在、フランス国内には680万人の移民が居住している。これは、全人口の10.1%にあたる。この移民のうち、36.8%にあたる250万人がフランス国籍を取得している。

また、フランスに居住する外国人人口は、全人口の7.6%にあたる510万人である。その内訳は、フランス国籍未取得の移民430万人及びフランス生まれの外国籍保持者80万人である。

⁸² INSEE. “Immigré”. INSEE. 2020-05-17. <https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c1328>. (2021年10月12日アクセス)

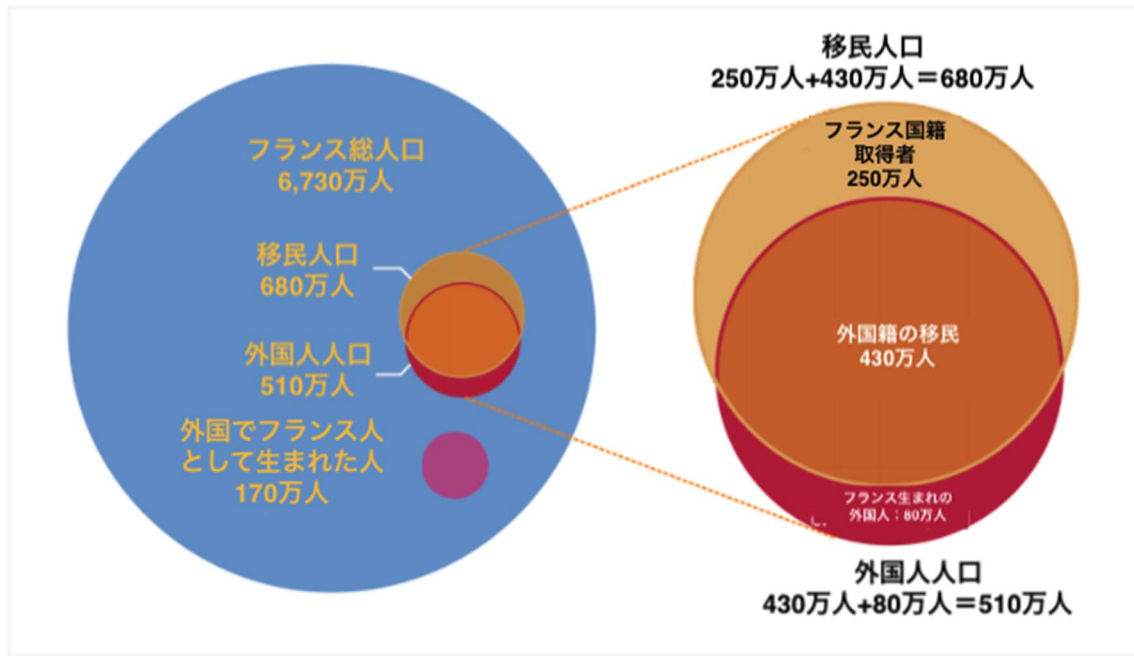
⁸³ I N S E Eでは、このような、フランス国内で出生し、両親のうち少なくとも片方が移民である人々のグループを移民の子弟（descendant d’immigré）として別にカテゴライズしている。2008年から2009年にかけてINSEEが国立人口学研究所（INED）と共同で行った調査（Trajectoires et Origine）によれば、両親ともが移民の子のうち、98.0%の人がフランス国籍を保有しているか、取得を希望している。また、このうち、フランス国籍保有者の80.0%が出生と同時にフランス国籍を有する、生まれながらのフランス人（français de naissance）である。INSEE. “Être né en France d’un parent immigré”. INSEE. 2010-03-30. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/1283065>. (2021年10月12日アクセス)

⁸⁴ ただし、近年では、注4で触れた国立人口学研究所（I N E D）とI N S E Eが2008年から2009年にかけて実施した大規模な学術調査（Trajectoires et Origines）のような、出自に関する調査の動きも例外的ながら現れつつある。

⁸⁵ Cour des comptes. *L’accueil des immigrants et l’intégration des populations issues de l’immigration. Rapport au président de la République suivi des réponses des administrations et des organismes intéressés*. Cour des comptes. 2004.

図 1 フランスにおける移民・外国人人口（2020 年）⁸⁶

範囲：フランス



(2) フランスにおける移民・外国人人口の推移（1946 年～2020 年）

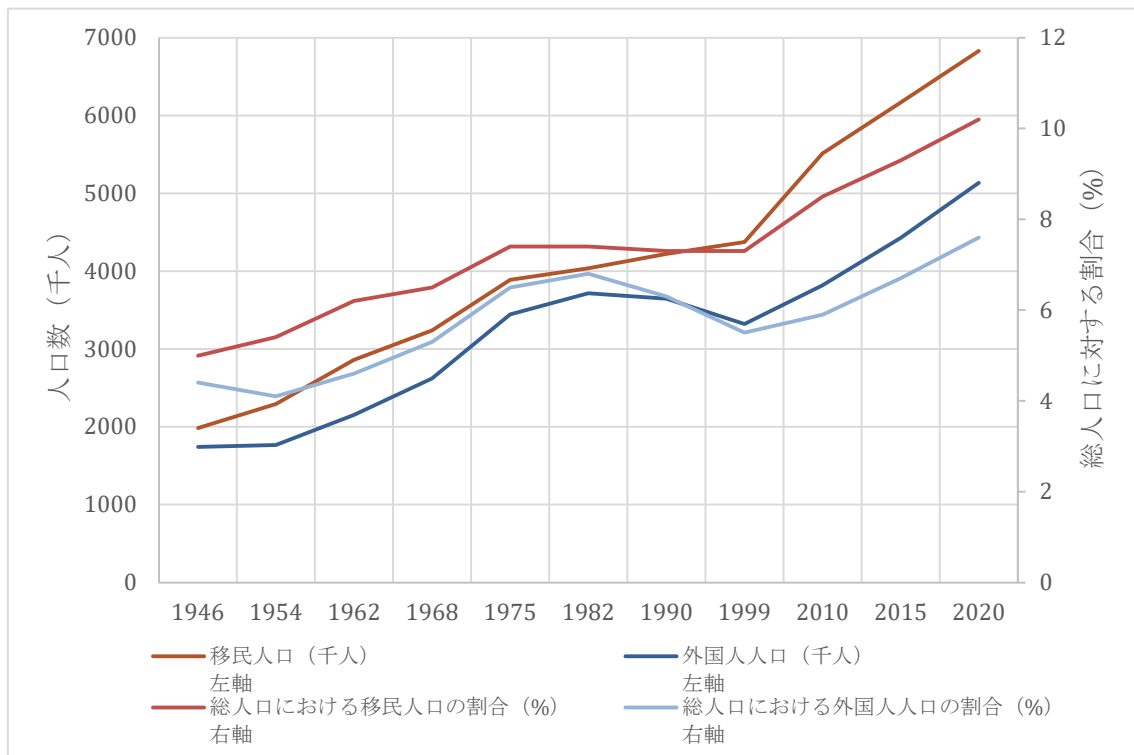
1946 年以降、フランスにおける移民人口は、実数においても、総人口に対する割合においても上昇を続けている。1946 年には総人口の 5.0%であったが、1975 年には 7.4%、2020 年には総人口の 10.2%に達している。外国人人口の割合も同様に上昇しており、1946 年には 4.4%であったものが、1975 年には 6.5%、2020 年には 7.6%となっている。

図 2 フランスにおける移民・外国人人口の変遷（1946 年～2020 年）⁸⁷

範囲：1946 年～1990 年はフランス本土，1999 年～2013 年はマヨットを除くフランス全土，2014 年以降はマヨットも含めたフランス全土

⁸⁶ INSEE. Ibid. INSEE. 2021-07-01. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/3633212#consulter>. (2021 年 10 月 12 日アクセス) データ出典：INSEE. estimations de population 2020. なお、数字は人口推計に基づく暫定値である。

⁸⁷ 横軸（年）の目盛りが一定間隔でないのは、原典データに従った結果である。Ibid. データ出典：INSEE. estimations de population 2020.

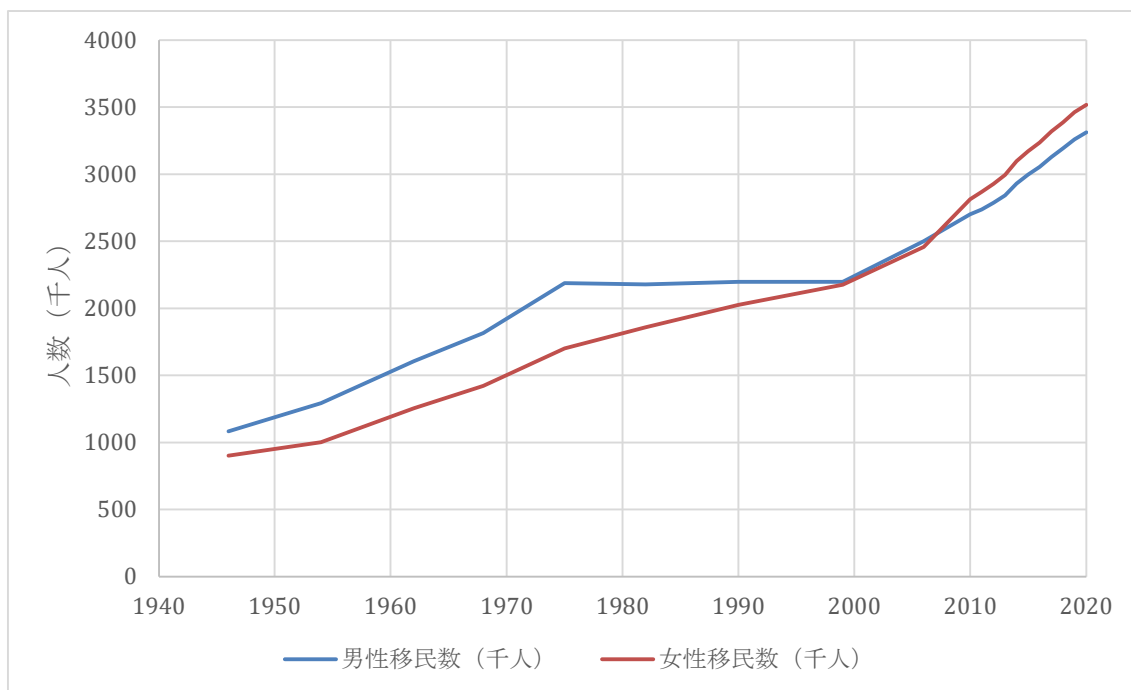


(3) フランスにおける移民・外国人人口の男女別推移（1946 年～2020 年）

1970 年中頃までは、労働移民が中心であったため、流入移民の多くが男性であったが、その後、家族移民の増大の影響を受け女性の割合が増大している。女性移民の割合は、1946 年には 45.0%, 1975 年には 44.0%であったが、2020 年現在は 52.0%と過半数を占めている。

図 3 フランスにおける移民・外国人人口の男女別推移（1946 年～2020 年）⁸⁸

範囲：1946 年～1990 年はフランス本土，1999 年～2013 年はマヨットを除くフランス全土，2014 年以降はマヨットも含めたフランス全土



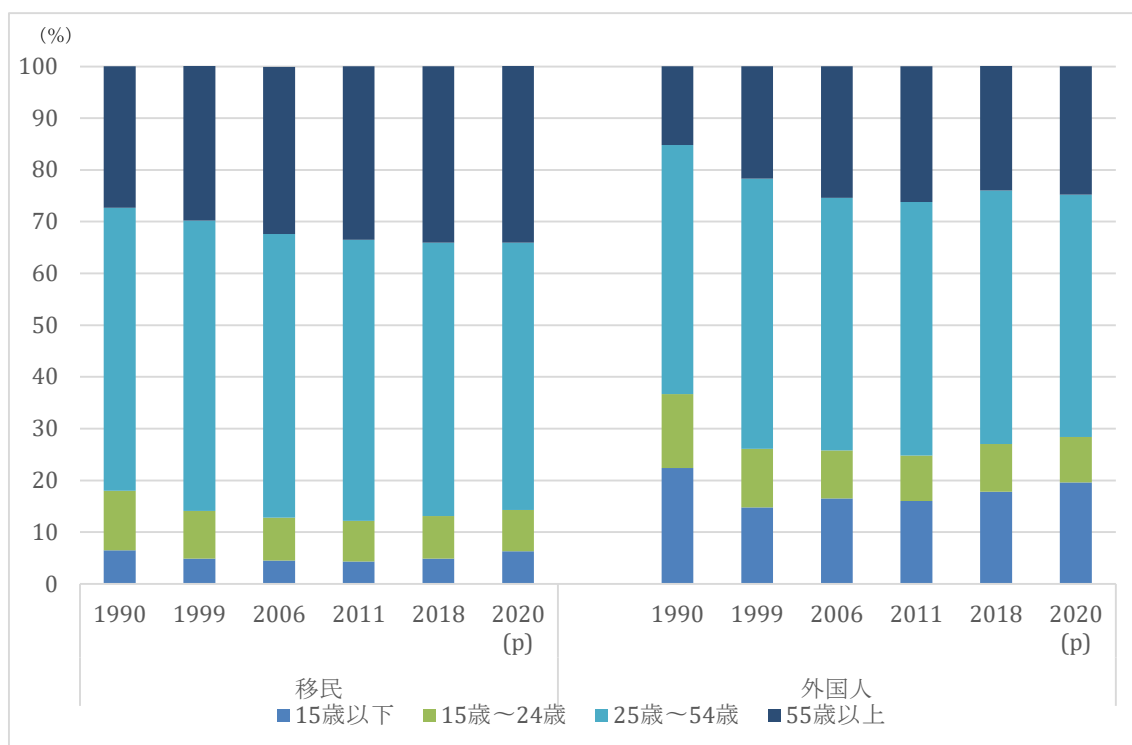
(4) フランスにおける移民・外国人人口の年齢別推移（1990 年～2020 年）

移民・外国人とも，それぞれの人口の約半数を占めるのが 25 歳から 54 歳までの層である。次いで，55 歳以上の層が移民では全体のおよそ 3 分の 1，外国人では全体のおよそ 4 分の 1 を占めている。

⁸⁸ Ibid. データ出典：INSEE, estimations de population 2020。

図 4 フランスにおける移民・外国人人口の年齢別推移（1991 年～2020 年）⁸⁹

範囲： 1990 年～2011 年はマヨットを除くフランス全土，2018 年以降はマヨットも含めたフランス全土



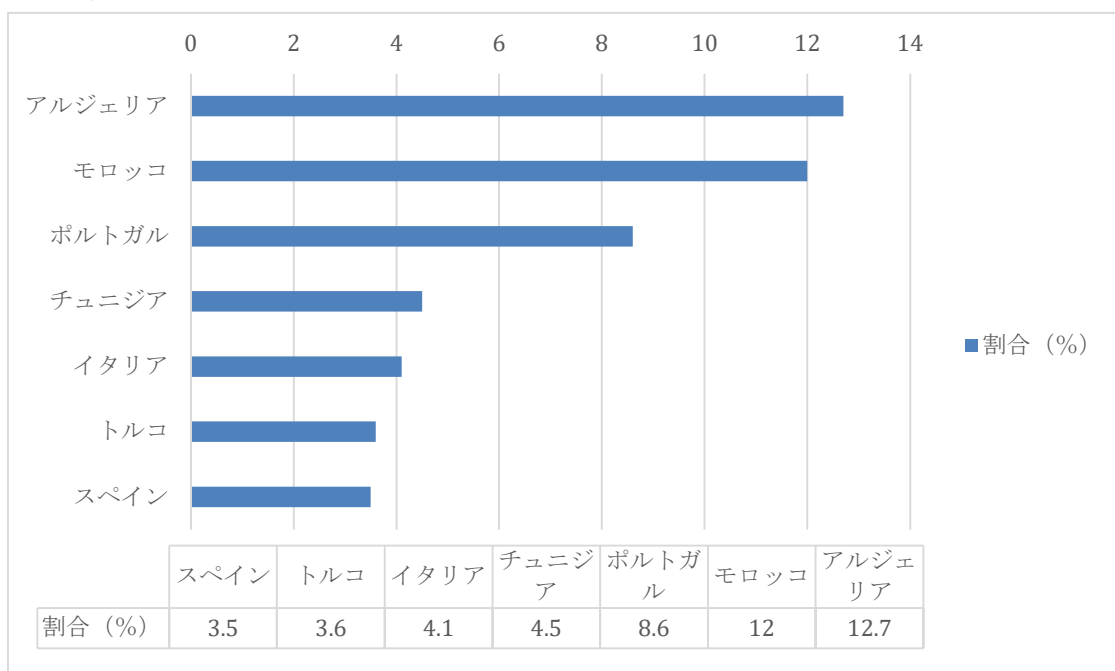
(5) フランスに居住する移民の出身地（2020 年）

2020 年現在，フランスに居住している移民の 47.5%がアフリカ出身であり，32.2%がヨーロッパ，14.4%がアジア，5.8%がアメリカ・オセアニア出身である。また，出身国のうち，以下に挙げる上位 7 か国が全体の 49.0%を占めている。

⁸⁹ 図中の (p) は該当年の数値が暫定値であることを示す。INSEE. ”Population immigrée et étrangère par sexe et âge. Données annuelles de 1990 à 2020”. INSEE. 2021-05-07. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/2381759>. (2021 年 10 月 12 日アクセス) データ出典：INSEE, recensements de la population, estimations de population。

図 5 フランスにおける移民・外国人人口（2020 年）⁹⁰

範囲：フランス



(6) 2019 年にフランスに到着した移民の出身地⁹¹

2019 年にフランスに到着した移民の 41.0%がアフリカ出身，31.9%がヨーロッパ，16.2%がアジア，10.9%がアメリカ・オセアニア出身である。また，出身国は多い順に，モロッコ（9.5%），アルジェリア（7.0%），チュニジア（4.5%），イタリア（4.5%），スペイン（3.3%），イギリス（3.2%），中国（3.0%），ルーマニア（2.8%）である。

(7) 2019 年にフランスに到着した移民の年齢傾向⁹²

2019 年に到着した移民のうち，30 歳以下の人数は 60.0%近くを占めている。そのうち，約 4 分の 1 にあたる 26.0%が未成年者（18 歳以下）であり，約 3 分の 1 の 33.0%が 18 歳から 29 歳である。ヨーロッパ出身者は平均年齢が 30.4 歳，移民全体の平均年齢は 27.9 歳と，ヨーロッパ出身者の年齢がやや高い傾向はあるものの，出身地による大きな差異は見られない。

⁹⁰ Ibid. データ出典：INSEE, estimations de population 2020。

⁹¹ Ibid. データ出典：INSEE, Euqnête annuelle de recensement 2020。

⁹² Ibid. データ出典：INSEE, Euqnête annuelle de recensement 2020。

2 章. 共生社会を推進するに当たっての政府の基本的な考え方（理念・ビジョン）概要

本章では、フランスにおける移民受入れ・共生政策の基本的な理念及び方針について紹介する。紹介においては近年及び現在の理念・方針を中心に据えるが、その理解にあたっては、フランスが積み重ねてきた移民流入とその法的・政策的対応の長い歴史的経緯を振り返っておくことが有益であると考えられるため、まず以下で簡単に紹介する。

フランスの移民流入の歴史は、19 世紀後半にさかのぼる。この時期から、工業化の進展と人口増加の停滞を背景に、移民労働者の受入れが行われた。この時期の流入移民は欧州近隣諸国（ドイツ、ベルギー、イタリア、スペイン、ポーランド等）が中心であった。1920 年代には外国人人口は全国民の 6.6%に達し、フランスは世界一の移民国家となった。さらに、第 2 次世界大戦後、「栄光の三十年間」と呼ばれる経済成長期を迎えたフランスでは、経済成長と戦争による人口減を背景に国内労働力の不足を補うための安価な労働人材の確保が求められた。それを受け、この時期には欧州の他、旧植民地諸国である北アフリカ（アルジェリア⁹³、チュニジア、モロッコ）や、トルコ、サハラ以南のアフリカ地域など、多様な地域からの移民労働者が多く流入した。⁹⁴

この労働移民の受入れの流れが転換点を迎えるのが 1974 年である。オイルショックを契機とした経済停滞と労働力過剰による失業率の増大を背景に、当時の政府により、同年、労働移民の受入れ一時停止が決定される。これを機に、労働者としての再入国が困難になったことも合わせ、移民の定住の動きが強まるとともに、家族呼び寄せ等による家族移民が増加することとなった。また同時に、1975 年以降、非欧州地域からの移民の増大の傾向が見られ、これは現在も継続している。⁹⁵

上記のような移民流入の流れの中で、移民政策も次第に整備・展開されていった。その本格的な出発点は第 2 次世界大戦後の 1945 年に 11 月 2 日付けで発令されたオルドナンス（命令）45-2658 号であり、同オルドナンスにおいて、外国人労働者の入国・就労管理を担う機関としての移民局（Office national d'immigration, ONI）の創設、滞在許可・労働許可制度の開始、労働者の家族受入れの認可が行われた⁹⁶。続いて 1974 年までは、主に外国人労働者の受入れ、労働及び生活に向けた政策が展開された。

この政策方針は、1974 年の新規外国人労働者受入れ一時停止の決定により大幅な変化を見せることとなった。一方では、労働移民受入れという方針の転換を経て、移民流入の

⁹³ ただし、1962 年まではフランス領であった。

⁹⁴ Commission Européenne. “La gouvernance de l'intégration des migrants en France”. Portail Européen sur l'intégration. <https://ec.europa.eu/migrant-integration/governance/france>. (2021 年 10 月 13 日アクセス) ; Cours des comptes, *op. cit.* pp. 23, 30-1.

⁹⁵ Commission Européenne. *op. cit.* ; Cours des comptes, *op. cit.* pp. 40, 44.

⁹⁶ Vie Publique. “La politique d'immigration - La maîtrise des flux migratoires”. Vie Publique. 2019-05-20. <https://www.vie-publique.fr/dossier/20160-la-politique-dimmigration-la-maitrise-des-flux-migratoires>. (2021 年 10 月 13 日アクセス) ; Cours des comptes, *op. cit.*, pp.27, 29.

コントロールという方向性が明確になっていった。他方では、定住化⁹⁷・家族化の傾向が明らかになっていく移民・外国人を、単なる労働力ではなく、社会の一員ととらえる必要性の認識の高まりから、移民の社会統合が政策の柱の一つととらえられるようになった。ここから、1) 査証又は滞在許可証によって入国・滞在が認められた正規滞在外国人の入国・滞在の管理と、正規の入国・滞在許可を持たない非正規滞在外国人の流入・滞在防止からなる移民入国・滞在管理と2) 正規滞在移民の統合とが移民政策の二つの柱とされるようになった。これに、難民受入れをもう一つの戦略軸とした⁹⁸三本の柱が移民政策の基本的な枠組みとなり、政策が展開されてきた。そのときどきの時代背景、政権の方針により重点が置かれる項目や方向性に違いは見られるものの、この基本的な政策の柱は現在まで一貫して受け継がれている。

2.-1. 外国人の受入れに係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要

外国人の受入れ、すなわち入国及び滞在は、上述のとおり、1974年以降、正規移民の入国・滞在管理、非正規移民の流入・滞在防止、難民受入れを基本方針として展開されてきた。庇護申請者を含む外国人の入国及び滞在を規定する法律は、2005年までは1945年11月2日付けオルドナンス 45-2658号であったが、EUの成立も含めた時代の変化に対応した法典の整備が求められたことから、2005年に「外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典」(code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile, C E S E D A)が制定された⁹⁹。

C E S E D Aでは、入国・滞在許可のための査証及び滞在許可証の制度が規定されており、外国人の入国・滞在の管理はこの制度を基礎として展開されている。査証はフランスに入国を希望する外国人に対し審査の上発行されるもので、主に90日未満の滞在用である短期滞在査証及び90日以上滞在用である長期滞在査証に分かれる。滞在許可証は、一部の長期滞在査証保持者を除いた3か月以上の滞在者に取得が義務づけられるもので、滞在目的等により複数の種類に分かれている。また、有効期間が1年又は最大4年までの一時滞在許可証 (carte de séjour temporaire) と、有効期間が10年の長期滞在許可証 (carte de résident) があり、例外を除き、まず一時滞在許可証を取得し、正規滞在を数年以上経たのち、長期滞在許可証の申請を行うことができることが定められている。査証、

⁹⁷ 1984年には有効期限が10年の長期滞在許可証 (carte de résident) が創設され、定住化の傾向がますます鮮明になった。Haut Conseil à l'Intégration. La France sait-elle encore intégrer les immigrés ? Les élus issus de l'immigration dans les conseils régionaux (2004-2010). La documentation française. 2011. p.40.

⁹⁸ Commission Européenne. op.cit.

⁹⁹ Ibid.

滞在許可証とも、シェンゲン協定に基づき、協定国市民は取得が免除されている。¹⁰⁰

この査証及び滞在許可証の制度を基本とし、流入外国人は正規滞在者と非正規滞In者とに分けて把握されている。両者、及び庇護申請者である外国人に対する入国・滞在に関する政策における主な特徴及び近年の傾向は以下のとおりである。

正規滞In外国In

難民・庇護申請者を除く正規滞In外国Inについては、査証・滞在許可証のカテゴリーを変更したり、発行条件を緩和又は厳格化したりすることで、どのような種類の外国Inを受け入れるかについての管理が図られてきた。

この中で、家族移民については、滞In外国Inによる家族呼び寄せ（regroupement familial）を基本的権利として認める方針は継続しているが、2000年中頃以降、呼び寄せを希望するフランス滞In外国Inの正規滞In期間、資金、住居状況の条件が厳格化される傾向が見られる。2006年の移民及び統合に関する2006年7月24日法第2006-911号（Loi n° 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l’immigration et à l’intégration）では、家族呼び寄せのためのフランス正規滞In期間の条件が1年から18か月へと延長され、各種手当を除いた収入額が法定最低賃金（SMIC）と同額かそれ以上でなければならないと定められた。¹⁰¹

また、労働移民については、1974年の受入れ一時停止決定以降、その受入れは基本的に制限されてきたが、2003年に、移民の制御及びフランスにおける外国Inの滞In並びに国籍に関する2003年11月26日法律第2003-1119号（Loi n° 2003-1119 du 26 novembre 2003 relative à la maîtrise de l’immigration, au séjour des étrangers en France et à la nationalité）において選択的移民受入れの方針が打ち出され、フランス経済の需要に応じた労働移民受入れが進められるようになった。この方針を継承しつつ更に、法改正が続けられ、求職者の少ない業種を定めたリストを作成の上、当該業種における雇用主に外国Inの雇用が認められることとなった。

他方、この選択的移民受入れの方針に関する近年の傾向として最も特筆すべきなのは、高度人材の受入れ促進の傾向である。非熟練労働者については上のとおりフランス国内の雇用情勢に応じた制限がかけ続けられる一方、2000年以降、高度人材については積極的な受入れの方針が打ち出されている。2006年には同カテゴリーを対象とした滞在許可証である「能力と才能」（compétences et talents）が新設され、2016年には、フランスにおける外国Inの権利に関する2016年3月7日法第2016-274号（Loi n° 2016-274 du 7 mars 2016

¹⁰⁰ Service Public.fr. “Titres, carte de séjour et documents de circulation pour étranger en France” Service-Public.fr. <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N110>. (2021年10月13日アクセス)

¹⁰¹ Vie publique. “Entrée, séjour, travail, éloignement : le statut des étrangers en France”. Vie publique. 2019-05-20. <https://www.vie-publique.fr/eclairage/20165-entree-sejour-travail-eloignement-le-statut-des-etrangeurs-en-france>. (2021年10月14日アクセス)

relative au droit des étrangers en France) において「能力と才能」滞在許可証を引き継いだ「才能パスポート」(passeport talents)滞在許可証が創設された。同滞在許可証は、投資家、研究者、芸術家、高技能給与所得者といった人材を対象とし、こういった外国人人材のフランスへの誘致を図る目的を持っている。¹⁰²

非正規滞在外国人

1974 年以降、非正規入国・滞在外国人の流入・滞在防止の方針がとられているが、これは、より具体的には、国境管理体制の強化のほか、強制的な隔離 (éloignement) の各措置の適用と帰国奨励のための援助策によって行われており、全体として、より実効的な措置を目指すという方向性で立法が行われてきた¹⁰³。

帰国奨励のための援助策は、帰国を希望する非正規滞在者に対し、帰国のための援助を特に資金面で行うという措置であり、70 年代から現在まで行われている。2012 年には、帰国援助の包括的制度が新設されている。この制度は、内務省管轄の移民統合局 (Office français de l'immigration et de l'intégration, O F I I) によって運営されており、帰国にあたっての手続及び旅費の援助と、帰国先での社会参入に対する資金援助が含まれている¹⁰⁴。

ただし、こういった帰国奨励策は、必ずしも帰国の意志を引き出す促進剤とはならず、実効性に欠けていることが指摘されており、特に 2000 年代以降は、強制的な国外への退去を行わせる隔離が積極的に採用されるようになっている¹⁰⁵。隔離には、滞在許可証の発行又は更新を県知事が拒否した場合に、その決定に付属して出される「国外退去命令 (Obligation de quitter le territoire français)」, 非正規滞在の外国人が、公共の秩序を乱す、又は国の安全を侵犯した場合にのみ県知事又は内務大臣によって下される「国外追放」(expulsion), 刑法上の重罪 (crime) 又は軽罪 (délit) を犯した外国人に対する有罪判決において刑として宣告される「領土立入禁止」(interdiction du territoire français)が存在する¹⁰⁶。

他方、労働契約もしくは雇用の約束を示す雇用誓約書 (promesse d'embauche) を有する非正規滞在外国人に対しては、フランス滞在と労働の期間の長さ等を考慮の上、特別滞在許可が出され、「従業員」(salarié) 又は「一時労働者」区分 (travailleur temporaire)

¹⁰² Ibid.

¹⁰³ Ibid.

¹⁰⁴ Ministère de l'Intérieur. Les étrangers en France. Année 2019. Dix-septième rapport établi en application de l'article L.111-10 du Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile. Ministère de l'Intérieur. 2019. pp.88-9.

¹⁰⁵ Vie publique. "Parole d'expert. L'expulsion des étrangers hors de France". Vie Publique. 2019-10-10. <https://www.vie-publique.fr/parole-dexpert/271049-lexpulsion-des-etrange-hors-de-france>. (2021 年 10 月 14 日アクセス)

¹⁰⁶ Vie publique. op.cit. 2019-05-20.

<https://www.vie-publique.fr/eclairage/20165-entree-sejour-travail-eloignement-le-statut-des-etrange-hors-de-france>. (2021 年 10 月 14 日アクセス)

の滞在許可証が発行されるという正規化 (régularisation) の措置¹⁰⁷も存在しているが、決定はケースバイケースとされ、2019 年の特別滞在許可数は約 3 万 1,200 件¹⁰⁸である。

上述のような、非正規移民との闘いを移民流入管理の柱の一つとし、第三国出身者の第三国への強制帰還 (retour forcé) を主なアクションとする方針は現政権にも受け継がれており、2019 年の内務省による報告書でもその旨が述べられている。また、同報告書内では、強制帰還数が 2016 年以来上昇を続けていることも指摘されている。¹⁰⁹

庇護申請者

フランスにおいては、庇護権は国際的に認められた権利であるのみならず、フランス憲法前文にも明記された権利であり、1974 年の労働移民受入れ一時停止後も、難民受入れの姿勢は現在まで一貫している。難民認定を行う機関として、審査を担当する公的機関であるフランス難民及び無国籍者保護局 (Office français de protection des réfugiés et apatrides, O F P R A) 及び不認定の場合の不服申し立てを扱う特別裁判所である国家庇護権裁判所 (Cour nationale du droit d' asile, C N D A) が設けられている。ただし、近年においては、経済移民でありながら庇護申請者を装い入国しようとする人々が存在するとして、こういった「偽装難民」の流入や庇護申請を防止しようとする動きも存在し、庇護権を取り巻く状況には厳しさも見られるようになっている。¹¹⁰

2.-1-1. 法律や行動計画等を策定している場合は、その策定に至るプロセス及びその内容
上記を踏まえ、本項では、2021 年現在大統領を務めるエマニュエル・マクロンの 2017 年 5 月以降の任期における法改正及び行動計画の内容について紹介する。

(1) 政府行動計画「庇護権の保障及び移民の流れのより良い制御」 (Garantir le droit d' asile, mieux maîtriser les flux migratoires)

本行動計画は、2017 年 7 月 12 日に政府により発表された。行動計画策定の背景としては、他の欧州諸国と並び、フランスが数年来大量の移民の流入目的地となっているという状況が挙げられており、この喫緊の事態に、短期・個別的な対処策では対応が不完全であ

¹⁰⁷ C E S E D A の L. 313-14, L. 313-14- 1, L. 313-15 の各条に規定されている。Ministère de l' Intérieur. op.cit. p.73.

¹⁰⁸ Le Monde. “En 2019, la France a délivré un peu plus de titres de séjour et expulsé davantage”. Le Monde. 2020-01-22.
https://www.lemonde.fr/societe/article/2020/01/21/en-2019-la-france-a-delivre-un-peu-plus-de-titres-de-sejour-et-expulse-davantage_6026754_3224.html. (2021 年 10 月 14 日アクセス)

¹⁰⁹ Ministère de l' Intérieur. op. cit.

¹¹⁰ Vie publique. “Droit d' asile et politique migratoire”. Vie publique. 2019-05-20.
[https://www.vie-publique.fr/eclairage/20174-droit-dasile-et-politique-migratoire#:~:text=Une%20personne%20peut%20demander%20l,fran%C3%A7ais%20aupr%C3%A8s%20de%20la%20pr%C3%A9fecture](https://www.vie-publique.fr/eclairage/20174-droit-dasile-et-politique-migratoire#:~:text=Une%20personne%20peut%20demander%20l,fran%C3%A7ais%20aupr%C3%A8s%20de%20la%20pr%C3%A9fecture.). (2021 年 10 月 15 日アクセス)

り、包括的な計画が必要とされた旨が説明されている。¹¹¹

この状況認識を踏まえ、行動計画では五つの方針が示されている。後述する「共生」に関する第四番目の方針を除く四方針が移民の入国・滞在に関連したものである。

- 欧州間の連携及び国際的な働きかけによる移民の流れのより良い制御
- 申請処理と処遇条件の改善による庇護権の意味と射程の回復
- 実効的で信憑性のある非正規移民との闘いと隔離の政策の展開
- より野心的なフランス的統合政策の実施
- 才能・能力のある人材のさらなる誘致¹¹²

これらの方針を見ると、現政権においても、国境管理、隔離政策の強化による非正規移民の抑止、高度人材誘致に注力した選択的正規移民受入れという近年の外国人入国・滞在政策の方針が受け継がれていることが見て取れる。

(2) 制御された移民、実効的な庇護権、成功した統合のための 2018 年 9 月 10 日付法律第 2018-778 号 (loi du 10 septembre 2018 n° 2018-778 pour une immigration maîtrisée, un droit d’asile effectif et une intégration réussie)

上記の 2017 年 7 月 12 日付け行動計画の内容を受け、法整備が必要な点をまとめる形で提出された内閣提出法案 (projet de loi) を元に成立したのが、制御された移民、実効的な庇護権、成功した統合のための 2018 年 9 月 10 日付法律第 2018-778 号である。同法は、上述の C E S E D A の法改正を行うものである。

同法の主な内容は次のとおりである¹¹³。まず、庇護権については、庇護申請の審査期間の短縮が主な目標とされ、この期間を現行の 11 か月から 6 か月に短縮することが同法の主な狙いとされた。これにつき、フランスに到着した外国人が庇護申請を行うことのでき

¹¹¹ Ministère de l’Intérieur. “Garantir le droit d’asile, mieux maîtriser les flux migratoires”. Ministère de l’Intérieur. 2017-07-12. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Info-ressources/Actualites/L-actu-immigration/Garantir-le-droit-d-asile-mieux-maitriser-les-flux-migratoires#:~:text=Le%20Premier%20ministre%20a%20pr%C3%A9sent%C3%A9,migratoires%20d'une%20ampleur%20in%C3%A9dite.> (2021 年 10 月 15 日アクセス)

¹¹² Ministère de l’Intérieur. op.cit.2019. p.9 ; Gouvernement. “Compte rendu du Conseil des ministres du 12 juillet 2017”. Gouvernement. 2017-07-12. <https://www.gouvernement.fr/conseil-des-ministres/2017-07-12>. (2021 年 10 月 15 日アクセス)

¹¹³ Vie publique. “Asile et immigration : les changements apportés par la loi du 10 septembre 2018”. Vie publique. 2018-11-19. <https://www.vie-publique.fr/eclairage/19455-asile-et-immigration-la-loi-du-10-septembre-2018#:~:text=La%20loi%20du%2010%20septembre%202018%20sur%20le%20droit%20d,autre%20pays%20de%20l'UE> (2021 年 10 月 15 日アクセス) ; Gouvernement. “Compte rendu du Conseil des ministres du 21 février 2018. Immigration maîtrisée et droit d’asile effectif”. Gouvernement. 2018-02-21. <https://www.gouvernement.fr/conseil-des-ministres/2018-02-21/immigration-maitrisee-et-droit-d-asile-effectif>. (2021 年 10 月 15 日アクセス)

る期間が、2015 年 7 月 29 日付法律で定められていた 120 日間から 90 日間（フランス領ギアナは 60 日間）へと短縮された。

同法における次の主な狙いは、非正規移民との闘いのための隔離措置の徹底である。このために、庇護申請却下後の国外退去命令（O Q T F）の隔離措置を確実にするため、行政が外国人の隔離を準備するための期間に当たる当該外国人の行政拘禁（*rétention administrative*）の最大期間が現行の 45 日間から 90 日間に延長されることが定められた。

次に、正規移民については、選択的移民受入れの方針の下、高度人材の積極的受入れを進めるという方向性が再確認された。2016 年 3 月 7 日付法律で創設された滞在許可証「才能パスポート」の対象者が、「革新的な企業の従業員」及び「フランスの威信向上に貢献する」人材にも拡大された。さらに、「才能パスポート」滞在許可証保持者の家族（配偶者及び子）は、「家族向け才能パスポート」査証・滞在許可証の取得により、家族呼び寄せの手続を経ることなくフランス滞在が認められることとなった。また、学生に対しても、卒業後の求職活動や起業準備のための期間における滞在を可能にする滞在許可証が設けられた。

(3) 移民、難民及び統合政策改善のための 20 の 決定 (20 décisions pour améliorer notre politique d'immigration, d'asile et d'intégration)

2019 年 11 月 6 日に発表された「移民、難民及び統合政策改善のための 20 の決定」は、移民及び統合省庁間委員会（Comité interministériel sur l'immigration et l'intégration）¹¹⁴の会合において決定された方針である。決定に先立ち、国会における議論を内容に反映させるべく、10 月には国民議会及び元老院において、移民・統合をテーマとした討論会が開催された。内容はこれまでの方針を受け継いでおり、「移民・難民・統合政策の改善」が目的として掲げられている。挙げられている措置は、以下のように大きく三つの軸に分かれている。¹¹⁵

- 世界情勢及び欧州の新情勢に適応した移民政策：外交による移民問題への取組、移民・難民政策における EU 内のさらなる協調等に関する措置が挙げられている。
- 受入れ及び統合における確固たる選択：フランス経済にとって必要な人材を選択的に受け入れるという労働移民の選択的受入れを進めるため、国会討論において業種別の受入れ目標値を年ごとに設定するという方針が掲げられている。また、

¹¹⁴ 省庁間委員会とは、首相の主宰により特定のテーマについて関連関係等が集まり開催される定期委員会である。Vie publique. Comment le Gouvernement coordonne-t-il son action ? Vie publique. 2018-07-07. <https://www.vie-publique.fr/fiches/19473-la-coordination-de-l'action-gouvernementale>. (2021 年 10 月 27 日アクセス)

¹¹⁵ Gouvernement. “Comité interministériel sur l'immigration et l'intégration. 20 décisions pour améliorer notre politique d'immigration, d'asile et d'intégration”. Gouvernement. 2019-11-06. <https://www.gouvernement.fr/partage/11224-comite-interministeriel-sur-l-immigration-et-l-integration>. (2021 年 10 月 15 日アクセス)

高度人材及び学生の積極的受入れ方針も表明されている。学生については、2027年までにその数を50万人に倍増させるという目標が掲げられている。

- 実効的な規則と約束の履行：2018年9月10日付法律でも掲げられた庇護申請の処理期間の短縮という目標が再確認されている。また、その一環として、実際には庇護の必要がない申請者による申請を断念させるため、同種の申請には短縮された審査期間を適用する旨が表明されている。また、非正規移民との闘いに関しては、行政拘禁センター（centre de rétention administrative, CRA）の増設、オーバーステイ対策用システムの導入、庇護申請が却下となった外国人の国外退去命令の実施の徹底が挙げられている。

2. -1-2. 当該基本方針の実施状況を検証するためのK P I の設定の有無や評価手法

2012年以降、他の公共政策と並び、移民政策も設定数値指標に基づいた年次評価の対象となっている。これにつき、政府は議会に対し、移民・統合政策の多年度方針（orientations pluriannuelles）についての業績報告書（rapport de performance）を提出することが義務づけられている。同報告書は、議会における毎年の予算審議の付属文書として提出される予算文書（document budgétaire）の付録として作成、公表及び提出が行われている。¹¹⁶

2021年度の業績報告書では、プログラム番号303「庇護及び移民」¹¹⁷について、1）基本的権利としての庇護権、2）経済・社会的情勢に合致した移民政策という2つの軸の下、以下の三つの目標が設定され、それぞれに評価指標が定められている。¹¹⁸

- 目標1：庇護申請の取り扱いの最適化
 - 指標1.1：宿舎提供を受けた庇護申請者の割合

この指標は、専用窓口での面談時に宿舎提供を希望した庇護申請者全体に対して、プロ

¹¹⁶ Commission Européenne. op. cit.

¹¹⁷ フランスの国家予算は、組織別ではなく、政策目標別に構成されており、大目標であり、予算の議決単位でもあるミッション（mission）、その下に置かれる中分類であり、一省庁の管轄による一連の体系だったアクションからなるプログラム（programme）、それを更に細分化した小分類であり、より具体的な活動に該当するアクション（action）という三層による体系が組まれている。2022年の一般予算案では、33のミッション、138のプログラムが存在している。移民、外国人の受入及び統合に関しては、国家予算において、「移民・庇護及び統合」（Immigration, asile et intégration）というミッションが設けられており、その中に、プログラムとしてプログラム番号303「移民及び庇護」、プログラム番号104「統合及びフランス国籍へのアクセス」の二つが存在している。Ministère de l' action et des comptes publics. “Missions, programmes, actions : trois niveaux structurent le budget general”. Ministère de l' action et des comptes publics. 2018-04-11.

<https://www.performance-publique.budget.gouv.fr/budget-comptes-etat/volet-performance-budget-etat/essentiel/grands-principes/missions-programmes-actions-trois-niveaux-structurent-budget-general#.YXaIHd1BxTY>. (2021年10月25日アクセス)

¹¹⁸ Ministère de l' Économie, des Finances et de la Relance. *Budget général mission interministérielle projets annuels de performances annexe au projet de loi de finances pour 2021. Immigration, asile et intégration*. Ministère de l' Économie, des Finances et de la Relance, 2020. <https://www.budget.gouv.fr/documentation/file-download/9544>. (2021年10月17日アクセス)

グラム番号 303「移民及び庇護」の出資による宿舍提供措置により実際に宿舍提供を受けた庇護申請者の割合を示している。この数値の上昇は、取り扱いの改善を意味する。

- 指標 1.2：（受入れ施設における）庇護申請者及び入所許可者の割合

この指標は、庇護申請者向け受入れ施設の入所者のうち、正式な受入れ資格を有している人々の割合を示している。同種の受入れ施設は、庇護申請者及び庇護認定を受けてから 6 か月以内の者さらに、庇護申請を却下されてから 1 か月以内の者のみを対象としているが、現実にはこれらの期間を超えて入所しているケースが見られる。この指標の数値の上昇は、こういった入所資格のない人々の入所率の減少を意味する。

- 目標 2：庇護申請の処理期間の短縮

- 指標 2.1：O F P R Aによる庇護申請審査期間

さらに、具体的な指標として、年ごとに下された決定数、フルタイム労働換算の審査官 1 名あたりの年間決定数、O F P R Aによる庇護申請審査期間の平均日数の 3 指標が採用されている。第一の指標は機関における処理能力の全体を示し、審査官の人数に左右されるところが大きい。第 2 の指標は、審査官 1 人当たりの処理目標値となり、数値が上昇するほど処理能力が向上していると捉えることができる。第 3 の指標は、数値の減少が処理能力の向上を意味する。

- 指標 2.2：ダブリン手続における庇護申請者の移送率

同指標は、庇護申請は E U で最初に到着した国において行う旨を定めるダブリン規約における手続に基づいて行われる庇護申請者の移送の実施率である。この割合が上昇することは、庇護申請の処理機関の短縮を意味する。

- 目標 3：非正規移民との闘いの実効性の改善

- 指標 3.1：強制帰還の実施数

同指標は、自発的な帰還及び帰還支援策による援助を受けた帰還を除いた強制帰還（行政措置及び司法措置による隔離）の実施数を示している。

- 指標 3.2：援助付きの隔離及び帰還の実施数

同指標では、強制的なものと自発的なものを含め、帰還支援策による援助を受けた E U 域外外国人の E U 域外への帰還及び E U 域内外国人の E U 域内への帰還の総数をカウントしている。

2.-2. 外国人との共生に係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要

本節では、外国人との共生に係る政府の基本方針を紹介する。これにあたり、まず、フランスにおける外国人との共生という問題を理解する上で前提となる「統合（intégration）」という概念について確認をしておきたい。

フランスにおいては、外国人及び移民との共生という問題の議論・政策においては、共生 (vivre ensemble) より統合 (intégration)¹¹⁹という語が用いられる。この「統合」とは、フランスに生きる移民がフランス国民社会の一員となり、共通の権利及び義務を分かち持つ平等な同社会のメンバーとして社会作りに参加するに至るプロセスとして定義されてきた¹²⁰。共和国的統合 (intégration républicaine) と呼ばれるこの統合理念は、社会契約及び法の下に平等な市民とを基礎とするフランスの国民統合の理念から派生したものであり、移民を最終的にフランス人とするにより、平等な市民の一人としてこの国民統合の流れの中に取り込んでいくことを意図するものである。この際、移民がその出自ゆえに持つ文化・社会・道徳的差異は否定されず、より豊かな国民社会形成のための要素として歓迎される一方、市民間の紐帯はあくまで権利及び義務からなる基本的価値の共有によって担保されること、「単一不可分」を原則とする共和国においては、各市民は差異のない平等な存在として構想されるべきことから、それらの差異は私的空間にとどめられ、市民からなる公的空間には干渉すべきでないものとされる。ここから、民族・人種・宗教等の差異を公的に認め、社会をこれらの異なるコミュニティによって構成されているものとみなし、コミュニティに基づいた移民統合を目指す多文化主義的な考え方は、フランスにおける統合理念とは相容れないものとして一般に否定的に語られる。¹²¹また、上述のように、フランスで「共生」の語より「統合」の語が好まれてきた背景には、共生 (vivre ensemble) は複数コミュニティが調和的に並び立つイメージを基礎とする多文化主義と親和性の高い概念である一方、統合は、最終的には差異のない成員として移民を社会に溶け込ませようとする、共和国的と形容されるフランス式理念をよりよく反映しているという事情があるものと考えられる。

上記のようなフランス式の統合理念は、1974 年以降移民の定住化と社会の多文化化に対する認識の高まりを背景に、特に 1990 年代以降、正規移民の統合促進が移民政策の柱の一つとして設定されるようになる中で徐々に明確化され、再確認されてきた。

この理念に基づくフランスの統合政策の展開を概観すると、その特徴として、以下の三点を挙げることができる。

第一は、移民を最終的にフランス社会の平等な市民とすることを目指すこの統合理念で

¹¹⁹ なお、同問題の議論においては、同化を意味する *assimilation*、又は参入・編入等の訳語が充てられる *insertion* の語も存在する。同化 (*assimilation*) は移民・外国人が受入れ社会に溶け込むため、彼らに対し出身社会の文化等を捨て去ることを強制するものとして、特に植民地主義への反省を踏まえ、否定的な文脈で用いられてきた。また、参入 (*insertion*) は、住居・仕事などの面で外国人の最低限の社会参入を目指すという概念で、移民を未来のフランス人ではなく、主に外国人ととらえ、必ずしも彼らをフランス社会の十全な一員へと取り込んでいこうという志向がないところが統合概念とは異なっている。この概念は 80 年代末まで用いられたが、それ以降は統合の語及び概念が一般的となっている。Lochak, Danièle.

“L’ intégration comme injonction. Enjeux idéologiques et politiques liés à l’ immigration”. *Cultures & Conflits*, 64. 2006.

¹²⁰ この定義が初めて明確に提起されたのは、1991 年の高等統合審議会の初回報告書においてである。Haut Conseil à l’ Intégration. *Pour un modèle français d’ intégration. Premier rapport annuel. La documentation française*. 1991.

¹²¹ *Ibid.* pp. 18-19, 52 ; Commission Européenne. *op.cit.*

は、フランス国籍取得が統合におけるゴールの一つとして想定されていることである¹²²。これと呼応するのが、フランスが堅持している開放的な国籍法である。1945年10月19日付オルドナンスにより、フランスでは、フランス人である父又は母から出生時に国籍が受け継がれる血統主義と、フランスで出生した外国人の親の子としてフランスで出生した子への出生時の国籍付与（二重出生地主義）及び外国で出生した親の子としてフランスで出生した子のうち、居住条件を満たした者による成人時の国籍取得からなる出生地主義とが併用されている。このほか、帰化、フランス人との婚姻等による国籍取得が認められている。

第二は、市民間の平等が核心となる同理念により、統合促進の阻害要因として、国籍のみならず人種・エスニシティといった出自的要素による差別の存在が問題として認識され、統合政策の一環、もしくはそれと並ぶ形で差別との闘いへの取組が進められてきた点である。ときにはフランスで生まれ育ち、フランス国籍を有したフランス人であるにも関わらず、一部の移民やその子弟たちが人種やエスニシティに基づく差別により社会経済的な困難を抱え続けているという実情が、80年代以降当事者による異議申し立て運動等により徐々に明らかになり、特に90年代末になると、この認識に基づいた差別対策の取組に重点が置かれるようになった。上で述べた統合のプロセスは、より具体的には、フランスの法及び諸価値の支持により市民になろうとする移民側の努力と、多様性を受け入れていくフランス社会側の努力の双方により達成されるものとされており、差別の存在は、このフランス社会側の努力における問題を浮き彫りにするものと認識された。この問題は、1998年の統合高等審議会報告書で指摘され、その後の2001年には差別対策法である2001年11月16日付法律が制定されるとともに、2004年には差別問題を取り扱う独立機関である差別対策・平等促進高等機関（Haute Autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité, HALDE）が設立された。¹²³

第三は、この統合のプロセス自体は長い年月のかかる長期的なものと想定されてきた一方で、これまで明確に移民を対象とした公的な統合措置として設置されたのは新規移民（ニューカマー外国人）を対象としたもののみであり、滞在が長期にわたる移民に対する統合、特に社会参入援助のための措置は、移民のみを対象とした特定の統合政策としてではなく、全体を対象とした一般社会・教育政策の枠組みの中で、これらの人々が抱える問題にアプローチしていこうという姿勢が取られてきた点である。これは、上記のような移民統合の理念に照らすと、公的政策として、「移民」あるいは「移民の子弟」という、出自を基準とした対象者を設定し、個別の措置を講じることが認められづらいためであると考えられる。これらの実質的な統合政策と目される政策は、主に、住居問題や、移民・外国人の一定地域への集住による社会的排除、就職差別等の各種問題に対応するための都市政策、

¹²² Ministère de l'Intérieur. *op. cit.* ; Haut Conseil à l'Intégration. *op. cit.* 1991. pp. 18-9, 52.

¹²³ Cour des comptes, *op. cit.* 2004. pp. 49-50 ; Lochak, *op. cit.*

移民出身児童・生徒の教育に関する学校教育政策等の範疇で、特定の人のグループよりも地域を対象とした形で展開されてきた¹²⁴。

都市政策

主に都市郊外に設けられた社会住宅へと歴史的に移民の集住が進んだことから、これらの地域における貧困の集中や生活環境の荒廃の問題が発生し社会問題として認識されるに至ったことを受け、これら特定の地域を対象とした、地区再生や住民の社会参加、権利へのアクセスを目指す支援策が 1990 年代初めより展開されてきた。これらの支援策の中には、実質的な統合施策と呼びうる、外国人向けフランス語講座の設置などの措置も含まれてきた¹²⁵。

教育政策

教育を受ける権利は、国籍・出自に関わらない個人の基本的権利とされ、公立学校は非正規移民の親の子を含め、全ての子どもに開かれている。公教育は、自由・平等・博愛を始めとする基本的な市民的諸価値を身につける場とされ、年少の移民や、多くがフランス国籍を取得している移民の子弟の統合は、この学校教育を通じて達成されるものと想定されている¹²⁶。また、非フランス語話者の新規就学児童・生徒向けのフランス語学習には補習プログラム¹²⁷が設けられている。さらに、移民の子弟を公に対象とした制度ではないものの、学校教育上問題を抱える地域に予算や人的資源を優先的に振り分ける政策が 1980 年代から展開されている¹²⁸。

このように、フランスにおいては、移民統合政策と明確に銘打たない実質的施策が、都市政策あるいは教育政策等の一般政策の名の下に進められるとともに、長期的なプロセスとしての移民統合は、特定の政策を設けるのではなく、一般公共政策の範疇で取り扱うという方針がとられてきた。他方、新規受入れの正規移民に対しては、2003 年以降統合プロ

¹²⁴ また、外国人も含めた移民の社会参入については、市民の基本的権利としての社会保障や各種手当を正規滞在の外国人にも開くという形でも促進が図られている。また、教育とならび医療の権利は個人の基本的権利として、非正規滞在者であっても医療扶助が受けられるよう、同カテゴリーの人々向けの医療扶助制度である国家医療手当 (Aide médical de l'Etat) が 2005 年より設けられている。

¹²⁵ Haut Conseil à l'Intégration. *op. cit.* 2011. p.55.

¹²⁶ Premier Ministre. *Politique d'égalité républicaine et d'intégration. Feuille de route du gouvernement.* Premier Ministre. 2014-02-11. p.7.

¹²⁷ 2012 年以降は UPE2A というプログラムが設けられており、対象となる児童・生徒は通常学級に通いながらフランス語の補習を受ける。Ministère de l'Education nationale, de la Jeunesse et des Sports. “La scolarisation des élèves allophones nouvellement arrivés et des enfants issus de familles itinérantes et de voyageurs”. Ministère de l'Education nationale, de la Jeunesse et des Sports. <https://www.education.gouv.fr/la-scolarisation-des-eleves-allophones-nouvellement-arrivees-et-des-enfants-issus-de-familles-4823>. (2021 年 10 月 17 日アクセス)

¹²⁸ Vie publique. “Immigration : l'évolution de la politique pour l'intégration des immigrés”. Vie publique. 2019-05-20. <https://www.vie-publique.fr/eclairage/20189-immigration-evolution-de-la-politique-pour-lintegration-des-immigres>. (2021 年 10 月 19 日アクセス)

グラム（「受入れ統合契約」（Contrat d'accueil et d'intégration, C A I）, 2016 年からは「共和国統合契約」（Contrat Républicain d'intégration, C I R）の実施が開始された。これにより, 近年は, 長期的な統合プロセスは一般公共政策に委ねる一方, 明確かつ個別的な移民統合施策としては, 新規正規移民向けの施策に集中するという方向性が打ち出され, 報告書や行動計画等¹²⁹でも再確認されている。特に, フランスにおける外国人の権利に関する 2016 年 3 月 7 日付法律第 2016-274 号（Loi n° 2016-274 du 7 mars 2016 relative au droit des étrangers en France）では, フランス到着から 5 年間に「共和国統合の個人的行程」（parcours personnalisé d'intégration républicaine）期間として位置づけ, 個別的な統合施策をこの時期に絞って展開する旨が明確化された。同「行程」における統合は, 以下で述べるように, 第一段階を担い, 全体の中心的措置となる共和国統合契約と, 同措置の付属的又は後続的措置となる周辺プログラムによって支援するものとして想定されている。

共和国統合行程第一部：共和国統合契約¹³⁰

共和国統合契約は, 2003 年に試験導入され, 移民及び統合に関する 2006 年 7 月 24 日付法律第 2006-911 号（Loi n° 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration）により 2007 年から義務化が開始された受入れ統合契約を改善した後継プログラムとして, フランスにおける外国人の権利に関する 2016 年 3 月 7 日付法律第 2016-274 号の規定に基づき 2016 年に開始された。その内容の法的規定は, C E S E D A の L413-1 条から L413-6 条, R413-2 条から R413-7 条に定められている。

同プログラムは, フランスの滞在許可を受け, 長期的な滞在を予定している非欧州出身外国人を対象¹³¹としたプログラムで, 新規到着外国人の 1) 共和国の価値及び原則の理解; 2) フランス語習得; 3) 社会的・職業的統合; 4) 自立を目標とし, フランス社会参入のための知識及びフランス語力を身につけ, 統合を促進することを狙いとしている。

同プログラムは, 県知事を代理人とするフランス国家と対象外国人との契約という形式を取り, 特定の査証等の新規取得者に対し契約が義務づけられている。この「契約」において, 国家は, 外国人に対し, 統合促進のための個別プログラムを提供する義務を負う。また, 契約を行った外国人は, フランス社会及び共和国の諸価値を尊重し, 履修が義務づけられた研修や面接に参加し, プログラムを修了する義務を負う。

¹²⁹ Ibid. p.130. ; Cour des comptes. *L'entrée, le séjour et le premier accueil des personnes étrangères. Rapport public thématique*. Cour des comptes. 2020. p.124. ; Premier ministre. op. cit. p.5.

¹³⁰ Service Public. “Qu'est-ce que le contrat d'intégration républicaine (CIR) ?” Service Public. <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F17048>. (2021 年 10 月 19 日アクセス) ; Office française d'immigration et d'intégration. *Le contrat d'intégration républicaine*. Office française d'immigration et d'intégration. <https://www.ofii.fr/procedure/accueil-integration/>. (2021 年 10 月 19 日アクセス)

¹³¹ 対象者の詳細については 2.-3. 表 1 を参照のこと。

プログラム運営の担当機関は、内務省管轄下にあるフランス移民統合局である。プログラムの期間は通常1年間で、1回に限り1年間の延長が認められる。また、全プログラムは国により無償で提供される。

国が提供するプログラムの内容は次のとおりである。

- 共和国統合契約紹介のグループセッション
- 移民統合局聴取官との個人面接：外国人のニーズを把握し、個別の状況に基づき参加すべき研修を決定し、機関等の紹介を行う。
- 移民統合局によるフランス語テスト（筆記試験及び口頭試験）：フランス語能力の把握を行う。
- フランス語研修（ヨーロッパ言語共通参照枠レベル A1 が到達目標、100 時間～600 時間）：テストの結果、必要と判断された場合に参加が義務づけられる。
- 市民研修：共和国の諸価値の理解及びフランス社会の機能の仕方に関する4日間、24時間の研修で、全契約者に必修となる。
- 職業上の進路に関するアドバイス及びサポート：雇用担当の公共機関との連携により提供され、条件により免除となる。
- 契約終了時の個人面接：個人の状況に基づき情報提供等を行うとともに、就労支援のため、必要に応じて就職相談窓口への紹介を行う。

契約当事者の外国人の義務は次のとおりである。

- フランス社会及び共和国の主要な価値を尊重する
- 市民研修及びフランス語研修に全て参加し、内容に真剣に取り組む。
- 就職支援等、移民統合局の面談時に義務づけられた手続を行う。
- 契約終了時の面接に参加する。
- 提案された支援措置を受ける。
- 状況の変更の際は書面にて移民統合局に通知を行う。

プログラムを修了した場合、次回更新時に有効期限が複数年の一時滞在許可証、又は条件を満たした場合、長期滞在許可証の取得が可能となる。他方、正当な理由なしに研修に参加しなかった場合、契約で義務づけられているフランス社会及び共和国の価値の尊重に違反があった場合には、県知事は契約の打ち切りを行うことができる。この場合、次回更新時の滞在許可証取得に影響が及ぶ場合がある。

2019年における契約数は10万7,455件で、そのうちのほぼ総数が市民研修に参加した。また、フランス語研修を受けた契約者の数は全体の48.2%であった。¹³²

共和国統合行程第二部：共和国統合契約の付属的措置

共和国統合契約の付属的措置として、継続的なフランス語研修の提供、追加的な就労支

¹³² Ministère de l'Intérieur. *op. cit.* 2019. p.12.

援策、外国人の親向けの学校における研修（「子どもの成功のための親への学校開放」¹³³），各地域における国の支援に基づくニューカマー外国人の各種統合支援アクション，16歳から25歳までのニューカマー外国人を対象とした社会奉仕活動参加プログラム（Volont’R）が存在している。

2. -2-1. 法律や行動計画等を策定している場合は，その策定に至るプロセス及びその内容

2017年以降の現政権における統合政策も，上で述べたような基本的な枠組み及び近年の傾向に沿って展開されている。現政権における方針の特徴としては，共和国統合契約の改善・拡充を主な取組とし，その中で言語能力及び就労を重視している点，難民の統合への取組を提起している点を挙げることができる。以下では，策定された法律及び行動計画等について紹介する。

- (1) 政府行動計画『庇護権の保障及び移民の流れのより良い制御』（Garantir le droit d’asile, mieux maîtriser les flux migratoires）¹³⁴

前節でも取り上げた同行動計画は，2017年7月12日に発表されたもので，五つの柱のうち，第四番目に「より野心的な統合政策」を目標として含んでいる。この中で，共和国統合契約におけるフランス語研修及び市民研修の時間数の増加と雇用関連アクションの強化という，後につながる方針が打ち出された。また，具体的な政策立案継続のための移民及び統合省庁間委員会の開催及び任命議員による幅広い意見聴取の実施も予定された。

- (2) 「統合のためのロードマップ」（feuille de route pour l’intégration）¹³⁵

¹³³ 「子どもの成功のための親への学校開放」（Ouvrir l’école aux parents pour la réussite des enfants, OEPRE）は，内務省の移民及び国籍アクセス局（direction de l’intégration et de l’accès à la nationalité, D I A N）と国民教育省の学校教育総局（la direction générale de l’enseignement scolaire, DGESCO）が2008年からフランス全土を対象に共同で行っている措置で，学校における子どもの成功のために，その親を対象として，フランス語の基礎習得，共和国の諸価値の知識，学校の仕組み及び学校が親と生徒・児童に求めている事柄の理解という三点についての研修を提供するものである。研修会（atelier）は国による提供で，学校内で実施され，基本的に国民教育省に属する教員が担当する。2019年度の研修会の実施回数は995回，参加人数は1万4,171名であった（うち37.82%がニューカマー外国人）。Ministère de l’Intérieur. “《Ouvrir l’école aux parents pour la réussite des enfants》（OEPRE）est un dispositif complémentaire au CIR, au croisement des formations civique et linguistique”. Ministère de l’Intérieur. 2021-05-25.

<https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Le-parcours-personnalise-d-integration-republicaine2/Au-dela-du-contrat-d-integration-republicaine-CIR/Ouvrir-l-ecole-aux-parents-pour-la-reussite-des-enfants-OEPRE-est-un-dispositif-complementaire-au-CIR-au-croisement-des-formations-civique-et-linguistique>. （2021年10月20日アクセス）

¹³⁴ Ministère de l’Économie, des Finances et de la Relance.op.cit. ; Ministère de l’Intérieur.op.cit. 2017-07-12.

¹³⁵ RFI. “France: les principales mesures du plan pour l’intégration des étrangers”. RFI. 2018-06-05. <https://www.rfi.fr/fr/france/20180605-mesures-plan-integration-et-rangershttps://www.rfi.fr/fr/france/20180605-mesures-plan-integration-et-rangers>. （2021年10月19日アクセス） ; Ministère de l’Économie, des Finances et de la Relance. op.cit.

同ロードマップは、後述の 2018 年 9 月 10 日付法律の審議に先立ち 2018 年 6 月 5 日に開催された移民及び統合省庁間委員会における決定事項をまとめる形で、統合政策に関する政府方針として、フィリップ首相により同日発表された。主な決定事項は次のとおりである。

- 共和国統合契約におけるフランス語研修の時間の倍増：当時用意されていた 50 時間、100 時間、200 時間のコースから、100 時間、200 時間、400 時間のコースへと変更し、非識字者向けには最長 600 時間のコースも設けられることとなった。
- 共和国統合契約における市民研修の時間の倍増及び内容の改善：研修時間が現行の 12 時間から 24 時間に引き上げられ、内容の改善も定められた。
- 共和国統合契約への就労支援の追加を含む就労支援策の拡充

発表された複数の措置は、国会議員オレリアン・タシェにより作成され、2018 年 2 月 19 日に首相に提出された統合政策の評価報告書『フランス到着外国人の統合に係る野心的な政策のための 72 の提言』（72 propositions pour une politique ambitieuse d'intégration des étrangers arrivant en France）¹³⁶において挙げられた提言に沿ったものである。

(3) 難民受入れ及び統合のための国家戦略 (La stratégie nationale pour l'accueil et l'intégration des réfugiés) ¹³⁷

2018 年 6 月 5 日の移民及び統合省庁間委員会では、難民に対する統合政策に関する国家戦略も策定された。この戦略においては、難民の受入れ及び統合のために国・地方自治体、アソシエーション、企業、難民自身といった全てのアクターを動員することを前提とし、住居へのアクセス確保を中心に、難民も対象となっている共和国統合契約の改善による統合プロセスの強化、フランス語習得の強化、職業教育及び雇用へのアクセスの改善、医療をはじめとする各種権利へのアクセスの改善といった諸点の強化・改善を図るという戦略軸が提示された。

(4) 制御された移民、実効的な庇護権、成功した統合のための 2018 年 9 月 10 日付法律第 2018-778 号 (loi du 10 septembre 2018 n° 2018-778 pour une immigration maîtrisée, un droit d'asile effectif et une intégration réussie) ¹³⁸

¹³⁶ Taché, Aurélien et al.. Rapport au Premier ministre. 72 propositions pour une politique ambitieuse d'intégration des étrangers arrivant en France. 2018.

¹³⁷ *Ibid.*

¹³⁸ Vie publique. op.cit. 2018-11-19.

同法における統合政策についての規定は、(2)のロードマップの内容に沿ったものである。具体的には、ニューカマー外国人の就労を通じた社会参入を統合政策の優先事項とするという政府方針の下、共和国統合契約に変更が加えられ、外国人の就労による社会参入を促進するため、職業上の進路に関するアドバイス及びサポートがプログラムに付け加えられることとなった。また、これを受け、2019年には、既に2016年に国会、移民統合局、公共職業安定所であるポール・アンプロワ(Pôle-Emploi)間で締結されていた枠組み契約を補完する形で、移民統合局とポール・アンプロワ及び雇用関連団体との間に憲章が結ばれ、共和国統合契約内及び付属措置における就労支援体制の整備が図られている¹³⁹。

(5) 移民、難民及び統合政策改善のための20の決定(20 décisions pour améliorer notre politique d'immigration, d'asile et d'intégration)¹⁴⁰

同決定における統合政策関連の項目は、2019年11月6日に開催された移民及び統合省庁間委員会の決定に基づいている。項目14が「労働による統合の促進」となっており、就労による統合の促進の方針が再確認されている。この中で、新たに1)新規移民のフランス外での免状・学位、資格、経験がよりよく認証されるようにするためのシステム整備、2)男性と比べ相対的に遅れている女性ニューカマーの就労の促進という方針が打ち出されている。

2.-2-2. 当該基本方針の実施状況を検証するためのKPIの設定の有無や評価手法

前節で紹介した外国人入国・滞在関連政策と並び、統合政策も予算審議の際に付属文書として政府から議会に提出される業績報告書内で年次評価が行われている。2021年の業績報告書では、国家予算内のプログラム番号104「統合及びフランス国籍へのアクセス」において、国籍付与について、帰化申請の処理速度の向上と並び、「外国人の受入れ及び統合の条件改善」という目標が掲げられ、以下の2つの指標が評価用に採用されている。¹⁴¹

－ 指標1.1：共和国統合契約におけるフランス語研修の効果

同指標は、フランス語習得が統合の重要なファクターであるとの認識に基づき2018年から採用されているもので、以下の2項目により構成されている。

- 1) A1レベルへの到達率：共和国統合契約におけるフランス語研修は、対象者をヨーロッパ言語共通参照枠のA1レベルに到達させることを目標としているため、このレベルへの到達率を測定することで、研修の効果を測るものである。具体的には、共和国統合契約でフランス語研修が課され、該当年に研修が終了した契約者のうち、研修終了時の評価テストでA1レベルに到達した人の割合が算出されている。2019年の確定値は68.3%、2020

¹³⁹ Ministère de l'Intérieur. *op. cit.* 2019. p.12.

¹⁴⁰ Ministère de l'Économie, des Finances et de la Relance. *op. cit.*

¹⁴¹ *Ibid.*

年，2021 年の推定値はともに 75.0%であり，2023 年の目標値は 80.0%に設定されている。

- 2) 聴取対象となった研修業務委託者における研修モジュールの評価グリッドにおける要件の達成率：実施されている研修が，移民統合局によるフランス語研修委託契約の仕様書に十分合致しているかを測るものである。聴取対象となった委託者のうち，仕様書の 75.0%以上を満たしていると評価された者の割合が算出されている。なお，同項目は，フランス語研修運営の平均費用という項目の撤廃の際，それに代わり採用されたものである。2020 年の推定値は 75.0%，2021 年は 80.0%であり，2023 年の目標値は 82.0%である。

- 指標 1.2：共和国統合契約の期間内に雇用公共サービス機関への紹介を受けた人のうち，実際にサービスを利用した人の割合

同指標は，共和国統合契約に職業上の進路に関するアドバイス及びサポートが付け加えられたことに伴い，2020 年より導入された。共和国統合契約においてニューカマー外国人の就労による参入を目的に設けられている措置の有効性を測るものである。具体的には，共和国統合契約の枠内で雇用公共サービス機関への紹介が免除とならず，紹介を受けた人のうち，雇用公共サービス機関（ポールアンプロワ又は若年層向け職業あっせん機関であるミッション・ローカル）への登録を行った人の割合を算出している。2020 年の推定値は 53.0%，2021 年は 56.0%，2023 年の目標値は 75.0%である。

2.-3. 共生に係る政府の基本方針の対象者（外国人のみを対象としているのか，外国にルーツを持つ者まで含むのか等）概要

これまで既に述べてきたとおり，「統合」に関する議論においては，外国人のみならず，フランス国籍取得者を含む移民，さらには外国にルーツを持つものの，その多くがフランス国籍であるその子弟までが対象となるものの，滞在歴の長い正規滞在移民やその子弟の統合は，当該集団のみを対象とした明確な「統合施策」ではなく，広く非移民出自のフランス人をも対象とした，社会経済的なハンディキャップを負う人々に対する一般向け施策の範疇で取り扱われてきた。他方，2000 年代以降現在までの政府が「統合政策」と明白に銘打って展開してきた措置は，滞在許可を受けて新規にフランスにやってきたニューカマー外国人をその対象としており，2016 年以降は，到着後 5 年以内の外国人が対象として具体的に想定されている。主要な措置である共和国統合契約の対象者を見ると，新規到来外国人のうち，フランスに定住を希望する者を対象とすることから，下表に示すように，帰国が前提とされる滞在区分の者は対象外となり，特定の滞在区分の滞在許可証を持つ者にのみ

契約が義務づけられている。さらに、才能パスポート滞在許可証取得者及びその同行家族滞在許可証取得者も対象からは外されている。また、対象者であっても、1) フランスの中等教育機関で3年以上就学した者、2) フランスにおいて高等教育機関に1年以上通学した者は契約が免除される。

表1：滞在許可証別の共和国統合契約の契約義務¹⁴²

滞在許可証		共和国統合契約の締結義務
私生活と家族 (vie privée et familiale) 滞在許可証	フランスに継続して8年以上滞在+10歳以降フランスの教育機関で5年以上就学	×
	健康上の理由により滞在許可証取得	×
	その他の場合	○
アルジェリア人向け滞在資格証 (certificat de résidence)		○
長期滞在許可証 (carte de résident)		○
従業員滞在許可証に相当する長期滞在査証		○
ビジター (visiteur) 滞在許可証		×
学生 (étudiant) 滞在許可証		×
商業・工業・手工業活動 (profession commerciale, industrielle ou artisanale) 滞在許可証		○
研修生 (stagiaire) 滞在許可証		×
才能パスポート (passeport talent) 及び才能パスポート (家族) (passeport talent (famille)) 滞在許可証		×
季節労働者 (travailleur saisonnier) 滞在許可証		×
企業内派遣 ICT (salarié détaché ICT), 企業内派遣 ICT (家族) (salarié détaché ICT (famille)), 企業内異動派遣 ICT (salarié détaché mobile ICT), 企業内異動派遣 ICT (家族) (salarié détaché mobile ICT (famille))		×

2.-4. 共生社会を推進するための基本方針等に規定されている国の機関概要

¹⁴² Service Public. “Qu’ est-ce que le Contrat d’ intégration républicaine (CIR) ?” op.cit.

2.-4-1. 国の機関、県が果たすべき役割

[省庁及び国の公的機関の役割]

ニューカマー外国人の受入れ及び統合に関する政策を管轄している国の機関は内務省であり、中でもフランス国内外国人総局 (la direction générale des étrangers en France, D G E F) が中心となって政策を担当している。同政策の予算は、注釈 39 でも述べたとおり、予算制度におけるミッションの一つである「移民・庇護及び統合」(Immigration, asile et intégration, IAI) 内のプログラム番号 104「統合及びフランス国籍へのアクセス」において計上されている。同プログラムの展開にあたっては、内務省フランス国内外国人総局内の 2 部局である統合及びフランス国籍へのアクセス局 (Direction de l' intégration et de l' accès à la nationalité, D I A N) 及び庇護局 (Direction de l' asile, D A) , 更に同総局の主要オペレーター機関であるフランス移民統合局と県庁ネットワークが動員される。¹⁴³

フランス移民統合局は内務省管轄下にある行政的公施設法人であり、共和国統合契約の運営を始めとする以下の事項についての行政的・衛生的・社会的アクションを担当する。

- 滞在期間が 3 か月又はそれ以下の外国人の入国及び滞在
- 庇護申請者の受入れ
- 家族呼び寄せ、フランス人との婚姻、従業員としての労働目的による、EU 域外国出身者のフランスでの居住開始
- 3 か月以上の期間にわたりフランスへの滞在が許可された外国人の健康診断
- 外国人の出身国への帰国及び再参入
- ニーズに合致したフランス語研修及び 4 日間の市民研修の実施による、定住開始後の年数が少ない正規滞在外国人のフランスへの統合

同機関は、フランス本土及び海外県の各地域圏をカバーする形で、各地域の受入れプラットフォームとなる 31 の支部を全国に展開している。また、モロッコ、チュニジア、トルコ、マリ、セネガル、カメルーン、アルメニアの 7 か国には代表支部が置かれている。

このほか、国の機関としては、近年では、ニューカマー外国人の就労又は職業訓練による統合が重視されており、共和国統合契約にもこの点に関する措置が追加されてきたが、この点に関する取組について、2016 年以降、枠組み合意締結という形で、労働省 (Ministère du travail) 内の雇用職業訓練代表総局 (Délégation générale à l' emploi et à la formation Professionnelle, D G E F P) 及び雇用担当の行政的公施設法人であるポールアンプロワの関与も定められている。

[地域圏・県における国家代理人としての知事の役割]

¹⁴³ Ministère de l' Économie, des Finances et de la Relance. op.cit. p. 54.

フランスでは、各地域圏及び県に、国家代理人として知事（*préfet*）が置かれており、フランスにおける外国人の受入れ及び統合に関する政策の地域圏レベル、県レベルにおける展開はこの知事が担当する。このため、知事はニューカマー外国人の統合支援に関する国（内務省）の指針の通知を毎年受けるほか、プログラム番号 104「統合及びフランス国籍へのアクセス」内の予算も委託される。実施するプロジェクトはプロジェクト提案に基づいて毎年選定される。プロジェクトの実施にあたっては、各地域の経済・雇用・労働・連帯地方局（*Directions régionales l' économie, de l' emploi, du travail et des solidarités, D R E E T S*, イル=ド=フランスは *D R I E E T S*）及びその各県支部（*D D E T S* 及び *D D E T S - P P*）を動員することができる。また、この地方レベルでの展開においては、特に就労による統合への取組が求められており、前述のニューカマー外国人の就労又は職業訓練による統合推進のための枠組み合意内でも、地域圏・県の各知事は、「外国人統合」運営委員会の開催を通じ、枠組み合意の内容を地域圏・県単位で実際に展開する役割を負うことが定められている。

2.-4-2. 自治体機関が果たすべき役割

[地方自治体の役割]¹⁴⁴

地方自治体は、それぞれの権限内でニューカマー外国人の統合に参加する。

市町村にあたるコミューン及びコミューン連合体は、ニューカマー外国人が日常における環境にうまく適応できるよう取り組むものとされる。具体的には、以下のような日常の手続を通じた取組が挙げられている。

- 幼稚園及び小学校への子どもの就学手続
- 社会住宅への入居申請
- コミューン、コミューン連合体の社会福祉センターでの各種手当の申請

また、県議会も、相談受付、障害を抱える人々の援助、高齢者の自宅介護等において社会福祉に関する権限を有しているほか、地域圏議会は職業訓練の資金援助についての権限を持っているため、これらの権限の範囲内で統合促進に参加する。

2.-4-3. 企業等が果たすべき役割

就労による統合を重視する近年の傾向から、企業には外国人雇用促進の役割が期待されている。2018 年の移民及び統合省庁間委員会に基づきまとめられた「統合のためのロードマップ」においても、雇用へのアクセスについて、求職者と、求職者の才能及び能力に合致した求人とをマッチングさせるために企業ネットワークの協力を求める旨が発表された¹⁴⁵。

¹⁴⁴ Ministère de l' Intérieur. “Les acteurs de l' intégration. Les collectivités territoriales” . Ministère de l' Intérieur. 2021-05-05. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Les-acteurs-de-l-integration/Les-collectivites-territoriales>. （2021 年 10 月 22 日アクセス）

¹⁴⁵ Gouvernement. “Comité interministériel à l' intégration” . Gouvernement. 2018-06-05.

また、2019 年 10 月 17 日には、雇用による外国人の統合をテーマとしたイベントがフランスの経営者団体であるフランス企業運動（MEDEF）と内務省担当局の共催により開催され、様々な企業も参加のうえ、外国人の雇用可能性の強化や就労による参入の方法について議論が行われた¹⁴⁶。

2.-4-4. 支援団体等が果たすべき役割¹⁴⁷

国の政策としてのニューカマー外国人の統合のための施策はフランス移民統合局が実施を担当し、共和国統合契約がその中心となるが、フランス社会での生活における様々な手続等の支援については、民間の非営利団体であるアソシアシオンの役割が大きい。これらのアソシアシオンは、ニューカマー外国人の身近に存在し、フランス語学習、就労による社会参加、社会福祉面でのサポートから国籍取得まで、様々なアクションにより権利へのアクセス及び自立促進を行う重要なアクターであると位置づけられている。ニューカマー外国人の受入れ及び統合政策の展開に貢献するこれらのアソシアシオンは、全体で 1,500 近くにも及ぶとされる。

アソシアシオンを中心とするこれらのアクターはプログラム番号 104「統合及びフランス国籍へのアクセス」の予算内で、以下のような 2 種類の資金援助を受けている。

- 国レベルでの援助：内務省の統合及びフランス国籍へのアクセス局が同分野に関わるアクターのネットワーク形成、育成、方法論的ツールの整備に当たっており、国レベルでのプロジェクト提案を募り、資金提供を行っている。2019 年には、雇用（36.0%）及び語学習得（14.0%）などをテーマとした 36 のプロジェクトが採用された。
- 地域レベルでの援助：地域レベルでは、より具体的な形で直接ニューカマー外国人を支援するアクションに資金援助が行われている。2019 年は 3,550 万ユーロが地域圏知事へと委託され、言語習得（39.0%）、全般的なサポート（26.0%）、雇用に向けたサポート（24.0%）などのアクションに援助が行われた。

<https://www.gouvernement.fr/partage/10268-comite-interministeriel-a-l-integration>. (2021 年 10 月 23 日アクセス)

¹⁴⁶ Ministère de l'Intérieur. “Journée nationale « Réussir l'intégration des étrangers par l'emploi » - 17 octobre 2019”. Ministère de l'Intérieur. 2019-10-23.

<https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Info-ressources/Actualites/L-actu-immigration/Journee-nationale-Reussir-l-integration-des-etrangers-par-l-emploi-17-octobre-2019>. (2021 年 10 月 23 日アクセス)

¹⁴⁷ Ministère de l'Intérieur. *op. cit.* 2019, pp.133-4. ; Ministère de l'Intérieur. “Les acteurs de l'intégration. Les associations”. Ministère de l'Intégration. 2021-05-05. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Les-acteurs-de-l-integration/Les-associations>. (2021 年 10 月 25 日アクセス)

3 章. 外国人に対する当該国の言語を教育する制度 概要

3.-1. 外国人が言語教育を受けるに当たっての公的制度の有無

第二章で既に触れたとおり、フランスでは 2021 年現在、フランスに入国し正規滞在を開始して 5 年以内の期間を公的統合制度の対象期間と位置づけ、この期間に該当するニューカマー外国人に対し公的統合促進プログラムを策定・実施している。これらのニューカマー外国人に対する公的な言語教育制度の中心となるのが、「共和国統合契約¹⁴⁸」の一環として提供されているフランス語研修である。そこで、以下本章では、これらのフランス語研修プログラムについて紹介する。フランス語研修は、第 4 章で取り上げる市民研修と並び、同契約の柱とされているが、その背景としては、管轄省である内務省が示すように、「フランス語習得はフランス社会への統合を成し遂げる上で必須の条件である」¹⁴⁹との認識が存在している。

なお、難民を含むニューカマー外国人に向けた言語教育プログラムは、同制度を中心としながら、それ以外にも国、地方自治体等の公的機関及び公的資金援助を受けたアソシエーション¹⁵⁰を中心とする私的機関により提供されている。これらのプログラムについては、内務省の移民及び国籍アクセス局の主導により、情報を地図上にまとめた「提供言語教育全国地図」(La cartographie nationale de l'offre de formation linguistique) が作成され、インターネット上に公開されている。これらの中には、1) 統合政策の一環として実施されるもの、2) 求職者支援の一環として実施されるもの、3) 従業員教育の一環として実施されるものが含まれる。1) 統合政策の一環として実施されるプログラムとは、

¹⁴⁸ 共和国統合契約の全内容については第 2 章第 2 節を参照されたい。2021 年現在の共和国統合契約は、本章で扱うフランス語研修と、次章で述べる市民研修、職業オリエンテーションを主な提供プログラムとして展開されている。

¹⁴⁹ Ministère de l'Intérieur. “La formation linguistique”. Ministère de l'Intérieur. 2019-05-15. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Le-parcours-personnalise-d-integration-republicaine2/Le-contrat-d-integration-republicaine-CIR/La-formation-linguistique>. (2021 年 11 月 15 日アクセス)

¹⁵⁰ フランスにおけるアソシエーションとは、日本でいう NPO 法人に近い民間の非営利団体を指す。より具体的には、アソシエーションとは、共通の目的又は活動のもとに自発的に集った人々の集団であり、かつ、利益を追求しない集団のことである。共通の目的としては、人道、社会福祉、メンバーの利益保護、文化、スポーツ、娯楽等、必ずしも公益性のあるものだけでなく、非常に広範な内容を掲げることができる。フランスでは、アソシエーション結成の自由、すなわち結社の自由は、アソシエーション契約に関する 1901 年 7 月 1 日法 (La loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association) により保証されている。アソシエーションの結成は、2 名以上の個人が共通の目的について合意することで足りる。このまま無届アソシエーションとして活動を行うことも可能であるが、県庁への届け出を行い、官報に公示されることで、届出済アソシエーションとして、法人格を持ち、財産の所有及び法的行為を行うことができるようになる。また、届出済アソシエーションのうち、公益性があると認められた団体については、国務院のデクレにより公益性認可アソシエーションとして承認される場合がある。Vie Publique. “Qu'est-ce qu'une association?”. Vie Publique. 2019-05-28. <https://www.vie-publique.fr/fiches/24076-quest-ce-quune-association>. (2022 年 1 月 26 日アクセス)

国家予算内のプログラム番号 104「統合及び国籍アクセス」を資金拠出主体とする各種プログラムを指し、主に共和国統合契約の付随的プログラムとして展開されている社会言語アトリエ (ateliers sociolinguistiques, A S L) , 「子どもの成功のための親への学校開放」措置内の言語研修等が挙げられる。また、求職者等の支援策としても、自治体、就労関連公的機関、国によるフランス語教育プログラムの提供がある。さらに、フランス語教育は、従業員等の生涯学習の一環としても実施されている。¹⁵¹

共和国統合契約におけるフランス語研修プログラム

[受講対象者]

共和国統合契約の一環としては、正規滞在の新規到来外国人の中で、共和国統合契約の対象¹⁵²となり契約を締結した外国人を対象に、フランス語能力がヨーロッパ言語共通参照枠¹⁵³の最も初歩的なレベルに当たる A1 レベルに到達していない契約者が対象となる義務プログラムと、A1 レベルには到達しているものの、更に能力を伸ばしたいと望む契約者が受講することのできる任意プログラムとが提供されている。

フランス語レベルの評価は、フランス移民統合局への初回招集時に実施される言語能力テストによって行われる。同テストは、筆記テストと口頭テストからなっている。また、この初回招集時のプログラムは半日程度で、同テストの他、フランス移民統合局の聴取官との個人面談が行われ、同面談内で共和国統合契約への署名が行われるとともに、テスト結果に基づき、フランス語研修プログラム受講義務の有無及び受講コースが決定される。

¹⁵⁴

共和国統合契約締結者のうち、フランス語研修受講者の割合は全体のおよそ半数で、2019 年は 48.9%、2020 年は 45.9%となっている¹⁵⁵。

[受講時間]

義務プログラムについては、2019 年 3 月 1 日以降、設置コースの時間数が倍増されることとなり、2021 年現在では、対象者に受講義務が発生する A1 レベル到達を目標とするコースとしては、受講対象者のフランス語能力、学業経験、識字能力に従い、100 時間、

¹⁵¹ CARIF OREF. “La recherche dans la Cartographie offre de formation linguistique “. CARIF OREF. <https://reseau.intercariforef.org/thematique/la-recherche-dans-la-cartographie-offre-de-formation-linguistique> (2021 年 11 月 20 日アクセス)

¹⁵² 共和国統合契約の対象となる滞在許可証等の種別は第 2 章第 3 節の表 1 を参照されたい。

¹⁵³ ヨーロッパ言語共通参照枠は、フランス語では Le Cadre européen commun de référence pour les langues (C E C R L) , 英語では Common European Framework of Reference for Languages (C E F R) と称される。詳細については、同章第 4 節で紹介する。

¹⁵⁴ Office française d’immigration et d’intégration. “Le contrat d’intégration républicaine ». Office française d’immigration et d’intégration”. <https://www.ofii.fr/procedure/accueil-integration/> (2021 年 11 月 19 日アクセス)

¹⁵⁵ Jacquier-Laforge, Elodie. Avis fait au nom de la Commission des lois constitutionnelles, de la légalisation et de l’administration Générale de la République sur le projet de loi (n° 4482) de finances pour 2022. Tome II Immigration, asile et integration. Assemblée nationale. 2021. p.22.

200 時間、400 時間、600 時間という 4 種類の時間数のコースが準備されている。最も長いコースである 600 時間のコースは、就学経験がないか乏しく、母語における読み書き能力のない特定の層を対象に設けられている。

任意プログラムは、長期滞在許可証取得条件となる A2 レベル到達を目標とする 100 時間のコースと、国籍取得の条件となる B1 レベル到達を目標とする 50 時間のコースが設置されている。

なお、受講の期間は、共和国統合契約の基本契約期間に相当する 1 年間が上限となる。義務プログラムについては、受講者が A1 レベルに到達したと判断された場合、受講期間中であってもコースは終了となり、受講者にはそれ以上の受講義務は免除される。¹⁵⁶

[受講義務]

上述のとおり、ヨーロッパ言語共通参照枠 A1 レベルに到達していないと判断された契約者には、契約署名時の面談でフランス語研修受講が決定される。この決定があった場合、決められた研修に取り組むことは契約者の義務となる。¹⁵⁷

[実施方法・内容]

コースは、受講時間を短期間に集中させるインテンシブ形式、それよりもペースが緩やかなセミインテンシブ形式、更に間隔を空けたエクステンシブ形式のほか、個人に合わせたペースでの開講も想定されている。受講生のグループ人数は、いずれのコースでも 15 名が上限として定められており、600 時間のコースについては 12 名が上限となる。教授法の見直しも行われ、インタラクティブ性を高める、デジタル技術を活用する、座学だけでなく、実地見学を取り入れるといった工夫がなされている。¹⁵⁸

講座の内容は 1) 日常生活のフランス語、2) 公的生活のフランス語、3) 職業生活のフランス語の 3 テーマからなる。職業生活に関しては、仕事の世界、従業員の義務と権利、職業計画・キャリアの立案、身につけるべき規則や態度といった内容が含まれており、言語研修も雇用へのアクセスに資するものにするという配慮がなされている。¹⁵⁹

研修の途中又は終了時に A1 レベルに到達した受講者に対しては、6 か月以内にフラン

¹⁵⁶ Ministère de l' Intérieur. "La formation linguistique". Ministère de l' Intérieur. 2019-05-15. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Le-parcours-personnalise-d-integration-republicaine2/Le-contrat-d-integration-republicaine-CIR/La-formation-linguistique> (2021 年 11 月 19 日アクセス) ; Ministère de l' Intérieur. "Le parcours linguistique au-delà du CIR". 2021-02-17.

<https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Le-parcours-personnalise-d-integration-republicaine2/Au-dela-du-contrat-d-integration-republicaine-CIR/Le-parcours-linguistique-au-dela-du-CIR> (2021 年 11 月 19 日アクセス)

¹⁵⁷ Ministère de l' Intérieur. Op. cit. 2019-05-15.

¹⁵⁸ Ibid.

¹⁵⁹ Ministère de l' Intérieur. Op. cit. 2019.

ス語能力認定証取得のためのテストを受験することが推奨される。テストの受験料は国家が負担する。¹⁶⁰

3.-2. 外国人への言語教育制度を実施するための法的根拠の有無

共和国統合契約内でのフランス語研修は、共和国統合契約の概要を定めた 2016 年 3 月 7 日付け法律により規定され、C E S E D A（「外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典」）内にその規定を見ることができる。以下、共和国統合契約及び同契約におけるフランス語研修実施について、その法的根拠の中心となる条文¹⁶¹の試訳を記載する。

C E S E D A, L. 413-2 条

フランスにおける滞在を初めて許可された外国人又は 16 歳から 18 歳の間にフランスに正規に入国した外国人で、永続的な滞在を望む者は、共和国統合の個人的行程 (parcours personnalisé d' intégration républicaine) に取り組む。この行程は、ニューカマー外国人による共和国的諸価値の理解、フランス語の学習、社会的及び職業的統合ならびに自立へのアクセスを目的とする。L. 413-5 条に規定の例外を除き、共和国統合の個人的行程に取り組む外国人は、国家との間に共和国統合契約を締結し、これを通じ、課せられた研修及び支援措置への取組及び共和国的諸価値の尊重の義務を負う。

C E S E D A, L. 413-3 条

L. 413-2 条に規定された共和国統合の個人的行程は、主に以下を含む。

(1) 国が命じる、共和国の諸価値、諸原則及び諸制度、フランスにおける生活に関連する権利及び義務の行使並びにフランス社会の構造に関する市民研修。

(2) 国が命じる、フランス語の習得を目的とする言語研修。

(3) 雇用関連公的機関との協力により行われる、職業参入の促進のための職業進路についての助言。

(4) 受入れ及び統合条件改善のために必要な事項に合わせた支援。

¹⁶⁰ Ministère de l' Intérieur. Op. cit. 2019-05-15.

¹⁶¹ Légifrance. “Code de l' entrée et du séjour des étrangers et du droit d' asile. Chapitre III : INTÉGRATION RÉPUBLICAINE (Articles L413-1 à L413-7)” . Légifrance. 2021-11-24. https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006070158/LEGISCTA000042771476/#LEGISCTA000042776872 (2021 年 11 月 24 日アクセス)

(2)において記載の言語研修は、ニューカマー外国人が就労及びフランス社会への統合を行うのに十分なフランス語教育の時間数を有するものとする。同研修に続き、当該外国人の言語水準の評価を行うことのできる、標準化された資格取得を行わせることができる。外国人から正当な理由を伴う要求があった場合、当該外国人は、(3)に記載の助言の免除を受けることができる。

(1)及び(4)に記載の市民研修及び支援の資金は、国が負担する。これらは、全国又は地域における経済・社会・市民アクターとの協力により開催することができる。

C E S E D A, R. 413-3 条

(前略)面接を経て締結された共和国統合契約は、それぞれ L. 413-3 の(1)及び(2)に規定されている、義務である市民研修及び、必要な場合には、フランス語習得を目的とする言語研修を命じる。言語研修が命じられた場合、R. 413-13 条第3項の規定を除き、外国人にとって義務として課せられる。(後略)

3.-3. 外国人への言語教育制度の経費負担者及び利用者負担の有無

C E S E D AのL. 413-3 条に規定されているとおり、共和国統合契約内の他のプログラムと同様、同契約におけるフランス語研修の費用は国が負担する。費用負担主体は、内務省が管轄し、共和国統合契約の運営を担当する公的機関であるフランス移民統合局である。受講者による費用の負担はない。共和国統合契約については、国家予算のプログラム番号104「統合及び国籍アクセス」内のアクション 11「ニューカマー外国人の受入れ」の予算からフランス移民統合局に資金が交付されている。このアクション 11 からのフランス移民統合局への補助金額は、2022 年には2億5,680 万ユーロとなり、2021 年から約2.2%上昇している。また、2020 年における言語研修費用は5,010 万ユーロであり、うち4,650 万ユーロがA1 レベルへの到達を目標とする言語研修の費用である。¹⁶²

共和国統合契約及びその前身となる受入れ統合契約の費用は、以下のとおりである。

¹⁶² Jacquier-Laforge, Elodie. op.cit. pp.12, 23. ; Karoutchi, Roger. Rapport d'information fait au nom de la commission des finances (I) sur la mise en oeuvre de la réforme de la formation linguistique et civique des étrangers primo-arrivants. Sénat, 2017. p.5.

表 2：受入れ統合契約（C A I）及び共和国統合契約の費用額推移¹⁶³

（単位：万ユーロ）	2011	2015	2016	2017	2018	2019（推計）	2019 / 2011
移民統合局職員費用	535	632	680	670	527	818	+ 52.7%
市民研修	598	630	838	845	810	1,987	+ 232.1%
フランス語研修	4,425	3,969	3,249	4,791	5,070	7,760	+ 75.4%
C A I 付随モジュール	947	542	156				
合計	6,506	5,773	4,922	6,306	6,453	10,565	+ 62.4%

3.-4. 言語学習における言語能力の到達目標の設定の有無

共和国統合契約内で義務として課せられるフランス語研修の到達目標は、ヨーロッパ言語共通参照枠 A1 レベルである。なお、共和国統合契約の前身である受入れ統合契約においては、言語能力の到達目標はこれよりも低い A1.1 レベルに定められていた。A1.1 はフランス語能力における最も初歩的なレベルであり、このレベルにある人は、頻繁に発生するコミュニケーション場面における身近で日常的な表現の一部及び社会的生活における具体的なニーズの一部を満たすための簡単な言い回しを理解し、その一部を用いることができるものとされる。受入れ統合契約の共和国統合契約への改変に伴い、このレベルが A1 レベルへと引き上げられた。

また、A1 レベルに到達している契約者のうち希望者に提供される任意言語研修の到達目標には、A2 レベル及び B1 レベルが設定されている。

A1、A2、B1 の各レベルは、既述のとおり、欧州評議会が定めるヨーロッパ言語共通参照枠の規定に基づいている。ヨーロッパ言語共通参照枠とは、欧州評議会により 2001 年から策定されている、外国語の習得状況評価のための能力レベル分類であり、国境や言語を超えた共通の評価枠の策定により、教育プログラムや学位、資格等に共通の指標をもたらし、学業上、職業上の移動を促進する狙いを備えている。¹⁶⁴

同共通参照枠は、基礎レベル（A1 及び A2）、中間レベル（B1 及び B2）、熟達レベ

¹⁶³ Cour des comptes. *op. cit.* 2020. p.127. データ出典：フランス移民統合局。

¹⁶⁴ Ministère de l' Education nationale, de la Jeunesse et des Sports. “Cadre européen commun de référence pour les langues (CECRL)”. Ministère de l' Education nationale, de la Jeunesse et des Sports.
<https://eduscol.education.fr/1971/cadre-europeen-commun-de-reference-pour-les-langues-cecrl> (2021 年 11 月 20 日アクセス)

ル（C1及びC2）の大きく6段階のレベルからなっている。共和国統合契約内のフランス語研修において到達目標とされるA1からB1までのレベル設定は以下のとおりである。

165

- A1：身近で日常的な表現及び具体的なニーズを満たすための非常に簡単な言い回しを理解し用いることができる。自分や他人を紹介することができ、他人に対し、住んでいる場所、誰と知り合いであるか、持ち物等のその人に関する事項について質問を行うことができ、同様の質問に答えることができる。相手がゆっくり、はっきり話し、協力的であれば、簡単なコミュニケーションを行うことができる。
- A2：個人情報や簡単な家族関係、買い物、身近な環境、仕事といった、直接関係のある主要な分野に関連したことであれば、よく使われる文や表現を理解することができる。身近で日常的な話題についての簡単で直接的な情報のやり取りのみが求められるものであれば、簡単で習慣的なタスクにおいてコミュニケーションを行うことができる。簡単な表現方法で、自身の学習・訓練及び自身が直接関わる環境について話し、直接的なニーズに関連する話題について述べることができる。
- B1：言語が明快で標準的であり、話題が仕事、学校、娯楽等の身近な事柄についてのものであれば、主要な点を理解することができる。対象言語が話されている地域に旅行した際に発生するほとんどの事態に対処することができる。身近な話題や、自身の関心の範疇の話題について、簡単で筋の通った話をするすることができる。出来事、経験、夢について語るができ、希望や目標について述べ、計画やアイデアについて、簡単に理由を述べたり、説明を行ったりすることができる。

ただし、言語研修実施を請け負う請負機関に課せられているのは結果の義務ではなく、手段の義務である。すなわち、受講者が到達目標に達するという結果の達成は、業務請負における義務には含まれていない。¹⁶⁶

¹⁶⁵ Conseil de l'Europe. "Traductions officielles de l'Echelle globale du CECR". Conseil de l'Europe. <https://www.coe.int/fr/web/common-european-framework-reference-languages/official-translations-of-the-cefr-global-scale> (2021年11月22日アクセス)

¹⁶⁶ Cour des comptes. *op. cit.* 2020. p.129.

3.-5. 入国・在留（入国前，在留の更新，永住許可，市民権取得時のいずれの時点か）の要件としての言語学習の義務付けの有無

入国・在留の要件を見た場合，受講が要件として義務づけられている言語教育プログラムは，共和国統合契約内で国が一定の契約者に命じる言語研修のみである。共和国統合契約においては，受講が課された場合のフランス語研修を含め，契約内容全体の遵守が契約者である外国人に義務として課されており，この遵守が，特定の滞在身分について，1年の正規滞在後に交付される複数年有効の滞在許可証取得の条件の一つ，すなわち契約者の初回在留更新時の条件の一つとして定められている。より具体的には，同契約の遵守は，国に受講を命じられた受講義務のある研修について，規定の出席率を満たし，真摯に取り組んだこと，フランス社会及び共和国の重要な諸価値の拒絶を示さなかったことという二項目により判断される。研修の規定の出席率とは，市民研修は全4日間の出席，語学研修はコース時間の80%の出席とされる。また，「真摯さ」は，研修担当者により，受講者についてその行動を見つつ評価される。受講者は，研修に集中し，研修の円滑な進行を乱さないことが求められる。¹⁶⁷

また，受講義務のある言語教育プログラムは特に設けられてはいないものの，10年間有効で最長の滞在許可証である長期滞在許可証及び国籍取得に関しては，言語能力条件が定められている。長期滞在許可証取得のためには，ヨーロッパ言語共通参照枠 A2 レベルの言語能力を保有していなければならない，国籍取得には同じく B1 レベルの言語能力保持が必要となる。¹⁶⁸

3.-6. 言語教育の講師になるための認定制度（資格制度，公的機関による認定制度，大学等における専門課程等）

フランス語以外の言語を母語とする人々に向けたフランス語教育については，大学の外国言語・文化教授法分野の中に，「外国語としてのフランス語」(français langue étrangère, FLE) という下位分野が存在している。学士課程においては，「外国語としてのフランス

¹⁶⁷ Ministère de l'Intérieur, *op. cit.* 2019, p.131. ; Jacquier-Laforge, Elodie. *op. cit.* pp. 19-20.

¹⁶⁸ Service Public. “Carte de résident : comment justifier de votre connaissance du français ?” . Service Public. 2021-02-19. <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F34501> (2021年11月22日アクセス) ; Ministère de l'Intérieur. “Justificatifs du niveau de connaissance de la langue française” . Ministère de l'Intérieur. 2020-09-18. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/La-nationalite-francaise/Justificatifs-du-niveau-de-connaissance-de-la-langue-francaise> (2021年11月22日アクセス)

語」学士号は設置されていないものの、近代文学、言語学、外国語・文学・文明の各学士号の補足コースとして「外国語としてのフランス語」コースが設置されている。また、修士課程には、「外国語としてのフランス語」修士号が設置されており、学士課程の「外国語としてのフランス語」コース修了者に進学が認められている。また、アリアンス・フランセーズ・パリ等の言語教育機関においても「外国語としてのフランス語」教授に関する認定制度が設けられているほか、講師向けの研修も実施されている。ただし、外国語母語者へのフランス語教育の講師職は免許制ではないため、大学学位を含め、各機関による「外国語としてのフランス語」関連のディプロムや資格は、講師として働く上でしばしば保持が推奨されるものではあるものの、これらを保持していなくても講師として活動することは認められている。

共和国統合契約における言語研修の講師に関しては、2017 年の元老院報告書¹⁶⁹によれば、同契約における言語研修の請負業者が準備する講師は、以下の条件を備えていなければならないとされている。

- 教育に関する知識を有し、特定分野における初期教育（外国語としてのフランス語修士号、統合言語としてのフランス語¹⁷⁰修士号若しくはそれと同等）又は成人及び多様なメンバーのグループに向けた言語教育の分野で、認められた顕著な経験を5年間有することを証明すること
- レプリゼンテーション、文化多様性、差別の問題に気を配っていること
- 統合についての公共政策及び外国人に適用される権利規定について通曉していること
- フランス語に熟達し、外国語を母語とする人向けに、フランス語のみを用いながら平易かつ適切に話すこと

4 章. 外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育（以下、「生活オリエンテーション」という。） 概要

4.-1. 外国人が生活オリエンテーションを受講するに当たっての公的制度の有無

¹⁶⁹ Karoutchi, Roger. *op. cit.* 2017. pp. 25-6.

¹⁷⁰ 「統合言語としてのフランス語」は、外国語としてのフランス語の派生的概念であり、2011 年に、内務省の受入れ・統合・市民権局と、文化省のフランス語及びフランスの言語総局とによって導入された概念である。「統合言語としてのフランス語」は、非フランス語母語者の成人移民を対象とし、日常生活で用いるフランス語の習得と、共和国の諸価値・諸原則と社会における慣例を中心としたフランス社会への統合のための知識の習得とが目標とされる。これに伴い、デクレにより、統合担当省が教育機関向けに交付する「統合言語としてのフランス語」品質ラベルの創設も行われたが、同ラベルは2018年には廃止されている。Vicher, Anne (coord.). *Référentiel FLI français langue d'intégration*. Paris : Ecrimed formation. 2011.

ニューカマー外国人向けの生活オリエンテーションとしては、言語教育と同様、共和国統合契約内に、契約者全員の必修研修として市民研修が設けられている。

[受講対象者]

市民研修は、共和国統合契約を結んだ全ての契約者に受講が義務づけられている。¹⁷¹

[受講時間]

研修の長さは、全4日間、計24時間である。なお、この時間数は、2019年3月1日に適用開始となった同契約の改変において、それ以前の全2日間、計12時間から2倍に引き上げられたものである。¹⁷²

[受講義務]

前述のとおり、同研修は共和国統合契約の全ての契約者に必修となっている。前章第5節で述べたとおり、この市民研修に4日間全て出席し、真摯に取り組むことは共和国統合契約の遵守を判断する基準の一つと定められており、この共和国統合契約の遵守が滞在許可証更新時の複数年有効の滞在許可証取得のための条件の一部を構成している。

[実施方法・内容]

この市民研修は、共和国統合契約の締結日の翌月から開始される。研修の大きな目標は次の三点である。¹⁷³

- フランス国内での迅速かつ継続的な統合に必要となる主要な事柄を伝える
- 外国人のニーズに応える
- フランスにおける生活上の規則（価値、法律、行政手続）を理解させる

4日間の研修は、以下の五つのテーマに沿って行われる。¹⁷⁴

- フランスのポートレート（概要）：フランスの主要な特徴及び押さえておくべき重要な事項（地理、歴史、生活習慣等）について紹介する。中でも、フラン

¹⁷¹ Service Public. “Qu’est-ce que le contrat d’intégration républicaine (CIR) ?” op. cit.

¹⁷² Jacquier-Laforge, Elodie. op. cit. p. 21.

¹⁷³ Ibid. pp. 20-1.

¹⁷⁴ Ministère de l’Intérieur. op. cit. 2019-05-15.

<https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Le-parcours-personnalise-d-integration-republicaine2/Le-contrat-d-integration-republicaine-CIR/La-formation-civique> (2021年11月23日アクセス)

スにおける生活の基礎をなす諸原則及び諸価値、さらに権利と義務とのバランスについて特に重点を置いて取り扱う。フランスの起点にあるこれらの原則は、同研修及びそこで扱われる全テーマに通底する基本テーマとなる。

- 医療・健康：医療分野にはどのような専門家おり、機関が存在しているかについて外国人がいち早く理解できるようにし、医療関連の権利を享受するために必要な手続を支援する。
- 雇用：雇用へのアクセスは、言語学習と並び、十全な統合の鍵となる要素であることから、研修では、ニューカマー外国人に対し、統合の促進要素としての仕事の重要性について理解を促す。また、労働市場の仕組み、その法的枠組み、支援機関の紹介を通じ、効果的な職探しの方法についての助言も行う。さらに、職業生活に関連する法律及び職能を伸ばす機会としての職業教育訓練についての紹介、説明も実施する。
- 親であること：親権及び子どもの権利を重点的に取り扱う。また、子どもの就学や、両親離婚時の子どもの監護（garde des enfants）に関する問題も取り上げる。このテーマでは、学校教育におけるフランスの諸原則及び諸価値（機会及び男女の平等、ライシテ、学校生活への貢献等）について触れることができるようになっている。
- 住居：住居は、外国人、とりわけ庇護認定を受けた難民の人々にとって重要な問題となっている。それぞれの状況に合った住居を見つけるための様々なアドバイスを紹介するとともに、最低限度の居住環境を備えた住居で生活できるようにするための様々な規則や制度が存在すること、及びその条件についても触れる。

研修ではインタラクティブ性が重視されており、実施にあたっては、小グループでの作業、クイズ、実地体験、ロールプレイング、デジタルツールの活用といった様々な方法により、受講生の興味をかき立て、積極的な参加を促すことが推奨されている。¹⁷⁵

4.-2. 生活オリエンテーションを実施するための法的根拠の有無

フランス語研修と同様、共和国統合契約内での市民研修は、共和国統合契約の概要を定

¹⁷⁵ Ibid.

めた 2016 年 3 月 7 日付け法律により規定され、C E S E D A内にその規定を見ることができる。条文の試訳は前章第 2 節に掲げてあるため、そちらを参照されたい。

4. -3. 制度の経費負担者及び利用者負担の有無

C E S E D Aの L. 413-3 条に規定されているとおり、同契約における市民研修の費用は国が負担し、受講者による費用の負担はない。法的規定については前章第 2 節を、費用負担主体及び支出額等については前章第 3 節において、フランス語研修と併せて述べているため、そちらを参照されたい。

4. -4. 運営主体及び運営主体に指定されるための認定制度の有無

市民研修は共和国統合契約の一環であるため、その運営主体はフランス移民統合局である。実際の研修は、フランス移民統合局が選定し、公共契約 (marché public) を結んだ業務請負機関が実施する。業務請負機関に対しては、仕様書等による実施方法・内容に関する指示が行われるとともに、仕様書の遵守及び推奨事項の実施等について、フランス移民統合局による監査も実施されている。¹⁷⁶

¹⁷⁶ Office française de l'immigration et de l'intégration. *Rapport d'activité 2020*. Office française de l'immigration et de l'intégration. 2021. p. 80.

5 章. 外国人に対する情報発信 概要

5.-1. 行政機関（国，州，自治体。以下同じ。）による多言語での行政情報発信の有無 また，当該国の公用語における「やさしい日本語」に該当する概念の有無

フランスにおいては，国及び地方の行政機関による多言語での情報発信の取組は非常に限られている。後述のように，近年こうした取組も一部見られるようになってきているが，行政機関の情報発信言語は，基本的にフランス語のみとなっている。この多言語化への取組の少なさの理由としては，財団法人自治体国際化協会もレポート内で指摘するように¹⁷⁷，次の3点が考えられる。

一点目は，移民国としての歴史が長いことから，在仏の各言語話者のネットワークが存在しやすく，こういったネットワークや，相互援助のコミュニティを介した情報共有，援助が可能となっているという点である。これには，様々なカテゴリーの外国人・移民を対象に援助を行うアソシアションが数多く存在しているという事情も付け加えることができる。

二点目としては，第二章でも指摘したような，フランスの共和国的統合理念に基づいた考え方の存在が挙げられる。より具体的には，公用語であるフランス語以外の言語を公共の情報発信言語として採用することは，その言語の話者という特定コミュニティの優遇へとつながり，平等理念となじみにくいという考え方である。また，第三章でも見たように，フランス語の習得は移民・外国人のフランス社会への統合における必須条件とされることから，少なくともフランスに滞在して一定期間が経過した人については，フランス語以外による情報発信は不要でなければならないとの考え方も存在するものと考えられる。

三点目には，1994年に制定された「フランス語の使用に関する法律」（Loi n° 94-665 du 4 août 1994 relative à l'emploi de la langue française）に代表されるような，公共サービスにおけるフランス語の使用を定め，これを優先しようとする姿勢が挙げられる。この法律では，フランス語が教育，労働，取引及び公共サービスの言語であることが定められた。これは公共サービスにおける他の言語の使用を禁ずるものではないが，行政機関の情報発信におけるフランス語の中心性は，こういった姿勢によっても培われているものと考えられる。¹⁷⁸

¹⁷⁷ 財団法人自治体国際化協会『Clair Report No. 363 (July 14, 2011) フランスの移民政策-移民の出入国管理行政から社会統合政策まで-』財団法人自治体国際化協会，2011年，p. 106.

¹⁷⁸ Ministère de l'Éducation nationale, de la Jeunesse et des Sports. “L'emploi et l'enrichissement de la langue française - terminologie”. Ministère de l'Éducation nationale, de la Jeunesse et des Sports. 2021-09.

<https://eduscol.education.fr/363/l-emploi-et-l-enrichissement-de-la-langue-francaise-terminologie> (2021年12月7日アクセス)

なお、上記に伴い、行政機関における「やさしいフランス語」の概念も確認できない。

ただし、近年では、下記に紹介するように、公的機関による外国人向けの多言語情報発信の取組もいくつか見られるようになっている。

内務省による多言語発信¹⁷⁹

内務省が国民教育省との共同予算で実施しているプログラム「子どもの成功のための親への学校開放」¹⁸⁰のポスターは、フランス語以外に全部で12言語（アルバニア語、英語、アラビア語、ベンガル語、中国語、ダリ語、スペイン語、パシュトー語、ポルトガル語、ロシア語、タミル語、トルコ語）が用意されており、内務省ウェブサイトからダウンロードできる。また、内務省が連帯・保健省（Ministère de la Solidarité et de la Santé）と共同で作成した医療アクセスのための基本情報をまとめたフライヤーも、フランス語以外に全部で14言語（アルバニア語、アラビア語、ベンガル語、中国語、クレオール語、ダリ語、英語、スペイン語、グルジア語、パシュトー語、ポルトガル語、ロシア語、タミル語、トルコ語）が内務省のウェブサイトからダウンロードできるようになっている。

移民統合局による多言語発信

定住外国人向けであり、目的は特殊となるが、フランス国家による帰国及び帰国先社会での再参入¹⁸¹に対する援助については、移民統合局が設置する専用ウェブサイト¹⁸²を通じ、多言語（英語、アラビア語、ポルトガル語、アルバニア語、アルメニア語、ダリ語、スペイン語、グルジア語、中国語、ウルドゥー語、パシュトー語、ロシア語、セルビア語、ベンガル語、タミル語、ルーマニア語、ハイチ・クレオール語）による情報発信が行われている。

また、市町村レベルでも、ナント市において、市内に新規に転入した外国人に対する生活ガイド『ナントへようこそ 2020年-2021年』（Bienvenue à Nantes 2020-2021）をフランス語の他5言語（英語、スペイン語、ロシア語、トルコ語、アラビア語）で展開していることが確認できた¹⁸³。ただし、多言語・フランス語のみを問わず、同種の外国人向け

¹⁷⁹ Ministère de l'Intérieur. "Outils de communication". Ministère de l'Intérieur. 2021-03-08. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Outils-de-communication> (2021年12月7日アクセス)

¹⁸⁰ プログラムの内容については、第2章第2節を参照されたい。

¹⁸¹ ここでの「帰国先社会での再参入」とは、より具体的には、現地での生活を再び整えること（住居の確保及び家具・家電の購入、医療へのアクセス、子どもの就学）及び現地での仕事の確保を行うこと（就職、起業又は職業訓練受講）を指す。援助内容は個人の状況等によって異なる。援助には、家賃補助や職業訓練費用の補助といった金銭的援助のほか、職探しの手伝いといったサービスによる援助も含まれている。Office française de l'immigration et de l'intégration. "Retour volontaire". Office française de l'immigration et de l'intégration. <http://www.retourvolontaire.fr/> (2022年1月26日アクセス)

¹⁸² Ibid.

¹⁸³ Info Jeunes Pays de la Loire - Nantes. "BIENVENUE À NANTES : NOUVELLE ÉDITION DU GUIDE POUR LES

ガイドの策定は、他の主要都市¹⁸⁴では確認できなかったため、フランス全土でも例外的な取組とみられる。

5.-2. 行政機関における主な情報発信の媒体・方法（その媒体・方法を採用している理由を含む。）また、行政機関が発信する情報を一元的に取りまとめ、発信している媒体の有無

まず指摘しなければならないのは、フランスにおいては、行政機関について見た場合、外国人向けに限った情報発信というものが非常に限られており、行政サービスにおいては、「外国人向け情報発信」という概念自体が希薄であるとみられるという点である。これは、多言語発信に消極的である理由とも重なるが、これまでに既に述べてきたとおり、フランスにおいては、外国人・移民を特別なカテゴリーとして分けて取り扱うのを好まず、援助等を行う場合でも、なるべく一般の枠組みの中に取り込んで対応しようという傾向があることに由来しているものと考えられる。

このような中で、行政機関による外国人向けの情報発信として確認できるものとしては、内務省が同省のウェブサイト上で公開している、共和国統合契約等の統合政策に関連したパンフレット、フライヤー、公開オンライン講座動画、アプリ等のコンテンツが存在する。以下、主なコンテンツについて簡単に紹介する。なお、それぞれのコンテンツについて、その媒体・方法を採用している理由については言及がなく、確認できなかった。

公開オンライン講座（MOOC）「フランスでの生活と雇用へのアクセス」（Vivre et accéder à l'emploi en France）¹⁸⁵

フランスで暮らしたい、フランスに定住したい、フランスにおける組織や社会の仕組みをより良く知りたいと考える全ての人を対象とした3時間の講座で、内務省により作成され、オンライン講座（MOOC）の形式で提供されている。講座では、フランス到着後、生活を始めるにあたっての各種手続（銀行口座の開設、子どもの就学手続等）、各種公共サービスの紹介、フランスで生活する上で知っておきたいこと（移動の仕方、仕事の探し方等）を、全7章にまとめて紹介している。講座は自習形式で、適宜行われるクイズによ

RÉSIDENTS ÉTRANGERS” . Info Jeunes Pays de la Loire - Nantes.
<https://www.infos-jeunes.fr/actualites/bienvenue-nantes-nouvelle-edition-du-guide-pour-les-residents-etrangers> （2021年12月13日アクセス）

¹⁸⁴ 地域圏首府について、「ガイド」（guide）及び「外国人」（étrangers）というキーワードの組み合わせによる検索により確認を行った。

¹⁸⁵ Fun Mooc. “Vivre et accéder à l'emploi en France” . Fun Mooc. <https://www.fun-mooc.fr/fr/cours/vivre-et-acceder-lemploi-en-france/> （2021年12月13日アクセス） ; Ministère de l'Intérieur. op.cit. 2021-03-08.

り理解度を自分で確認できるようになっている。提供言語は、現在はフランス語のみであるが、将来的に英語、アラビア語、中国語、パシュト語、トルコ語の字幕を付けることが計画されている。

小冊子「市民手帳」(livret du citoyen) ¹⁸⁶

帰化希望者向けに、帰化申請時の個人面接で問われるフランスの歴史、文化、社会に関する知識をまとめた小冊子である。帰化申請のための準備資料として提供されている。言語はフランス語のみである。

「共和国統合契約市民研修」(Formation civique C I R) ¹⁸⁷

共和国統合契約における市民研修の内容の予習・復習用に内務省が作成したモバイルアプリである。内容に関連したクイズが出題され、理解度を確認できるようになっているほか、関連するインターネットサイトのリンクも紹介している。

また、以下の講座及びモバイルアプリは、作成主体は行政機関ではないものの、内務省の資金提供により作成・提供されたものとして、内務省ウェブサイトで紹介されているため、併せて記載する。

公開オンライン講座(MOOC)「フランスで働く」(Travailler en France) ¹⁸⁸

アリアンス・フランセーズ(国際的なネットワークを通じたフランス語及びフランス語圏文化の振興を行うフランスの公益財団) ¹⁸⁹との共同開発により、「フランスで働く」(Travailler en France) という、フランス語学習とフランスでの労働に関する情報提供を目的とした公開オンライン講座動画も提供されている。講座は全1回で、フランス語レベルがヨーロッパ言語共通参照枠A2レベル以上の人を対象としている。内容としては、職場におけるフランス語と社会的ルール(職探し、採用面接、オフィスライフ)が取り扱われており、建設、医療、IT、ホテル、飲食という5業界で用いられる語彙を多く取り上げている。

¹⁸⁶ Ministère de l'Intérieur. op.cit. 2021-03-08. (2021年12月13日アクセス)

¹⁸⁷ Ministère de l'Intérieur. "L'application Formation civique CIR". Ministère de l'Intérieur. 2020-03-23. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Formations-en-ligne/Des-outils-en-ligne-sur-les-codes-et-les-valeurs-de-la-Republique/L-application-Formation-civique-CIR> (2021年12月13日アクセス)

¹⁸⁸ Ministère de l'Intérieur. op.cit. 2021-03-08. (2021年12月13日アクセス)

¹⁸⁹ アリアンスフランセーズは、全世界135ヶ国に語学教育や文化活動等を行う組織を展開しているほか、フランス外務省とも密接なつながりを持ち、フランスの言語・文化協力に関する政策にも積極的に関わっている。Alliance Française. "Qu'est-ce que l'Alliance Française?". Alliance Française. <https://www.alliancefrct.org/cose-lalliance-francaise/?lang=fr> (2022年1月26日アクセス)

モバイルアプリ「フランスで暮らす」(Vivre en France) ¹⁹⁰

内務省の後援の下、アリアンス・フランセーズ パリ・イル＝ド＝フランスが作成したフランス語学習用モバイルアプリである。フランス語初級のニューカマー外国人を対象としている。

モバイルアプリ「ハッピーF L E」(Happy FLE) ¹⁹¹

アソシアシオン Forum réfugiés-Cosi が、米国領事館及びフランス内務省の後援の下開発した、外国語としてのフランス語 (F L E) 学習用モバイルアプリである。日常生活における重要な事柄 (権利へのアクセス、住居、食事等) に関連したエクササイズにより、自分のペースによる自習ができるようになっている。内容として取り扱っているテーマは、交通、環境、健康、買い物、住居、雇用及び余暇の7テーマである。

また、行政機関による外国人向けの情報発信という視点で行政サービスをみると、査証・滞在許可証関連手続に限ってみれば、同手続を管轄する各県庁のウェブサイト、査証・滞在許可証手続に関する情報のページが存在する。また、査証・滞在許可証手続に関する情報は、行政サービス全利用者向けに行政手続情報を一元的にまとめたウェブサイト「service-public.fr」内にも納められている。ただし、これらの情報掲載は、査証・滞在許可証手続も行政サービスの一部であるためであり、特別に外国人向けに媒体や方法を整えて情報発信を行っているものというわけではない。

以上のような、「外国人向け」と明確に対象を区切った情報発信の少なさからも予測できるとおり、行政機関の発信情報を一元的に取りまとめる媒体も現時点では確認できない。ただし、2018年に国民議会議員オレリアン・タシェにより首相に提出された、「統合政策についての提言をまとめた報告書」¹⁹²では、情報へのアクセスを統合プロセスの不可欠な柱であると指摘した上で、行政関連情報のみならず、アソシアシオン、文化、スポーツ、市民活動等の、ニューカマー外国人にとって、自身の統合に役立つ各種情報を全国レベルで総合的にまとめる「情報センター」の設置、及び全国レベルのポータルサイトの立ち上げが提言の一つとして盛り込まれている。

5.-3. 国及び州が策定する外国人に対する情報発信のためのガイドラインの有無

前節のとおり、「外国人に対する情報発信」というカテゴリー自体が行政における活動のカテゴリーとして確立していないため、特段ガイドライン等は見られない。

¹⁹⁰ Ibid.

¹⁹¹ Ibid.

¹⁹² Taché, Aurélien. *op. cit.* p. 87-8.

5.-4. 国及び州による自治体等への情報発信に関する体制整備のための支援の有無

前節と同じく、「外国人に対する情報発信」というカテゴリー自体が行政における活動のカテゴリーとして確立していないため、「外国人に対する情報発信」を対象とした支援は確認できない。

5.-5. 外国人が正しい情報を直接受け取ることができる仕組み

行政機関が設けている同種のような仕組みは確認できない。本章の冒頭で述べたように、フランスにおいては、各種カテゴリーの移民・難民・外国人支援を行うアソシアシオンや、国・地域・宗教等別のアソシアシオンなどが発達しており¹⁹³、これらのアソシアシオンの活動及びネットワークが、外国人への正しい情報伝達における重要な役割の一つを担っているものと推察されるが、このようなアソシアシオンのネットワークを行政機関が情報伝達のために用いているという事例は見いだされなかった。

¹⁹³ この点については、第2章2.-4.も参照されたい。

6 章. 外国人に対する相談体制 概要

6.-1. 行政機関が運営（委託等含む。以下同じ。）する外国人向け相談窓口の設置の有無

前章で見てきた行政機関による外国人向け情報発信と並び、相談窓口についても、行政機関を見た場合、外国人を対象とした総合的な相談窓口は確認できず、存在しないか、存在するとしても非常に限られた取組であると推察される。

この理由は、多言語発信を含む、外国人向け情報発信の少なさについて前章で述べた理由と同様と考えられる。すなわち、移民国としての歴史の長さから、様々な国・地域出身の在仏者のネットワークやコミュニティが既に存在しており、その枠内での相互援助が期待できるほか、各種カテゴリーの移民・難民・外国人を支援するアソシアシオンの層も厚く、それらアソシアシオンの活動の一環として、相談受付も行われていることが挙げられる。内務省も、アソシアシオンをはじめとする諸団体を、地域・現場レベルにおける外国人の統合支援のためのアクターと位置付け、「フランス社会における生活開始時に行う諸手続や、社会の仕組みの理解について、外国人を支援する」¹⁹⁴にあたり重要な役割を果たすと述べており、個々の外国人の相談への対応といった活動も、現場レベルの支援アクターとしてのアソシアシオン等が担うことが期待されていることがうかがえる。

次に、外国人であっても、それらの人々が抱える困難に対する支援は、「外国人が抱える問題」として別個に切り離すよりも、一般及び全体向けの支援枠組みに包摂する形で行われる傾向が強いため、相談についても、外国人向けに専用の窓口を設けるということが行われづらいという事情が挙げられる。既に繰り返してきたことであるが、こういった姿勢には、共和国主義的平等の観点から、「外国人・移民」を特定のカテゴリーとして別扱いにすることを好まないという考え方がその背景に存在していると考えられる。

こういった全体的な傾向を踏まえた上で、行政機関が敷いている相談体制を見ると、外国人をある程度明示的に対象に含むものとしては、市民への無料法律相談における移民・国籍関連法についての相談受付がある。市民向け無料法律相談は、裁判所、弁護士会等の司法関連機関の他、行政においても、市町村レベルの地方自治体によって開催されている¹⁹⁵。この市町村における法律相談は、移民・国籍関連法に限らず、広く法律相談を扱うものであるが、パリ市¹⁹⁶、リール市¹⁹⁷などのように、相談対応分野に移民・国籍関連法を明

¹⁹⁴ Ministère de l'Intérieur. *op. cit.* 2019. p. 133.

¹⁹⁵ 実際の業務は、パリ市などのように、アソシアシオンへ委託されている場合もある。

¹⁹⁶ Ville de Paris. “Les aides juridiques gratuites près de chez vous”. Ville de Paris. 2021-09-15. <https://www.paris.fr/pages/les-aides-juridiques-gratuites-pres-de-chez-vous-2081> (2021年12月14日アクセス)

¹⁹⁷ Ville de Lille. “Permanences des jurists”. Ville de Lille. <https://www.lille.fr/Vivre-a-Lille/Mes-aides/Aide-juridique/Permanences-des-juristes> (2021年12月

示している自治体も存在している。これらの無料法律相談の対応手段は主に相談窓口となる場所への相談者の来訪による対面対応となっている。来訪については、事前予約が必要な場合と、予約なしで訪れることができる場合があり、窓口によって異なる。

また、外国人・移民も対象の一部となる差別については、独立憲法機関（autorité constitutionnelle indépendante）である権利擁護機関（Défenseur des droits）が差別全般に関して専用ウェブサイトとともに、被害者向け相談ホットライン及びチャットを設けている。

6.-2. 行政機関における主な相談対応の手段とその理由

上述のとおり、行政機関においては、外国人向けに限った相談対応が見られないため、本項目に該当する情報は確認できない。

6.-3. 行政機関が運営する外国人向け相談窓口における対応言語数、翻訳・通訳体制

上述のとおり、行政機関においては、外国人向けに限った相談対応が見られないため、本項目に該当する情報は確認できない。

6.-4. 翻訳人・通訳人を育成する公的制度の有無

上述のとおり、行政機関においては、外国人向けに限った相談窓口の運営が見られないため、同相談窓口で相談に対応するための翻訳人・通訳人についての情報も確認できない。また、外国人に対応するための翻訳人・通訳人全般に視点を広げても、同種の人材を育成するための公的制度を見いだすことはできないほか、このような翻訳人・通訳人の活用自体の情報が少なく、非常に限定的であると推察される。これは、前章冒頭で見たように、行政機関においてはフランス語の使用が中心とされていること、定住外国人にはフランス語能力の獲得が期待されていること、多言語による情報発信と同様、特定外国語の通訳・翻訳サービスを公共機関で提供することは、共和国主義的平等の観点からためらわれることといった事情によるものと考えられる。ただし、他方で、十分なフランス語能力を有さない外国人にとって、言語の壁が各種権利へのアクセスを疎外する要因となっているとい

う問題が存在するという認識も皆無ではない¹⁹⁸。ここから、これらの外国人とソーシャルワーカー、行政サービス係員、医療従事者らとのコミュニケーションのため、少なくとも一部行政機関では通訳サービスの導入が見られるようになっている¹⁹⁹。

なお、翻訳・通訳全般について見た場合、フランスにおいては、翻訳・通訳職は資格制ではないが、翻訳・通訳修士号にみられるように、大学内に職業育成を目的とする課程が設置されている。また、司法分野については、司法鑑定人の一部として、司法鑑定翻訳人・通訳人 (traducteur-interprète expert judiciaire) の認定制度が存在する。司法官・警察官の補助業務、民事・刑事裁判等における通訳業務や、文書の法定翻訳といった業務は、法定翻訳家・通訳家とも呼ばれるこれらの翻訳人・通訳人のみが行うことができる。認定はフランス各地の控訴院が行い、認定を受けた翻訳人・通訳人のリストが公開されている。

200

6.-5. 国及び州による自治体等への相談体制整備に関する支援の有無

上述のとおり、自治体等の行政機関においては、外国人に限った相談対応が見られないため、国による同種の取組への支援も確認できない。

6.-6. 相談者の困り事を解決するための外国人相談窓口と他機関（国の機関、州、自治体、企業、支援団体等）との連携状況

上述のとおり、行政機関においては、外国人に限った相談窓口の運営が見られないため、連携状況についても確認できない。

¹⁹⁸ 先に紹介した統合政策関連の提言をまとめた Taché 報告書でも、フランス語能力が低い人々の権利へのアクセス確保のため、公共機関での、プロ及びボランティアの通訳の活用が提言されている。Taché, Aurélien. *op. cit.* p. 88.

¹⁹⁹ 例えば、前章で多言語ガイドの発行を紹介したナント市では、2014 年から、市職員が用いることができる電話通訳プラットフォームを用意し、フランス語でのコミュニケーションが難しいサービス利用者への対応時に利用できるようにしている。Mission égalité Ville de Nantes - Nantes Métropole. *Migration. Intégration. Diversités. Rapport d'activité 2018*. Mission égalité Ville de Nantes - Nantes Métropole. 2018. pp.10-1.

²⁰⁰ Société française des traducteurs. “Expert judiciaire en France”. Société française des traducteurs. <https://www.sft.fr/fr/fiche-metier-expert-judiciaire-en-france> (2021 年 12 月 17 日アクセス) ; UNETICA. “FAQ”. <https://unetica.fr/faq/> (2021 年 12 月 17 日アクセス)

7 章. 外国人を支援する専門人材等 概要

7.-1. 外国人の困り事を解決するための支援をする専門人材（以下、「専門人材」という。）の有無

フランスでは、外国人支援に特化し、その役割のみを全般的に担うような専門職の存在は確認できない。既述のような行政機関による外国人専用の相談窓口の不在のほか、より根本的に、外国人の抱える問題は個別の取り扱いを設けず、一般枠組み内で取り扱うという姿勢や傾向がこの背景にあるものと考えられる。このため、本章第2節～第4節はやむを得ず割愛する。

ただし、広く社会的支援に関わる社会福祉（ソーシャルワーク）の分野では、一般向け支援と混在しながら、外国人、移民、難民といったバックグラウンドのある人々へも実際にサービスが提供されているだけでなく、こういった人々を、サービス対象者のうち、一定の特徴を備えたサブカテゴリーの一つと捉え、養成課程の中でテーマとして取り扱ったり、実務者向け研修を実施したりする動きが見られる。また、ソーシャルワーカーは外国人支援のみを専門とする職種ではないが、中には、庇護申請者受入施設など、外国人や移民、難民の人々にもっぱら、又は多く対応する環境で勤務するワーカーもあり、その場合には、そういったカテゴリーの人々への対応という事項が、キャリアにおける専門性として確立していくことはあり得ると考えられる。以下では、これらの点について簡単に紹介する。

フランスにおけるソーシャルワーカーとは、幅広い分野で何らかの生活上の困難や不安を抱える人々を援助・指導する職務を担う専門職の総称である。社会扶助の分野で人々の生活状況の改善に向けて支援を行う社会福祉士（assistant de service social）、障害のある子どもや大人をはじめ、自立に困難を抱える人々の支援・指導を行う特別教育指導士（éducateur spécialisé）などを中心に、様々な職種があり、広く対人支援を担っている。もう少し具体的に見れば、この中でも特に代表的かつジェネラリストな職種である社会福祉士は、困窮下にある人々の抱える住居、雇用、疾病、家庭内暴力、子弟の就学、健康といった分野の問題解決を支援し、自立を促す役割を担っており、これらの人々に対し、自身の権利を知らせる、公的書類への記入を手伝う、手続をサポートし、関係機関へとつなげるといった活動を行っている。²⁰¹

²⁰¹ ONISEP. “Diplôme d’Etat d’assistant de service social (DEASS)”. ONISEP.
[https://www.onisep.fr/Ressources/Univers-Formation/Formations/Post-bac/diplome-d-etat-d-assistant-de-service-social#:~:text=Pour%20exercer%20la%20plupart%20des,d'%C3%89tat%20\(DE\).&text=La%20dur%C3%A9e%20de%20formation%2C%20le,variables%20en%20fonction%20du%20m%C3%A9tier.](https://www.onisep.fr/Ressources/Univers-Formation/Formations/Post-bac/diplome-d-etat-d-assistant-de-service-social#:~:text=Pour%20exercer%20la%20plupart%20des,d'%C3%89tat%20(DE).&text=La%20dur%C3%A9e%20de%20formation%2C%20le,variables%20en%20fonction%20du%20m%C3%A9tier.)（2022年1月15日アクセス）

ソーシャルワーカーは、その担当分野が広範であることも手伝い、地方自治体（県、市町村）、学校、病院、刑務所、社会保険・年金事務所、家族手当事務所、社会支援等を行うアソシアシオン、民間企業など、勤務先も多様である²⁰²。

こういったソーシャルワーカーの活動場所の大半では、支援対象者の事前選別基準に外国人・移民というカテゴリーは設けられていないが、一部、庇護申請者や難民、移民、外国人の支援を行うアソシアシオン等においては、その性格上、勤務するソーシャルワーカーは、該当するカテゴリーの人々のみを対象に活動を行うこととなる。このような場合、その業務が、外国人、移民、難民、庇護申請者といった人々の支援という専門性を帯びることは想定されるところである。こういったケースにおけるソーシャルワーカーの活動内容は現場ごとに異なり、画一的な取り決め等があるわけではないが、おおよその業務イメージをつかむための参考例として、ある庇護申請者・難民支援アソシアシオンの人材募集要項²⁰³から、受入・サポート業務を行うソーシャルワーカーに実施を求める支援活動として挙げられている項目を紹介する。

1. 受入：施設の受入窓口における新来所者、庇護申請者、難民に対しオリエンテーションと情報提供を行う
 - 庇護に関する手続についての情報提供とオリエンテーション及び書類の説明
 - 手続の実行：公共交通機関割引、専門分野を扱う各種アソシアシオンへの紹介及び引き継ぎ、日中の受入時間帯の面談の予約、庇護担当公的機関（移民統合局、県庁、O F P R A）との間に問題がある場合の対処
 - 必要がある場合、ソーシャルワーカーとの面談予約を見据えた、社会的状況についての事前評価の実行
2. 難民の個別サポート：総合的な社会的サポートを提供するため、他の専門家と連携し、住居のない難民（15～20名）に対し助言、情報提供、サポートを行う
 - 住居（一時的又は安定的）：難民受入センターやアソシアシオン提供の住居プログラムへの応募、社会住宅への入居申請、プラットフォーム SI-SIAO（住居を持たない人の住居確保手続用全国統一プラットフォーム）への本人の登録と情報更新、適当である場合の現居住地域外への移転手続

²⁰² ONISEP. “assistant / assistante de service social”. ONISEP.

https://www.onisep.fr/content/location/81019/version_longue（2022年1月16日アクセス）

²⁰³ Fédération des acteurs de la solidarité Ile de France. “TRAVAILLEUR. SE SOCIAL. E POLYVALENT. E - ACCUEIL ET ACCOMPAGNEMENT SOCIAL DES RÉFUGIÉS ACCUEIL DE JOUR POUR DEMANDEURS D’ ASILE ET RÉFUGIÉS” Fédération des acteurs de la solidarité Ile de France.

<https://www.federationsolidarite.org/emploi/travailleur-se-social-e-polyvalent-e-accueil-et-accompagnement-social-des-refugies-accueil-de-jour-pour-demandeurs-dasile-et-refugies/>（2022年1月20日アクセス）

- 手当等の受給開始手続及び権利取得のための手続：CAF（住宅手当・家族手当担当事務所）及びPôle Emploi（失業手当担当事務所）への登録及び登録情報更新，滞在許可証の申請
- 社会参入及び教育・職業訓練制度への登録：語学，社会，文化プログラム
- 職業的社会参入の担当者と協力しての，利用できる職業的社会参入のための制度の紹介及びオリエンテーション：経済活動を通じた社会参入（IAEと呼ばれる，なんらかの理由で就業に困難を抱える人々に，特定の雇用契約による就労の機会を提供し，社会参入を促す制度）の参加施設の紹介，履歴書の書き方支援，就職進路相談

また，ソーシャルワーカーの職業養成について見ると，フランスにおいては，ソーシャルワーカーに含まれる職種に就くには，ほとんどの場合（国家資格に相当する）国家ディプロム(Diplôme d'Etat)が必要となる。これらのディプロムの取得のための教育は，通常，社会問題担当省（2022年1月現在は連帯・保健省が担当省に該当する）が認可する専門教育機関（ソーシャルワーク専門高等教育機関）において行われる。課程の期間及び修了レベル（学士相当レベル，修士相当レベル等），受講資格（大学入学資格であるバカロレア取得が必要か等），受講者選抜方法はディプロムごとに異なる。社会福祉士の課程の場合，期間は3年間，ディプロムのレベルは，大学学士課程修了と同等（Bac+3）である。²⁰⁴

冒頭でも述べたとおり，これらのソーシャルワーカー養成教育課程や，現職のソーシャルワーカー及び同等の職務を行う人々への追加研修では，外国人，移民，庇護申請者，難民といったバックグラウンドのあるサービス対象者への対応をテーマとする講座の設置がみられる。一例として，あるソーシャルワーク専門高等教育機関では，社会福祉分野や医療分野のソーシャルワーカーをはじめ，移民や庇護申請者に仕事やボランティアで携わる人々に向けた特別講座²⁰⁵を開講している。同講座では以下のような6テーマが用意されている。

- 非フランス語話者のサービス利用者とのコミュニケーションを促進する
- 庇護申請手続における面談を実施する
- 庇護申請者の書類作成をサポートする
- 身寄りのない外国籍の未成年者をより良くケアする
- 亡命下にある妊婦をサポートする
- 移民の人々をより良く受け入れる-ボランティア向け講座

²⁰⁴ ONISEP. “Diplôme d'Etat d'assistant de service social (DEASS)” . op.cit.

²⁰⁵ Institut Régional du Travail Social Hauts-de-France. 《 OFFRE DE FORMATION CONTINUE SPÉCIALE MIGRANT - DEMANDEUR D'ASILE 》. Institut Régional du Travail Social Hauts-de-France. <https://irtshdf.fr/offre-de-formation-continue-speciale-migrant-demandeur-dasile/>（2022年1月22日アクセス）

7.-2. 専門人材の業務内容

前節で述べたとおり，フランスでは，外国人支援に特化し，その役割のみを全般的に担うような専門職の存在は確認できないため，第2節から第4節は割愛する。

7.-3. 専門人材の活動場所

同上。

7.-4. 専門人材の育成制度（資格制度，公的機関による認定制度，大学等における専門課程等）

同上。

参考資料一覧

文献一覧

【日本語文献】

- 厚生労働省大臣官房国際課「特集 諸外国における外国人労働者対策 第5章 フランス」『2008～2009年 海外情勢報告 諸外国における外国人労働者対策』, 2010年
- 財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部『フランスにおける条約難民及び庇護申請者等に対する支援状況調査報告』財団法人アジア福祉教育財団, 2007年
- 財団法人自治体国際化協会『Clair Report No.363 (July14, 2011)フランスの移民政策-移民の出入国管理行政から社会統合政策まで-』財団法人自治体国際化協会, 2011年
- 高山直也「フランスにおける不法滞在の隔離措置の変遷」『外国の立法』233号, 2007年9月
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構「第2章 フランスにおける外国人労働 受入れ制度と社会統合」『労働政策研究報告書 No. 59 欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合-独・仏・英・伊・蘭5ヵ国比較調査-』, 2006年
- 平出重保「フランスの移民政策の現状と課題～海外調査報告～」『立法と調査』No. 293, 2009年6月
- フランス貿易投資庁ビジネスフランス『Doing Business in France 2018 booklet 2 Welcome to France A guide for incoming talent 外国人従業員のフランス赴任を歓迎』フランス貿易投資庁ビジネスフランス, 2017年
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング『諸外国における外国人受入制度に係る調査・研究報告書～英国・ドイツ・フランス・米国・韓国・台湾・シンガポールの受け入れ制度等について～（法務省入国管理局委託）』三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2017年3月

【仏語文献・ウェブサイト】

- Alliance Française. “Qu’ est-ce que l’ Alliance Française?”. Alliance Française. <https://www.alliancefrct.org/cose-lalliance-francaise/?lang=fr> (2022年1月26日アクセス)
- CARIF OREF. “La recherche dans la Cartographie offre de formation linguistique “. CARIF OREF. <https://reseau.intercariforef.org/thematique/la-recherche-dans-la-cartographie-offre-de-formation-linguistique> (2021年11月20日アクセス)
- Conseil de l’ Europe. “Traductions officielles de l’ Echelle globale du CEC R”. Conseil de l’ Europe. <https://www.coe.int/fr/web/common-european-framework>

ork-reference-languages/official-translations-of-the-cefr-global-scale (2021年11月22日アクセス)

- Commission Européenne. “La gouvernance de l’intégration des migrants en France”. Portail Européen sur l’intégration. <https://ec.europa.eu/migrant-integration/governance/france>. (2021年10月13日アクセス)
- Cour des comptes. L’accueil des immigrants et l’intégration des populations issues de l’immigration. Rapport au président de la République suivi des réponses des administrations et des organismes intéressés. Cour des comptes. 2004.
- Cour des comptes. L’entrée, le séjour et le premier accueil des personnes étrangères. Rapport public thématique. Cour des comptes. 2020.
- Fédération des acteurs de la solidarité Ile de France. “TRAVAILLEUR. SE SOCIAL. E POLYVALENT. E - ACCUEIL ET ACCOMPAGNEMENT SOCIAL DES RÉFUGIÉS ACCUEIL DE JOUR POUR DEMANDEURS D’ASILE ET RÉFUGIÉS” Fédération des acteurs de la solidarité Ile de France. <https://www.federationsolidarite.org/emploi/travailleur-se-social-e-polyvalent-e-accueil-et-accompagnement-social-des-refugies-accueil-de-jour-pour-demandeurs-dasile-et-refugies/> (2022年1月20日アクセス)
- Fun Mooc. “Vivre et accéder à l’emploi en France”. Fun Mooc. <https://www.fun-mooc.fr/fr/cours/vivre-et-acceder-lemploi-en-france/> (2021年12月13日アクセス)
- Gouvernement. “Compte rendu du Conseil des ministres du 12 juillet 2017”. Gouvernement. 2017-07-12. <https://www.gouvernement.fr/conseil-des-ministres/2017-07-12>. (2021年10月15日アクセス)
- Gouvernement. “Compte rendu du Conseil des ministres du 21 février 2018. Immigration maîtrisée et droit d’asile effectif”. Gouvernement. 2018-02-21. <https://www.gouvernement.fr/conseil-des-ministres/2018-02-21/immigration-maitrisee-et-droit-d-asile-effectif>. (2021年10月15日アクセス)
- Gouvernement. “Comité interministériel sur l’immigration et l’intégration. 20 décisions pour améliorer notre politique d’immigration, d’asile et d’intégration”. Gouvernement. 2019-11-06. <https://www.gouvernement.fr/partage/11224-comite-interministeriel-sur-l-immigration-et-l-integration>. (2021年10月15日アクセス)
- Gouvernement. “Comité interministériel à l’intégration”. Gouvernement. 2018-06-05. <https://www.gouvernement.fr/partage/10268-comite-interministeriel-a-l-integration>. (2021年10月23日アクセス)
- Haut Conseil à l’Intégration. Pour un modèle français d’intégration. Premier rapport annuel. La documentation française. 1991.
- Haut Conseil à l’Intégration. La France sait-elle encore intégrer les immigrés ? Les élus issus de l’immigration dans les conseils régionaux (2004-2010). La documentation française. 2011.
- Info Jeunes Pays de la Loire – Nantes. “BIENVENUE À NANTES : NOUVELLE ÉDITION DU GUIDE POUR LES RÉSIDENTS ÉTRANGERS”. Info Jeunes Pays de la Loire – Nantes. <https://www.infos-jeunes.fr/actualites/bienvenue-nantes-nouvelle-edition-du-guide-pour-les-residents-etrangers> (2021年12月13日アクセス)

- INSEE. “Résidents”. INSEE. 2016-10-13. <https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c2042> (2022 年 1 月 7 日アクセス)
- INSEE. “L’essentiel sur... les immigrés et les étrangers”. INSEE. 2021-07-01. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/3633212#consulter>. (2022 年 1 月 7 日アクセス)
- INSEE. “Etranger”. INSEE. 2020-12-07. <https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c1198>. (2021 年 10 月 12 日アクセス)
- INSEE. “Immigré”. INSEE. 2020-05-17. <https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c1328>. (2021 年 10 月 12 日アクセス)
- INSEE. “Être né en France d’ un parent immigré”. INSEE. 2010-03-30. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/1283065>. (2021 年 10 月 12 日アクセス)
- INSEE. ” Population immigrée et étrangère par sexe et âge. Données annuelles de 1990 à 2020”. INSEE. 2021-05-07. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/2381759>. (2021 年 10 月 12 日アクセス)
- Institut Régional du Travail Social Hauts-de-France. 《 OFFRE DE FORMATION CONTINUE SPÉCIALE MIGRANT - DEMANDEUR D’ ASILE 》. Institut Régional du Travail Social Hauts-de-France. <https://irtshdf.fr/offre-de-formation-continue-speciale-migrant-demandeur-dasile/> (2022 年 1 月 22 日アクセス)
- Jacquier-Laforge, Elodie. Avis fait au nom de la Commission des lois constitutionnelles, de la légalisation et de l’ administration Générale de la République sur le projet de loi (n° 4482) de finances pour 2022. Tome II Immigration, asile et integration. Assemblée nationale. 2021.
- Karoutchi, Roger. Rapport d’ information fait au nom de la commission des finances (I) sur la mise en oeuvre de la réforme de la formation linguistique et civique des étrangers primo-arrivants. Sénat, 2017.
- Legislation.cnnav.fr. 《 Condition de résidence 》. CNAV. https://www.legislation.cnnav.fr/Pages/expose.aspx?Nom=asi_condition_residence_ex (2022 年 1 月 7 日アクセス)
- Légifrance. “Code de l’ entrée et du séjour des étrangers et du droit d’ asile. Chapitre III : INTÉGRATION RÉPUBLICAINE (Articles L413-1 à L413-7)”. Légifrance. 2021-11-24. https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006070158/LEGISCTA000042771476/#LEGISCTA000042776872 (2021 年 11 月 24 日アクセス)
- Le Monde. “En 2019, la France a délivré un peu plus de titres de séjour et expulsé davantage”. Le Monde. 2020-01-22. https://www.lemonde.fr/societe/article/2020/01/21/en-2019-la-france-a-delivre-un-peu-plus-de-titres-de-sejour-et-expulse-davantage_6026754_3224.html. (2021 年 10 月 14 日アクセス)
- Lochak, Danièle. “L’ intégration comme injonction. Enjeux idéologiques et politiques liés à l’ immigration”. *Cultures & Conflits*, 64. 2006.
- Ministère de l’ action et des comptes publics. “Missions, programmes, actions : trois niveaux structurent le budget général”. Ministère de l’ action et des comptes publics. 2018-04-11. <https://www.performance-publique.budget.gouv.fr/budget-comptes-etat/volet-performance-budget-etat/essentiel/grands-principes/missions-programmes-actions-trois-niveaux-structurent-budget-general#.YXaIHdlBxTY>. (2021 年 10 月 25 日アクセス)

- Ministère de l'Économie, des Finances et de la Relance. Budget général mission interministérielle projets annuels de performances annexe au projet de loi de finances pour 2021. Immigration, asile et intégration. Ministère de l'Économie, des Finances et de la Relance, 2020. <https://www.budget.gouv.fr/documentation/file-download/9544>. (2021 年 10 月 17 日アクセス)
- Ministère de l'Éducation nationale, de la Jeunesse et des Sports. “La scolarisation des élèves allophones nouvellement arrivés et des enfants issus de familles itinérantes et de voyageurs”. Ministère de l'Éducation nationale, de la Jeunesse et des Sports. <https://www.education.gouv.fr/la-scolarisation-des-eleves-allophones-nouvellement-arrivees-et-des-enfants-issus-de-familles-4823>. (2021 年 10 月 17 日アクセス)
- Ministère de l'Éducation nationale, de la Jeunesse et des Sports. “Cadre européen commun de référence pour les langues (CECRL)”. Ministère de l'Éducation nationale, de la Jeunesse et des Sports. <https://eduscol.education.fr/1971/cadre-europeen-commun-de-reference-pour-les-langues-cecrl> (2021 年 11 月 20 日アクセス)
- Ministère de l'Éducation nationale, de la Jeunesse et des Sports. “L'emploi et l'enrichissement de la langue française - terminologie”. Ministère de l'Éducation nationale, de la Jeunesse et des Sports. 2021-09. <https://eduscol.education.fr/363/l-emploi-et-l-enrichissement-de-la-langue-francaise-terminologie> (2021 年 12 月 7 日アクセス)
- Ministère de l'Intérieur. Les étrangers en France. Année 2019. Dix-septième rapport établi en application de l'article L.111-10 du Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile. Ministère de l'Intérieur. 2019.
- Ministère de l'Intérieur. “Garantir le droit d'asile, mieux maîtriser les flux migratoires”. Ministère de l'Intérieur. 2017-07-12. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Info-ressources/Actualites/L-actu-immigration/Garantir-le-droit-d-asile-mieux-maitriser-les-flux-migratoires#:~:text=Le%20Premier%20ministre%20a%20pr%C3%A9sent%C3%A9,migratoires%20d'une%20ampleur%20in%C3%A9dite>. (2021 年 10 月 15 日アクセス)
- Ministère de l'Intérieur. “« Ouvrir l'école aux parents pour la réussite des enfants » (OEPRE) est un dispositif complémentaire au CIR, au croisement des formations civique et linguistique”. Ministère de l'Intérieur. 2021-05-25. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Le-parcours-personnalise-d-integration-republicaine2/Au-dela-du-contrat-d-integration-republicaine-CIR/Ouvrir-l-ecole-aux-parents-pour-la-reussite-des-enfants-OEPRE-est-un-dispositif-complementaire-au-CIR-au-croisement-des-formations-civique-et-linguistique>. (2021 年 10 月 20 日アクセス)
- Ministère de l'Intérieur. “Les acteurs de l'intégration. Les collectivités territoriales”. Ministère de l'Intérieur. 2021-05-05. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Les-acteurs-de-l-integration/Les-collectivites-territoriales>. (2021 年 10 月 22 日アクセス)
- Ministère de l'Intérieur. “Journée nationale « Réussir l'intégration des étrangers par l'emploi » - 17 octobre 2019”. Ministère de l'Intérieur. 2

- 019-10-23. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Info-ressources/Actualites/L-actu-immigration/Journee-nationale-Reussir-l-integration-des-etrangers-par-l-emploi-17-octobre-2019>. (2021 年 10 月 23 日アクセス)
- Ministère de l'Intérieur. "Les acteurs de l'intégration. Les associations". Ministère de l'Intégration. 2021-05-05. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Les-acteurs-de-l-integration/Les-associations>. (2021 年 10 月 25 日アクセス)
 - Ministère de l'Intérieur. "La formation linguistique". Ministère de l'Intérieur. 2019-05-15. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Le-parcours-personnalise-d-integration-republicaine2/Le-contrat-d-integration-republicaine-CIR/La-formation-linguistique>. (2021 年 11 月 15 日アクセス)
 - Ministère de l'Intérieur. "La formation linguistique". Ministère de l'Intérieur. 2019-05-15. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Le-parcours-personnalise-d-integration-republicaine2/Le-contrat-d-integration-republicaine-CIR/La-formation-linguistique> (2021 年 11 月 19 日アクセス)
 - Ministère de l'Intérieur. "Le parcours linguistique au-delà du CIR". 2021-02-17. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Le-parcours-personnalise-d-integration-republicaine2/Au-delà-du-contrat-d-integration-republicaine-CIR/Le-parcours-linguistique-au-delà-du-CIR> (2021 年 11 月 19 日アクセス)
 - Ministère de l'Intérieur. "Justificatifs du niveau de connaissance de la langue française". Ministère de l'Intérieur. 2020-09-18. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/La-nationalite-francaise/Justificatifs-du-niveau-de-connaissance-de-la-langue-francaise> (2021 年 11 月 22 日アクセス)
 - Ministère de l'Intérieur. "Outils de communication". Ministère de l'Intérieur. 2021-03-08. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Outils-de-communication> (2021 年 12 月 7 日アクセス)
 - Ministère de l'Intérieur. "L'application Formation civique CIR". Ministère de l'Intérieur. 2020-03-23. <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Formations-en-ligne/Des-outils-en-ligne-sur-les-codes-et-les-valeurs-de-la-Republique/L-application-Formation-civique-CIR> (2021 年 12 月 13 日アクセス)
 - Mission égalité Ville de Nantes - Nantes Métropole. Migration. Intégration. Diversités. Rapport d'activité 2018. Mission égalité Ville de Nantes - Nantes Métropole. 2018.
 - Office française d'immigration et d'intégration. Le contrat d'intégration républicaine. Office française d'immigration et d'intégration. <https://www.ofii.fr/procedure/accueil-integration/>. (2021 年 10 月 19 日アクセス)
 - Office française d'immigration et d'intégration. "Le contrat d'intégration républicaine ». Office française d'immigration et d'intégration". <https://www.ofii.fr/procedure/accueil-integration/> (2021 年 11 月 19 日アクセス)

- Office française de l'immigration et de l'intégration. Rapport d'activité 2020. Office française de l'immigration et de l'intégration. 2021.
- Office française de l'immigration et de l'intégration. “Retour volontaire” . Office française de l'immigration et de l'intégration. <http://www.retourvolontaire.fr/> (2022 年 1 月 26 日アクセス)
- ONISEP. “Diplôme d'Etat d'assistant de service social (DEASS)” . ONISEP. [https://www.onisep.fr/Ressources/Univers-Formation/Formations/Post-bac/diplome-d-etat-d-assistant-de-service-social#:~:text=Pour%20exercer%20la%20plupart%20des,d'%C3%89tat%20\(DE\).&text=La%20dur%C3%A9e%20de%20formation%2C%20le,variables%20en%20fonction%20du%20m%C3%A9tier.](https://www.onisep.fr/Ressources/Univers-Formation/Formations/Post-bac/diplome-d-etat-d-assistant-de-service-social#:~:text=Pour%20exercer%20la%20plupart%20des,d'%C3%89tat%20(DE).&text=La%20dur%C3%A9e%20de%20formation%2C%20le,variables%20en%20fonction%20du%20m%C3%A9tier.) (2022 年 1 月 15 日アクセス)
- ONISEP. “assistant / assistante de service social” . ONISEP. https://www.onisep.fr/content/location/81019/version_longue (2022 年 1 月 16 日アクセス)
- Premier Ministre. Politique d'égalité républicaine et d'intégration. Feuille de route du gouvernement. Premier Ministre. 2014-02-11.
- RFI. “France: les principales mesures du plan pour l'intégration des étrangers” . RFI. 2018-06-05. <https://www.rfi.fr/fr/france/20180605-mesures-plan-integration-etranagershttps://www.rfi.fr/fr/france/20180605-mesures-plan-integration-etranagers>. (2021 年 10 月 19 日アクセス)
- Service Public.fr. “Titres, carte de séjour et documents de circulation pour étranger en France” Service-Public.fr. <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N110>. (2021 年 10 月 13 日アクセス)
- Service Public. “Qu'est-ce que le contrat d'intégration républicaine (CIR) ?” Service Public. <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F17048>. (2021 年 10 月 19 日アクセス)
- Service Public. “Carte de résident : comment justifier de votre connaissance du français ?” . Service Public. 2021-02-19. <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F34501> (2021 年 11 月 22 日アクセス)
- Société française des traducteurs. “Expert judiciaire en France” . Société française des traducteurs. <https://www.sft.fr/fr/fiche-metier-expert-judiciaire-en-france> (2021 年 12 月 17 日アクセス)
- Taché, Aurélien et al.. Rapport au Premier ministre. 72 propositions pour une politique ambitieuse d'intégration des étrangers arrivant en France. 2018.
- UNETICA. “FAQ” . <https://unetica.fr/faq/> (2021 年 12 月 17 日アクセス)
- Vicher, Anne (coord.). Référentiel FLI français langue d'intégration. Paris : Ecrimed formation. 2011.
- Vie Publique. “La politique d'immigration - La maîtrise des flux migratoires” . Vie Publique. 2019-05-20. <https://www.vie-publique.fr/dossier/20160-la-politique-dimmigration-la-maitrise-des-flux-migratoires>. (2021 年 10 月 13 日アクセス)
- Vie publique. “Entrée, séjour, travail, éloignement : le statut des étrangers en France” . Vie publique. 2019-05-20. <https://www.vie-publique.fr/eclairage/20165-entree-sejour-travail-eloignement-le-statut-des-etranagers-en-france>. (2021 年 10 月 14 日アクセス)

- Vie publique. “Parole d’expert. L’expulsion des étrangers hors de France”. Vie Publique. 2019-10-10. <https://www.vie-publique.fr/parole-dexpert/271049-lexpulsion-des-etranagers-hors-de-france>. (2021年10月14日アクセス)
- Vie publique. “Droit d’asile et politique migratoire”. Vie publique. 2019-05-20. <https://www.vie-publique.fr/eclairage/20174-droit-dasile-et-politique-migratoire#:~:text=Une%20personne%20peut%20demander%20l,fran%C3%A7ais%20aupr%C3%A8s%20de%20la%20pr%C3%A9fecture>. (2021年10月15日アクセス)
- Vie publique. “Asile et immigration : les changements apportés par la loi du 10 septembre 2018”. Vie publique. 2018-11-19. <https://www.vie-publique.fr/eclairage/19455-asile-et-immigration-la-loi-du-10-septembre-2018#:~:text=L%20loi%20du%2010%20septembre%202018%20sur%20le%20droit%20d,autre%20pays%20de%20l’UE> (2021年10月15日アクセス)
- Vie publique. Comment le Gouvernement coordonne-t-il son action ? Vie publique. 2018-07-07. <https://www.vie-publique.fr/fiches/19473-la-coordination-de-laction-gouvernementale>. (2021年10月27日アクセス)
- Vie publique. “Immigration : l’évolution de la politique pour l’intégration des immigrés”. Vie publique. 2019-05-20. <https://www.vie-publique.fr/eclairage/20189-immigration-evolution-de-la-politique-pour-lintegration-des-immigres>. (2021年10月19日アクセス)
- Vie Publique. “Qu’est-ce qu’une association ?”. Vie Publique. 2019-05-28. <https://www.vie-publique.fr/fiches/24076-quest-ce-quune-association>. (2022年1月26日アクセス)
- Ville de Lille. “Permanences des juristes”. Ville de Lille. <https://www.lille.fr/Vivre-a-Lille/Mes-aides/Aide-juridique/Permanences-des-juristes> (2021年12月16日アクセス)
- Ville de Paris. “Les aides juridiques gratuites près de chez vous”. Ville de Paris. 2021-09-15. <https://www.paris.fr/pages/les-aides-juridiques-gratuites-pres-de-chez-vous-2081> (2021年12月14日アクセス)

機関一覧²⁰⁶

【移民受入・統合政策担当機関及び連携省庁】

名称（仏語名称）	ウェブサイト
内務省（Ministère de l’Intérieur） [省内関連部局] フランス国内外国人総局（la direction générale des étrangers en France, DGEF） 同総局内関連部局：	https://www.interieur.gouv.fr/

²⁰⁶ 名称、ウェブサイトアドレスは2022年1月現在の情報である。

- 移民及び国籍アクセス局 (direction de l'intégration et de l'accès à la nationalité, D I A N) - 庇護局 (Direction de l'asile, D A)	
移民統合局 (Office français de l'immigration et de l'intégration)	https://www.ofii.fr/
国民教育省 (Ministère de l'Éducation nationale, de la Jeunesse et des Sports)	https://www.education.gouv.fr/
労働省 (Ministère du Travail, de l'Emploi et de l'Insertion)	https://travail-emploi.gouv.fr/
連帯・保健省 (Ministère de la Solidarité et de la Santé)	https://solidarites-sante.gouv.fr/

【難民・庇護関連機関】

名称 (仏語名称)	ウェブサイト
フランス難民及び無国籍者保護局 (Office français de protection des réfugiés et apatrides, O F P R A)	https://www.ofpra.gouv.fr/
国家庇護権裁判所 (Cour nationale du droit d'asile, C N D A)	http://www.cnda.fr/

【差別対策関連機関】

名称 (仏語名称)	ウェブサイト
権利擁護機関 (Défenseur des droits)	https://www.defenseurdesdroits.fr/

【雇用公共サービス機関】

名称 (仏語名称)	ウェブサイト
ポール・アンプロワ (Pôle-Emploi)	https://www.pole-emploi.fr/accueil/
ミッション・ローカル (Mission locale)	https://www.mission-locale.fr/

【公的統計機関】

名称 (仏語名称)	ウェブサイト
フランス国立統計経済研究所 (L'Institut national	https://www.insee.fr/en/accueil

de la statistique et des études économiques, I N S E E)	
--	--

カナダ 諸外国における外国人との共生に係る制度等

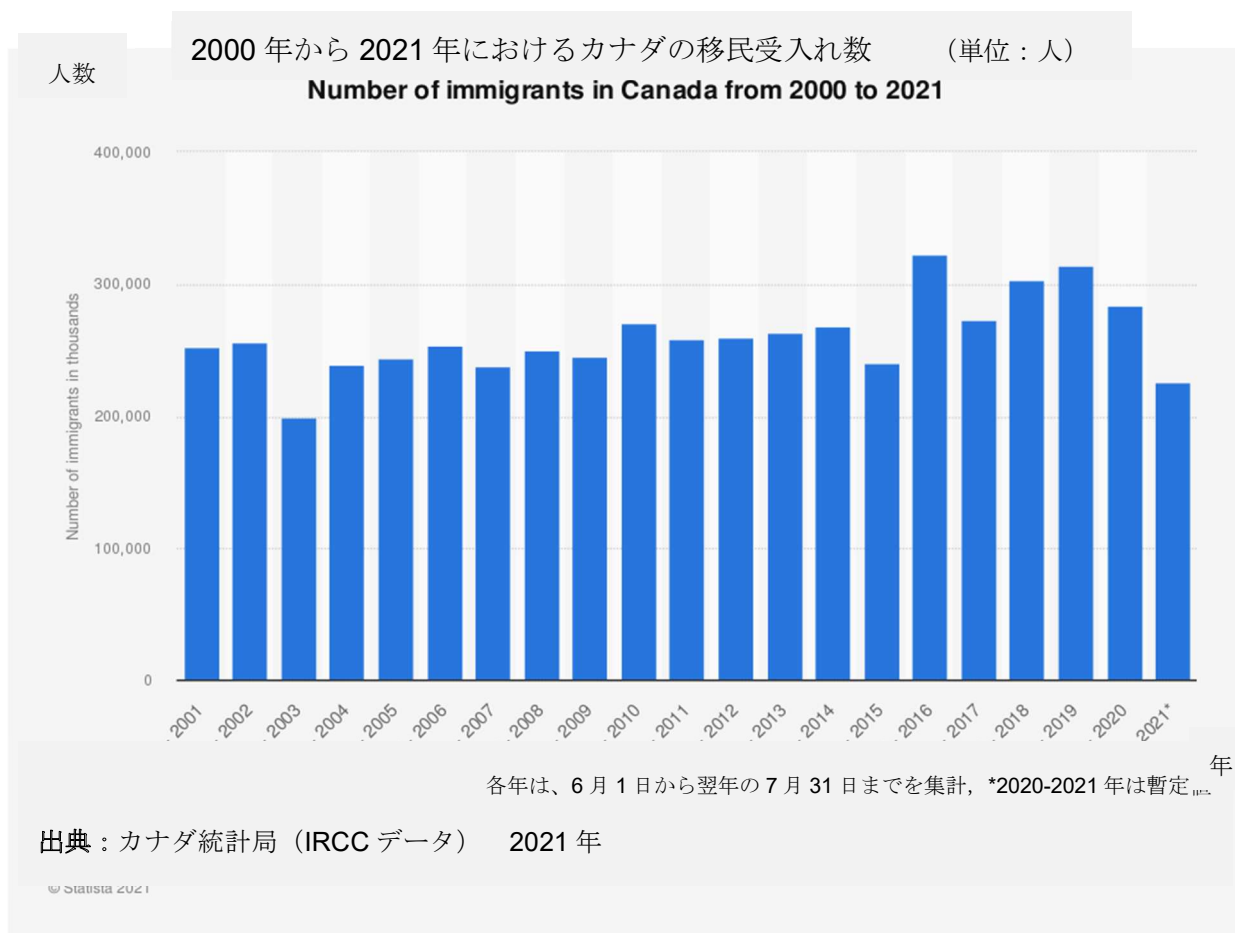
1 章. 当該国における外国人の国籍、性別、年齢等の各種統計

カナダでは、「外国人 (alien)」という用語は連邦法で使われない。代わりに、「外国籍の者 (foreign national)」がそれに相当し、移民・難民保護法では、「外国籍の者」を「無国籍者を含め、カナダ国民でない、又は永住者でない者」と定義している。これは、旅行者、海外留学生、一時的な就労者を指し、入国後は永住者の地位を獲得してカナダ国民となる移民や難民・保護対象者は、厳密には外国人にはあたらない。しかし、カナダは、原住民（人口の 5 %）を除く全ての国民がそのルーツをカナダ以外の国に辿ることのできる移植者の国であり、カナダ多文化法²⁰⁷により、あらゆる出自を持つ個人やコミュニティをカナダ社会に完全かつ公平に参加することを促進することがうたわれ、そのための施策がこの永住者たちに講じられてきた。こうした背景から、外国人との共生のあり方を主題とするこの調査では、旅行者、海外留学生、一時的な就労者といった外国籍の人々ではなく、外国から移植し、永住者としてカナダの成員となるが、いまだ市民権を取得するには至っていない移民、難民を「外国人＝ニューカマー」とし、焦点をあてる。

まず全体像であるが、カナダでは、年間、国内総人口の 1.0%程度の移民数を受け入れることを目標とし、移民の積極的受入れを進めている。以下は、2000 年から 2020 年までにカナダが受け入れた移民（難民・保護対象者を含む）の数の推移である。移民の数は年間約 30 万人前後。国内には総計 800 万人以上の移植者が永住権を得て暮らし、カナダ総人口に占めるその比率は約 21.5%となっている。

²⁰⁷ Canadian Multicultural Act (1985)

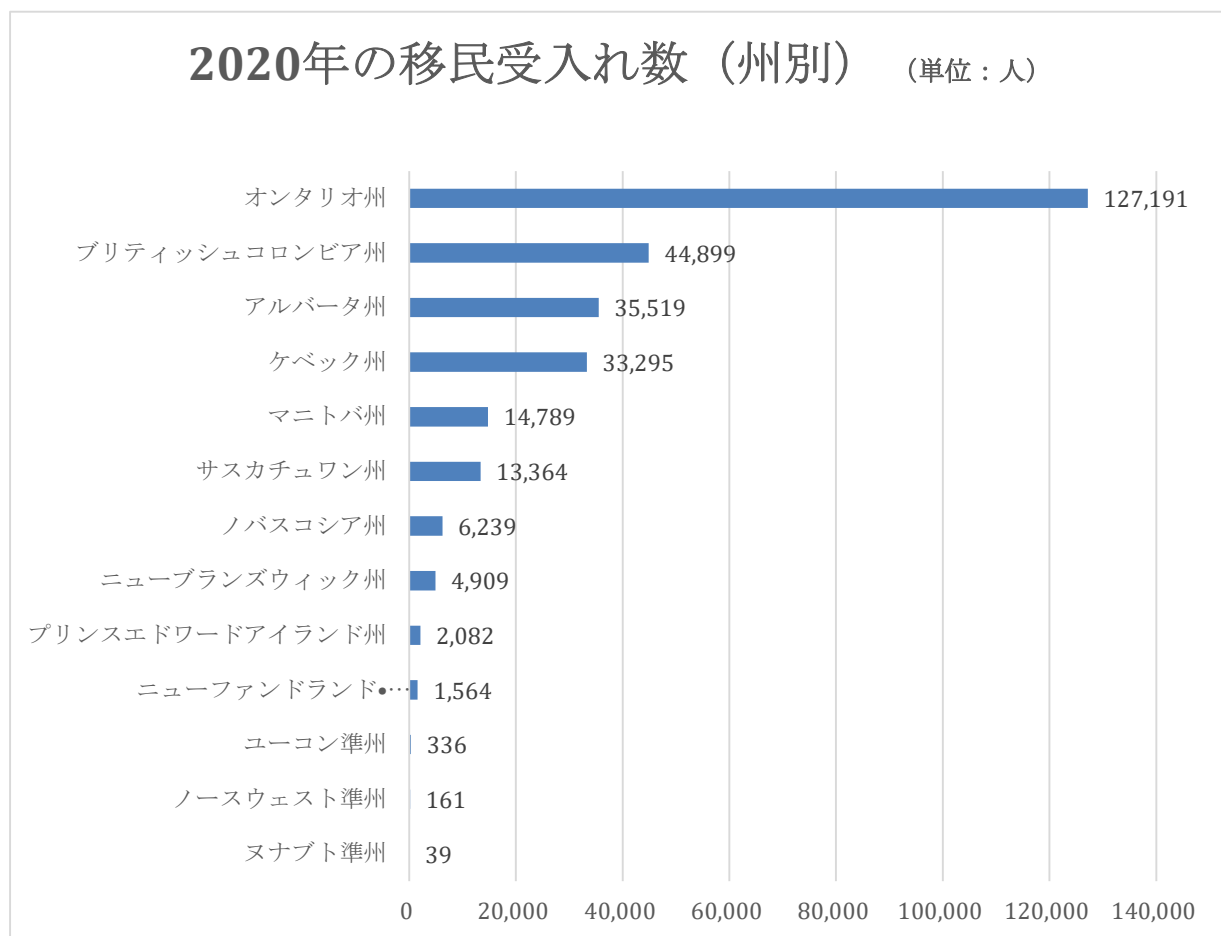
図1 移民受入れ数の推移（2000年－2021年）



2000 - 2001 年	252,527	2007 - 2008 年	249,622	2014 - 2015 年	240,763
2001 - 2002 年	256,405	2008 - 2009 年	245,289	2015 - 2016 年	323,192
2002 - 2003 年	199,170	2009 - 2010 年	270,581	2016 - 2017 年	272,707
2003 - 2004 年	239,083	2010 - 2011 年	259,110	2017 - 2018 年	303,325
2004 - 2005 年	244,578	2011 - 2012 年	260,036	2018 - 2019 年	313,601
2005 - 2006 年	254,374	2012 - 2013 年	263,101	2019 - 2020 年	284,157
2006 - 2007 年	238,125	2013 - 2014 年	267,924	2020 - 2021*年	226,203

以下は、2020年の移民の州別の受入れ数である。トロント市のあるオンタリオ州が移民のほぼ半数を受け入れ、次いで、バンクーバー市を擁するブリティッシュコロンビア州の受入れが続く。移民の入り口は圧倒的にこうした都市部に集中している。

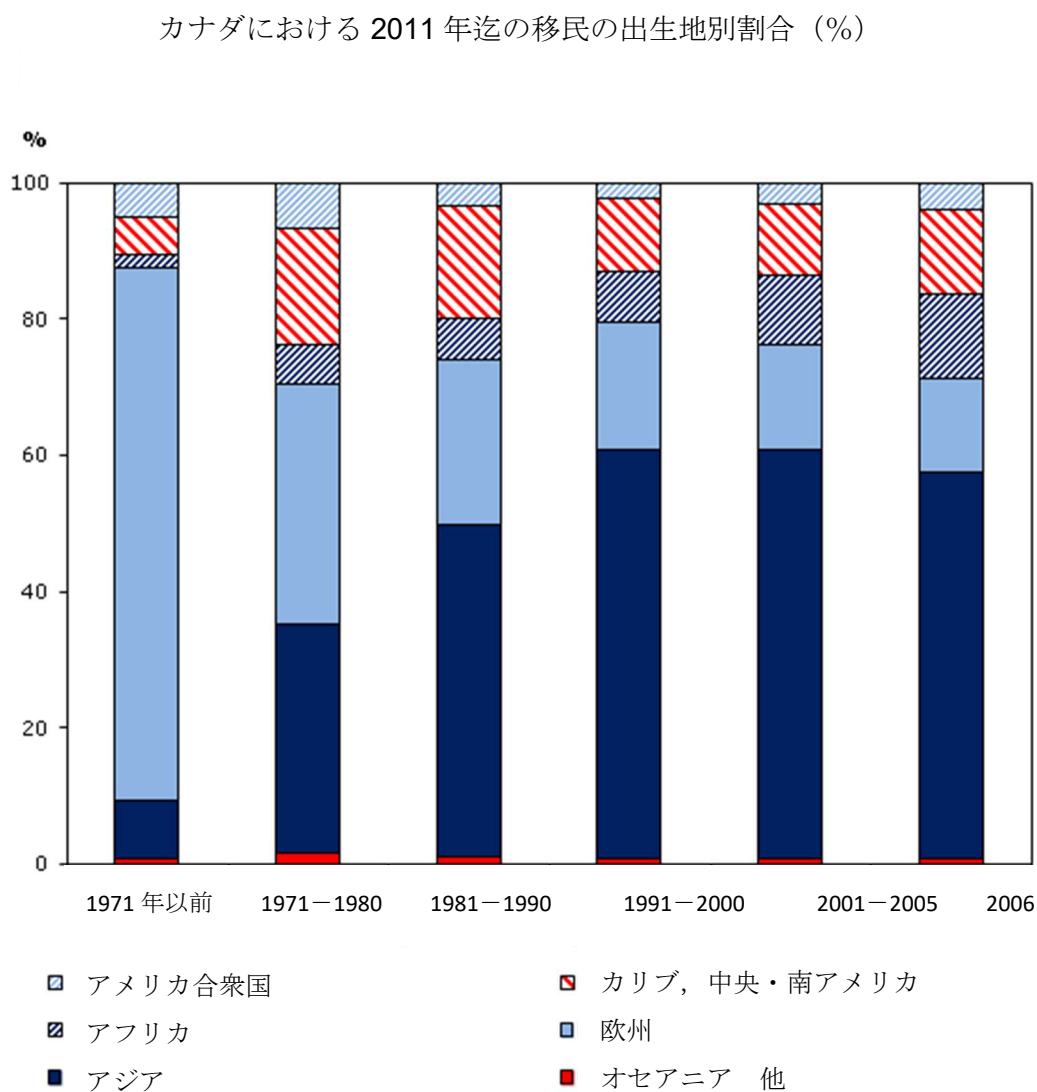
図2 2020年の移民受入れ数（州別）



（出典カナダ統計局 2021 年）

次に、移植時における出身地域別にみた移民数の推移は以下のとおりである（1976 年以前から 2011 年，10 年区切り）。初期の入植者はイギリス，フランス等，ヨーロッパ圏から渡来し，このため白人種を主体とする移植が 1960 年代まで続いたが，1967 年にいわゆる白人主義的移民制限を排して白人以外の多民族の受入れを開始し，現在は紛争国を中心に多くの難民を受け入れ，多文化化が進んできた。

図3 移民数の推移（出身地域別）



<https://www12.statcan.gc.ca/nhs-enm/2011/as-sa/99-010-x/2011001/c-g/c-g02-eng.gif>

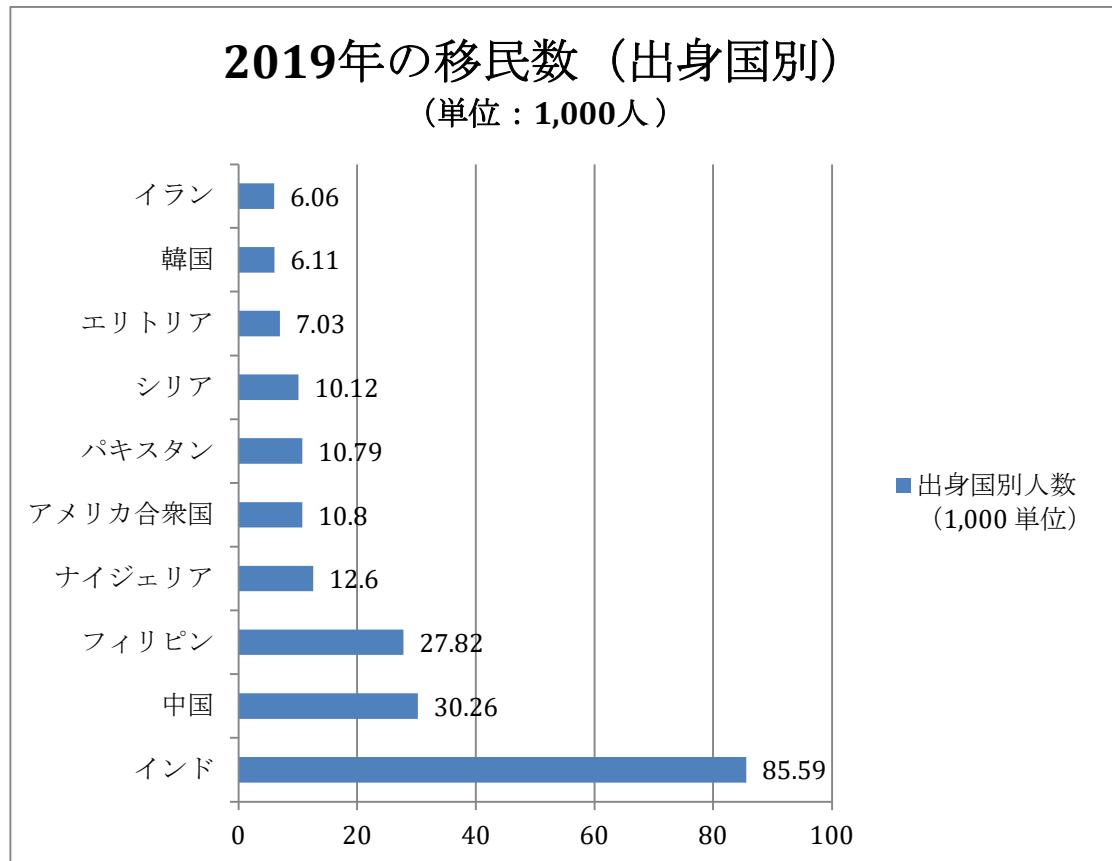
（出典：カナダ統計局 National Household Survey 2011 年）

2016 年に行われた国勢調査によれば、自らの民族アイデンティティはカナダであると回答した人が 32.0%，英国が 18.3%，スコットランドが 13.9%，フランスが 13.6%，アイルランドが 13.4%，ドイツが 9.6%，中国が 5.1%，イタリアが 4.6%，原住民が 4.4%となっている。

近年では、アジア、特にインド、中国からの移民が 60.0%を占めるようになっている。

以下は、2019 年の出身国別の移民数統計である。

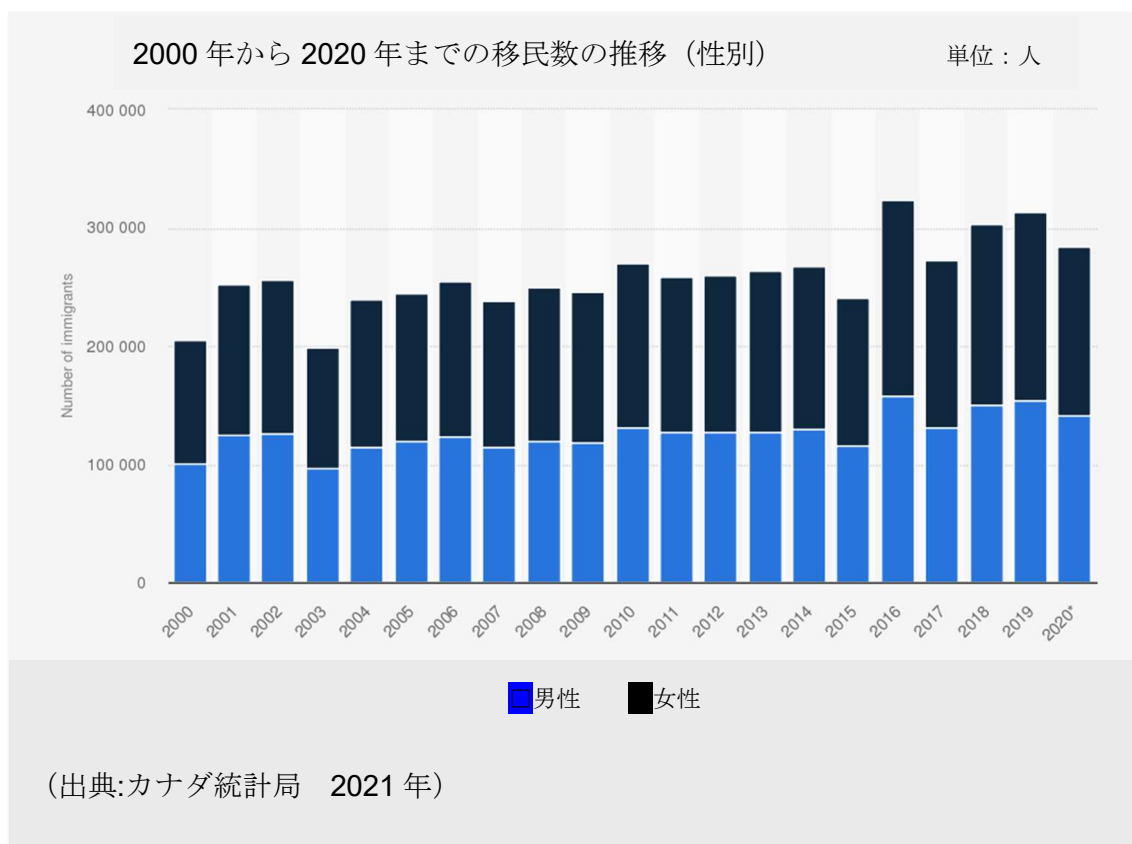
図 4 2019 年の移民数（出身国別）



（出典：カナダ統計局 2019 年）

以下は、2000 年から 2020 年までの移民数の性別による推移である。男女比はほぼ均衡している。ちなみにカナダでは LGBTQ+ の性別を X として公式に認めているが、この統計には表れていない。

図5 移民数の推移（性別）



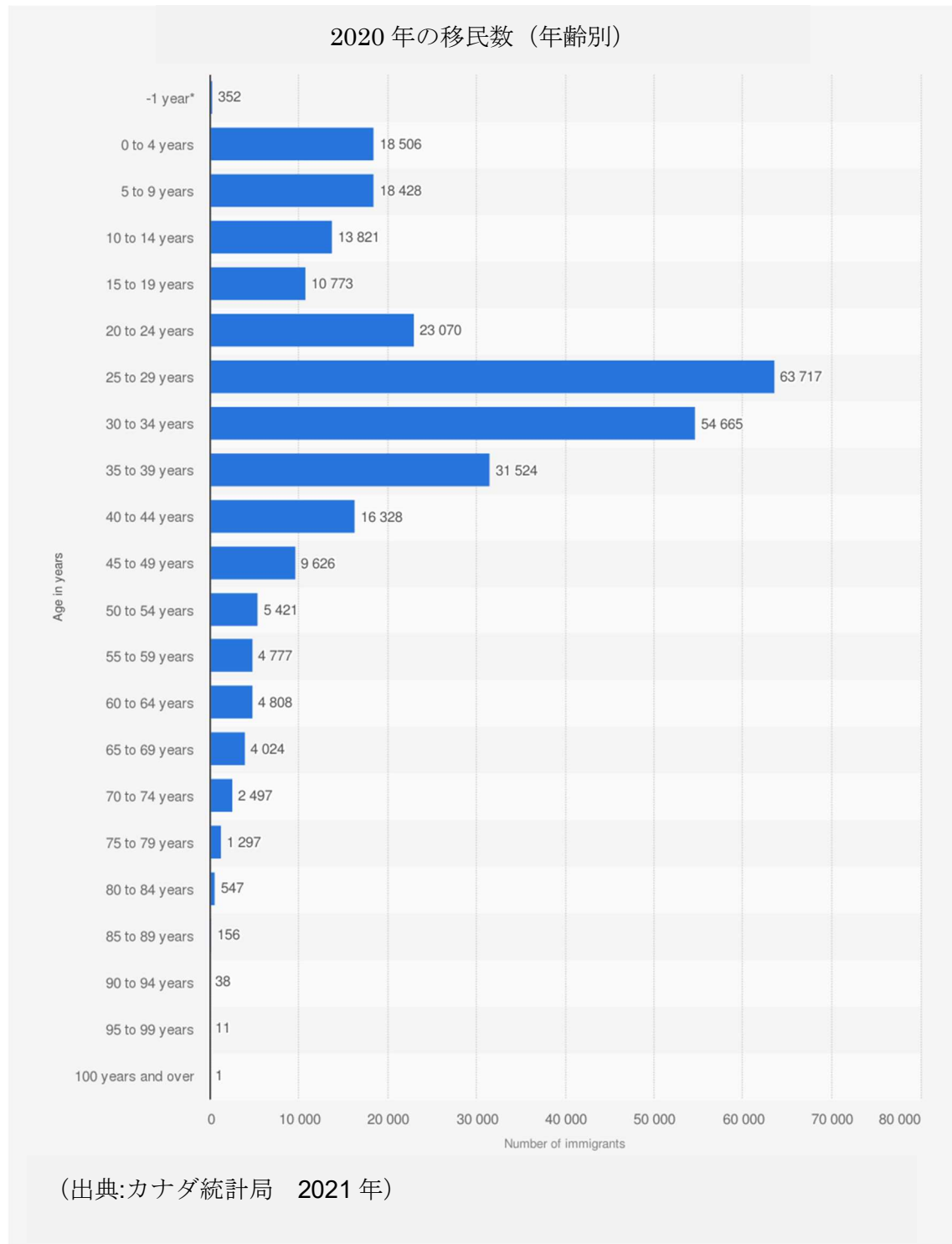
	男性	女性
2000年	101,195	104,515
2001年	125,108	127,419
2002年	126,218	130,187
2003年	96,566	102,604
2004年	115,179	123,904
2005年	119,415	125,163
2006年	123,587	130,787
2007年	114,842	123,283
2008年	120,085	129,537
2009年	117,893	127,396
2010年	131,573	139,008

	男性	女性
2011年	126,822	132,288
2012年	127,521	132,515
2013年	127,045	136,056
2014年	129,385	138,539
2015年	115,583	125,180
2016年	157,991	165,201
2017年	131,773	140,934
2018年	150,431	152,894
2019年	153,572	160,029
2020年	140,951	143,206

最後に、年齢別に見た2020年の移民数が以下である。カナダは移民政策の柱として、他の年齢層に比べ、働き盛りの21歳から45歳までの年齢層の人材を優先して受け入れている。

る（2 章 2-1 の選抜の方法（ポイント制審査）参照）。このため、その年齢層の移民数が毎年、一貫して厚くなっている。

図 6 2020 年の移民数（年齢別）



2 章. 共生社会を推進するに当たっての政府の基本的な考え方（理念・ビジョン）概要

2.-1. 外国人の受入れに係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要

カナダでは、1976 年移民法が受入れ目的を「人口増加と経済成長に加え、人道的支援や家族再統合」と定め、経済への貢献を目的とした経済移民、家族の再会を目的とした家族移民と、迫害を受け、保護や安全な場所を求める難民・保護対象者を、全て永住者として受け入れている。

少子高齢化、労働力不足、消費人口の縮小を背景に、国力を担う人的資源として、官・民をあげて積極的な受入れを進めている。その中で、連邦は、世界の「才能、イノベーション、投資、機会を求めるもの」を魅する国として自国をプロモートし、高技能人材を戦略的に獲得しようという狙いもある。一方、難民や亡命者の受入れにも積極的で、昨今の国際情勢の中で否応なく生み出される難民の 3 分の 1 以上、年によっては半数近くを人道的見地から引き受ける。世界的金融不安による景気低迷や、今期の新型コロナウイルス感染症による国境を越えた人の移動が制約された環境下においても、ほぼ一貫して移民・難民の積極的受入れ路線を維持している。

このように、建国以来今日に至るまで、移民は人口拡大と労働力不足の補填としてカナダに欠かせないものと位置付けられ、例年、総人口（約 3,800 万人）の 1.0%程度の移民（難民も含む）の受入れを年間目標にしている。

2021-2023 移民受入れレベル目標

2021 年 401,000 人

2022 年 411,000 人

2023 年 421,000 人（政府公表資料）

これまでの実績（永住権許可数）

2017 年 286,489

2018 年 321,035

2019 年 341,180（IRCC²⁰⁸統計）

カナダが受け入れる移民は、経済移民（約 6 割）、国内の永住者が呼び寄せる家族（約 2 割）と難民（約 1 割）の 3 つのカテゴリーに分けられている。

²⁰⁸ カナダ移民・難民・市民権省（Immigration, Refugees and Citizenship Canada）

- 1 経済移民 技能者に加え、投資家、起業家、自営業者などからなるビジネス移民、家政・子守・介護者、その他連邦、州、大都市自治体が人手・人材を求めるセクターの就労者
- 2 家族移民 永住者の配偶者、パートナー、子、両親及び祖父母
- 3 難民 難民や、自国における迫害等の理由で保護を求める人

主眼は、カナダが人材として必要とする経済移民カテゴリーの受入れである。労働市場の需要に応じた人材を受け入れることはもちろん、できれば高技能人材を獲得したい、移民の薄い地方部に移民を呼び込みたい等、国内情勢を反映した様々な意向があり、それを反映した移民獲得プログラムが多種多様に創出されている。その中で、カナダの受入れに顕著な特徴がある。永住権主義、移民の選抜の方法、戦略的移民獲得プログラムの実施である。

永住権主義

上記3つのカテゴリーで入国する移民・難民には全てに永住権を取得させる。永住権者は選挙権がないほかは、カナダ国民とほぼ同等の権利を有し、医療保険制度や失業補償などの福利厚生を受けることができる。移民・難民の市民権獲得へのインセンティブとし、彼らのカナダへの残留を促す狙いもある。

市民権の獲得には、過去5年間のうち、カナダで3年間過ごしていること、公用語能力があること、権利、責任、カナダに関する知識についてのテストに合格することが主な条件となっている。

選抜の方法（ポイント制審査）

経済移民カテゴリーのうち、高技能者の選抜には、移民申請者が一定の条件を満たしているかどうかを判断するための客観尺度であるポイント制審査システム²⁰⁹を導入して、迅速な処理をはかっている（ケベック州は独自選抜なので除く。）。このポイントシステムはいわばスクリーニングの役割を果たし、高学歴、公用語能力（英語と仏語）、既に雇用がある、国内労働市場の需要を反映した職能²¹⁰の就労経験者、20-45歳により高い得点を付すなど、社会統合コストが低く、移植後、すぐに戦力になる人材を受け入れて行くため戦略的に運用されている。

戦略的な移民獲得プログラム（ポイント制審査は適用されない）

²⁰⁹ ポイントシステムの概要は、<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/eligibility/federal-skilled-workers/six-selection-factors-federal-skilled-workers.html>

²¹⁰ 職能カテゴリーは連邦の規定するNOC（カナダ職業カテゴリー）による。

連邦は、例えば、移民の少ない地帯で移民を獲得しようとする「大西洋移民パイロット」や、地方、農業・家畜セクターの移民ニーズに応える「農業・食料パイロット」、特定業種の人材を獲得しようとする「家政・子守・介護者パイロット」、「グローバル技能戦略」といったプロジェクトを立ち上げ、その時々の方情に依じたプログラムを組んで移民の取り込みを図っている。また、連邦によるプログラムとは別に、州が州内労働市場の需要を反映した移民の選抜をする州指定枠も設けられおり、現在、都市自治体による指定枠の創設が検討されている。

このほか、上記3つのカテゴリーに当てはまらない留学生、一時就労者（季節労働者等）にも、既にカナダになじみ、就労経験のある人材として、一定の条件を満たせば永住権を取ることのできる経路が確保されている（カナダでは留学生は就労が可能）。2019年には、こうした一時就労資格の労働者や留学生 74,586 人が永住権を取得している。

このように、定住し、社会・経済の活力維持に貢献してくれる移民はカナダにとって人的資源であり、連邦、州ともその獲得に様々な取組を打ち出している。連邦が 2020 年 10 月に発表した「2021-2023 年レベル計画」によれば、カナダの現在の賃金労働者の 33.0%、医療従事者の 25.0%が移民となっている。移民に対する生活支援や就労支援は手厚く、移民のカナダ社会への統合の度合いも強い。世界が新型コロナで苦しんだ 2020 年にあっても、受入れ移民数はほとんど影響を受けていない（図 1 参照）。

2.-1-1. 法律や行動計画等を策定している場合は、その策定に至るプロセス及びその内容

移民行政全般を担うのは、連邦機関であるカナダ移民・難民・市民権省（IRCC）や州、都市自治体の関連部局であり、移民申請の受付や選抜、定住支援、難民の社会扶助、社会統合といった施策を、「移民・難民保護法」²¹¹（2002 年に「カナダ移民・難民法」より改正）と「移民・難民保護規則」²¹²を根拠に進める。

IRCC は毎年、予算案の提出と併せて移民の受入れレベル目標の複数年計画を策定し、発表している²¹³。最新版は 2020 年 10 月に発表された「2021 年-2023 年レベル計画」で、今後 3 年間の移民増加目標を設定している。実績は、毎年国会に報告する。

移民カテゴリー	2019 年レベル目標	2019 年実績 (永住権許可数)
1 経済移民	191,600	196,552

²¹¹ Immigrants and Refugees Protection Act

²¹² Immigrants and Refugees Protection Regulation

²¹³ ケベック州は移民政策を独自で実施をしている。目標値設定、補助金の割り当てや移民支援業務の分担は、毎年、連邦とケベックの間でカナダ-ケベック協定を結び、調整している。

	(174,000 - 209,500)	
技能労働者	81,400 (76,000 - 86,000)	90,242
住み込みケア	16,000 (9,000 - 20,500)	9,807
ビジネス移民	700 (500 - 1,500)	1,336
その他のプロジェクト	2,000 (1,000 - 5,000)	4,141
州指定移民	61,000 (57,000 - 68,000)	68,647
(ケベック)	22,700 (21,100 - 23,500)	22,485
2 家族移民	88,500 (83,000 - 98,000)	91,311
配偶者・パートナー, 子ども	68,000 (66,000 - 76,000)	68,809
両親と祖父母	20,500 (17,000 - 22,000)	22,011
その他	—	491
3 保護対象者 (難民等)	46,450 (39,500 - 53,500)	48,530
政府支援難民	9,300 (7,500 - 9,500)	18,443
民間支援難民	19,000 (17,000 - 21,000)	1,943
保護申請者とその家族	16,500 (14,000 - 20,000)	18,443
UNHCR 経由の難民	1,650 (1,000 - 3,000)	993
その他	4,250	4,681
総計	330,800	341,180

出典) レベル目標値は 2019 年のレベル計画から。実績は 2020 年の国会への年次報告から採用した。

レベル目標の設定には、前年の受入れ実績、国内の移民就労ニーズ、国際的な難民発生の状況が考慮されている。設定は連邦の権限だが、連邦はまず、州や大都市自治体と協議し、州の状況を把握する（図2 州別受入れ数参照）。また、移民受入れに関する調査研究を行う学術機関、直接的な利害関係にある事業者や商工会議所と協議し、また移民審査業務にあたる機関や業務のサービスプロバイダーなど、移民行政に携わるステークホルダーらの意見をくみ上げる。最終的に目標値は、こうした過程を経、移民受入れに関する世論を検討した上で設定される。難民については UNHCR や他の国際機関とも協議する。

2.-1-2. 当該基本方針の実施状況を検証するためのK P I の設定の有無や評価手法

行動計画に付随して KPI が設定されている（呼称は「成果フレームワーク」）。移民受入れレベル目標とその実績が主な検証の対象となり、目標数に対する受入れ結果のほか、5項目の指標が立てられている²¹⁴。目標に達したか、達しなかった場合は何が原因になっているかは、連邦の実施する移民獲得のための各プログラムでこの指標を基に追跡し、実績報告で検証され、翌年の目標値設定に活かされる。

代表的なものに過ぎないが、IRCC は、「IRCC 省計画 2020-2021」で以下のような報告を発表している。

指 標	目 標	目標達成 期限	結 果
年間の移民レベル計画に対する永住者の総受入れ数	320,000-370,000	年末	2016: 296,346 2017: 286,489 2018: 321,035
永住権申請者のうち、審査中に受けたサービスに全体的に満足したと答えた人の割合	90.0%以上	年度末	2016-17: 83.0% 2017-18: 91.0% 2018-19: 89.0%
現在の移民の受入れを支持するカナダ人の割合	65.0%以上	年度末	2016-17: 62.0% 2017-18: 66.0% 2018-19: 57.0%

2.-2. 外国人との共生に係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要

²¹⁴ 他の2項目は、「永住権申請者のうち、安全およびセキュリティ上の理由で入国不許可とされる人の割合（目標は3%以下）」と、「カナダに入国した永住者のうち、ケベック州以外でフランス語を話す人の割合（目標は2023年までに4.4%以上）」

カナダ国民の福利，安心安全を維持しつつ，ニューカマーの文化的背景を尊重し，彼らがカナダ社会に溶け込めるよう，多角的な定住支援サービスを提供することを基本方針としている。カナダ多文化法は，「あらゆる出自を持つ個人やコミュニティがカナダ社会に完全かつ公平に参加することを促進し，そうした参加を阻む障壁を取り除くこと」を目標に掲げ，移民・難民保護法は，「統合にはニューカマーとカナダ社会の相互に義務が伴うことを認識しつつ，永住者のカナダへの統合を成功させること」が根拠となっている。

カナダでは，国民の大半が移植の苦労や経験を直接的に，あるいは祖先の記憶として間接的に共有しており，移民に対する共感が培われている。移民なくして成り立たない国という現実の前に，移民との共生はいわばデフォルトであり²¹⁵，新カナダ人であるニューカマー（＝永住者，移民，難民を含む）が経済的な自立をはたし，幅広い社会関係の中でアクティブに活動する主体となること，つまり社会に融合してもらうことがカナダの利益になると捉えられている²¹⁶。

このため，ニューカマーの社会統合を阻む問題，例えば情報提供，言語習得，文化や習慣の違いの克服，職を得ることに対する介入・支援はきめ細かい。連邦，州，地域レベルで提供される幾多の定住プログラムには多くの企業，学校，民間支援団体がプログラムプロバイダーとして，あるいはステークホルダーとして関わり，その中で，ニューカマーの直面する問題は聴かれ，理解され，問題を克服するための解決策が検討される。

言語の修得

カナダの公用語は英語とフランス語である。公用語能力は生活に必須のため，成人を対象に英仏どちらか一方，又は両方の初級言語教育が無料で提供される。学習の妨げになる育児や，学校に通うための交通費の負担に配慮し，託児費用や交通費を支給する場合もある。

就労支援

日本のハローワークに相当する雇用サービス（連邦は情報提供，州はあっせんも含む）や，技能養成プログラム（州レベル）が提供されている。ニューカマーの多くは経済移民であり，特定の技能を活かそうとカナダに渡来する人が多いが，過去には，外国で取得された資格や学歴，職務経験の認定の問題や，雇用者が見知らぬ国の人材の雇用を敬遠する等の問題により，意図した人材が確保できない，あるいは意図した職に就けないという雇用ミスマッチが起こった。そこで，連邦は外国で取得された資格の認証機関を設立して認

²¹⁵ カナダの人口増は8割が移民・難民の受入れで，2割が自然増。カナダの労働者の4分の1（26.0%）は移民・難民で占められている。（2020年の国会報告書）

²¹⁶ IRCCによる定住プログラムロジックモデル

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/partners-service-providers/funding/resources/settlement-logic-model.html>

定を進め、弁護士、技師など、職能によって再教育の必要がある場合は教育プログラム（ブリッジプログラム）を整備して、既得資格の掘り上げをはかった。雇用主向けには試験雇用期間であるインターン制を導入して、雇用する側の拒否感の緩和に対処している。また、最近では人種やジェンダー（LGBTQ+を含む）に基づく雇用差別を貧困指標や失業率調査で割り出し、対処プログラムを起動している。

社会関係の構築

ニューカマーの社会統合プロセスは、まず家族や同民族グループから近隣へ、そして地域コミュニティやより広いカナダ社会へと広がる。この統合プロセスに IRCC が直接関与することはないが、教会、ボランティア団体、民族グループが広く関わっている。連邦は、「ニューカマーが地域ボランティア活動に参加するレベル」の統合を重要指標のひとつに掲げている。

このように、ニューカマーに向けられた政府の基本方針は定住支援であり、その介入・支援は社会統合推進モデルといえる。

2.-2-1. 法律や行動計画等を策定している場合は、その策定に至るプロセス及びその内容
受入れと同じ「移民・難民保護法」と「移民・難民保護規則」に基づくほか、差別の禁止やマイノリティの保護に関してはカナダ憲法、市民権法、多文化容認に関しては「カナダ多文化法」、「人権法」に準拠する。このほか、行動計画には、世界人権宣言、ジュネーバ条約、国際拷問等禁止条約、SDGs 目標 8²¹⁷、5²¹⁸、10²¹⁹ がプログラム策定の根拠として掲げられている。

行動計画については、「IRCC 省計画²²⁰」という名称で、受入れレベル計画と同様、IRCC が毎年、州や準州などと協議して国家的な定住・統合のビジョンを改新し、それに基づいた行動計画の策定を行い、実績を国会に報告している。内容は、永住者の定住、長期的な統合、市民権取得の推進に関する行動計画及び予算である。

2.-2-2. 当該基本方針の実施状況を検証するための K P I の設定の有無や評価手法

行動計画に付随して KPI が設定されている（呼称は「成果フレームワーク」）。検証のベースとなるのは、連邦プログラムの実施機関である 500 強におよぶサービスプロバイダー（官・民ともにこう呼ばれる）に義務付けられている定期成果報告書、連邦プログラムの利用者を対象に毎年実施される調査、IRCC が集計する各種統計データである。

²¹⁷ 持続可能で社会包摂的な経済成長、生産的な完全雇用や、適正な仕事を全ての人に提供する。

²¹⁸ 女性と少女に対する暴力の撤廃に貢献し、男女共同参画を推進するための政策を強化することで男女共同参画を達成し、全ての女性と少女に力を与える。

²¹⁹ 国内及び海外での不平等の是正

²²⁰ Immigration, Refugees and Citizenship Canada Departmental Plan

IRCC は毎年、「定住プログラムクライアント成果調査」を行って、連邦の助成する各種定住プログラムの効果を検証している（クライアントとは定住支援サービスを利用する移民・難民の呼称）。調査は、1) カナダ法令、教育、保健制度に関する知識、2) 重要な意思決定をする能力、3) 公用語の知識と使用、4) 社会的なインタラクションと参加のレベル、5) 雇用関連の知識を柱とする質問票を作成し、年に一度、全ての移民・難民を対象に実施する。2019 年には、約 160 万人にメールで質問票を送付し、約 12.1 万人から回答を得ている（定住支援サービス利用者は 46.0%）。使用された言語は英語、仏語、中国語、ペルシャ語、アラビア語、アルメニア語、ソマリ語、アムハラ語、スペイン語の 9 言語。

221

IRCC が「IRCC 省計画 2020-2021」で報告した成果フレームワークの代表的なものを以下にまとめた。

指 標	目 標	目標達成 期限	結 果
公用語能力が向上した移民・難民の割合	60.0%以上	年度末	2016-17: 59.9% 2017-18: 50.5% 2018-19: 42.2%
雇用されている移民・難民の割合	65.0%以上	年末	2016: 68.2% 2017: 69.8% 2018: 71.3%
中間所得層以上の移民・難民の割合 （先行する 8 年の所得を基にして いる 2018-2019 年のデータは 2009- 2016 年間に得た所得）	50.0%以上	年度末	2016-17: 53.7% 2017-18: 54.3% 2018-19: 55.9%
カナダに帰属意識を強く持つ移民・ 難民の割合	85.0%以上	年度末	2016-17: 88.7% 2017-18: N/A* 2018-19: 90.6%
カナダでボランティア活動をする 移民・難民の割合	30.0%以上	年度末	2016-17: 34.0% 2017-18: N/A* 2018-19: 30.1%

* 2018 年度以前の調査では、この項目が年間ベースで設定されていなかったため欠損。

²²¹ Measuring outcomes of newcomers, settlement services and of LIP/RIF activities
(<http://p2pcanada.ca/wp-content/blogs.dir/1/files/2019/12/2019W-Th11-All.pdf>)

2.-3. 共生に係る政府の基本方針の対象者（外国人のみを対象としているのか，外国にルーツを持つ者まで含むのか等）概要

基本として，永住者（経済移民，家族，難民・保護対象者）が対象であるが，将来的に永住権取得が見込まれる外国人である一時就労者や留学生にも，例えば就労支援サービス等の一部定住プログラムが開放されている。

カナダは1967年にいわゆる白人主義的移民受入れ制限を排し，以来，移民・難民が英・仏由来であるか，ひいては欧州由来であるかの別なく，出身国の多様化が進んでいる（図3参照）。

2.-4. 共生社会を推進するための基本方針等に規定されている国の機関概要

カナダ移民・難民・市民権省（IRCC）が主たる連邦機関となる。このうち，移民・難民の社会統合に関連する部局は以下である。

- 1 移民プログラム監督部 プログラム運営の監督と指導，各種プロジェクトの実施とプロジェクトパートナー間の調整
- 2 難民問題部 難民保護と定住政策に関する指導・監督を担当。グローバル・コンパクトを基に難民を支援。
- 3 移民局 カナダの経済移民プログラムを担当し，経済移民の受入れ経路やプログラムの開発と管理に関する政策を主導。
- 4 定住・統合政策部 移民・難民の雇用と定住のニーズを特定し，それらニーズを満たす定住プログラム策定のための政策作業を主導する。
- 5 国際ネットワーク部 海外の IRCC 事務所で提出された永住権取得申請書の処理を担当している。

IRCC は，世界 16 か国に窓口を設け，カナダの社会・法制度情報，住宅や雇用に関する生活情報を提供し，移民・難民に到着前から「情報に基づいた意思決定」ができるよう，到着前サービスを提供している。

このほか，就労に関しては連邦の人的資源・社会開発省も関わっている。一般のカナダ人も利用する，ワンストップで行政サービスが利用できるサービスカナダセンターは各都市にあり（全国に 600 以上），社会保障番号の取得，福利厚生，就労・再雇用支援等，連邦の管轄する各種サービスを移民・難民も同様に受けることができる。

2.-4-1. 国の機関，州が果たすべき役割

定款法²²² 第 95 条は，移民の選定と定住が連邦と州の共同管轄であることを定めている。つまり，カナダの移民行政は分散型（非中央集権型）であり，建国まもなく，州が独自に英国，フランスに赴いてカナダへの移植者を募った歴史から，州が移民行政で大きな役割を担い，権限を保持してきた。

連邦の役割は，基本としてニューカマーの社会統合プログラムの目標と優先順位を設定すること（ケベック州はこれに縛られない）²²³，初期導入サービスを提供すること，ある程度の就労支援をすることと，難民・保護対象者を支援する²²⁴ことである。州の役割は連邦の方針に沿いつつ独自の移民戦略を定め，初期導入サービスや難民対象のプログラムを除く全ての定住プログラムを，州や市町村の事情に即した形で策定，実施することである。

連邦と州は，移民・難民の受入れ目標決定と同じく，連邦による定住プログラムの役割分担，資金負担を協議し，合意書をかわして調整する（例えば，カナダーオンタリオ州移民合意，カナダーニューブルンスウィック州移民合意）。なお，ケベック州は連邦の政策に縛られず，資金マネジメントや支出の完全自治権を持ち，独自で移民政策を実施している。²²⁵

連邦と州の基本的な役割区分は以下のようになっている。

生活にかかわること

社会保障番号や健康保険証の取得情報や，基本的な生活情報の提供（到着前・到着後）などの初期導入サービスは連邦が担当する。ただし，健康保険制度の運営は州の権限になる。難民に関しては，連邦が医療費負担，所得支援，住宅支援を行う。

言語

初級の言語教育を連邦が担当し，それ以上のレベルや，職業に特化した専門言語の習得プログラムは各州が策定・実施する。

就労に関わること

²²² Constitutional Act

²²³ 連邦の場合，多文化主義，社会包摂，人種やジェンダーに基づく差別の撤廃，機会均等を社会統合プログラムの基本理念として掲げ，これを推進するプログラムを多く打ち出している（定住成果ハイライト報告 2021）。例）ケベック州以外で仏語を母語とするコミュニティが少数化しているため，仏語コミュニティ拡充のため仏語教育を拡充するプログラム（2019 年から）や，LGBTQ+向けに Rainbow Refugee Assistance Partnership（2020 年に開始。5 年プログラムで，年間最大 50 人の LGBTQ+難民に対する立ち上げ費用と 3 カ月間の収入支援を行う）といったプログラムがある。

²²⁴ カナダ人や永住者のグループが難民のスポンサーとなり，カナダ到着時に経済的，社会的，精神的なサポートを提供して国際難民保護の活動に参画する Private Sponsorship of Refugees プログラムや，迫害された女性，子ども，人権アクティビスト，ジャーナリスト，人道支援ワーカーなどを受け入れる Urgent Protection Program がある。

²²⁵ 受入れ目標の設定，定住プログラムに関わる助成金の割り当てや難民の定住支援業務の分担については連邦と協議し，カナダーケベック協定を締結して調整している。

大半の就労プログラムやサービスは連邦と州の間に交わされた合意に基づいて実施されている。外国取得の資格や職能の認定、商売の許認可は州に権限があり、連邦はそうした認定がカナダの基準を満たしているかどうか調査・監督する。技能養成プログラムや、外国取得の資格保持者、職能者を対象にした再教育プログラムについては、連邦レベルでは人的資源・社会開発省が、州レベルでは技能研修を担当する部署が管轄となり、連邦－州の合意に基づき実施にあたっている。雇用保険基金の運用は連邦の管轄である。

2.-4-2. 自治体機関が果たすべき役割

憲法上、移民政策は市町村自治体の管轄外であり、市町村がニューカマーの定住プログラムを直接、管理・実施することはない。しかし、一時就労者も含め、ニューカマーが実際に住み、働き、生活を営む場となるのは市町村である。市町村自治体の役割は、住宅、レクリエーション、コミュニティ活動、育児、交通などの通常業務を通じて連邦や州の定住プログラムを支えることまた、受入れ側となる市民の多文化理解や移民行政への関与を促進することと位置づけられている。

移民の多い特定自治体

ニューカマーを多くかかえるオンタリオ州の 35 市町村、ブリティッシュコロンビア州の 19 市町村、アトランティック地方の 3 市町村、プレーリー地方の 6 市町村が連邦と Local Immigration Partnership を結び（2017 年時点）、定住プログラムにおけるサービス提供のあり方の改善や、サービスプロバイダー間の連携、統合等の調整を行って、サービス提供がより効率的で効果的なものになるよう図っている。

連邦や州のプログラムで提供されるサービスは多岐にわたる。この結果、小規模なサービスプロバイダーが狭い区画に乱立する、サービスが重複する、あるいは必ずしも成果の挙がらない、ニーズ実態に即さないサービスが継続するといった非効率が起こりがちになる。また、大きな都市にのみ定住サービスが定着し、小規模な市町村の支援サービスが手薄になる事態も生じた。そこで、2008 年、CIC（IRCC の前身）はニューカマーの社会統合には自治体レベルの優先事項があり、自治体による調停が重要であることを認識し、連邦と市町村自治体が連携してニューカマーの社会問題に柔軟かつ効果的に対処するための枠組みとなる Local Immigration Partnership を設立した。目的は、自治体レベルのニューカマーの定住促進にあり、ニューカマーが暮らしやすい地域を自治体レベルで整えることとされた（CIC, 2013）。

パートナーとなった市町村に求められるのは、多様な定住プログラムの実施実態を把握すること、サービスをニーズに応じて整理・調整し、サービスプロバイダー間の連携を強化すること、冗長なサービスをひとつにまとめ、サービスプロバイダーの活動を効率化すること、サービスギャップ（ニーズ実態に応答する、欠落を解消する）に対処することである。このため、自治体は地域の雇用者グループ、警察や派出所、専門家協会、宗教グル

ープ、民族グループ、教育委員会、公共図書館や、医療機関などで構成される作業グループを組織する。実態調査を実施し、地域メンバーでその情報を共有し、その上で、ニューカマーと地域メンバー双方にとってよりよい環境づくりのための行動計画を策定・実施するなどの活動をする。このパートナーシップは連邦助成事業であり、行動計画の成果・実績は、年次で IRCC（と活動に関与した地域メンバー）への報告が義務付けられている。

トロント市では、この Local Immigration Partnership の下に「ニューカマー戦略」を策定し、地域と移民のニーズに密着した雇用・保健サービス、公共サービスへのアクセス改善を試みている。

2.-4-3. 企業等が果たすべき役割

カナダでは、連邦、州の大半のプログラムの提供を実際に担うのは NGO である²²⁶。連邦や州のプログラムは大きく生活オリエンテーション、言語や技能教育、就労支援、地域社会とのつながり支援、政策・プログラム開発の5分野に分かれているが、これには民間事業体のほか、言語教育に関しては大学が、就労・転職サービス、就労関連プログラムの実施やサービス提供については企業や商工会議所がステークホルダーとして関与・協力することもある。

連邦がプログラムの実施で助成している組織は全国で 572 機関ある（「2015－2019 年プログラム評価」）。州も同様に、多くのサービス提供を NGO に委託している²²⁷。こうした非政府組織はサービスプロバイダーと位置づけられ、連邦の場合は、革新的な提案を求める形で企画を公募し、応募の中から有望な企画や機関を選定する形を採用している。政府の助成を受けるためには、活動内容と、その活動により到達される目標を提示しなければならない。設定した目標に対する成果は活動実績として定期報告書で提出し、次期の助成金支給の査定対象とされる。²²⁸

連邦や州が NGO にプログラム実施を委ねる理由は、こうした NGO が地域に根差し、現場の実態を把握できる立ち位置にあること、多くはニューカマーが直面する問題を自ら直接体験していること、民族固有のコミュニティや地域とつながりがあり、社会連携が進めやすいことが挙げられている²²⁹。また、政府側は、NGO を介したほうが移民ニーズをより把握しやすく、それを政策に反映できる利点がある。例えば、意図した職能での就労ができない、職業に特化した専門言語の習得が必要である、子育てのため、言語習得プログラムに参加できないなどの声で、カナダではこうしたニーズをくみ上げ、成果の挙げた手法をベストプラクティスとして標準化し、プログラムのイノベーションに活かしてきた。

²²⁶ ケベック州では、独自に方針を定めている。

²²⁷ 代表的なものとして、オンタリオ州最大の COSTI がある。

²²⁸ Measuring outcomes of newcomers, settlement services and of LIP/RIF activities
(<http://p2pcanada.ca/wp-content/blogs.dir/1/files/2019/12/2019W-Th11-All.pdf>)

²²⁹ “From Immigration to Integration” OECD 調査 2006

2019年には、2020年開始で最大5年間の連邦定住プログラムにおける「質の高い支援サービス」企画の全国公募が行われ（政府機関も応募が可能）²³⁰、824のサービス企画が選ばれている。提供される支援サービスの分野は、先述した生活オリエンテーション、言語や技能教育、就労支援、地域社会とのつながり支援、政策・プログラム開発だが、この2020年開始プログラムでは柔軟性に富み革新的な企画を求めることと、特に女性、若年層、高齢者、LGBTQ+や、障害者といったマイノリティに属するニューカマーのかかえる問題に対処する企画を求めることが明記された。採用された企画には、例えば、13-18歳までが対象の少年少女クラブ（ニューブランズウィック州モンクトン市）の活動企画や、メンタルヘルス問題をかかえる移民に対する福利の取組、オンラインによる言語学習などが含まれている。2020年4月開始のこの企画は、既存の連邦サービスを補完するものと位置づけられている。

2.-4-4. 支援団体等が果たすべき役割

カナダでは、第三セクターが移民支援にかかわった歴史は古く、はじめは赤十字社やYWCAが、大きな港や鉄道の到着地でニューカマーに支援サービスを提供したことにさかのぼる。

カナダの場合、定住サービスの提供において団体が単体で活動するケースもあれば、自治体の項で述べたLocal Immigration Partnershipの下、複数の団体がある種のコンソーシアムを組んで、就労、教育、住居、交通移動の支援や、言語プログラムの実施を担うこともある。もちろん、支援団体ごとに特定の地区の支援をする、特定分野において支援をするといった守備範囲はあるが、連携も支援団体間のみに留まらず、警察と協働した移民の定住と適応推進活動であったり、図書館や教育委員会、教会と連携して移民の定住と言語習得サービスを提供する、ということがあり得る（例はオンタリオ州グエルフ市）。地域の事情により、取組は様々な形をとり、活動形態によって連邦（IRCC）や州からの助成を受けるものもあれば、メンバーの寄付金を資金として活動する団体もある。

形態は、次のようにまとめることができる。

- 1 民族主体型：ある民族のコミュニティによって、そのコミュニティのために組織されたもの。
- 2 多文化型：特定の地域の移民・難民ニーズに対応するために組織されたもの。他の地域へと発展拡大する場合もある。
- 3 宗教型：信仰に基づく、宗教コミュニティのニーズに対応するもの。
- 4 サービス特化型：特定のニーズに焦点をあてたもの。（例：職業訓練、メンタルヘル

²³⁰ <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/news/2019/02/irccs-national-call-for-proposals-2019.html>

ス対応)

- 5 部分型：より広範な地域社会対応の一環として、定住サービスもその業務のひとつとするもの。（例：女性全般にサービスを行う女性センターなど）

活動資金は、次のようにまとめることができる。

- 1 連邦，州，市町村の助成
- 2 連邦からも州からも助成を受ける合体型
- 3 個人の寄付や募金
- 4 財団によるもの
- 5 別個に収益事業を行うもの

市場競争原理にそぐわないサービスの提供，つまり，高コストなテクノロジーを必要としない分野，スタッフに賃金を支払うほどの専門性が求められない分野などでのサービス提供をする団体としては，教会，あるいは同民族グループやボランティア団体が社会参画活動において大きな役割を果たしているかもしれない。

3 章. 外国人に対する当該国の言語を教育する制度 概要

3.-1. 外国人が言語教育を受けるに当たっての公的制度の有無

連邦 IRCC の移民審査制度により、多くの経済移民は言語教育を受ける必要はないが、能力が不足していたり、英・仏の一方の言語しか扱えない場合や（ビジネスにおいては、両方が扱える方が有利になることがある）、必ずしもカナダの公用語能力を持たない難民・保護対象者がいるため、連邦が初級の言語教育を無料で提供している。それ以上の言語教育は、各州がそれぞれの地域の実態に応じ、教育機関や企業と連携して、様々なニーズに対応した言語習得プログラムを提供している。

連邦 IRCC による初級言語プログラムの対象者は成人の永住者で、受講義務はない。受講時間はプログラムによりそれぞれで、昼間部、夜間部、週末のみのクラスがあり、フルタイムやパートタイム受講が可能であり、遠隔地の場合は教材を支給してオンラインでも学習できるなど、ニーズに応じ、かなり柔軟に実施されている。場所によっては、育児を行う者のための託児所が併設されているか、託児コストを賄う、あるいは交通費を支給する所もある。

言語教育を受けるには、まず、最寄りの言語評価センターでクラス分けのテストを受けなければならない（オンラインで模擬評価もできる²³¹）。その後、センターが各自の能力、あるいはニーズに応じて学校や既存クラスを紹介するという流れになっている。

評価には、リスニング、スピーキング、リーディング、ライティングを総合的に評価し、12 のレベルに分けるカナダ言語ベンチマーク（CLB）が用いられ、1-4 レベルを初級、5-8 レベルを中級、9-12 レベルを上級とし、連邦はこの 1-4 レベルの初級クラスを支援する。これ以上のレベルのクラスは州の管轄となり、例えばマニトバ州では、レベル 8 までを支援の対象としている。クラスには、一般言語クラス、「読み書き」を不得手とする人を対象とした識字クラス、州の管轄となるが、職能に特化した上級言語クラス、特定ニーズに対応したクラスなどがある。

こういった種類のクラスがどこで実施されているかなどの情報は、連邦によるサービス照会ポータル、<https://www.cic.gc.ca/english/newcomers/services/index.asp> で検索することができる。

なお、18 歳までの就学児童、青少年に関しては、学校で ESL（第二言語としての英語）や FSL（同仏語）の課外授業が設定されている。

²³¹ www.clb-osa.ca.

3.-2. 外国人への言語教育制度を実施するための法的根拠の有無

カナダ多文化法第3条(1)の(i)は、「英語と仏語以外の言語の使用を維持、強化すると同時に、カナダの公用語の地位及び使用を強化すること」と定めている。また、移民・難民保護法3(1)(b.1), (c)と(b)は、「統合にはニューカマーとカナダ社会の相互に義務が伴うことを認識しつつ、永住者のカナダへの統合を成功させること」とし、移民による公用語能力の獲得を奨励している。

言語介入は、カナダの社会統合推進型定住支援の5つの柱のひとつである（ほかに、生活オリエンテーション、就労支援、地域社会とのつながり支援の介入と、調査研究や政策・プログラム開発がある）。永住者である移民・難民の言語習得は、彼らの社会統合を促進するために必要不可欠なものであり、その習得への支援がカナダ社会を益するとして合理化されていると考えられるが、義務ではない。現実には、家族移民、特に高齢者の場合、公用語を修得しないままの者もいる。

3.-3. 外国人への言語教育制度の経費負担者及び利用者負担の有無

連邦 IRCC や州が提供する言語教育の経費は無料であり、全て税金で賄われる。

カナダには英語・仏語能力検定制（民間）があり、職場、あるいは大学等の高等教育機関が採用や入学にこうした能力証明を求めることがある。このため、民間の営利事業としての言語教育も盛んで、自費で言語スクールに通うこともできる。代表的な認定として、英語には、国際英語言語検定制（IELTS）、カナダ英語言語能力指標プログラム（CELPPIP）、外国語としての英語検定（TOEFL）、フランス語にはフランス語検定（TEF）、フランス語学習証明（DELF）がある。

このほか、地域の有志グループや同民族グループの開催する無料の言語学習サークルも存在する。

3.-4. 言語学習における言語能力の到達目標の設定の有無

連邦 IRCC の提供する初級教育はレベル4に到達するまで、何年でも受講でき、やり直しが可能である。難民の場合、キャンプ生活が長かった、あるいはジェンダーを理由に学習機会がなかったなど、そもそも教育に触れる機会が希薄だった者も多く、改めての言語習得には時間がかかる。そうした様々な事情が配慮されている。

一方、プログラム提供者（サービスプロバイダー）には、企画申請の段階でそのプログ

ラムが目指す成果目標の設定が義務付けられている。また、プログラムがニューカマーの言語習得に有効だったかどうかを評価するため、設定目標に対する実績を定期的に報告することが義務付けられている。

州の提供する初級レベル以上のクラス、職能に特化した言語クラス等については、プログラムに応じ、州がそれぞれ管理しており、統一で定められた基準はない。

3.-5. 入国・在留（入国前、在留の更新、永住許可、市民権取得時のいずれの時点か）の要件としての言語学習の義務付けの有無

移民審査時、又は市民権を申請する際、対象者にはレベル 4 以上の公用語能力を既に持っていることが求められる。難民をはじめ、移民に法的に言語学習が義務付けられることはないが、習得メリットが習得コストを上回るという動機付け、それに対応する学習機会の提供は随所で行われている。

3.-6. 言語教育の講師になるための認定制度（資格制度、公的機関による認定制度、大学等における専門課程等）

言語教育の講師になるためには、英語は TESL（第二言語としての英語教師）、仏語は TFSL（同仏語教師）が一般的に必要とされる資格で、民間非営利機関の TESL カナダが公式認定機関となっている。

資格取得のためには、専攻を問わず、大学か、専門学校で 100 時間以上の TESL/TEFL のコース授業を受講し、20 時間以上の実習経験が必要である。TESL カナダが認定する学校が望ましいが、そうでない場合は、TESL カナダに申請し、TESL カナダの要件を満たしていれば、資格を取得することができる。

州によっては、独自の第二言語教師の認定制度を設けている場合がある。例えば、オンタリオ州では、OCELT（オンタリオ認定英語教師）資格制度を設けている。資格認定されるためには、大学で専門教育を受けているか、そうでない場合は TESL オンタリオ認定資格を申請して、認定試験を受ける必要がある。資格認定を申請するには、TESL の理論と方法論に関する 250 時間以上の授業を受講し、30 時間以上の授業参観、20 時間以上の実習経験が求められる。

州が認定資格を付与している場合、州の資格が TESL カナダの認定資格に優先する。オンタリオ州のほかにも、マニトバ州が独自の認定資格制度を設けている。

4 章. 外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育（以下、「生活オリエンテーション」という。） 概要

4.-1. 外国人が生活オリエンテーションを受講するに当たっての公的制度の有無

イネイブルサービス（「できるようにする」サービス）として、1）ワークショップ等での情報・相談提供、2）ガイドブック等による情報提供、3）個別の対象者支援の制度が存在する。

1）ワークショップ、説明会では、いわゆる生活オリエンテーション的な支援が行われる。カナダでの生活に必須な生活情報は、到着前サービスとして国外 16 か所の連邦 IRCC のサービスプロバイダーが、到着後サービスとして連邦や州の助成する NGO が、ワークショップ、テーマを特化したフォーカスグループという形式で、1 対 1、あるいはグループで提供している。オンライン形式、対面式の両方に対応し、受講は義務ではない。電話での相談も受け付けている。

ワークショップ、テーマの定められたフォーカスグループは、一般的な説明会というよりはむしろ、対象者の持つ個別の問題に対応するものである。

例えば

- － 子どもを持つ対象者が学校制度に関するグループオリエンテーションに参加し、他の家族と知り合いになる。
- － 喘息の子どもを持つ対象者が 1 対 1 の面談式で、喘息治療にかかわる地域の医療制度について説明を受ける。
- － 就労に関するオンライン・オリエンテーションに参加し、カナダの雇用市場について学ぶ。
- － 対面式のワークショップで履歴書の書き方を学ぶ。

といった形で、対象者はニューカマーの視点で取り揃えられた様々なサービスを、繰り返し利用できる。対象者は、到着前・後とも基本的には、経済移民、家族移民、難民などの永住者、あるいは取得予定者全てだが、受講は義務ではない。実施方法も、実施主体であるサービスプロバイダーや、NGO に設定が委ねられている。

2021 年の「定住成果ハイライト報告」によれば、ニューカマーが必要な情報をどこから得ているかの調査で、連邦 IRCC 助成のプロバイダーを介してとするものが最も多く、次いで友人から、親族から、インターネットでという順になっている。

このほか、連邦 IRCC は 2) のガイドブック「Welcome」という冊子をまとめ、オンライン上でも PDF として公開している。内容は、カナダでの社会保障番号（連邦の管轄）や健康保険証（州の管轄）の取得の仕方、法令や、賃貸、医療、金融等の社会制度の在り方、

消費や暮らしに関連した社会習慣，学校関係，就労，防犯・交通安全等の情報の紹介と，こうした活動を支援するプログラムにどういったものがあるか，どうアクセスするかを紹介する仕様となっている。生活に関連するこうした各種支援プログラム情報は，連邦 IRCC の運営するポータル，州のポータルでも検索することができ，電話で問合せすることもできる。

ガイドブック「Welcome」は，アラビア語，アゼリ語，ダリ語，英語，ファルシ語，フランス語，パシュトー語，ロシア語，シンハラ語，タミル語，ヒンディー語，トルコ語，ウルドゥー語の 13 言語に対応している。

3) の個別対応サービスは，「ニーズ，資産評価，紹介サービス (Need and Assets Assessment and Referral Services (NAARS))」²³²と呼ばれるもので，到着前，あるいは移住初期に行うことが望ましい「タッチポイント介入」とされている。

内容は，

- － 対象ニューカマーのニーズの聞き取り
- － 資産の評価や就労照会
- － 対象者に必要が見込まれる定住支援プログラムを案内する
- － 関連プログラム・支援につなぐ（可能であれば到着前に調整が図られる）

到着後も随時，利用が可能で，対象者一人一人に支援プログラムをカスタマイズするサービスといえる。個別面談が基本だが，オンラインでの相談も受け付けている。長期的な利用が想定されており，例えば，言語の上達をどうするか，雇用市場でどう自分の強みを発揮していくかといった相談をインテークし，利用可能なサービスを紹介する。又は，難民等の場合，ケースマネジメント手法で，対象者の持つ資産や能力リソースを検証し，住居や子どもの教育が関わる移住生活をどう計画するか，利用可能なサービスは何かを知らせ，関連プログラムにつなげる，といった形ではじめる。そして，任意ではあるが次回ミーティングが計画され，対象者の現状を定期的に検証・確認し，必要に応じ，プランの変更を行う等の活動提案を行う，といった形で実施されている。

ニューカマーには，移住先でどういう支援サービスがあるのか知らず，メリットを享受できない人もいる。このサービスの利用によりそれが回避できるばかりでなく，対象者の状況に応じたプログラムが特定できる。また，対象者もいち早く支援につながることで効率的に定住プロセスを進めることができる。こうした点で，カナダ側にもメリットがある。「定住成果ハイライト報告，2021」によれば，このサービスを利用した者の 95.0%が助けになったと評価している。

²³² <https://tesoc.org/settlement-services-naars/>

4.-2. 生活オリエンテーションを実施するための法的根拠の有無

カナダ多文化法 3 (2) (c) は、「カナダ社会の継続的な発展と形成において、あらゆる出自の個人やコミュニティの完全かつ公平な参加を促進し、そうした参加を阻むあらゆる障壁を取り除くことを促進する」と定めている。また、言語教育の場合と同じく、移民・難民保護法 3 (1) (b. 1), (c) と (b) の「統合にはニューカマーとカナダ社会の相互に義務が伴うことを認識しつつ、永住者のカナダへの統合を成功させること」も根拠となっている。加えて、国による生活オリエンテーションの介入は、カナダの社会統合推進型定住支援の 5 つの柱のひとつである。

カナダは多文化主義、社会包摂、人種やジェンダーに基づく差別の撤廃、機会均等を社会統合プログラムの基本理念として掲げている。IRCC は、異なった文化圏から来る移民・難民の立場を尊重すること、移民・難民が「情報に基づいた意思決定」ができるよう計らうことをカナダ側の責務と位置づけ、その根拠を上記のカナダ多文化法、市民権法、人権法にもおいている。

さらに、SDGs 目標 8：持続可能で社会包摂的な経済成長、生産的な完全雇用や、適正な仕事を人々に提供する、と、目標 10：国内及び海外での不平等の是正する、も根拠として頻繁に言及されている。

4.-3. 制度の経費負担者及び利用者負担の有無

到着前サービスに関しては連邦 IRCC が、到着後サービスに関しては連邦 IRCC と州がサービスプロバイダーに資金提供を行っており、利用者負担はない。

4.-4. 運営主体及び運営主体に指定されるための認定制度の有無

連邦 IRCC、あるいは州がプログラム企画募集の形で実施 NGO を募っている。

プログラム応募の規則に関しては、連邦については、サービスプロバイダーによる全ての定住プログラム企画に適用される規則として、「定住プログラム諸規則」²³³を準拠規則としている。

²³³ <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/transparency/program-terms-conditions/settlement.html>

社会保障番号の発行や、カナダの法令、社会制度を紹介する初期導入サービスは連邦の管轄であるが、健康保険証の発行や、住居、交通、その他生活に根差した情報の提供は州の管轄となっている。

5 章. 外国人に対する情報発信 概要

5.-1. 行政機関（国，州，自治体。以下同じ。）による多言語での行政情報発信の有無 また，当該国の公用語における「やさしい日本語」に該当する概念の有無

先に述べた連邦によるガイドブックでは，カナダ全体の一般的な行政情報や制度が 13 言語で紹介されている。同様のガイドブックは州でも編さん，提供されており，州の移民担当部局が州の実態にあわせた，社会保障制度，各種手続，医療，保健，消費生活，防災などの生活に必要な情報を刊行物，あるいはウェブ上で公開している。言語数は州によりまちまちで，各州のニューカマーの受入れ実態に応じた言語数で準備されているものとみられる。

例えば，オンタリオ州の移民担当部署は市民権・移民省となり，ウェブは，2000 年に Settlement.Org というポータルで開設されている。このポータルでは，オンタリオ州で利用可能な支援サービスやサービス機関の一覧のほか，住居，保健，雇用，教育，無料の法律相談などの，様々な生活情報を 30 言語で閲覧できるようになっている。²³⁴

ブリティッシュコロンビア州の移民担当部署は，2007 年に創設された WelcomeBC である。WelcomeBC のウェブ上では，オンタリオ州と同様，州で利用可能な支援サービスやサービス機関の一覧のほか，州の制度，生活のあり方を紹介したガイドブックの電子版が 8 言語で閲覧でき，医療，雇用，交通規則，教育，銀行口座の開き方，特殊支援（障害者，高齢者，メンタルヘルスその他）を受ける方法，その他，様々な生活情報が得られる仕組みになっている。²³⁵

こうした基本情報以外の公的機関の情報発信は，原則としては公用語（英語及びフランス語）のみで行われている。「やさしい日本語」にあたる概念は特に見当たらない。これまでみてきたように，カナダにおけるニューカマーの社会統合度は著しく高く，例えば今回の新型コロナ対応など，緊急の情報については，適宜，定住支援にあたるサービスプロバイダー（民族由来も含む）や，地域コミュニティを介して広く共有が図られているものとみられる。

5.-2. 行政機関における主な情報発信の媒体・方法（その媒体・方法を採用している理由を含む。）また，行政機関が発信する情報を一元的に取りまとめ，発信している媒体の有無

²³⁴ <https://settlement.org/translated-information/>

²³⁵ <https://www.welcomebc.ca/Start-Your-Life-in-B-C/Newcomers-Guides>

物理的には、連邦は、全国各所に行政窓口としてサービスカナダセンターを持ち、対面での問合せに応じている。州や市町村レベルでも、ニューカマー向けのサービス事務所があり、定住プログラムの実施と併せ、行政情報の提供を行っている。また、NGO のサービスプロバイダー（支援団体）も同様に、行政情報の提供を担っている。

例えば、オンタリオ州では、民族由来を含む様々な支援サービスプロバイダー116 機関が行政情報の伝達を支えている（最寄りの照会機関として、オンタリオ州 Settlement.org に一覧されている）。ブリティッシュコロンビア州も同様であるが、移民の受入れ数が6位のサスカチュワン州では（図2参照）、州内16か所に州立ニューカマーゲートウェイと呼ばれるサービス事務所があり、ここを行政情報の窓口としている。

オンライン媒体としては、連邦も州もともにポータルを開設し、ポータル上で最寄りの支援団体が検索できるツールを掲載している。

例えば、連邦は、www.cic.gc.ca/english/newcomers/map/services.asp を管理している。オンタリオ州のポータルは、先にあげた Settlement.org のほか、州のホームページ、Getting Settled in Ontario (<https://www.ontario.ca/page/getting-settled-ontario>) でも同様の情報を公開している。ブリティッシュコロンビア州のポータル、WelcomeBC (<https://www.welcomebc.ca/>) では、行政情報や支援プログラムの内容がポータルに搭載された Google 社提供の翻訳ツールを介して多言語で閲覧できるようになっている。

こうした生活に関わる行政情報は、NGO のサービスプロバイダーがそれぞれ独自にウェブを開設して発信し、中には Google 翻訳をポータルに搭載して全言語に対応するプロバイダーもある。²³⁶

必ずしもオンライン環境にない²³⁷、あるいはデジタルリテラシーが低い対象層も視野に入れ、行政のみならず支援団体の介入も含む形で情報の提供・伝達ルートの冗長性を確保し、媒体を多層化している。背景には、ニューカマーに「情報に基づいた意思決定」を可能にするというカナダ移民政策の目標があるものとみられる。

5. -3. 国及び州が策定する外国人に対する情報発信のためのガイドラインの有無

内容は連邦や州のガイドブックの情報に準じる必要があると思われるが、ガイドラインは特には見当たらない。

²³⁶ 例えば、COSTI <http://www.costi.org/>

²³⁷ 公共図書館ではインターネットアクセスを提供している。定住支援ワーカーが常駐する図書館もある。

5.-4. 国及び州による自治体等への情報発信に関する体制整備のための支援の有無

2.-4-2. 自治体機関が果たすべき役割で述べた，連邦と市町村との間の Local Immigration Partnership 合意での取り決めによる以外，特には見当たらない。Local Immigration Partnership は，連邦が助成している。

5.-5. 外国人が正しい情報を直接受け取ることができる仕組み

先にも述べたとおり，ニューカマーに「情報に基づいた意思決定」を可能にするため，支援団体の介入，情報の提供・伝達ルートの多層化等，媒体の数そのものを豊富にそろえるというのが基本コンセプトだと考えられる。

また，間接的ではあるが，カナダは定住支援の5つの柱の1つに，地域社会とのつながり介入を掲げている。つながり介入とは，ニューカマーが地域を知り，つながりを培う，または受入れ側の地域がニューカマーの文化や事情を知り，よりよいコミュニケーションがとれるようにすることを目標にした様々な情報，機会や催しを提供する介入である。例えば，neighbourhood days（隣づきあいの日），ユース・クラブや，ニューカマーの文化を知るためのワークショップ，民族フェスティバルの開催，教育現場で文化的感受性を取り上げるなど，州，市町村といったローカルベースで，工夫をこらした取組が地道に行われている。ニューカマーが地域社会で孤立することなく，早く，スムーズにコミュニティに溶け込み，活動的な成員になることが，ひいては，彼らが正しい情報を直接，自力で得ることにつながっていく。この介入では，ニューカマーがゆくゆくはボランティアに参加するなど，何らかの形で地域に役割を見いだすまでに成長することが目標とされている。

6 章. 外国人に対する相談体制 概要

6.-1. 行政機関が運営（委託等含む。以下同じ。）する外国人向け相談窓口の設置の有無

行政機関が運営する総合的な相談窓口としては，連邦，州，市町村の各レベルにあるサービス事務所と，生活オリエンテーションの項で述べた連邦による初期導入サービス，Need and Assets Assessment and Referral Services（NAARS）（民間が実施している場

合もある)がこれにあたると思われる。設置の根拠法令は前述したカナダ多文化法「あらゆる出自を持つ個人やコミュニティを、カナダ社会に完全かつ公平に参加することを促進する」となる。利用者の負担はなく、対応分野は移住に関する相談全般となっている。

ただし、実際にニューカマーの相談支援にあたるのは主として NGO であり、連邦、又は州はそれぞれ、多様かつ個別の生活ニーズに対応した支援プログラムを助成している。理由として、こうした NGO が地域に根ざし、現場の実態を把握できる立ち位置にあること、多くはニューカマーが直面する問題を自ら移民として直接体験していること、地域と民族固有のコミュニティとつながりがあり、社会連携が進めやすいことがその背景にある。カナダのやり方としては、ニューカマーがひとつの定住プログラムにつながることで、別の定住プログラムにつながり、その過程でニューカマー自身の社会的なつながりが次第に強化されるという、支援ネットワーク方式がとられていると言える。

6.-2. 行政機関における主な相談対応の手段とその理由

NAARS に関しては、対面、電話、オンラインで受け付けている。

その他の行政機関における相談窓口では、対面のほか、電話、オンラインで問合せができる。

パンデミック下にある現在、対面での相談を受け付けていない場所も多い。

6.-3. 行政機関が運営する外国人向け相談窓口における対応言語数、翻訳・通訳体制

行政機関の運営する相談窓口の対応言語は、原則として、公用語(英語及びフランス語)である。相談に訪れる者には、身内、友人か、私費による通訳者を随伴する必要があるが、通訳・翻訳サービスや、難聴者向けの通訳を担う支援団体がある²³⁸。そもそも当該言語に対応できる支援団体がサービスプロバイダーとして相談に対応しているなどの事情から、言語が問題になるケースはまれではないかと考えられる。一方、難民の場合は、翻訳・通訳の費用は税金でまかなわれるため、無料である。ただし、翻訳人・通訳人を確保するためには、あらかじめ申請書を提出し、受理されなければならない。通常は、支援団体のサービスを利用するケースが多い。

先にも述べたサスカチュワン州では、来訪者には身内、友人の随伴を要請しており、それができない場合は OPI (電話通訳) を活用して対応している。

²³⁸ 例: オンタリオ州の、ニューカマー向け翻訳・通訳サービスプロバイダー一覧 <https://211ontario.ca/211-topics/newcomers/interpretation-translation/>

6.-4. 翻訳人・通訳人を育成する公的制度の有無

裁判手続や、公的な申請場面における認定通訳者、公式文書翻訳者には公的な資格を持っていることが求められるが（認定制度は各州の認定委員会の管轄）、それ以外の翻訳、通訳を担う人材、例えば支援団体に従事する翻訳・通訳人材を育成するような公的制度は見当たらない。

公式資格を取得するには、例えば、州ごとに存在する認定機関が実施する試験に合格する、あるいは何年か以上の実務経験があるなどの要件を満たし、その認定機関会員になることとされている。²³⁹

6.-5. 国及び州による自治体等への相談体制整備に関する支援の有無

先に述べた Local Immigration Partnership 合意での取り決めによる以外、特には見当たらない。

6.-6. 相談者の困り事を解決するための外国人相談窓口と他機関（国の機関、州、自治体、企業、支援団体等）との連携状況

自治体レベルには、Local Immigration Partnership 合意により、地域の雇用者グループ、警察や派出所、専門家協会、宗教グループ、民族グループ、教育委員会、公共図書館や、医療機関などで構成される作業グループが組織され、行政や支援団体による支援状況の実態を把握し、連携を調整している。ニューカマーの抱える生活上の問題はこうしたニューカマー向け定住プログラムが実施される過程で把握され、必要に応じて新たに関連機関の連携を確立し、問題を克服するための解決策が検討される。この実態調査及び、実施された調整は、連邦 IRCC に報告する義務がある。

この Local Immigration Partnership をはじめ、連邦助成プログラムを実施する各サービスプロバイダーには、実施したプログラムに対する報告書の提出が義務付けられている（州の行政窓口もこれに含まれる）。連邦 IRCC は、こうした報告書と、IRCC が直接、メ

²³⁹ <https://www.languagesim.com/how-to-become-a-certified-translator-in-canada/>

ールによる調査票で実施する「定住プログラムクライアント成果調査」の結果や、IRCC 独自の調査・研究から、連邦の移民政策に反映すべき問題を割り出し、必要に応じ関係省庁と、あるいは関連機関と連携し、措置を講じている。

例えば、「2020 年移民に関する年次国会報告」には、白人種に比べ、有色人種（ビジブルマイノリティ）でかつ女性である場合の失業率が高い²⁴⁰ことに対処し、2018 年、ビジブルマイノリティ新移民女性パイロットを立ち上げ（3 年予算 31.9 百万カナダドル）、ビジブルマイノリティ女性の雇用促進を図る組織への助成をはじめた、とある。

また、文化的違いから発生しがちな、カナダでは法的に容認されない女性（や、子ども、高齢者）に対する暴力の発生を認識し、連邦の女性・ジェンダー平等省と IRCC が連携して防止の取組をはじめている。

このほか、

- － 連邦 IRCC は、障害者、女性、未成年者、高齢者、難民、LGBTQ+からのニーズに応え、定住サービスに心のケアに係るプログラムを含めるよう、サービスプロバイダーに要請した。
- － 2019 年、DV 被害を受けている新移民に、法的地位、労働許可、医療保険を保証した一時居住許可が申請できるようになった。

などがある（同「2020 年移民に関する年次国会報告」）。

7 章. 外国人を支援する専門人材等 概要

7.-1. 外国人の困り事を解決するための支援をする専門人材（以下、「専門人材」という。）の有無

ニューカマーの定住支援にあたる人材は、総称的に定住支援ワーカーと呼ばれているが、単に各支援機関が求める職務内容を行う人材を指し、公的機関が資格認定をするといった専門人材とは言えないようだ。定住カウンセラー、コミュニティサービスワーカーと呼ばれることもある。どういった学歴、知識、経験、資格をその人材に求めるかは、各支援機関が決め、応募の際に明記している。

定住支援ワーカーとは別に、定住支援に特化せず、カナダ社会一般で働くいわゆるソーシャルサービスワーカー、雇用カウンセラー、コミュニティワーカー、幼児教育者アシスタント、プログラム・コーディネーターがニューカマーの困りごとの支援に関与することもあり、これら専門職の資格認定については、州ごとに決めがある。

また、外国で取得された類似の資格についても、各州の外国取得の職能認定機関が審査

²⁴⁰ 有色の男性移民 8.5%，白人の男性移民 6.4%に対し、有色の女性移民の失業率は 9.7%

し、認定を行っている。

7.-2. 専門人材の業務内容

各支援機関（行政も含む）により、具体的な業務内容は異なるが、一般的には、4章の生活オリエンテーションで述べた、ニューカマーのニーズと問題を評価するための情報を収集し、特定されたニーズを満たすための行動計画を策定し、実施する、または、利用可能なリソースを提示し、支援を行う、各種支援機関につなぐこととなり、以下のようにまとめることができる。

- 法律，就労，教育，言語，金融，社会施策等，定住に必要な情報を提供し，利用可能なプログラム，例えば法律相談，職業トレーニング，言語スクールや，各種ワークショップを紹介する。
- 住宅，医療，福祉サービス，交通等，生活に必需な情報を提供する。
- 教育，レクリエーション，育児の分野で助言を行い，利用可能なリソースを提示する，又は紹介する。
- ニューカマーの権利や義務に関する情報を伝える。
- 政府給付金（例えば，雇用保険，年金，病休給付，今期の新型コロナに関連した緊急給付等）の申請書類の記入を補佐する。
- 就労に係る機関との連絡や，就職活動の支援をする。
- 通訳や翻訳サービス（言語と文化の両面で）を行うか，そういったサービスを紹介する。
- 文化適応の過程で生じる危険のある，うつ病，家族暴力，薬物乱用などの警告サインを早期に察知し，適切なサポートサービスにつなぐ。
- 銀行，買い物，言語の習得，交通手段，様々なコミュニティサービスの利用など，日常生活への対応において，ニューカマーを支援するための生活技術サポートを提供する。

7.-3. 専門人材の活動場所

政府機関，学校，公共図書館，コミュニティセンター，ニューカマーセンターや，企業，各種支援団体が活動の場となっている。

7.-4. 専門人材の育成制度（資格制度、公的機関による認定制度、大学等における専門課程等）

資格制度や公的機関による認定制度はないが、定住支援ワーカーで通常求められるのは、大卒であること、0－2年の就労経験があること及び、次のようなものがある（オンタリオ州の Settlement.Org 記載）。

- 英語、又は仏語での読み書き能力
- 別の言語での読み書き能力（必要に応じ）
- ニューカマーのニーズと課題を理解する力
- 文化にセンシティブで、異なる背景を持つ人々とうまくコミュニケーションがとれる。

ただ、定住ワーカーは人間に関わる問題全般を扱うヒューマンサービスである。まず、対人コミュニケーションの基礎があること、仲介、交渉やもめごとの解決能力があることのほか、カナダにおける移民・難民に関する法律や政策の知識と理解、ニーズとリスク査定能力、家族ダイナミクス、人権と多様性の問題、行動管理、言語発達や、福祉、倫理と、広範な知識を持っていることが必要になる。大学には、これらに関連する科目や実習を提供するソーシャルサービスワークやコミュニティワークの1年程度のコースを設け、修了証（diploma）を付与しているところもあり、支援機関が採用の要件にこの修了証を求めることもある。

参考資料一覧

文献一覧

「カナダにおける移民政策の再構築」, 移民政策研究 第4号 P2-13 大岡栄美 関西学院大学, 2011

“From Immigration to Integration”, OECD, Bob Birrell, Elizabeth Mcisaac, 2006

“Immigration and integration in Canada”, Mary Liston, 2008

“The New Local Governance of Immigration in Canada: Local Immigration Partnerships and their role in Immigrant Settlement and Integration in Small- and Medium-sized Ontarian Cities”, Rebecca Pamela Pero, 2017

“Best Settlement Practices-Settlement Services for Refugees and Immigrants in Canada”, Canadian Council for Refugees, 1998

(政府公表評資料)

Immigration, Refugees and Citizenship Canada Department Plan 2020-2021, 連邦移民・難民・市民権省 (文中では IRCC 省計画と表記)

Settlement logic model (文中では定住ロジックモデルと表記)

2021-2023 Immigration Levels Plan (文中では 2021-2023 レベル計画と表記)

Immigration Levels Plan 2020-2022

Measuring Outcomes of newcomers, settlement services and of LIP/RIF activities, 2019

Settlement Outcomes HIGHLIGHTS Report (2021) (文中では定住実績ハイライト報告 2021 と表記)

2020 Annual Report to Parliament on Immigration (文中では, 2020 年移民に関する年次国会報告と表記)

Settlement Program Terms and Conditions (文中では, 定住プログラム諸規則と表記)

Toronto Newcomer Strategy (文中ではトロント市新移民戦略と表記)

<https://www.toronto.ca/city-government/accountability-operations-customer-service/long-term-vision-plans-and-strategies/toronto-newcomer-strategy/>

Settlement Worker (文中では定住支援ワーカーと表記)

<https://settlement.org/alternative-jobs/social-worker/settlement-worker/>

(記事)

トロント市「ニューカマー戦略」

<https://natoassociation.ca/integration-of-immigrants-in-canadian-society-bridging-the-global-to-the-local/> ト

オンタリオ州地方自治体による Local Immigration Partnership の取組

<https://www.northernpolicy.ca/success-of-lips-and-rifs>

その他, IRCC の記者発表オンライン掲載資料

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/news.html>

機関一覧

連邦:

カナダ移民・難民・市民権省 (IRCC)

市民権省

人的資源・社会開発省

州:

移民担当部局一覧

アルバータ州	www.albertacanada.com/immigration
ブリティッシュコロンビア州	www.welcomebc.ca
マニトバ州	www.immigratemanitoba.com
ニューブルンスウィック州	www.welcomenb.ca
ニューファンドランド州	www.nlimmigration.ca
ノースウエスト準州	www.gov.nt.ca
ノバスコシア州	www.novascotiaimmigration.com
ヌナブト準州	www.gov.nu.ca
オンタリオ州	www.ontarioimmigration.ca
プリンスエドワードアイランド州	www.gov.pe.ca/immigration
ケベック州	www.immigration-quebec.gouv.qc.ca
サスカチュワン州	www.saskimmigrationcanada.ca
ユーコン準州	www.immigration.gov.yk.ca

各州の健康保険担当部局 (健康保険証の取得)

各州の雇用担当部局 (就労に関すること)

各州の教育担当部局 (教育に関すること)

各州の学生ローン担当部局 (就学支援に関すること)

各州の住居担当部局（賃貸，住居に関すること）

各州の医療担当部局（保健サービスに関すること）

各州の交通・運転免許担当部局（運転免許，車の所有に関すること）

市町村

連邦と Local Immigration Partnership (LIP) を結ぶ地方自治体

LIP 地方自治体で，定住支援のサービスの域内連携を進める作業グループ

NGO 多数につき省略。COSTI (<http://www.costi.org/>) がカナダで最大規模の民間の定住サービスプロバイダーである。

オーストラリア 諸外国における外国人との共生に係る制度等

1章. 当該国における外国人の国籍, 性別, 年齢等の各種統計

オーストラリア統計局によると, 2020 年 6 月 30 日現在, オーストラリアの移民²⁴¹の総数は約 760 万人にのぼり, オーストラリアの全人口の 29.8%が海外で出生している。²⁴² また, 2020 年 6 月 30 日までの 1 年間で, オーストラリアの人口は移民によって 194,400 人増加した。

約 760 万人の移民の出生国別人数と割合は表 1 に示すとおりである。

(表 1) 移民の出生国別人数と割合

出生国	人数 (千人)	割合 (%)
イングランド	980	3.8
インド	721	2.8
中国 ^(注)	651	2.5
ニュージーランド	565	2.2
フィリピン	310	1.2
ベトナム	270	1.1
南アフリカ	200	0.8
イタリア	178	0.7
マレーシア	177	0.7
スリランカ	147	0.6
外国生まれ (合計)	7,654	29.8
オーストラリア生まれ	18,043	70.2

(注) 台湾と特別行政区を除く (出典: Migration, Australia)

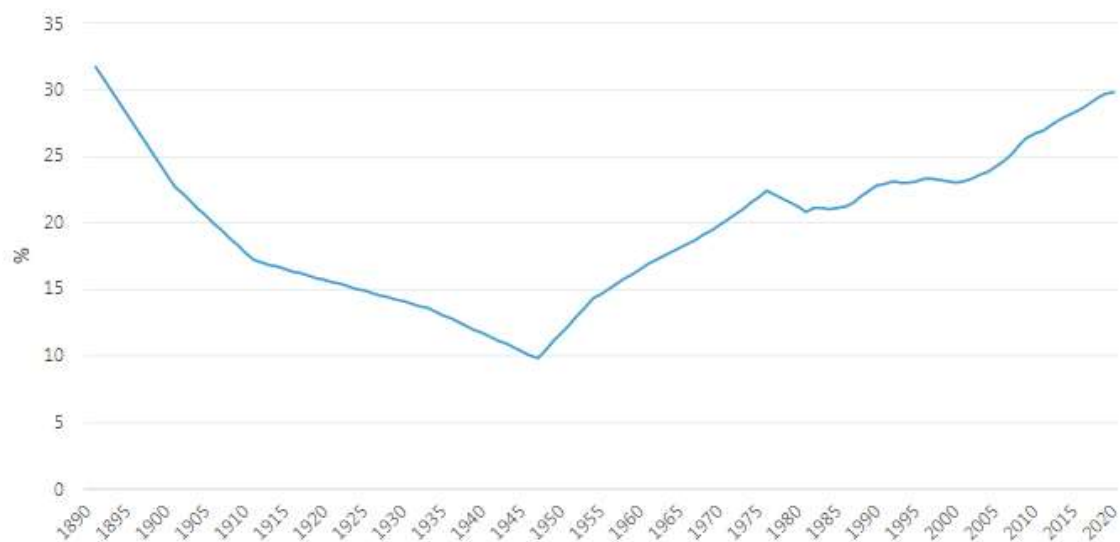
総人口における外国で出生した人の割合は, 下のグラフのとおり, 1947 年の 9.8%から, 1976 年から 1981 年の一時的な下落を除いて, ほぼ右肩上がりに上昇している。

²⁴¹ オーストラリアにおいて, 移民とは, 海外で出生し, オーストラリアに定住している者 (12 か月以上住んでいるか, 住む予定のある者) と定義されている。

(<https://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/3415.0Glossary12012?OpenDocument#:~:text=Migrant%20is%20defined%20as%20a,of%2012%20months%20or%20more.>)

²⁴² Migration, Australia <https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/migration-australia/latest-release>

グラフ：オーストラリアの総人口における外国で出生した人の割合の推移
(1891 年から 2020 年)



(出典：Migration, Australia)

また、オーストラリア生まれと外国生まれの男女の総人口における割合を年齢別に見ると、以下の分布図のとおりとなる。

外国生まれの男女のうち、人口に占める割合が最も高いグループは、30 歳から 34 歳と 35 歳から 39 歳のグループで、それぞれ総人口の 2.9%を占める。（女性 1.5%, 男性 1.4%）一方、オーストラリア生まれの男女のうち、総人口に占める割合が高いグループは 0 から 4 歳で、総人口の 5.8%を占める。（男性 3.0%, 女性 2.8%）

表 2. オーストラリア生まれと外国生まれの男女の人口構成 —2020 年 6 月 30 日時点				
年齢 (歳)	オーストラリア生まれ (男性) (%)	外国生まれ (男性) (%)	オーストラリア生まれ (女性) (%)	外国生まれ (女性) (%)
0 - 4	3	0.1	2.8	0.1
5 - 9	2.9	0.3	2.8	0.3
10 - 14	2.8	0.4	2.6	0.4
15 - 19	2.5	0.5	2.3	0.5
20 - 24	2.4	1	2.3	0.9
25 - 29	2.5	1.3	2.4	1.3

表 2. オーストラリア生まれと外国生まれの男女の人口構成 —2020 年 6 月 30 日時点				
年齢 (歳)	オーストラリア生まれ (男性) (%)	外国生まれ (男性) (%)	オーストラリア生まれ (女性) (%)	外国生まれ (女性) (%)
30 - 34	2.3	1.4	2.3	1.5
35 - 39	2.1	1.4	2.1	1.5
40 - 44	2	1.2	2	1.2
45 - 49	2.2	1	2.2	1.1
50 - 54	2	1	2	1.1
55 - 59	1.9	1	2	1.1
60 - 64	1.8	0.9	1.9	1
65 - 69	1.5	0.8	1.6	0.9
70 - 74	1.3	0.8	1.4	0.8
75 - 79	0.9	0.6	1	0.6
80 - 84	0.5	0.4	0.7	0.4
85 - 89	0.3	0.2	0.4	0.3
90 - 94	0.1	0.1	0.3	0.1
95 - 99	0	0	0.1	0
100 +	0	0	0	0

2 章. 共生社会を推進するに当たっての政府の基本的な考え方（理念・ビジョン）概要

2.-1. 外国人の受入に係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要

政府の移民政策は、移民プログラムの始まった 1945 年から時を経て大きく変化してきた。1945 年当初は、主に英国からの移民の受入れと人口の増加、及び労働力の確保を目的とされていた。戦後の経済成長を促すため、政府は年 2.0%の人口増加を目標とし、そのうち、移民による人口増の目標を 1.0%とした。こうした戦後の移民政策により、外国生まれの人口は 1947 年の 9.8%から、1971 年には 20.0%に達した。²⁴³この割合は増加を続け、現在では約 30.0%にまで達している。

一方、移民の受入数はその時どきの政府の優先事項や経済状況、政治的配慮から大きく上下してきた。1969 年には 18 万 5 千人を受け入れていたが、1975 年には 5 万人の受入に留まった。その後、受入数は再度増加し、1988 年には 14 万 5 千人を受け入れ、再度ピークを迎えた。1988 年以降、受入数(計画)は抑制され、1992 年から 1993 年の 1 年間では、8 万人に抑制された。1996 年のハワード政権からは、移民の受入れは経済成長と密接に関係があるとして受入数を増加し、ラッド政権もこの流れを引き継いで 2008 年から 2009 年には計画数は約 19 万人まで増加した。世界的金融危機（Global Financial Crisis）の影響を受けて 2010 年から 2011 年には約 16 万人まで減少したが、COVID-19 パンデミック前の 2018 年 7 月 1 日から 2019 年 6 月 30 日の 1 年間では計画数 19 万人に対し、約 16 万人の移民の受入れを行った。²⁴⁴

なお、この数字には人道主義的な移民の人数は含まれていない。

このように計画的移民プログラムの一環として、連邦政府はオーストラリアへの永住を希望する人々に対し、毎年受け入れる移民の人数を決定し割り当てを行っている。

2010 年から 2019 年までは、年約 19 万人前後の受入れを計画し、計画内の人数内で受入れを行ってきた。受け入れる移民の人数やその構成は、後述する政府の予算プロセスの中で決定される。

²⁴³ https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/pubs/BN/1011/AustMigration

²⁴⁴ <https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-stats/files/report-migration-program-2018-19.pdf>

オーストラリアの移民政策は、高い技術を持ち、オーストラリアの人々の雇用を奪うことなく、さらに地方や成長率の低い都市部の発展を支えるような人材を確保することを目的としている。²⁴⁵ 主要都市やインフラ、環境にかかる圧力と、オーストラリア経済のニーズとのバランスを保ちつつ、さらに安全保障や経済的、社会的団結を維持することも重要である。

移民プログラムには以下の4つの種別がある。

- 技術移住 — 経済の生産性を上げ、労働市場や地方で不足している技術を補う目的で与えられるビザの種別。投資家や起業家を対象としたビジネス・イノベーション及び投資ビザ、特別な技能や技術を持つ人に与えられるタレントビザ、職業リストに記載されている職業や英語などのポイントテストで一定のポイントを取得した人に与えられる技術独立ビザ、雇用主が決まっている場合に被雇用者に与えられる雇用主スポンサービザ、特定の地域にて一定期間居住し、就労することが求められる地方移住暫定スポンサービザなどがある。
- 家族移住 — 主にパートナービザやオーストラリア市民あるいは永住者の海外の家族を呼び寄せるためのビザの種別。
- 特別移民 — ほかの種別に当てはまらない種別で、一定期間海外にいた元永住者の再移住などが含まれる。
- 子ども — 必要に応じ、特に数の制限はない。

2018年から2019年の移民16万人のうち、約11万人（69.8%）が技術移住、4万7千人が家族移住のビザを通じて移住した。

こうした移民のほか、オーストラリア政府は人道支援プログラム(humanitarian Program)を通じて、難民ビザや特別人道支援ビザによる入国者を受け入れている。2019年から2020年度はCOVID-19パンデミックにより、一部の人道支援ビザの発給が中止されたが、COVID-19パンデミック前の2018年から2019年度では、18,762人が人道支援プログラムによりオーストラリアに入国している。²⁴⁶

²⁴⁵ <https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-stats/files/report-migration-program-2018-19.pdf>

²⁴⁶ <https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-stats/files/australia-offshore-humanitarian-program-2018-19-glance.pdf>

2. -1-1. 法律や行動計画等を策定している場合は、その策定に至るプロセス及びその内容
移民の受入れ人数やその構成は、毎年、連邦政府の予算策定プロセスと並行して決定される。

2019 年 3 月、スコット・モリソン首相は永住ビザによる移民の人数（上記技術移住と家族移住の合計数）の上限を 19 万人から 16 万人に減らし、暫定的な地方移住ビザのカテゴリーを新たに 2 つ導入すると発表した。2018 年には、当時財務大臣であったスコット・モリソンは永住ビザの削減による財政収入の減少を指摘したが、2019 年 3 月に発表された予算では、3 万人の移民減は、純海外移民数（Net Overseas Migration; NOM - オーストラリアへの移民の人数から、オーストラリアから海外への流出した人数を差し引いた数）の増加により相殺されると予測している。

政府予算は財務大臣、及び財務省が作成し、代議院（House of Representatives—オーストラリアの連邦議会を構成する下院）に向けて予算案を提出する。その後、予算案は国会で審議される。²⁴⁷一方で、移民受入れプログラムの規模や構成は内務省（Department of Home Affairs）が州政府や特別地域の政府、学界、業界団体や地域団体から幅広く意見を聞き、計画を作成する。移民プログラムの計画は、公的な書面（Public Submission）や経済及び労働市場の予測、国際的な研究や純海外移民（Net Overseas Migration）、経済モデル及び財務モデル等を全て勘案した上で策定される。

2. -1-2. 当該基本方針の実施状況を検証するための K P I の設定の有無や評価手法

政府が K P I として設定しているわけではないが、上述のとおり、移民政策は予算策定と並行して行われ、毎年それぞれのカテゴリーにおける受入れ人数が計画され、それに基づいてビザが発給される。

なお、計画数はあくまでも上限である。計画数に対して結果として受け入れた人数を技術、あるいは家族移住といったカテゴリー、さらにその中のビザの種類や職業グループ、出身国などによりまとめ、毎年報告書「Migration Program Report」として公開している。

2. -2. 外国人との共生に係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要

2016 年 10 月、連邦政府は公式に「人種的尊重（racial respect）」への誓約を再確認した。その内容は以下のとおりである。²⁴⁸

²⁴⁷ <https://peo.gov.au/understand-our-parliament/how-parliament-works/parliament-at-work/budget/>

²⁴⁸ <https://www.homeaffairs.gov.au/about-us/our-portfolios/multicultural-affairs/about-multicultural-affairs/our-policy-history>

- 人種, 肌の色, 信念や出身に関わらず, 全てのオーストラリア人が平等な権利を享受し, 公平に扱われる権利を約束するものとする。
- 人種, 肌の色, 信念や出身による差別のない移民政策を約束するものとする。
- アボリジニー, 及びトレス海峡諸島民を社会的, 経済的不利益から救済し, 和解に向けた取組への継続を約束する。
- オーストラリアの文化的多様性, 寛容で開かれた社会の維持に努める。
- 人種差別をはじめとするいかなる差別も認めない。

【背景】

オーストラリアは 1901 年から 1973 年まで白豪主義の政策をとり, 非ヨーロッパ系（特にアジア及び太平洋の島国）の移民の排除を行っていた。しかし, 1949 年から 1973 年の間にこの政策は徐々に廃止された。²⁴⁹ 1945 年に移民局が設立されて以来, 政府の移民の定住に関する政府の政策は, 同化と統合を目指すものから多文化主義へと移行してきた。1940 年代から 1950 年代には, 移民には英語の習得が必須とされ, オーストラリアの文化を身につけ, オーストラリアで出生した国民と区別できないようになることが求められた。1960 年代には, 政府の政策は移民が直面する課題への認識を反映し, 同化から統合に変化した。つまり, 移民の持つ自国のアイデンティティを完全に失わないまま, オーストラリア社会に溶け込むことを許容するようになった。また, 1970 年代以降は同様に移民の受入れを行っている他国（特にカナダ）の発展と並行するように多文化主義を基本とした政策を採り, その基本原理を維持しながらも, オーストラリア社会が直面する課題に対応しながら発展してきた。

多文化主義の政策は元々連邦政府により導入されたが, 今日では, 州, 及び特別地域が個々に多文化主義に関する政策の枠組みを展開し, それぞれのプログラムを行っている。

²⁵⁰ また, 多文化主義に関する取組の多くが地域団体や非政府組織 (NGO) によって行われている。

2. -2-1. 法律や行動計画等を策定している場合は, その策定に至るプロセス及びその内容

【外国人との共生に係る法律】

連邦政府が規定している外国人との共生に係る重要な法律としては, 以下の法律があげられる。

- 1975 年人種差別禁止法 (Racial Discrimination Act 1975)

²⁴⁹ “Fact Sheet-Abolition of the ‘White Australia’ Policy” Australian Immigration. Commonwealth of Australia: National Communications Branch, Department of Immigration and Citizenship.

²⁵⁰ https://www.apf.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/pubs/rp/rp1011/11rp06

人種差別禁止法は、人種、肌の色、出身国や民族的起源にかかわらず、全ての人は法のもとに平等であることを規定した法律である。人種、肌の色、出身国や、民族的起源による差別は違法行為となる。

- 1958 年移民法 (Migration Act 1958)
オーストラリアへの移民に対するビザシステムを規定した法律であり、何度も改正が重ねられている。
- 1999 年公共サービス法 (Australian Public Service Act 1999)
政府機関の義務として、オーストラリア国内の地域社会における多様性を認識し、人々に公平かつ効果的にサービスを提供することを規定した法律である。
- 1914 年刑法 (Crimes Act 1914)
逮捕した容疑者が十分に英語によるコミュニケーションがとれないと捜査官が合理的に判断した場合、捜査官は尋問を始める前に通訳者を手配し、通訳者が立ち会えるまで尋問を始めてはならないと規定している。

これらの法律の改正はオーストラリアの司法制度の下に行われる。

【多文化主義政策】

上述のとおり、オーストラリア政府は多文化主義政策をとっている。政府が多文化国家として確かな決意を表明した最新の公式声明「多文化国家オーストラリア - 結束と力強さと成功を (Multicultural Australia—United, Strong, Successful)」は日本語を含む 30 以上の言語に翻訳され、内務省のホームページで閲覧できる。²⁵¹

公式声明は以下の取組を補完するものである。

- セトルメント・サービス
オーストラリアへの移民に対して、政府は宿泊（人道支援による入国者向け）や医療、英語の授業など、多様なセトルメント・サービスを提供している。成人向けには成人移民英語プログラム (Adult Migrant English Program: AMEP) が無料で提供されており、就業できるレベルの英語が習得できるまで無制限に通うことができる。²⁵²また、AMEP への参加資格があり、未就学の子どものいる場合は、無料でチャイルドケア・サービスを利用することもできる。AMEP のプログラムはオーストラリア国内 300 か所で提供され

²⁵¹ <https://www.homeaffairs.gov.au/about-us/our-portfolios/multicultural-affairs/about-multicultural-affairs/our-statement>

<https://www.homeaffairs.gov.au/mca/Statements/japanese-multicultural-statement.pdf>

²⁵² <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program>

ている。

- オーストラリア多文化評議会 (Australian Multicultural Council : AMC)
オーストラリア多文化評議会 (以後 AMC) は政府により指名を受けた機関であり, 政府に対し, 多文化問題, 社会的結束, 統合政策等について独立したアドバイスを行う。

上記に加え, 多文化主義に関する取組の多くが, 州政府レベルあるいは地方自治体や地域団体のレベルで行われている。州政府の取組は 2-4-1 「州が果たすべき役割」で後述する。

2.-2-2. 当該基本方針の実施状況を検証するための K P I の設定の有無や評価手法

KPI の設定はないが, 内務省が毎年, 多文化主義に関し, 優れた取組を行った地方自治体を表彰している。²⁵³

2.-3. 共生に係る政府の基本方針の対象者 (外国人のみを対象としているのか, 外国にルーツを持つ者まで含むのか等) 概要

上述のとおり, オーストラリア政府は, 移民に対し, 無償の英語教育 (Adult Migrant English Program) を含むセトルメント・サポートを提供している。

また, Fostering Integration Grants Program を通して新規の移民が多文化社会に溶け込むための支援を行っている。²⁵⁴2019 年から 2020 年では, 42 の地域団体に助成金が提供された。こうした地域団体は, 雇用の機会を増やすための実務トレーニングの提供や, 文化的アイデンティティや多文化社会に触れるためのポッドキャストやデジタル・ストーリーテリングの製作, 若年層向けのメンタリングやリーダーシップ・プログラムの提供を行っている。

一方, 海外にルーツを持つオーストラリア人に対しても Community Language Multicultural Grants Program と称して地域の語学学校などに対し, 助成金が提供されている。これは, 生徒 (若いオーストラリア人) が英語以外の自分のルーツのある言語や文化を学ぶための支援を目的としている。こうした地域の語学学校は, より強固で団結した社

²⁵³ <https://www.homeaffairs.gov.au/about-us/our-portfolios/multicultural-affairs/programs/national-awards-for-local-government>

²⁵⁴ <https://www.homeaffairs.gov.au/about-us/our-portfolios/multicultural-affairs/programs/fostering-integration-grants>

会を築くために重要な役割を担っている。²⁵⁵

Community Language Multicultural Grants Program には 2 種類あり、運営費を支援するための第 1 種 (Per-capita funding : 生徒一人当たりで計算される助成金) と第 2 種 (Project funding : 25,000 ドルを上限にプロジェクトごとに提供される教育資源やトレーニングのための助成金) がある。2020 年には 356 校の語学学校が第 1 種の助成金を受け、2021 年には 41 校が第 2 種の助成金を受け取っている。

2.-4. 共生社会を推進するための基本方針等に規定されている国の機関概要

2.-4-1. 国の機関、州が果たすべき役割

オーストラリアでは内務省 (Department of Home Affairs) が連邦警察、航空・海運の安全確保、治安維持、危機管理、多文化問題・移民、税関、国境警備を所管している。²⁵⁶ (移民・国境警備省を母体として 2017 年に発足)

上述のとおり、国レベルでは予算策定と平行して受け入れる移民数をカテゴリーごとに決定し、移民計画を立てるほか、移民に対する語学習得プログラムを含めたセトルメントサービスや、移民が多文化社会に溶け込むための支援をする団体への助成金を提供している。

また、毎年 3 月 21 日は、国連により人種差別をなくすための国際人種差別撤廃デーとされているが、オーストラリアではこの日をハーモニー・デーと指定し、その週をハーモニー・ウィークとして、多文化主義を推進するイベントを各地で開催している。²⁵⁷

共生社会を推進するための国の機関の一つとして、オーストラリア人権委員会 (Australian Human Rights Commission) が上げられる。

オーストラリア人権委員会は、性別、人種、障害、年齢に基づく違法な差別や人権の侵害に関する苦情を調査し、調停する機関である。人種的憎悪や人種、肌の色、祖先、出生国、民族性、移民としての立場を理由とする差別に対し、苦情申立を受理し、調査、調停するが、この申立は任意の言語で行うことができ、代書が必要な場合の手助け等も行う。²⁵⁸

一方、各州の州政府もそれぞれ多文化主義を推進するための機関を設けている。

ニューサウスウェールズ州の Multicultural NSW、ビクトリア州の Multicultural Victoria、クイーンズランド州の児童・青少年司法多文化省局 (Department of Children, Youth Justice and Multicultural Affairs)、西オーストラリア州の多文化局

²⁵⁵ <https://www.homeaffairs.gov.au/about-us/our-portfolios/multicultural-affairs/programs/community-languages-multicultural-grants-program>

²⁵⁶ <https://www.homeaffairs.gov.au/commitments/files/blueprint-for-home-affairs.pdf>

²⁵⁷ https://en.wikipedia.org/wiki/Harmony_Day

²⁵⁸ <https://humanrights.gov.au/sites/default/files/making-a-complaint-japanese-28-04-2020.pdf>

(Office of Multicultural Interest)などがその例である。²⁵⁹

例えば Multicultural NSW では、「文化的多様性を利用し、文化的、経済的繁栄を目指す」ことをビジョンとして掲げ、次の3つの原則を基に多様性を推進している。

- 社会のあらゆる階層に関わり、参加への障壁をなくすこと
- 誰もが平等にサービスやプログラムを利用できるようにすること
- 文化的多様性を州の資産と位置づけ、それにより社会的、経済的能力を豊かにすること

Multicultural NSW はニューサウスウェールズ州の多文化政策及び法的枠組みを実行する機関であり、コミュニティのレジリエンスを高め、社会的結束を維持することをその役割としている。具体的には以下のような取組を行っている。

- コミュニティ・エンゲージメント（よりよい地域社会を作るための活動）、コミュニティの調和、社会的結束を促進するイベントやプロジェクトへの助成金の支給
- 地域諮問委員会を通じた、コミュニティの問題に対応する取組の支援
- 異文化間、宗教間の理解を深め、多様性を認め、社会的調和を促進する取組の支援

助成金は、Celebrating Diversity Grants と呼ばれるプログラムを通して、イベントであれば 10,000 ドル、継続的なプロジェクトについては 40,000 ドルを上限に提供される。

また、Multicultural NSW は、認定された通訳による 100 以上の言語の通訳、翻訳サービスを提供している。

他州の機関も同等の役割を担っている。

例えば、クイーンズランド州の児童・青少年司法多文化省局 (Department of Children, Youth Justice and Multicultural Affairs) は、Community Action for a Multicultural Society (CAMS) と呼ばれるプログラムを通して、各自治体が行うプログラムに助成金を提供しており、Multicultural Victoria も多文化社会を推進するイベントやプログラム、人種差別をなくす取組に対し助成金を提供している。

2.-4-2. 各国の自治体機関が果たすべき役割

各都市もそれぞれ多様性や多文化主義を促進する取組を行っている。

多くの都市が、図書館にて中国語、韓国語、日本語を含む多数の言語の本を取り揃えている。

また、文化的多様性を推進するイベントの開催や、多様性を推進する非営利団体の支援

²⁵⁹ <https://multicultural.nsw.gov.au/about/>

を行っている。

2.-4-3. 各国の企業等が果たすべき役割

オーストラリアでは、連邦法（the Australian Human Rights Commission Act 1986 や、the Fair Work Act 2009 等）及び州法（ビクトリア州の Equal Opportunity Act 2010 等）にて雇用機会均等と雇用や職場での扱いにおける差別の禁止が規定されている。²⁶⁰ 企業は雇用の際に人種や肌の色、性別、性的指向、年齢や宗教、出身等で差別することを禁じられており、全ての被雇用者を同等に扱わなければならない。

そうした人種差別のない平等な職場を保つために、差別禁止方針を実施することが勧められている。オーストラリア人権委員会（Australian Human Rights Commissions）が雇用者向けのガイダンスとして差別禁止方針のテンプレートを公開している。

2.-4-4. 各国の支援団体等が果たすべき役割

オーストラリアでは、外国人との共生社会を推進する支援団体が数多く存在する。

非営利団体である Multicultural Australia は、連邦政府の人道移民定住プログラムのもと、委託を受けてクイーンズランド州での難民定住サービスの提供を行っている。難民に対するサービスのほか、移民や留学生が社会に溶け込むための定住サービス（スキルアップ、トレーニング、雇用の支援や子ども、ティーンエイジャーが地域社会に溶け込むためのイベント等）の提供も行っている。

また、Multicultural Communities Council Gold Coast Ltd (MCCGC)では、文化的、言語的多様性を持つ若者向けのサッカーのメンターシップの提供、太平洋諸島民やマオリの若者向けの文化的アウェアネス（認知）の向上及び、キャリアトレーニングの提供、文化的多様性を持つ老人の訪問や多種多様な文化的背景を持つ女性の会合、新たにゴールドコーストに移住した移民の安住の支援などを行っている。

ほかにも同様のサービスをビクトリア州で提供する The Adult Migrant Education Services (AMES) や、文化的、言語的多様性を持つ高齢者を支援する The Centre for Cultural Diversity in Ageing、翻訳や通訳のサービスを行う Australian Institute of Interpreters and translators Inc. (AUSIT) 等がある。

上記は一部の例に過ぎないが、こうした支援団体が各地に存在し、地域の多種多様な文化的、言語的背景を持つ人々のコミュニティの支援を行っている。

²⁶⁰ <https://business.gov.au/people/employees/equal-opportunity-and-diversity#equal-opportunity-and-diversity-overview>

3 章. 外国人に対する当該国の言語を教育する制度 概要

3.-1. 外国人が言語教育を受けるに当たっての公的制度の有無

成人向け移民英語プログラム（Adult Migrant English Program : AMEP）は、連邦政府が提供する移民及び、人道支援による入国者（Humanitarian entrants）を対象とした無料の英語教育サービスである。内務省の資金により、オーストラリア各地の 300 以上の TAFE²⁶¹ や Navitas 等英語教育事業を行う企業を通じてプログラムが提供されている。

未就学児がいる場合は、授業中に子どもを預けることができるチャイルドケア・サービスも無償で提供されている。

成人向け移民英語プログラムに参加するための要件（受講対象者）は以下のとおりである。²⁶²

- 家族やパートナーに与えられる移住ビザや技術移住ビザ、人道的ビザ等の永住ビザ、又は認可されている特定の一時滞在ビザを保有していること（ワーキングホリデービザ（サブクラス 417）やワークアンドホリデービザ（サブクラス 462）、訪問者ビザは含まれない。）。
- 英語の会話力、読解力、文章作成能力が低いこと（英語力の詳細については後述）。
- 18 歳以上であること（15 歳から 17 歳でも許可されるケースもある。）。

成人向け移民英語プログラムは 2021 年 4 月に大幅改正され、以前よりも多くの移民がこのプログラムを利用できるようになった。また、今まで以上に高度な英語力に達するまでプログラムを続けられるように変更された。具体的な変更は以下のとおりである。

- 510 時間の受講時間制限の廃止
- 受講対象となる英語レベルの上限を実用英語レベル²⁶³（IELTS の 4 つのバンドスコア平均が 4.5 以上）から職業英語レベル（IELTS の 4 つのバンドスコア全てで 5 以上）²⁶⁴に引き上げ
- 2020 年 10 月 1 日以前に入国した移民を対象という時間制限の廃止

²⁶¹ 州立の職業訓練専門学校。

²⁶² <https://tafeqld.edu.au/courses/tells/adult-migrant-english-program.html>

²⁶³ <https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/meeting-our-requirements/english-language/functional-english>

²⁶⁴ <https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/meeting-our-requirements/english-language/vocational-english>

この改正により、受講者は職業英語レベルに到達するまで、無制限に授業を受けることができるようになった。また、以前に AMEP に参加したことがあり、何年もオーストラリアに居住している移民でも参加できるようになった。²⁶⁵

なお、AMEP への参加は任意であり、義務にはなっていない。

3.-2. 外国人への言語教育制度を実施するための法的根拠の有無

成人向け移民英語プログラムは 1948 年に始まり、連邦政府が行うプログラムの中でも最も永続的なものの一つとなっている。

現行の成人向け移民英語プログラムは 1971 年移民（教育）法（Immigration (Education) Act 1971）²⁶⁶の規定に基づき運営されている。

上述のとおり、2021 年 4 月に法改正が行われたが、移民の能力を最大限に引き出し、国内の社会的結束を強化することを目的に、政府は改正後も更なる改正を推進している。

その一段階として、内務省は生徒の英語力の結果を重視した新しい AMEP ビジネスモデル等更なる改正案を策定し、この案につき公聴²⁶⁷を行った。この公聴プロセスにおいて、ディスカッションペーパーやオンラインフォーラムを通じて利害関係者よりビジネスモデルの提案に対するフィードバックを募った。

新しいビジネスモデルにおいては、様々な英語レベルの生徒のニーズに合わせ、英語力が乏しい生徒については、単元の修了までに時間がかかることもあることから、10 時間の授業を完了するごとにサービスプロバイダーに助成金が支払われる一方、より英語力が高い生徒においては単元を正式に終了した成果に応じて助成金の支払いが行われるハイブリッドモデルが提案されている。²⁶⁸承認されれば、2023 年 7 月より施行される。

3.-3. 外国人への言語教育制度の経費負担者及び利用者負担の有無

成人向け移民英語プログラムの経費は連邦政府（内務省）が負担している。チャイルド

²⁶⁵ <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program>

²⁶⁶ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00210>

²⁶⁷ <https://www.homeaffairs.gov.au/reports-and-pubs/PDFs/amep-consultation-funding-model-comparison-report.pdf>

²⁶⁸ <https://www.homeaffairs.gov.au/reports-and-pubs/PDFs/amep-consultation-funding-model-comparison-report.pdf>

ケアやチューター制度を含め、利用者の負担はない。

3.-4. 言語学習における言語能力の到達目標の設定の有無

学生ビザや技術移住ビザ, その他のビザにおいては, ビザの発給要件として特定の英語力を満たすことが求められている。

内務省は英語力を以下の 5 つのレベルに分類している。

- Practical English (実用英語レベル)
- Vocational English (職業英語レベル)
- Competent English (十分な英語レベル)
- Proficient English (熟達した英語レベル)
- Superior English (最高レベル)

上述のとおり, 2021 年 4 月の法改正により, 成人向け移民英語プログラムの受講対象となる英語力の上限が Practical English (実用英語レベル) から Vocational English (職業英語レベル) に引き上げられた。つまり, このレベルに到達することが成人向け移民英語プログラムの基準及び目標値となっている。

Practical English (実用英語レベル) と Vocational English (職業英語レベル) のレベルの詳細は表 3, 表 4 に示すとおりである。

表 3. Practical English (実用英語レベル) の基準を満たしていると考えられる各テストのスコア²⁶⁹

テスト	スコア
IELTS	4 つテスト (リーディング, ライティング, リスニング, スピーキング) のバンドスコアの平均が 4.5 以上
TOEFL (iBT)	スピーキング, リーディング, ライティング, リスニングの 4 つのテストのバンドスコアの合計が 32 以上
PTE アカデミック試験	4 つのテストのバンドスコアの合計が 30 以上
ケンブリッジ英検 C1	4 つのテストにも続く総合バンドスコアが 147 以上

表 4. Vocational English (職業英語レベル) の基準を満たしていると考えられる各テストのスコア²⁷⁰

テスト	スコア
IELTS	4 つテスト (リーディング, ライティング, リスニング, スピーキング) の各バンドスコアがそれぞれ 5 以上
TOEFL (iBT)	リスニング及びリーディングのバンドスコアがそれぞれ 4 以上, スピーキング, ライティングのバンドスコアがそれぞれ 14 以上
PTE アカデミック試験	4 つのテストのバンドスコアのそれぞれ 36 以上
Occupational English Test	4 つのテストがそれぞれ B 以上
ケンブリッジ英検 C1	4 つのテストのスコアがそれぞれ 154 以上

3.-5. 入国・在留 (入国前, 在留の更新, 永住許可, 市民権取得時のいずれの時点か) の要件としての言語学習の義務付けの有無

一時就労ビザや永住ビザの申請時に, それぞれのビザの要件となっている英語力を証明

²⁶⁹ <https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/meeting-our-requirements/english-language/functional-english>

²⁷⁰ <https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/meeting-our-requirements/english-language/vocational-english>

する必要がある。

独立技術永住ビザやスポンサービザ等の永住ビザでは, Competent English (十分な英語レベル) を有していることを証明する必要がある。また, 2021 年以降, パートナービザの取得にも最低実用レベルの英語力 (Functional English) か, 500 時間以上の英語の授業を受けた証明が必要になる。

Competent English (十分な英語力) の証明は, 英国, アメリカ合衆国, カナダ, ニュージーランド, アイルランド共和国の国民であり, 有効なパスポートを保有するか, 表 5 に示すテストにて要件となるスコアを満たす必要がある。

表 5. Competent English (十分な英語力) の基準を満たしていると考えられる各テストのスコア²⁷¹

テスト	スコア
IELTS	4 つテスト (リーディング, ライティング, リスニング, スピーキング) の各バンドスコアがそれぞれ 6 以上
TOEFL (iBT)	リスニングが 12 以上, リーディングが 13 以上のスピーキングが 18 以上, ライティングが 21 以上
PTE アカデミック試験	4 つのテストのバンドスコアのそれぞれ 50 以上
Occupational English Test	4 つのテストがそれぞれ B 以上
ケンブリッジ英検 C1	4 つのテストのスコアがそれぞれ 169 以上

また, 独立技術移住はポイント制で永住ビザの発給の可否が決定するが, Proficient English (熟達した英語レベル: IELTS のスコアがそれぞれ 7 以上相当) で 10 ポイント, Superior English (最高レベル: IELTS スコア 8 以上相当) で 20 ポイントが加算される。

3.-6. 言語教育の講師になるための認定制度 (資格制度, 公的機関による認定制度, 大学等における専門課程等)

成人向け移民英語プログラムで英語を教える教師としての資格は, the Standards for

²⁷¹ <https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/meeting-our-requirements/english-language/competent-english>

Registered Training Organisations (RTOs) 2015 legislation²⁷² (2015 年に発効した登録トレーニング組織 (RTO) の基準) により規定されている。さらに成人向け移民英語プログラムの教師は、3 年のオーストラリア国内の学士号に加え、第二言語としての英語教授法の大学院の学位を取得している必要がある。²⁷³

²⁷² <https://www.legislation.gov.au/Details/F2019C00503>

²⁷³ https://www.aph.gov.au/~media/Committees/eet_ctte/estimates/supp_1617/Education/Answers/SQ16-000938.pdf

4 章. 外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育（以下、「生活オリエンテーション」という。） 概要

新たにオーストラリアに入国する移民や人道的入国者に対し、政府は基本的なニーズを満たすための支援を行っている。

第3章で整理した成人向け移民英語プログラム（AMEP）は政府支援の一部である。また、移民及び人道的入国者に対し定住に必要な情報を移住前に提供している。

また、州レベルでは、難民や移民がオーストラリアの地域社会に溶け込むために、雇用につながるスキルを身に着けるための職業教育・職業訓練への経済的支援を提供している。

4.-1. 外国人が生活オリエンテーションを受講するに当たっての公的制度の有無

【概要】

連邦政府により移民や人道的入国者を対象にそれぞれのニーズに合わせた定住サービスが提供されている。下記を含むサービスが政府や民間部門, SSI (Settlement Services International) といったコミュニティ組織 (Community Organisation) により提供されている。²⁷⁴

- 成人向け移民英語プログラム (Adult Migrant English Program (AMEP))
- 人道定住支援プログラム (Humanitarian Settlement Program (HSP))
- 定住・移行支援プログラム (Settlement Engagement and Transition Support (SETS) Program) ²⁷⁵
- 翻訳・通訳サービス (Translating and Interpreting Service (TIS))

ただし、技術移住やスポンサービザによる移住者は審査を経て永住ビザを取得しており、自身で調査を行い、政府の支援がなくても独自にコミュニティに入り仕事ができることが前提となっている。

そのため、外国人向けの政府の支援は人道的入国者に対し優先して行われている。

²⁷⁴ <https://www.ssi.org.au/faqs/refugee-faqs/147-what-services-do-people-receive-when-they-arrive-as-refugees-or-humanitarian-entrants>

²⁷⁵ <https://www.refugeecouncil.org.au/settlement-services/4/>

【人道的入国者に対するセトルメントサービス】

- 人道定住支援プログラム (Humanitarian Settlement Program (HSP))

人道的入国者とその他要件を満たす移民に対し, オーストラリア国内で自立するために必要なスキルや知識を身に着ける支援を行うプログラムである。

人道定住支援プログラムの下で提供されるサービスには以下が含まれる。

- 入国時の出迎え及び短期宿泊施設
 - 一般的な支援サービスや専門家の紹介
 - 地域のコミュニティグループや活動の紹介
 - 長期宿泊施設を探すための支援
 - 英語力を身につけ, 就職するための支援
 - 法律やオーストラリアの価値基準等を含めたオリエンテーションの実施
-
- 定住・移行支援プログラム (Settlement Engagement and Transition Support (SETS) Program)

人道定住支援プログラムを補完するプログラムで, 家族やコミュニティのサポートを受けることができない難民やその他要件を満たす移民を対象としている。英語やその他の教育やトレーニングへの参加支援, 就職準備支援等を行う。過去5年以内にオーストラリアに移住した移民を対象としている。

【翻訳・通訳サービス (Translating and Interpreting Service (TIS))】

翻訳・通訳サービス (TIS) は電話による即時通訳サービス, 予約による電話通訳, オンサイト通訳サービス等を提供しており, 方言を含む 160 以上の言語に対応している。²⁷⁶TIS National のサービスは基本的に英語が話せない人であれば無料で利用することができ, 費用は問い合わせ先の機関が負担する。²⁷⁷

無料の翻訳・通訳サービスを利用できる機関は以下のとおりである。

- 医療従事者 (医者, 看護師等)
- 薬局
- 非政府団体
- 不動産業者
- 地方自治体
- 労働組合
- 国会議員

²⁷⁶ <https://www.tisnational.gov.au/en/About-TIS-National>

²⁷⁷ <https://www.tisnational.gov.au/en/Non-English-speakers/Help-using-TIS-National-services>

4.-2. 生活オリエンテーションを実施するための法的根拠の有無

直接的に生活オリエンテーションの実施を規定する法律はないが、第2章で示したとおり、1999年公共サービス法において、政府機関がオーストラリア国内の地域社会における多様性を認識し、公平かつ効果的にサービスを提供しなければならないことが規定されている。また、オーストラリアにおいて多文化主義政策を推進するにあたり、政府が地域社会と効果的にコミュニケーションをとるため、成人向け移民英語プログラム等の英語教育と言語サービスは重要な柱と位置づけられている。²⁷⁸

4.-3. 制度の経費負担者及び利用者負担の有無

移民や人道的入国者に対するセトルメントサービス等の費用は全額政府が負担している。人道定住支援プログラム等の制度は内務省の業務責任範囲（ポートフォリオ）となっている。（2017年から2019年までは社会サービス省（Department of Social Service）²⁷⁹の管理下となったが、2019年5月の業務組織命令（Administrative Arrangement Order）により、再び内務省の責任範囲となった。）

成人向け移民英語プログラムを含むセトルメントサービスに対し、利用者負担はない。

4.-4. 運営主体及び運営主体に指定されるための認定制度の有無

連邦政府との契約により、下記サービスプロバイダーがセトルメントサービスを提供している。

- オーストラリア赤十字
- セトルメントサービスインターナショナル（Settlement Services International）
- Multicultural Australia
- メラルーカ難民センター（Melaleuca Refugee Centre）
- AMES オーストラリア

²⁷⁸ https://www.dss.gov.au/sites/default/files/files/foi_disclosure_log/12-12-13/multicultural-lang-services-guidelines.docx

²⁷⁹ Department of Social Services, Australian Government (dss.gov.au)

5 章. 外国人に対する情報発信 概要

5.-1. 行政機関（国, 州, 自治体。以下同じ。）による多言語での行政情報発信の有無 また, 当該国の公用語における「やさしい日本語」に該当する概念の有無

オーストラリアにおいては, 日本における「やさしい日本語」に該当するものは存在しない。特に先天的, あるいは後天的に障がいを持った人や教育を受けていない人, 外国人のために, 文書を平易な英語に書き直すサービスは存在する²⁸⁰が, 政府主導で行われているものではなく, また, 異なる文化的背景を持つ人々がサービスの対象者に含まれてはいるものの, 主な対象者は障がい者となっている。

【政府機関のウェブサイト】

オーストラリアでは, 政府機関 Services Australia が外国人に限らず, オーストラリア国民や永住者に対する社会福祉サービス, 医療サービス, チャイルドサポートを提供しており, この Services Australia のウェブサイト²⁸¹上に, 移民や難民に対する情報ページがあり, 政府から受けられる支援や翻訳サービス等へのリンクがまとめられている。情報によっては, 方言を含む 70 以上の言語に翻訳されているものもある。

【「オーストラリアで生活を始める」冊子の配布】

政府は, 移民や人道的入国者を対象に「オーストラリアで生活を始める (Beginning a Life in Australia)」という冊子を作成し, 配布している。
この冊子では, 生活を始めるために必要な情報やウェブサイトへのリンクなどがまとめられており, 日本語版²⁸²を含む 39 の言語に翻訳されている。
具体的な内容は以下のとおりとなっている。

1. 到着後にすべきこと：納税者番号の取得, メディケア（オーストラリアの国民健康保険）への登録, 子どもの学校や運転免許証, 銀行口座の開設, かかりつけ医の見つめ方等
2. 支援を得る：緊急サービス, 定住の支援, 危機的状況での支援
3. 英語：翻訳通訳サービス, 成人移民英語プログラム (AMEP) について
4. 教育とトレーニング：保育, 学校, 職業教育, 大学, 学生支援手当等

²⁸⁰ <https://accesseasyenglish.com.au/>

²⁸¹ <https://www.servicesaustralia.gov.au/individuals/migrants-refugees-and-visitors>

²⁸² <https://immi.homeaffairs.gov.au/settlement-services-subsite/files/beginning-a-life-in-australia-japanese.pdf>

5. 雇用：仕事の探し方, 最低賃金, 差別からの保護, 職場での権利等
6. オーストラリアの法律：犯罪, 暴力, 家庭内暴力, 子どもの権利, 喫煙, 飲酒, 薬物, 植物, 又は動物の輸入規制等
7. 住まい：短期の宿泊先, 私有住宅, 又はアパートを借りる, 家賃の補助, 公共住宅, 電気, ガス料金, ごみ収集等
8. 交通：公共交通機関, タクシー, 運転に適用される法律等
9. 健康と幸福：メディケア, 民間健康保険, かかりつけ医のを見つけ方, 専門医, 救急医療, 歯科治療, 予防接種等
10. 家族：結婚とその他の関係, 若者向けのサービス, 親, 高齢者, 外国語での支援等
11. お金：金融機関, 銀行取引, 税金（海外の資産, 投資, 及び所得）, 小規模ビジネス, ローンとクレジット, 保険, 消費者保護等
12. 市民の参加：オーストラリアについて, 責任と価値観, 平等と差別, ボランティア活動, 人と知り合う, 礼儀正しい行動, 服装, オーストラリア英語, 野外活動, 環境, 動物とペット, ビザ, 投票等

5.-2. 行政機関における主な情報発信の媒体・方法（その媒体・方法を採用している理由を含む。）また、行政機関が発信する情報を一元的に取りまとめ、発信している媒体の有無

上述の冊子は内務省のホームページから入手できるようになっている。

また、連邦政府のウェブサイト²⁸³や Services Australia のウェブサイトで、移民や難民が受けられるサービスがまとめられている。

なお、翻訳・通訳サービスを推進するため、翻訳・通訳サービスの電話番号等が記載されたガイドラインが 19 か国語に翻訳され、各サービス機関が必要に応じて移民や難民等のクライアントに配布することが推奨されている²⁸⁴。

5.-3. 国及び州が策定する外国人に対する情報発信のためのガイドラインの有無

連邦政府は政府機関向けに「多文化言語サービスガイドライン (Multicultural Language

²⁸³ <https://info.australia.gov.au/information-and-services/benefits-and-payments/migrants-refugees-and-visitors>

²⁸⁴ <https://www.tisnational.gov.au/en/About-TIS-National/Materials-to-help-you-access-an-interpreter/Promoting-TIS-National>

Services Guideline)²⁸⁵を発行している。

このガイドラインでは、政府機関による言語サービスの提供をコミュニティ・エンゲージメント（よりよい地域社会を作るための活動（Community Engagement））の中枢を担うものとして位置付け、英語力に乏しい人々のコミュニケーション・ニーズを把握し、政府機関として公平なサービスを提供する義務を果たす上で言語サービスが果たす役割を認識する必要性を強調している。

このガイドラインにおいては、政府機関が果たすべき義務に係る法令が記載されている。例えば、1999年の公共サービス法においては、「政府機関がオーストラリア国内の地域社会における多様性を認識し、公平かつ効果的にサービスを提供しなければならない」と規定されている。²⁸⁶

情報の翻訳については、政府機関によりコミュニケーションの相手となる地域社会のセグメントが異なり、対象となるグループの言語及びコミュニケーションのニーズも多様である。したがって、各政府機関は、コミュニケーションの対象を明確にし、それに合わせて言語サービスを提供する必要がある。

どの言語に翻訳する必要があるかを決めるには、下記のデータを利用する。

- 人口統計データ：オーストラリアの全人口に対する情報であれば、一般的に使用されている言語への翻訳が必要となる。
- 国及び言語のリスト：特定の国において使用されている言語を特定する。
- コミュニティの人口構成：特定のグループを対象としている場合（例えば新規に入国した難民など）、そのコミュニティの構成を知ることによって文化的に適切な情報を提供することができる。

また、翻訳する際は以下の要因も考慮する必要がある。

- サービスの利用者：サービスや製品とその利用者を関連付ける。
- 情報のリーチ：影響を受ける人々に対し、最も効果的に多くの人に情報を提供できる言語を考える。
- 言語的ニーズ：社会経済的背景など、乏しい英語レベルと関連する要因を理解する。
- 言語レベル：対象となるグループにより、口語体、現代語、などを選択し、翻訳者に指定する。

²⁸⁵ https://www.dss.gov.au/sites/default/files/files/foi_disclosure_log/12-12-13/multicultural-lang-services-guidelines.docx

²⁸⁶ The Public Service Act 1999 http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/psa1999152/

- システム的データ:その言語にどの程度需要があるかによりニーズを特定する。(通訳の利用データなど)

同じ組織内であっても、メッセージやサービスによって対象が異なるため、下記の情報等を利用して、対象グループの明確化を図る。

- オーストラリア国勢調査
- 機関内で収集されたデータ
- 定住者の報告書

通訳、翻訳サービスは可能な限り NAATI の認可を受けた通訳人、翻訳人を使用することが推奨されている。

5.-4. 国及び州による自治体等への情報発信に関する体制整備のための支援の有無

上述のとおり、内務省はFostering Integration Grants Programを通して多文化主義を推進する地域団体に対し助成金を提供している。この助成金を受けている団体の活動は、特に情報発信だけに限らないが、多文化主義に触れるためのポッドキャストなどが含まれている。

また、内務省は、Settlement Engagement and Transition Support の助成金を人道的入国者や特定の移民に対してセトルメントサポートを行う団体に助成金を支払っている。各組織が内務省に申請し、オープンな競争プロセスにより内務省が選定した組織がこの助成金を受け取ることができる。2019年1月から2022年6月のサービス期間を対象とした助成金については、78のサービス・プロバイダーが資金提供を受けている。

こうした各地のチャリティ等の団体が提供するサービスには下記が含まれ、定住するために必要な情報やアドバイス、適切なサービスの紹介を行っている。

- 教育とトレーニング
- 英語力の向上とその他の言語サービス
- 雇用
- 住居
- 健康
- 家族及び社会的サポート
- 交通
- 市民参加
- 司法

一方、通訳・翻訳サービスは内務省の業務責任範囲であり、内務省が通訳・通訳サービ

ス (Translation and Interpretation Services :TIS National) を通じてサービスを提供している。

5.-5. 外国人が正しい情報を直接受け取ることができる仕組み

外国人が正しい情報を直接受け取る仕組みとしては、上述の冊子や各政府機関のウェブサイトが挙げられる。また、内務省²⁸⁷や社会サービス省²⁸⁸, Services Australia²⁸⁹は、YouTube にチャンネルを開設しており、情報を発信している。内務省の動画で、特に難民等に対して作成されたものはそれぞれ対象の言語に翻訳したものが公開されている。

²⁸⁷ https://www.youtube.com/results?search_query=department+of+home+affairs+australia

²⁸⁸ <https://www.youtube.com/c/DssGovAu>

²⁸⁹ <https://www.youtube.com/c/ServicesAustraliaGovAU/videos>

6 章. 外国人に対する相談体制 概要

人道的入国者や難民に対しては, SETS のプログラムを通じて財政支援を受けた各団体が支援を行っている。

一方, その他の外国人に対して, 一元化された相談窓口が存在するわけではないが, オーストラリアに居住する人々に対して提供されるサービスを外国人も問題なく受けられるように, 英語が話せない人々に通訳サービスを提供するほか, 地方自治体や民族及びコミュニティ組織のサービスを冊子にて紹介している。

6.-1. 行政機関が運営（委託等含む。以下同じ。）する外国人向け相談窓口の設置の有無

人道的入国者向けには, 人道定住支援プログラム (HSP) の一環として, 特別支援サービス (Specialised Intensive Service) が提供されている。これは, 人道的支援サービスを通じてオーストラリアに入国する入国者の中には, 障害やメンタルヘルスの問題, 家庭内暴力といった複雑な問題を抱えている人が多く, こうした移民に対し必要に応じて様々な支援を行うものである。

また, Settlement Engagement and Transition Support を通じて内務省の助成金を受けているチャリティ組織などが, こうした外国人向けにアドバイスや相談の対応を行っている。

一方, 外国人が生活の中で直面する困難に対して一元化された相談窓口があるわけではないが, それぞれの問題に応じた相談窓口が上述の冊子, 「オーストラリアで生活を始める (Beginning a Life in Australia)」の中で紹介されている。こうした相談窓口に相談する際に英語でのコミュニケーションが難しい場合は, TIS National (翻訳・通訳サービス) に電話し, オペレーターに希望する言語を伝えることで, 通訳人が手配される。

そして, 通訳人に相談先の組織を伝えることで, 電話で通訳サービスを受けることができる。

冊子「オーストラリアで生活を始める」の中で紹介されている相談窓口は, 表 6 に示すとおりである。なお, 1800 Respect は連邦政府の資金により, 社会サービス省の代理として Medibank Health Services が運営するサービスである。²⁹⁰その他は, 一部連邦政府や州政府等の支援を受けたチャリティ団体により運営されている。

また, 食料, 衣料, 避難所, 家具等が必要になった場合の問合せ先（非政府組織）として掲

²⁹⁰ <https://www.1800respect.org.au/about-us>

<https://plan4womenssafety.dss.gov.au/initiative/additional-funding-for-1800respect/>

載されているのは, 表 7 に示すとおりである。

表 6. 電話によるカウンセリング・相談窓口

機関	概要	ウェブサイト
Lifeline Helpline	精神的苦痛や自殺願望に対応する相談窓口を提供。	www.lifeline.org.au
Kids Helpline	5 歳から 25 歳を対象とした相談窓口。どんな悩みであっても電話ができる。	kidshelpline.com.au/
Child Abuse Prevention Service	児童虐待に関連した相談窓口	http://www.childabuseprevention.com.au/
Relationships Australia	個人, 家族, コミュニティの人間関係についての相談窓口	https://relationships.org.au/
1800 Respect	性的暴力や家庭内暴力等の相談窓口	https://1800respect.org.au/

表 7. 危機的状況での支援

機関	ウェブサイト
The Salvation Army	www.salvos.org.au
St Vincent De Paul Society	www.vinnies.org.au
The Smith Family	www.thesmithfamily.com.au
Mission Australia	www.missionaustralia.com.au
Anglicare Australia	www.anglicare.asn.au
Red Cross	www.redcross.org.au
Department of Human Services	www.humanservices.gov.au/crisis

6.-2. 行政機関における主な相談対応の手段とその理由

上述した相談窓口は, 電話やオンラインチャット, Email 等で相談できる。

6.-3. 行政機関が運営する外国人向け相談窓口における対応言語数, 翻訳・通訳体制

翻訳・通訳サービス (TIS National) は, 内務省が提供する翻訳・通訳サービスである。

TIS National による翻訳・通訳サービスは, 方言を含む 160 以上の言語に対応しており, オーストラリア国内の 3, 000 人の通訳人と契約を結んでいる。

上述のとおり, 政府機関等への電話で通訳サービスを使う際は, 無料でサービスを受けることができる。

また, 医師による診察の際に通訳が必要な場合は, 医師に TIS National の電話通訳の手配を依頼することもでき, 薬局においても電話通訳を使って医薬品についての説明を受けることができる。

6.-4. 翻訳人・通訳人を育成する公的制度の有無

通訳サービスへの需要は増え続けており, TIS National はこうした需要に応えるため, 通訳人を採用している。TIS National の通訳人として働く場合, オーストラリア翻訳・通訳資格認定機関 (National Accreditation Authority for Translators and Interpreters: NAATI) による認定を受けていることが推奨される。

NAATI は, 連邦政府, 州及び準州が共同所有する非営利企業である。

なお, TIS で通訳人として働くための要件は以下のとおりである。

- オーストラリア国民, 永住者, オーストラリアに居住するニュージーランド国民のいずれかであること
- 18 歳以上であること
- 通訳する言語に必要とされている資格を保有していること
- 12 か月以内に発行された無犯罪証明書・警察証明の提出
- WWCC (Working with Children Check : 子どもと働くための許可証) (オーストラリア首都特別地域, サウスオーストラリア州, ノーザンテリトリー)
- 100 ポイント以上の身分証明書
- 月曜から金曜までの午前 9 時から午後 5 時まで就労が可能であること

翻訳人・通訳人の育成は主に高等教育機関で行われている。

NAATI の認定資格を受けた翻訳人, 又は通訳人になるには, まず NAATI の認定を受けたコース (認定レベルにより高度専門士 (Advanced Diploma) 又は, 修士号) を修了するか, IELTS 等の英語テストにてスコアの要件を満たした後に申請を行い, 倫理試験 (3 年以内に認定

コースを修了した者は免除）及び認定試験に合格する必要がある。

6.-5. 国及び州による自治体等への相談体制整備に関する支援の有無

外国人を対象に一元化された相談窓口はなく、オーストラリアに住む人々を対象とした医療サービスや各種サービス、政府機関やチャリティにより運営されている目的別の相談窓口等が冊子にまとめられており、外国人がそうしたサービスを利用する際に、必要に応じて通訳サービスが利用できる体制がとられている。

上述したとおり、1800Respect は、連邦政府（社会サービス省）の資金により運営されている。1800Respect は 2019 年から 2020 年度、2020 年から 2021 年度にかけて連邦政府より 6,400 万ドルの財政支援を受けているが、このサービスは特に外国人に向けたサービスではなく、性的暴力や家庭内暴力等の問題に対処するサービスである。

また、その他のチャリティ組織も一部、連邦政府や州政府からの資金援助を受けている。

291

6.-6. 相談者の困り事を解決するための外国人相談窓口と他機関（国の機関、州、自治体、企業、支援団体等）との連携状況

冊子「オーストラリアで生活を始める」には、下記のそれぞれの問題に対する相談窓口や連絡先がまとめられている。問合せ先は政府機関や地方自治体、チャリティ組織など様々であり、多くの場合、こうしたチャリティに対し、連邦政府や州政府が助成金を提供している。

- 警察、消防等の緊急サービス
- テロの脅威
- 定住の支援
- 各州の移民問題に対応する機関とそのウェブサイト（Multicultural NSW など）
- 地方自治体の情報サイト
- 民族及びコミュニティ組織
- 危機的状況での支援（食料、衣料、避難所等が必要になった場合）

²⁹¹ <https://www.lifeline.org.au/about/government-supporters/>

- 英語を学ぶ
- 保育に関する情報サイト
- 求職サイト
- 職業教育に関する機関, サービス
- 職場での権利
- 家庭内暴力等

難民や人道的入国者に対しては, 政府のプログラムにより資金援助を受けたチャリティ団体等が窓口となり, 包括的なアドバイスを行うが, 移民プログラムで入国する外国人に対しては, 国民向けのサービスとそれを十分に受けるための通訳サービスが存在するのみである。

内容をできる限り正確に伝えることが TIS National の通訳人の役割である。²⁹²

²⁹² <https://www.tisnational.gov.au/>

7 章. 外国人を支援する専門人材等 概要

7.-1. 外国人の困り事を解決するための支援をする専門人材（以下、「専門人材」という。）の有無

オーストラリアにおいて、特に外国人の困り事に特化して解決の支援を行う専門人材は存在しない。

上述したとおり、それぞれの問題に対してその関連機関や組織があり、外国人であってもそうしたサービスを利用できるよう通訳サービスが提供されている。

例えば、社会サービス省の Medibank が運営する 1800Respect で働く人材には、性的暴力や家庭内暴力の被害者に対して、開示された内容に対応し、暴力を特定し、支援を行うこと、更に専門家の支援が必要であれば紹介するためのスキルが必要となる。

そうしたフロンティアワーカーや人材には、性的暴力等についてのレベル 1 からレベル 4 の専門的知識が必要とされている。²⁹³

また、一般的に問題を解決する職業として、社会福祉士（Social Worker）が存在する。

一方で、翻訳・通訳サービスでは、NAATI 等の資格を持った人材が対応している。

7.-2. 専門人材の業務内容

難民や亡命者に対するサービスを除き、移民専門のケースワーカー等がいるわけではなく、性的暴力への対応や雇用支援、学校関係、税金といったそれぞれの問題に対応する相談窓口があり、相談対応を行っている。

通訳サービスは TIS National が提供するが、TIS National に電話をする際は、問合せ先の組織を伝える必要があるため、自身で問合せ窓口がどこであるかを知っておく必要がある。

また、日々の生活において、病気、高齢、障害、貧困などにより困窮している人や、生活に不安を抱える人、社会的に孤立した人などに包括的な援助を提供する職業として、社会福祉士（Social Worker）が存在する。

オーストラリア国内では、Australian Association of Social Workers（AASW）²⁹⁴が社会福祉士の認定を行っている。AASW は「社会福祉の範囲－難民や亡命希望者（Scope of Social Work Practice – Refugees and People Seeking Asylum）」という冊子の中で、難民や亡

²⁹³ <https://1800respect.org.au/training-professional-development>

²⁹⁴ <https://www.aasw.asn.au/>

命希望者が、人権のない地域から出国し、新たな国で生活を立て直す際の複雑な問題への対応について、社会福祉士の役割と範囲を規定している。その役割と範囲には、個人がコミュニティに溶け込むための手助けや、医療システム等との連携等が含まれる。

社会福祉士として働くには、多くの場合、AAWS による認定が必要とされるが、社会福祉士の資格は国家資格ではない。²⁹⁵

また、病院及び大規模な医療センターには、Multicultural Health Worker（多文化医療スタッフ）と呼ばれる地元の移民コミュニティにサービスを提供する医療専門家チームが在籍しており、カウンセリングやアドバイス、健康に関する情報を提供している。

7.-3. 専門人材の活動場所

社会福祉士は、政府組織、非政府組織、病院や地域の保険センター、学校、家族支援サービス、児童保護、及び早期介入プログラム、雇用サービス、精神衛生サービス、住宅供給等様々な組織で活動している。

Multicultural Health Worker については、特に政府や民間団体に認定された資格が存在するわけではなく、州政府の保健省（例えばクイーンズランド州であれば、Queensland Health）²⁹⁶が提供する医療サービスの中で、文化的、言語的に異なるバックグラウンドを持つ居住者が不利益を受けることなく十分な医療を受けられるように行う取組（Multicultural Health Service）の中で、こうした医療サービスを行う人を指すものである。²⁹⁷

7.-4. 専門人材の育成制度（資格制度、公的機関による認定制度、大学等における専門課程等）

オーストラリアで社会福祉士として働くには、AAWS が認可した大学、あるいは大学院での社会福祉のコースを修了する必要がある、コース修了後に AAWS の会員資格を得ることができる。

²⁹⁵ <https://www.nswrdn.com.au/site/index.cfm?display=286432&pageReload=yes>

²⁹⁶ https://www.health.qld.gov.au/multicultural/health_workers/support_tools

²⁹⁷ <https://www.slhd.nsw.gov.au/communityhealth/pdf/resources/ServiceProvider.pdf>

參考資料一覽

- Migration, Australia
<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/migration-australia/latest-release>
- https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/pubs/BN/1011/AustMigration
- <https://peo.gov.au/understand-our-parliament/how-parliament-works/parliament-at-work/budget/>
- <https://www.homeaffairs.gov.au/about-us/our-portfolios/multicultural-affairs/about-multicultural-affairs/our-policy-history>
- “Fact Sheet-Abolition of the ‘White Australia’ Policy” Australian Immigration. Commonwealth of Australia: National Communications Branch, Department of Immigration and Citizenship.
- https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/pubs/rp/rp1011/11rp06
- <https://www.homeaffairs.gov.au/about-us/our-portfolios/multicultural-affairs/about-multicultural-affairs/our-statement>
- <https://www.homeaffairs.gov.au/mca/Statements/japanese-multicultural-statement.pdf>
- <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program>
- <https://www.homeaffairs.gov.au/about-us/our-portfolios/multicultural-affairs/programs/national-awards-for-local-government>
- <https://www.homeaffairs.gov.au/about-us/our-portfolios/multicultural-affairs/programs/fostering-integration-grants>
- <https://www.homeaffairs.gov.au/about-us/our-portfolios/multicultural-affairs/programs/community-languages-multicultural-grants-program>
- <https://www.homeaffairs.gov.au/commitments/files/blueprint-for-home-affairs.pdf>
- https://en.wikipedia.org/wiki/Harmony_Day
- <https://humanrights.gov.au/sites/default/files/making-a-complaint-japanese-28-04-2020.pdf>
- <https://multicultural.nsw.gov.au/about/>
- <https://business.gov.au/people/employees/equal-opportunity-and->

diversity#equal-opportunity-and-diversity-overview

- <https://tafeqld.edu.au/courses/tells/adult-migrant-english-program.html>
- ¹<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/meeting-our-requirements/english-language/functional-english>
- <https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/meeting-our-requirements/english-language/vocational-english>
- <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program>
- <https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00210>
- <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background>
- <https://www.homeaffairs.gov.au/reports-and-pubs/PDFs/amep-consultation-funding-model-comparison-report.pdf>
- <https://www.homeaffairs.gov.au/reports-and-pubs/PDFs/amep-consultation-funding-model-comparison-report.pdf>
- <https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/meeting-our-requirements/english-language/functional-english>
- <https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/meeting-our-requirements/english-language/vocational-english>
- <https://www.legislation.gov.au/Details/F2019C00503>
- https://www.aph.gov.au/~media/Committees/eet_ctte/estimates/supp_1617/Education/Answers/SQ16-000938.pdf
- <https://www.ssi.org.au/faqs/refugee-faqs/147-what-services-do-people-receive-when-they-arrive-as-refugees-or-humanitarian-entrants>
- <https://www.refugeecouncil.org.au/settlement-services/4/>
- <https://www.ssi.org.au/faqs/refugee-faqs/147-what-services-do-people-receive-when-they->
- ¹<https://www.servicesaustralia.gov.au/individuals/migrants-refugees-and-visitors>
- <https://immi.homeaffairs.gov.au/settlement-services-subsite/files/beginning-a-life-in-australia-japanese.pdf>
- <https://info.australia.gov.au/information-and-services/benefits-and-payments/migrants-refugees-and-visitors>
- <https://www.tisnational.gov.au/en/About-TIS-National/Materials-to-help-you-access-an-interpreter/Promoting-TIS-National>
- <https://info.australia.gov.au/information-and-services/benefits-and->

payments/migrants-refugees-and-visitors

- <https://www.tisnational.gov.au/en/About-TIS-National/Materials-to-help-you-access-an-interpreter/Promoting-TIS-National>
- https://www.youtube.com/results?search_query=department+of+home+affairs+australia
- <https://www.youtube.com/c/DssGovAu>
- <https://www.youtube.com/c/ServicesAustraliaGovAU/videos>
- ¹ <https://www.lifeline.org.au/about/government-supporters/>
- <https://www.tisnational.gov.au/>
- <https://1800respect.org.au/training-professional-development>

機関一覧

連邦政府

機関	概要
内務省 (Department of Home Affairs)	連邦警察, 航空・海運の安全確保, 治安維持, 危機管理, 多文化問題・移民, 税関, 国境警備の管理 移民受入れプログラムの計画策定 セトルメントサービスの提供 多文化主義政策の推進
社会サービス省 (Department of Social Services)	住宅支援, メンタルヘルス, 高齢者, 女性支援, 福祉改革等
Services Australia	社会福祉サービス, 医療サービス, チャイルドサポートを提供 (センターリンク, 児童支援, メディケア (国民保険))

州政府及び準州政府の多文化主義及び移民問題対応機関

州及び準州	機関	ウェブサイト
ACT	Office of Multicultural Affairs	https://www.communityservices.act.gov.au/multicultural
NSW	Multicultural	https://multicultural.nsw.gov.au/

	NSW	
NT	Office of Multicultural Affairs	https://tfhc.nt.gov.au/social-inclusion-and-interpreting-services/multicultural-affairs
QLD	Office of Children, Youth Justice and Multicultural Affairs	https://www.cyjma.qld.gov.au/multicultural-affairs
SA	Department of the Premier and Cabinet	https://www.dpc.sa.gov.au/responsibilities/multicultural-affairs
TAS	Multicultural Tasmania	https://www.multicultural.tas.gov.au/
VIC	Victoria Multicultural Commission	https://www.multiculturalcommission.vic.gov.au/
WA	Office of Multicultural Interest	https://www.omi.wa.gov.au/

韓国 諸外国における外国人との共生に係る制度等

1 章. 当該国における外国人の国籍, 性別, 年齢等の各種統計

定義：

韓国における在留外国人とは、韓国国内で滞在日数が 90 日を超過する外国人で、入国後に出入国管理事務所にて外国人登録を行った外国人を指す。「出入国管理法」の規定によると、在留資格は短期在留資格、長期在留資格に分けることができる。短期在留資格とは、観光、訪問などの目的で、大韓民国に 90 日以下（査証免除協定または相互主義により 90 日を超える場合は、その期間）在留できる資格を指し、長期在留資格とは、留学、研修、投資、駐在、結婚などの目的で大韓民国に 90 日以上を超えて、法務令で定める在留期間の上限範囲内で、住居できる在留資格を指す²⁹⁸。

2016 年から 2020 年までの年度別に韓国人口における在留外国人の割合は、2016 年 3.96%から、2019 年 4.87%まで毎年増えてきたが、2020 年はコロナの影響で、3.93%に減少した。近年、韓国の在留外国人人口は下記表のとおりである²⁹⁹。

（単位：人）

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
在留外国人	2,049,441	2,180,498	2,367,607	2,524,656	2,036,075
長期滞在	1,530,539	1,583,009	1,687,733	1,731,803	1,610,323
短期滞在	518,902	597,399	679,874	792,853	425,752

2016 年～2020 年までの外国人の主な国籍は多い順で下記表のとおり。日本人の場合は、2020 年基準で外国人登録記録している人数が 26,515 人いる。

（単位：人）

国籍	中国	ベトナム	タイ	アメリカ	ウズベキスタン
人口	894,906	211,243	181,386	145,580	65,205

²⁹⁸ 出典：国家法令センター「出入国管理法」

<https://law.go.kr/LSW//lsSideInfoP.do?lsiSeq=208505&urlMode=lsScJoRltInfoR&joNo=0010&joBrNo=02&docCls=jo>

²⁹⁹ 出典：e-国指標 在留外国人現況

https://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=2756

割合	44%	10.4%	8.9%	7.2%	3.2%
----	-----	-------	------	------	------

性別

2019年12月31日まで登録している外国人2,524,656人中、男性1,436,094人(約57%)、女性1,088,562人(約43%)と統計されている。

年齢構成

	0歳～ 9歳	10歳～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳 以上	計
	98,775	94,442	648,248	663,259	405,057	348,783	266,092	2,524,656
男性	50,349	43,062	347,431	383,396	224,684	173,526	213,646	1,436,094
女性	48,426	51,380	300,817	279,863	180,373	175,257	52,446	1,088,562

2 章. 共生社会を推進するに当たっての政府の基本的な考え方（理念・ビジョン）概要

2.-1. 外国人の受入れに係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要

背景

韓国は 1980 年代後半から経済成長に伴う単純技能労働者不足と、自国民の 3D（Dirty, Difficult, Dangerous の略語で、汚い、大変、危険な業種をさしているが、主に製造業、鉱業、建築業がある）業種への忌避現象より、外国人労働者の輸入需要が生まれた。それに対応するため、90 年代に「海外投資業者研修制度」、「外国人産業技術研修制度」などを導入したが、労働者提供の限界や違法的な雇用問題、人権問題などが絶えず発生して、2003 年「外国人労働者の雇用などに関する法律」を制定し、雇用許可制度の下で外国人労働者を導入している。

ただ、「外国人労働者の雇用などに関する法律」は、外国人労働者を体制的に導入・管理することが主な目的であった。その後、2007 年には、外国人材を受け入れる環境の整備を促進するために、「在韓外国人処遇基本法」が制定され、国と地方自治体に対して、国民と外国人の相互理解や尊重の促進に必要な措置を取る努力義務が課されることとなった。さらに、その後 2009 年には、韓国国籍所有者と結婚した外国人家庭を対象とする「多文化家族支援法」を制定した。

外国人労働者の雇用などに関する法律（2003 年）

外国人労働者を体系的に導入・管理することにより、円滑な労働者 需給及び国民経済の均衡ある発展を図ることを目的とする。

在韓外国人処遇基本法（2007 年）

在韓外国人の処遇等に関する基本的な事項を定めることにより、在韓外国人が大韓民国社会に適応して、個人の能力を十分に発揮できるようにする。また、大韓民国の国民と在韓外国人がお互いを理解し、尊重する社会環境を作って、大韓民国の発展と社会統合に資することを目的とする。

多文化家族支援法（2009 年）

多文化家族が安定した家庭生活を営んで社会の構成員としての役割と責任を果たすことができるようにすることで、これらの生活の質の向上と社会統合に資することを目的とする。

外国人政策の基本的な考え方

韓国を資本と技術を保有した世界の人材が集まる国として育成するための「国家戦略」として外国人政策を推進。外国人政策は将来我が社会の人的構成を決定する政策として社会波及効果が広範囲に渡るので「中長期的・総合的観点」から推進すること。（第1次外国人政策基本計画（2008～2012年））

2.-1-1. 法律や行動計画等を策定している場合は、その策定に至るプロセス及びその内容 外国人労働者導入計画

「外国人労働者の雇用などに関する法律」第5条の規定に基づいて、雇用労働部長官は、毎年3月31日までに外国人労働者導入計画を公表する。主な内容と策定プロセスは下記のとおりである。

「外国人労働者の雇用などに関する法律」第4条の規定に基づいて、国務総理所属の外国人政策委員会を設け、下記の事項を審議・議決する。

- 1) 外国人労働者関連の基本計画の樹立に関する事項
- 2) 外国人労働者導入業種及び規模などに関する事項
- 3) 外国人労働者を送出する国家の指定及び指定取消に関する事項
- 4) 外国人労働者の就業活動期間の延長に関する事項
- 5) その他大統領令に定めている事項

2.-1-2. 当該基本方針の実施状況を検証するためのK P I の設定の有無や評価手法

韓国では外国人政策のK P I 設定は無いが、最新の「第3次外国人政策基本計画」では「毎年各部署及び自治体では、年度別施行計画を樹立・推進しその実績についての評価結果を外国人政策委員会にて審議・議決」するとしている。

2.-2. 外国人との共生に係る政府の基本方針（理念・ビジョン）概要

韓国における在留外国人は、労働者の不足による外国人労働者導入、国際結婚の増加、海外同胞（海外の韓民族）の入国拡大などの結果、2007年には在留外国人が延べ100万人に達し、韓国にとって多文化時代に進入したと言える年になった。したがって、安保を最優先に成立し

た外国人への統制・管理中心の政策から「戦略的開放」に転換する必要性が出てきた。

「在韓外国人処遇基本法」第5条により策定している第3次外国人政策基本計画(2018-2022)では、「国民共感！人権と多様性が尊重される安全な大韓民国」をビジョンとして掲げ、コアバリューとして「相生，統合，安全，人権，協力」を掲げている。一方，「多文化家族支援法」第3条により策定している第3次多文化家族政策基本計画(2018-2022)は，「参加と共存の開かれた多文化社会」をビジョンとして掲げている。目標としては，1) 全てが尊重できる差別のない多文化社会実現，2) 多文化家族の社会・経済的参与の拡大，3) 多文化家族における子どもたちの健康的な成長を図る，この3点をしている。

2.-2-1. 法律や行動計画等を策定している場合は，その策定に至るプロセス及びその内容 外国人政策基本計画

「在韓外国人処遇基本法」第5条により，法務部長官は5年毎に関係部署の基本計画（案）をまとめ，「外国人政策委員会（委員長：国務総理）」の審議・議決を経て確定する。主な内容としては，下記の条項を含まれる。

1. 外国人政策の基本的な目標と推進方向
 2. 外国人政策の推進課題，その推進方法及び推進時期
 3. 必要な財源の規模と調達方案
 4. その他の外国人政策樹立等のために必要と認められる事項
- （「在韓外国人処遇基本法」第5条）

最新の第3次外国人政策基本計画（2018年～2022年）の主な内容としては，過去10年政策の振り返りと主な推進課題と構成されている。推進課題としては，

- 1) 国民が共感する秩序ある開放
- 2) 移民の自立と参加により共に作り上げる安全な社会
- 3) 人権と多様性が尊重される正義のある社会
- 4) 協力の下に将来指向的なガバナンスをあげている。

多文化家族政策に関する基本計画

女性家族部長官は，多文化家族支援のため5年ごとに多文化家族政策に関する基本計画を策定する必要があり，主な内容は下記のとおり。

- 1) 多文化家族支援政策の基本方向
 - 2) 多文化家族支援のための分野別発展施策と評価に関する事項
 - 3) 多文化家族支援のための制度改善に関する事項
 - 4) 多文化家族支援のための財源確保と配分に関する事項
 - 5) その他の多文化家族支援のために必要な事項
- (「多文化家族支援法」第3条第2項)

プロセスとしては、「多文化家族支援法」第3条第3項で規定している。女性家族部長官は、基本計画を策定するときにあらかじめ、関係中央行政機関長と協議する。基本計画は多文化家族政策委員会の審議を経て確定する。この場合、女性家族部長官は確定された基本計画を遅滞なく国会所管常任委員会に報告し、関係中央行政機関長と特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事、特別自治道知事に通知する。

2.-2-2. 当該基本方針の実施状況を検証するためのK P I の設定の有無や評価手法

多文化家族政策

- 関係中央行政機関長と市・道知事は前年度の実施計画に沿った推進実績と次年度の実施計画を大統領令で定め、毎年女性家族部長官に提出しなければならない。
 - 実施計画の樹立・施行及び推進実績の評価等に必要な事項は、大統領令で定める。
- (「多文化家族支援法」第3条第3項)
- 女性家族部長官は前年度実施計画推進実績の作成手順を定め、関係中央行政機関長と市・道知事に通知しなければならない。
 - 外国人政策関連事項は法務部長官と協議して定める。
 - 関係中央行政機関長と市・道知事は推進実績の作成手順に従って、前年度推進実績を作成し、毎年2月末までに女性家族部長官に提出しなければならない。
 - 女性家族部長官は関係中央行政機関長と市・道知事から提出された推進実績と女性家族部所管の推進実績を総合して成果を評価し、その結果を政策委員会に報告しなければならない。
 - 女性家族部長官は評価を効率的にするために必要な場合、専門家に相談したり、調査・分析等を依頼することができる。この場合、女性の家族部長官は専門家に予算の範囲内で手当及び旅費、その他必要な経費を支給することができる。
- (「多文化家族支援法施行令」第3条)

外国人政策

- 関係中央行政機関長は地方自治団体の実施計画が基本計画及び同年中央行政機関の実施計画に合致しない場合には、同年地方自治団体長に変更を要請することができ、同年地方自治団体が樹立した実施計画の履行事項を基本計画及び同年中央行政機関の実施計画に基づいて点検することができる。
 - 関係中央行政機関長は所管別に翌年実施計画と去年の推進実績及び評価結果を法務部長官に提出しなければならない。法務部長官はこれを総合して、外国人政策委員会に上程しなければならない。
 - その他実施計画の樹立・施行及び評価等に関して必要な事項は、大統領令で定める。
- (「在韓外国人処遇基本法」第6条)
- 法務部長官は去年の推進実績及び評価結果の効率的な作成のために事前に推進実績と評価結果の作成ガイドラインを定め、関係中央行政機関長と地方自治団体長に通報しなければならない。
 - 地方自治団体長は去年の推進実績及び評価結果を作成して、毎年1月末までに関係中央行政機関長に提出しなければならない。
 - 関係中央行政機関長は去年の推進実績及び評価結果に關係地方自治団体長が提出した去年の推進実績及び評価結果を総合して、所管別に毎年2月末までに法務部長官に提出しなければならない。
 - 法務部長官は提出された去年の推進実績及び評価結果を総合して、委員会の審議・調整を経た後、その結果を關係中央行政機関長と地方自治団体長に通報しなければならない。
 - 關係中央行政機関長と地方自治団体長は通報を受けた結果を次年度所管実施計画で樹立して施行する際に反映しなければならない。
 - 法務部長官は実施計画の推進状況を四半期ごとに総合・点検することができ、その結果を關係中央行政機関長と地方自治団体長が共有できるように必要な措置をすることができる。
- (「在韓外国人処遇基本法施行令」第5条)

2.-3. 共生に係る政府の基本方針の対象者（外国人のみを対象としているのか、外国にルーツを持つ者まで含むのか等）概要

在韓外国人：大韓民国の国籍を有しない者であって大韓民国に居住する目的をもって合法的に滞在している者（結婚移民者とその子ども、永住者、難民、専門外国人材、過去大韓民国国籍

を保有していた者又はその直系卑属)³⁰⁰。

2.-4. 共生社会を推進するための基本方針等に規定されている国の機関概要

女性家族部

中央省庁及び地方自治体の多文化家族支援政策総括

多文化家族政策委員会実務委員会の運営

多文化家族関連調査・研究及び法令の管理・運営

多文化家族センターの運営支援

多文化家族の子育て支援に関する事項

結婚移民者の経済・社会的自立支援

多文化家族政策の推進

多文化理解教育に関する事項

多文化家族総合情報電話センターの運営支援

国際結婚健全化と結婚移民者人権保護関連対策の樹立・施行

結婚仲介業管理に関する法令の管理・運営

結婚仲介業登録・届出の管理及び被害予防

国際結婚予定者の事前準備支援に関する事項

法務部・外国人政策本部

出入国審査及び南北往来者出入審査，出入国規制

外国人のビザ，在留管理政策及び在留許可，ビザ免除交渉，ビザの発行

外国人の動向調査及び出入国事犯審査，外国人保護及び強制退去

出入国・外国人政策行政情報化，出入国外国人政策統計管理及び分析

所管法令制・改正，外国人政策委員会運営，外国人政策基本計画及び年度別施行計画の樹立及び評価

帰化・国籍喪失及び関連政策・制度改善

在韓外国人の社会適応支援政策

難民政策総括，難民認定審査，再定着難民受容及び定着支援

³⁰⁰ 出典：国家法令情報センター 在韓外国人処遇基本法
<https://www.law.go.kr/법령/재한외국인처우기본법>

雇用労働部

外国人，国内労働市場との調和

雇用許可制度，外国人労働者事業場変更制度，再入国特例外国人労働者就業制度，特別韓国語試験再就業制度などの運営，外国人労働者在留支援，外国人労働者支援センター，外国人力相談センターの運営，農漁業分野外国人労働者住居環境改善業務などを進めている。

2.-4-1. 国の機関が果たすべき役割

中央部署レベルでは，統合政策機能の高度化を図る。

1) 委員会協力増進（法務部，女性家族部）

外国人・移民関連委員会連席会の開催，政策方向及び課題などに対する法務部，女性家族部幹事部署間議論活性化

2) 基本計画間連携強化

外国人・移民関連国家基本計画間の相互連携性増進のための法務部，女性家族部幹事部署間の協力強化

3) 外国人政策施行計画評価実質化

主要事業に対する深層分析及び効果性評価の推進，評価結果が次年度政策の策定に還流できる方策の策定

2.-4-2. 各国の自治体機関が果たすべき役割

自治体間の協力を推進する

1) 中央・自治体協議体構成（法務部）

中央省庁と自治体の協力強化のための協議体構成及び定例会議開催推進

2) 中央・自治体協業及び交流強化（法務部）

自治体の移民関連政策のコンサルティング及び人的交流の活性化，自治体移民関連政策費用の全部又は一部を支援する方策の検討，コラボレーション及び交流強化のための法的基盤づくりの推進

※全国多文化都市協議会：全国 24 都市が参加する協議会として，自治体間多文化関連諸般協議，意見交換及び解決策共同模索などの機能遂行

3) 自治体の役割及びインフラ拡大推進（法務部）

自治体に移民専属部署(又は公務員)導入及び基本計画樹立時，自治体参加のための法的基盤づくりを推進する。

2.-4-3. 韓国の企業等が果たすべき役割

韓国の場合，企業が果たすべき役割は特に明文化されてない。

2.-4-4. 韓国の支援団体等が果たすべき役割

1) 移民者政策参加団構成（法務部）

移民者と移民関連の専門家などで構成された移民者政策参加団を構成し，外国人政策に政策需要者の声を持続的に反映。

2) 移民政策諮問委員会内の移民者比率拡大（法務部）

法務部の移民政策に対する諮問機構である移民政策諮問委員会が多様な在韓外国人の声を反映できるように移民者委員の割合を拡大する。

*移民政策諮問委員会：法務部の重要な移民政策の立案，計画の樹立及び施行において専門家の意見を聴取・反映するための委員会

3) 政策需要者意見収束定例化

外国人政策施行計画の樹立及び評価時，国民新聞庫，出入国管理事務所などを通じて政策需要者（国民，在韓外国人）の意見を定例的に収束

4) 移民者と移民政策関連の放送制作推進

海外主要国の移民政策のコントラストを深く分析し，韓国社会の現実と比較した放送番組を制作し，移民政策に対する国民の共感を形成できるように推進

3 章. 外国人に対する当該国の言語を教育する制度 概要

3.-1. 外国人が言語教育を受けるに当たっての公的制度の有無

言語教育を受けるに当たっての公的制度は以下のとおり有ります。「在韓外国人処遇基本法」と「多文化家族支法」においては、在韓外国人が生活するために必要な社会適応教育、職業教育訓練及び言語コミュニケーション能力向上のため韓国語教育などを受けられるように生活情報を提供し、教育を支援することを明示している。ただ、受講時間は不明で、受講義務はない。

したがって各地方自治体で言語教育、社会適応教育など多様な教育が行われているが、事業主の責務、機関連携強化、教育課程指針、言語能力評価に対する具体的な条項が不在するか曖昧で、外国人学生の両親の場合、教育が断片的で非専門的であり、教育効果性が非常に低い³⁰¹。

2010 年には以下 4 つの省庁が「結婚移民者韓国語教育効率化のための共同協力協約書」(MOU) (2010. 6. 7.) を締結して事業の重複推進を避け、協力を強化し、韓国語教育支援の効率性と専門性を高めることにした³⁰²。

- ・女性家族部：多文化家族支援センターに社会統合プログラムが定着できるように法務部とともに多文化家族支援センターの指導・監督に参加。
- ・法務部：多文化家族支援センター、地方自治体などに社会統合プログラムの標準化された体系、評価システムなど支援。
- ・行政安全部：地方自治体を通じて社会統合プログラムにアクセスできるよう支援。
- ・文化体育観光部：標準教材の開発、韓国語教員資格に関する事項、韓国語講師養成と水準向上のための再教育、標準韓国語講座の開発及び普及。

多文化家族のための韓国語教育支援事業は、国務総理室社会統合委員会の調整と関係機関の協議を通じて、省庁間の重複を避け、互いに協力する方向に進んでいる。各省庁で推進している韓国語教育事業の現況は以下のとおりである。

	女性家族部	法務部	雇用労働部	教育科学技術部
関係法律	多文化家族支援法	在韓外国人処遇基本法	外国人労働者の雇用等に関する法律	教育基本法
政策	・女性結婚移民者	・女性結婚移民者	・外国人労働者	・多文化家族 就学

³⁰¹ 出典：ゾン・ピルウン（韓国教員大学校）「外国人の教育基本権保障現況と課題」

³⁰² 出典：国立国語院：多文化時代における韓国語教育政策方向と推進状況

対象	・多文化家族，就学前の子ども	・帰化希望者		児
教育機関	・多文化家族支援センター238カ所	・社会統合プログラム指定機関	・外国人労働者支援センター	・全国の小・中・高校 ・多文化学生のための代替学校
主な事業	・韓国語集合教育と訪問教育 ・子ども向け言語発達教育	・国籍取得のための社会統合プログラムの運営	・韓国語教育支援 ・就職前の現地の韓国語教育	・韓国語コースの導入・運営 ・多文化家庭学生の韓国語・基礎学力指導

省庁別多文化家族対象韓国語教育関連法令及び事業状況(2021. 秋)

3.-2. 外国人への言語教育制度を実施するための法的根拠の有無

外国人への言語教育制度を実施するための法的根拠として韓国には下記二つの法律が有る。

「在韓外国人処遇基本法」

第 11 条（在韓外国人の社会適応支援） 国家及び地方自治団体は，在韓外国人が大韓民国で生活するのに必要な基本的素養と知識に関する教育・情報提供及び相談等の支援をすることができる。

第 12 条（結婚移民者及びその子どもの処遇）①国家及び地方自治団体は，結婚移民者に対する国語教育，大韓民国の制度・文化に対する教育，結婚移民者の子どもに対する保育及び教育支援，医療支援等で結婚移民者とその子どもたちが大韓民国社会に迅速に適応するように支援することができる。

「多文化家族支援法」

第 6 条(生活情報提供及び教育支援)

①国家及び地方自治団体は，結婚移民者等が大韓民国で生活するのに必要な基本的情報(児童・青少年に対する学習及び生活指導関連情報を含む)を提供し，社会 適応教育と職業教育・訓練及び言語コミュニケーション能力向上のための韓国語教育などを受けることができるように必要な支援ができる。

②国家及び地方自治団体は，結婚移民者等の配偶者及び家族構成員が結婚移民者等の出身国及

び文化等を理解するために必要な基本的情報を提供し、関連教育を支援することができる。

⑥結婚移民者等の配偶者など多文化家族構成員は、結婚移民者等が韓国語教育など社会適応に必要な多様な教育を受けることができるように努力しなければならない。

3.-3. 外国人への言語教育制度の経費負担者及び利用者負担の有無

韓国では自治体が運営する多文化家族センター、雇用労働部の委託を受けて運営している外国人勤労者支援センターでは、無料の韓国語教育を提供・実施している。

・多文化家族センター

各自治体が運営する多文化家族センター（238 か所、2021 年 1 月現在）では、外国人を対象に無料の韓国語教育を提供している。入門から、初級、中級、高級、上級のプログラムを定期的に実施している。

・外国人勤労者支援センター

韓国雇用労働部の委託を受けて運営している外国人勤労者支援センターでは、外国人労働者を対象に無料の韓国語教育を実施している。

3.-4. 言語学習における言語能力の到達目標の設定の有無

自治体が運営する多文化家族センターでは、出席率を基準に修了を定めるところが多く、センター内試験の一定点数以上（例えば 100 点満点の 70 点以上）獲得時に修了を認めるところもある。言語学習における言語能力の到達目標の設定及び言語能力評価に関する具体的な条項は定められていない。

3.-5. 入国・在留（入国前、在留の更新、永住許可、市民権取得時のいずれの時点か）の要件としての言語学習の義務付けの有無

外国人労働者の場合

韓国では「雇用許可制度」により外国人労働者を受け入れているが、主に外国人求職者名簿に登録、労働契約締結、VISA 発行、入国、外国人登録、外国人就業教育を履修のプロセスを経

る必要がある。この中で最初のプロセスとなる外国人求職者名簿への登録は韓国語能力試験（EPS-TOPIK）の合格を前提とする。また、最後の外国人就業教育は延べ 20 時間実施されるが、その中で 4 時間が韓国語、2 時間が韓国文化の構成となっている。

永住資格取得や帰化を希望する場合

永住資格取得や帰化を希望する在留外国人の場合、法務部長官が指定した運営機関で所定の教育を履修した移民者に在留許可及び永住権・国籍付与など移民政策と連携した特典を提供する社会統合プログラム（KIIP）を履修する必要がある。

事前評価又は段階割り当て手続を経て、自分のレベルに合った教育段階から参加可能である。韓国語と韓国文化（0 段階～4 段階）最大 415 時間、韓国社会理解（5 段階）永住州基本過程 50 時間、帰化深化過程 70 時間を履修しなければならない。

3.-6. 言語教育の講師になるための認定制度（資格制度、公的機関による認定制度、大学等における専門課程等）

外国人が韓国語教師になるためには、文化体育観光部が発行する「韓国語教員資格」が必要となるが、この資格を取得するためには、学位取得（大学学部課程で主専攻又は複数専攻、副専攻で「外国語としての韓国語関連専攻」学位取得、学位取得と同時に TOPIK6 級資格も必要）が必要となる。

韓国語教員（教師）は主に韓国国内の多文化支援センターにて外国人の韓国語教員として活動することができ、また外国人勤労者支援センター、移民者統合センター、社会統合プログラム運営機関など、外国人に韓国語を教える教育システムを備えた全ての機関・施設で活動することができる。教員になるためには、韓国語教員資格を取得する必要がある、資格には 3 級、2 級、1 級がある。3 級は学歴に関係なく誰でも取得でき、養成課程を経て検定試験を受けて取得することができる。2 級は、大卒以上の学位を持っている人が対象で、加えて韓国語教育科目の履修単位が 48 単位必要になる。1 級は、2 級取得後 5 年以上の勤務経験、2,000 時間以上の韓国語教育経歴を必要とする³⁰³。

または、韓国教育部が 2009 年から進めている「多文化言語（二重言語）講師制度」もある。韓国語と母国語が可能で、大卒以上の高学歴の結婚移住女性の中で、900 時間（6 か月間）の集中教育を実施した後、学校に配置され講師となる。主に途中入学の外国人学生に、言語、学

³⁰³ 出典 国立国語院 韓国語教員 <https://kteacher.korean.go.kr>

習，生活面での教育とサポートを行う。2019 年現在韓国では 489 人の多文化言語講師が活躍している。

4 章. 外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育（以下、「生活オリエンテーション」という。） 概要

4.-1. 外国人が生活オリエンテーションを受講するに当たっての公的制度の有無

韓国の場合オリエンテーション受講の形ではなく、情報提供を充実させている。「多文化家族支援法第6条第1項及び「多文化家族支援法施行令」第11条第1項」では、外国人が韓国で生活する上で必要な基本的な情報（児童・青少年に対する学習及び生活指導関連情報を含む）を多文化家族支援関連政策情報，移民者定着成功事例，保育園などの紹介，韓国文化紹介などを収録した生活案内冊子などを通じ提供すると定めている。したがって，女性家族部が韓国健康家庭振興院に委託して運営している多文化家族支援ポータルサイト「ダヌリ」では，韓国生活適応に必要な基本情報と多文化関連の最新情報を13カ国の言語で提供している。

また，韓国健康家庭振興院は，多文化家族と外国人の韓国社会への円満な定着を支援するため，政府の支援サービスと生活情報を盛り込んだ「韓国生活ガイド書（ガイドブック）」を発刊して配布する。韓国生活ガイド（ガイドブック）は毎年最新情報に修正・補完し，13か国の言語（韓国語，英語，中国語，ベトナム語，タガログ語（フィリピン語），クメール語（カンボジア語），モンゴル語，ロシア語，日本語，タイ語，ラオ語，ウズベク語，ネパール語）で発刊しており，交通，食べ物，住居など日常生活情報から，在留及び国籍取得，妊娠と子育て，子ども教育，医療及び就職，職業訓練などに至るまで，韓国生活に必要な情報を一冊に含まれている。

法務部の社会統合政策として，長期在留する外国人が，入国初期段階で安定的に定着できるように，該当外国人の使用言語で大韓民国の基礎法・制度，社会適応情報などを提供するプログラムとして，早期適応プログラムもある³⁰⁴。訪問就職同胞，外国人芸能人（芸術・興行 E6 在留資格），結婚移民者が対象となり，その他の在留資格は，自律的な参加になる。

受講内容と時間は下記のとおり。

共通科目：基礎的な法律，秩序，韓国社会への適応情報，出入国関連制度などで2時間

特殊科目：訪問就職同胞（国内定着），外国人芸能人（人権保護），結婚移民者（家族間の相互理解）など，1時間

受講は全国の早期適応支援センター（または出入国管理局）で実施される。

4.-2. 生活オリエンテーションを実施するための法的根拠の有無

³⁰⁴ 法務部 社会統合政策 <https://www.moj.go.kr/moj/368/subview.do>

多文化家族支援センターを通じた各種支援生活情報提供及び教育支援については、「多文化家族支援法」第6条で規定している。

第6条(生活情報提供及び教育支援)

- ① 国と地方自治団体は、結婚移民者等が大韓民国で生活するのに必要な基本的情報（児童・青少年に対する学習及び生活指導関連情報を含む）を提供し、社会適応教育と職業教育・訓練及び言語コミュニケーション能力向上のための韓国語教育などを受けられるように必要な支援ができる。
- ② 国及び地方自治団体は、結婚移民者等の配偶者及び家族構成員が結婚移民者等の出身国及び文化等を理解するために必要な基本的情報を提供し、関連教育を支援することができる。
- ③ 国と地方自治団体は、第1項及び第2項による教育を実施するにあたり、居住地及び家庭環境等によりサービスから疎外される結婚移民者等と配偶者及びその家族構成員がいないように訪問教育や遠隔教育など多様な方法で教育を支援し、教材や講師などの専門性を強化するための施策を樹立・施行しなければならない。
- ⑥ 結婚移民者等の配偶者など多文化家族の構成員は、結婚移民者等が韓国語教育など社会適応に必要な多様な教育を受けることができるように努力しなければならない。

4.-3. 制度の経費負担者及び利用者負担の有無

制度の経費は、法務部が全額負担している。参加者は無料参加。

4.-4. 運営主体及び運営主体に指定されるための認定制度の有無

特に存在しない。

5 章. 外国人に対する情報発信 概要

5.-1. 行政機関（国，州，自治体。以下同じ。）による多言語での行政情報発信の有無 また，当該国の公用語における「やさしい日本語」に該当する概念の有無

韓国では，2009 年 4 月にサービスを開始した多文化家族支援ポータルサイト「ダヌリ」を通じて多言語で行政情報の発信を行っている。同ポータルサイトは，2012 年まで女性家族部が運営しており，2013 年からは民間補助事業として公共機関である（財）韓国健康家庭振興院（全国多文化家族支援団）が委託運営している。

韓国生活情報，学習情報，全国多文化家族支援センター情報，資料室，多文化ニュースなど多様な情報を 13 か国語（韓国語，英語，中国語，ベトナム語，日本語，タガログ語（フィリピン）語，クメール（カンボジア）語，ウズベク語，ラオス語，ロシア語，タイ語，モンゴル語，ネパール語）で提供している。

また，韓国語の場合，日本における「やさしい日本語」のような概念はない。

5.-2. 行政機関における主な情報発信の媒体・方法（その媒体・方法を採用している理由を含む。）また，行政機関が発信する情報を一元的に取りまとめ，発信している媒体の有無

多文化家族支援ポータルサイト「ダヌリ」は女性家族部で支援し，韓国健康家庭振興院で運営している。「ダヌリ」ホームページ及び「ダヌリ」アプリを利用して行政機関が発信する情報を一元的に取りまとめ，13 か国語（詳細は 5-1 を参考）で多言語で発信している。

また，毎年発刊される多文化家族・外国人生活案内書である「韓国生活ガイドブック」は，全国多文化家族支援センターと出入国管理所，大使館で閲覧でき，「ダヌリ」ホームページ及び「ダヌリ」公式アプリでも PDF でダウンロードすることができる。

5.-3. 国及び州が策定する外国人に対する情報発信のためのガイドラインの有無 該当無し。

5.-4. 国及び州による自治体等への情報発信に関する体制整備のための支援の有無

第3次外国人政策基本計画（2018年～2022年）によると、2018～2022年の年間外国人政策への予算規模は約1兆1,413億ウォンと推計される。その内訳は、「国民が共感する秩序ある開放」分野8,113億ウォン(71.1%)、「移民者の自立と参加に統合される社会」分野1,117億ウォン(9.8%)、「国民と移民が共に作っていく安全な社会」分野1,032億ウォン(9.0%)、「人権と多様性が尊重される正義な社会」分野636億ウォン(5.6%)、「協力に基づく未来志向的ガバナンス」分野514億ウォン(4.5%)だが、情報発信に関する体制整備のための具体的な支援予算額は明記していない。

5.-5. 外国人が正しい情報を直接受け取ることができる仕組み

外国人コミュニティを活用した情報発信及び各自治体の多文化家族支援センターホームページ、ダヌリホームページから情報を受け取ることができる。

6 章. 外国人に対する相談体制 概要

6.-1. 行政機関が運営（委託等含む。以下同じ。）する外国人向け相談窓口の設置の有無

韓国の場合、行政機関が運営する外国人向け相談窓口「外国人総合案内センター」があり、「在韓外国人処遇基本法」第 11 条に基づき、在韓外国人は大韓民国で生活するために必要な基本的素養と知識に関する教育・情報提供及び相談等の支援を受けることができる。

「在韓外国人処遇基本法」第 20 条第 2 項及び「在韓外国人処遇基本法施行令」第 16 条に基づき在韓外国人と大韓民国に滞在する外国人は、電話又は電子通信網を利用して外国人総合案内センターを通じて出入国・外国人政策本部所管業務を中心に外国人の韓国社会適応に必要な行政及び生活関連多言語総合相談・案内を受けることができる。全てのサービスは無料支援を原則とする。外国人総合案内センターは国の機関として設置されており、運営のための費用は全て国が負担をしている。

6.-2. 行政機関における主な相談対応の手段とその理由

外国人総合案内センターは、外国人関連電話相談（☎1345）を通じて情報案内と苦情相談及びオンライン外国人総合支援ポータル（www.hikorea.go.kr）を運用して電子対応相談窓口の運営を行っている。各自治体多文化家族支援センター及び外国人住民相談支援センター、ソウルグローバルセンターで対面相談窓口を運営しているが、主な相談対応手段は電話相談である。

外国人相談及び通訳サービス案内に関しては下表のとおりである。

機関	電話番号	内容
韓国健康家庭振興院	02-3479-7600 1577-9337	外国人相談及び通訳サービス案内 韓国生活ガイド多言語翻訳と音声サポート
韓国外国人労働者支援センター	1644-0644	出入国関連、滞納賃金、産業災害補償、雇用許可制及び出入国行政申告、法律相談等通訳及び相談サービス

		中国，モンゴル，パキスタン，スリランカ， ベトナム，ミャンマー，カンボジア，インド ネシア，タイ（9 か国語） 平日及び日曜日（土曜日は休憩）
ソウル移住女性相談センター	02-733-0120	移住女性と多文化家族のための専門相談サー ビスを提供 韓国語，中国語，ベトナム語，フィリピン語， モンゴル語，英語（予約時，その他の少数言 語相談可能） 平日 9:00～18:00

生活支援に関しては下表のとおりである。

機関	電話番号	内容
ダヌリコールセンター	1577-1366	多文化家族関連情報提供 機関案内と連携 生活通訳サービス（13 か国語） 365 日 24 時間
国民健康保険	1577-1000 033-811-2000	健康保険に関するお問い合わせ及び相談サー ビスの提供 英語，中国語，ベトナム語（3 か国語） 平日 9:00～18:00
大韓法律構造公団	132	無料の法律相談サービスを提供 平日（09:00～11:50，13:00～17:50）
韓国家庭法律相談所	1644-7077	民事・刑事・家事・事件相談サービス提供 平日 10:00～18:00
通訳サービスサービス （bbb コリア）	1588-5644	サービス依頼人，外国人，BBB 奉仕者の 3 者か らなる 24 時間通訳サービス

120 ダサンコールセンター (外国語相談)	120+9	生活情報, 観光情報, 公共交通機関, 予約サービスなど相談サービス提供 英語, 中国語, 日本語, ベトナム語, モンゴル語 (5 か国語) 平日 09:00~18:00
---------------------------	-------	--

6.-3. 行政機関が運営する外国人向け相談窓口における対応言語数, 翻訳・通訳体制

外国人総合案内センターは韓国人及び外国人相談士を通じて 20 言語（韓国語, 英語, 中国語, 日本語, ベトナム語, タイ語, モンゴル語, インディ・マレー語, フランス語, バングラデシュ語, パキスタン語, ロシア語, ネパール語, ドイツ語, カンボジア語, ミャンマー語, スペイン語, フィリピン語, アラビア語, スリランカ語）で電話相談サービスを提供している。

「在韓外国人処遇基本法」第 20 条第 2 項により, 在韓外国人に民願処理手続を案内する業務を専担する職員は, 自己教育機関又はその他の行政機関の教育機関で通訳等職務遂行上必要な教育を履修する必要がある。

6.-4. 翻訳人・通訳人を育成する公的制度の有無

公的制度はないが, 韓国外国語大学で外国人のための通訳翻訳専門家養成課程を運営している。また, (京畿道) 華城や釜山などの各自治体で外国人通訳者養成教育のようなプログラムを実施している。

第 3 次多文化家族政策基本計画 (2018~2022) 2021 年度施行計画によると, 多文化家族支援強化のため女性家族部で安定的心理・情緒支援のため相談通訳支援士養成・支援及び心理社会的応尺度を開発・普及し, 進路や心理診断など支援する予定である。

6.-5. 国及び州による自治体等への相談体制整備に関する支援の有無

相談体制整備に関する支援予算額は分からないが, 第 3 次外国人政策基本計画 (2018 年~

2022 年) によると, 2021 年所要予算規模は中央行政機関 4, 695 億ウォン, 地方自治体 1, 152 億ウォン総 5, 847 億ウォンである。この予算は統合支援であって具体的な支援分野が分離できない予算を含む総額である。

6. -6. 相談者の困り事を解決するための外国人相談窓口と他機関(国の機関, 州, 自治体, 企業, 支援団体等) との連携状況

「在韓外国人処遇基本法」第 21 条(民間との協力) 及び「外国人総合案内センター設置及び運営に関する規定」第 2 章(民間委託) 第 4 条(委託運営) によると, 外国人政策に関する事業の一部について, 外国人民願サービス業務を遂行するために電話又は電子民願窓口を一定要件を備えた非営利法人又は非営利団体に委託することができ, 国は, その委託した事業遂行にかかる費用の一部を支援したり, その他必要な支援をすることができる。

7 章. 外国人を支援する専門人材等 概要

7.-1. 外国人の困り事を解決するための支援をする専門人材（以下、「専門人材」という。）の有無

国内においては、ソウル市が外国人住民支援専門相談士（外国人労働者向けのサービスを提供する専門家養成課程：ソウル市外国人住民マスタープランより）の育成課程を設けている。例えば、2014 年、ソウルグローバルセンターは、韓国初で 30 名を対象にした外国人住民支援専門相談士の教育を実施した。主な教育内容としては、相談技法、雇用許可制度、勤労基準法、労災補償、外国人住民人権及び出入国管理法などがあり、3 日間、36 時間教育課程となっていた³⁰⁵。

その後、2018 年から外国人を対象にした住民相談員教育も実施し、韓国語能力 3 級レベル³⁰⁶（60 分授業を 160 回受講した程度。日常的な場面で使われる基本的な韓国・朝鮮語を理解し、それらを用いて表現できる。）の外国人を対象に、相談員の基礎、雇用許可制度、外国人専用保険、勤労基準法（勤労契約書、勤務時間、休暇、賃金）、出入国法（ビザ資格、条件）、通訳・翻訳技法、刑事、民事関連法律などを内容とした教育課程を提供している。

7.-2. 専門人材の業務内容

上記外国人住民支援専門相談士／相談員の業務内容については、特に明記した内容がない。ただ、上記ソウルグローバルセンターでは、多様な言語相談サービスをはじめ、法律、労務、不動産分野の専門相談サービスを提供している。提供する専門相談は弁護士、労務士、公認仲介士など 26 人で構成されており、外国人住民の便宜のために 9 か国語の通訳支援を行っている³⁰⁷。

7.-3. 専門人材の活動場所

³⁰⁵ ニュースサイト (News1) : <https://www.news1.kr/articles/?1675847>

³⁰⁶ ハングル能力検定協会 : <https://hangul.or.jp/siken-top/level/>

³⁰⁷ ミルアル福祉財団 : https://www.miral.org/news/story_view.asp?bbsIdx=14969&bbsCode=story

特に明記していないが，人材育成募集のフェースブックページにて，質問者への回答項目を参考にした限りでは，各自治体外国人支援施設（ダヌリコールセンター，多文化家族支援センター，外国人労働者支援センター，グローバルセンターなど）で活動を想定して育成している推察される。

7.-4. 専門人材の育成制度（資格制度，公的機関による認定制度，大学等における専門課程等）

特になし。

参考資料一覧

文献一覧

在韓外国人処遇基本法

多文化家族支援法

難民法

外国人労働者の雇用などに関する法律

法務部「出入国・外国人政策統計年報 2020」

女性家族部「第3次多文化家族政策基本計画（2018～2022年）」

移民政務研究院「外国人政策施行計画推進課題の成果指標の適切性及び政策評価性分析研究」

韓国国立国語院「多文化時代における韓国語教育政策の方向と推進状況」

韓国教育課程評価院「多文化家庭の学生に向けての韓国語教育支援提案」

イ・ミヘ（梨花女子大学校）「外国人勤労者対象の韓国文化教育」

ゾン・ピルウン（韓国教員大学校）「外国人の教育基本権保障現況と課題」

機関一覧

多文化家族支援ポータルサイト「ダヌリ」

<http://liveinkorea.kr>

韓国法務部

<https://www.moj.go.kr/moj/index.do>

国家法令情報センター

<https://www.law.go.kr/>

探しやすい生活法令情報

<https://easylaw.go.kr/CSP/Main.laf>

法務部 出入国統計

<https://www.moj.go.kr/moj/2412/subview.do>

法務部外国人総合案内センター

<https://www.moj.go.kr/moj/196/subview.do>

警察庁

<https://www.police.go.kr/index.do>

韓国外国人労働者支援センター

<https://k.migrantok.org/>

ソウルグローバルセンター

<https://global.seoul.go.kr/web/main.do>

韓国外国語大学

<http://www.hufskorea.com/>

ソウル市多文化家族のためのハンウルタリー

https://www.mcfamily.or.kr/intro_web.php

ソウル外国人ポータルサイト

<https://global.seoul.go.kr/web/main.do>

その他

女性家族部, 「韓国生活に必要な情報を一目で!」

<https://www.korea.kr/news/pressReleaseView.do?newsId=156414422>

韓国生活ガイドブック

<https://www.liveinkorea.kr/portal/KOR/board/mlgd/boardView.do?menuSeq=190&boardSeq=14>

ヤンテサム, <韓国の実情に合った移民政策評価指標を導入すべき>, 《聯合ニュース》, 2020. 12. 22

<https://www.yna.co.kr/view/AKR20201222125900371>

シン・チャンギョン, <“通訳能力向上目標”… 華城市外国人福祉センター, ‘通訳活動家養成教育’ 進行>, 《中部日報》, 2021. 12. 14

<http://www.joongboo.com/news/articleView.html?idxno=363516740>

パク・チャンス, <釜山経済振興院外国人患者専門通訳士養成教育>, 《連合ニュース》, 2021. 09. 28

<https://www.yna.co.kr/view/AKR20210928109400051>